

埼玉県発行

#### 告

目

次

○包括外部監査の結果に関する報 告 示

(監査第一課)

# 告

# 埼玉県監査委員告示第7号

の38第3項の規定により、次のとおり公表する。 部監査人佐野勝正から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外 平成21年5月11日 埼玉県監査委員 埼玉県監査委員 埼玉県監査委員  $\blacksquare$ \*春 - $\boxplus$ Ш  $\mathbb{H}$ 澳 彦曰未忍

# 平成20年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

貸付金に係る財務事務の執行について

損失補償・債務保証に係る財務事務の執行について

埼玉県包括外部監査人 公認会計士 佐野勝正

埼玉県監査委員

드

能上

監査の種類

### 第1章 包括外部監査の概要

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

## 能公 選定した特定の事件(テーマ)

貸付金に係る財務事務の執行について

# 能 特定の事件(テーマ)を選定した理由

は県債を含む歳人を原資とし、かつ、残高が累積する性格を有することから、貸付から回収 行っており、平成18年度末において総額96,599 百万円の貸付金残高を有している。貸付金 までの資金の有効活用が求められる。 埼玉県(以下「県」という。)は、社会福祉目的、産業振興、学業支援等の目的で貸付を

資金が制約されることになる。 組織に対し資金の貸し付けを行っているが、貸し付けする目的が達成され、資金回収が順調 に完了して初めて、有効であったと評価されるものである。 県は、政策目的を達成していく・手段として、要綱等に定める条件に合致した者あるいは 通常、貸付金の回収には数年から長ければ十数年の期間を要し、その間、県が活用できる

在テーマとして選定した ため有効に活用されているかどうか検討することは意義のあることであると考えるので、點 県の有利子負債である県債残高が3兆円を超える状況下において、資金が政策目的達成の

# 第4 監査の対象機関

管理防災部、環境部、企業局、病院局を除いて、全て対象としている。 監査の対象とした部局は、以下のとおりである。貸付金のない総務部、県民生活部、危機

	教育委員会			知事部局
教育局		農林部、県土整備部、	企画財政部、福祉部、	
		3、都市整備部	3、保健医療部、産業労働部	

埼玉県農林公社も監査の対象機関に加えた, L記の部局に加えて、直接貸付金を行っている (財) 埼玉県中小企業振興公社及び(社)

### 部で 外部監査の方法

### 監査の着眼点

- ①各々の貸付金は政策目的を達成するために有効に機能しているか。
- ②貸付手続は、法令及び要綱等に従って適正に行われているか。
- ③保全手段が適切になされているか
- ⑤貸付金の回収手続は適正に行われているか ④県庁内での貸付金で重層的なものや整理統合されていないものはないか。
- ⑥全庁的な観点から延滞債権の管理及び徴収がなされているか。
- ⑦全庁的な観点から返済免除、履行期日の延長が適正になされているか。
- ⑧損失処理を行った債権が適正に管理されているか。
- ⑨貸付金の開示は適切になされているか。
- ⑩貸付先に対する情報が適切に入手され、保証先の管理に活用されているか。
- ⑪効率性、経済性及び有効性の観点から見直すべきものはないか

- 章 1-

部

利害関係

#### **N** 監査の主な手続

監査の着眼点に沿って、具体的には以下の手続を実施した。

①諸規程、要綱の閲覧

③管理状況の検討 ②関係者 (担当職員等) への質問

④延滞している貸付金の状況把握 ⑤その他必要と認めた手続

# 能 0 監査の実施期間と監査の対象年度

監査の実施期間

自平成 20 年 7 月 10 日 至平成 21 年 2 月 24 H

## 監査の対象年度

原則として、平成 19 年度の執行分を対象として、必要に応じて過年度執行分に遡及し

#### 第7 監査従事者

包括外部監査人

佐野勝正

包括外部監査人補助者

少 三 崇

佐久間仁志 公認会計士

上屋文実男

公認会計上

公認会計士

池田博行

公認会計士

公認会計士

金井千尋 河合明弘 公認会計士 公認会計士

ー 文 3-

む。) との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人(包括外部監査人補助者を含

### 第2章 監査対象の概要

# 貸付金制度の意義

を一部原資として貸付を行う等、様々であるが、通常の借入金よりは有利な借入条件となって いる。貸付方法は、利用者への直接貸付、県から資金を金融機関等に頂け、金融機関等はそれ 県内に住居がある学生等に対する学業支援目的等のために低利又は無利息にて貸付を行って 県は、県民の福祉向上目的、県内中小企業の振興、県内の学校に通学している学生あるいは

る展開への役割を果たすことがあげられる。 学、事業への参入の機会を与え、事業拡大、事業の改善・事業の建直し等の一助となし、孜な 貸付企の機能として、金銭に窮している人に当面必要とする金銭を用立てることにより、就

能を持っているといえる。 また、担保がない等の理由で金融機関では資金調達が困難な場合に、補助的な資金供給の機

働者との契約打切りが社会的問題化している。 備投資の延期が連川マスコミに報道され、過剰労働を解消するための短期契約労働者や派遣労 ている。また、経済停滞による消費不況が先行き予想されることから、企業における減産、設 ことが原因となって大手の建設及び不動産会社が倒産し、中小企業の倒産件数も前年比増加し においても、他の先進国と比較すると被害が少ないとされているが、借換資金が確保できない 著名な金融機関が大幅な資本不足に陥った。リーマンブラザースのように破綻したもの、シテ イコープのように国家の資本注入を受けたものなど、多くの国で金融不安が発生した。わが国 特に、平成 20 年は、アメリカ合衆国を震源とするサブプライム問題を起因とし、世界的に

保証協会への損失補償を通じて県内中小企業の資金調達円滑化への、機動的対応を図っている こうした状況下において、県も産業労働部金融課における制度融資業種の拡大、埼玉県信用

食4-

### 能 2 貸付金の推移

## 1 埼玉県の状況

が有する貸付金に係る債権は、貸付金と未収入金とからなる。 金と処理し、瀾定されたが未回収のものが未収入金として処理されている。したがって、県 行政における処理として、次年度以降に期限が到来するため調定が済んでいないものは貸付 県における平成19年度を含む最近3年間の貸付金の推移は、次のとおりである。

(単位:千円)

1,202,267	94,186,032	-4.3%	95,388,299	-7.9%	7,168,047	H19年
3,125,354	96,599,215	-0.4%	99,724,569	-7.0%	7,783,214	H18年
3,137,857	-4.0% 97,000,352	-4.0%	100,138,209	-9.6%	8,372,059	H17年
未収入金	貸付金	H47527FE	十/文/小/太阳	247	大门片架	
· 市内訳	年度末残高内部	芸芸 子	在庫十建式	部 差 天	存在全額	A 田

## N 監査対象部局の貸付金の状況

収入金)とに分けてぶしたのが、以下 平成 19 年度末における全部局の貸付 済額(未

9	4
の表である。	付債権残局を賃付金ごとに、
	質付金と収入未済

166,635	29,112	137,523	人権教育課	n	埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資 金貸付金
29,960		29,960	生涯学習文化 財課	H	財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団 貸付金
3,428	516	2,912	高校教育指導 課	я	埼玉県高等学校定時制課程及び通信制 課程生徒修学奨励費貸付金
729,794	6,483	723,311	財務課	教育局	埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金
3,627	3,627		"	IJ	埼玉県緊急住宅復田資金
20,546		20,546	作名課	都市整備	住宅新築資仓貸付金
53,220		53,220	ji ji	11	时团法人埼玉県河川公社設備更新資金貸付金
9,000		9,000	河川砂防課	"	財団法人埼玉県河川公礼運営資金貸付金
1,991,200		1,991,200	道路街路課	II	連続立体交差緊急整備事業貸付金
400,000		400,000	道路政策課	県土整備	埼玉県道路公社貸付金
5,737,148		5,737,148	11	11	社团法人埼玉県農林公社貸付金
215,476	4,748	210,728	"	H	本多静六博士奨学資金貸付金
74,416	4,382	70,034	<b>茶</b> ムへご課	H H	林業・木材産業改善資金貸付金
313,898	23,768	290,130	"	j)	農業改良資金貸付金
217,745		217,745	農業支援課	源外	就農支援資金貸付金
231,255		231,255	"	"	小規模企業者等設備導入資金貸付金
572,810	113,954	458,856	"	n	独立行政法人中小企業基盤整備機構貸付金
7,948,426	799,507	7,148,919	#	n	中小企業高度化資金貸付金
2,950		2,950	金融課	産業労働	中小企業設備近代化資金貸付金
3,998,162	5,561	3,992,601	医療整備課	保健医療	<b>看護師等修学資金貸付金</b>
2,044,594	192,336	1,852,258	こども安全課	"	母子寡婦福祉資金貸付金
424	424		子育て支援課	"	保丹修学資金貸付金
157,000		157,000	障害者福祉課	n	障害者福祉資金貸付金
105,438		105,438	介護保険課	n,	介護保険財政安定化基金貸付金
17,849	17,849		#	"	同和対策緊急生活資金貸付金
31,140		31,140	H	"	介護福祉士等修学資金貸付金
24,422		24,422	社会福祉課	福祉	理学療法士等修学資金貸付金
8,695,900		8,695,900	"	"	埼玉高速鉄道線整備事業費貸付金
21,373,836		21,373,836	交通政策課	"	常磐新線建設資金貸付金
34,069,060		34,069,060	Л	n	ふるさと創造貸付金
6,148,940		0	市町村課	企画財政	市町村振興資金貸付金
同能の誘便 C=A+B	ダス木『寛 の残高 B	残局 A	<b>左</b> 山瓣	兴	資付金の名称

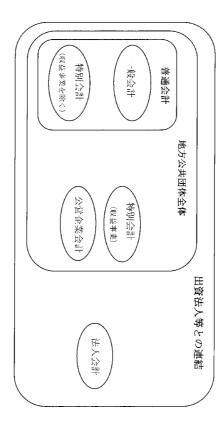
# バランスシートとの関係

ω

度の決算から、総務省の基準によりバランスシート(貸借対照表)を作成している。 いるが、それとは別に、県民に財務状況をよりわかりやすく提供するために、県は平成 11 年 地方公共団体の決算は、地方自治法に定められている歳人歳出決算書によってまとめられて

スシート、埼玉県の連結バランスシートを作成している。 県が保有する財産とその資金の調達源泉を示すことにより、ストック情報を提供している。そ して、県では、バランスシートとして、埼玉県普通会計バランスシート、埼玉県全体のバラン 歳入歳出決算書がフロー情報を提供しているのに対し、バランスシートは、年度末において

地方公共団体の会計の概念図を示すと、以下のようになる:



が貸付金であり、回収が著しく遅延しているものは長期貸付金、法的な整理状態に至ったもの 調定済であるが末入金であれば末収入金、調定前ならば貸付金と処理されることが生じている 金、調定しているが未入金であるものが未収入金と処理される。 付金について企業会計における貸付金との比較では、企業会計では通常の回収過程にあるもの **困難なものが含まれている場合があることである** は破蓭更生債権として処理される。これに対し、行政における会計処理は、調定前ならば貸付 問題とすべきは、調定前であるので貸付金としているが、その中に実態において債権回収が 県が作成している「バランスシート」の概要は後述するとして、今回の監査テーマとした貸 ・人の貸付先に対する債権が、

振替処理しており、結果として、未収入金には回収可能性の低い債権が残ることになる. 失わせるため「括繰り上げ償還の請求をしている。年度末に当該債権は、調定後、未収入金に 金融課においては、延滞債権については、 督促して返済されないものは期限の利益を

「埼玉県のバランスシート」の解説を引用すると関係は、以下のようになる。

= 負債の合計+正味資産の合計	資産の合計
<b>あ</b> な。	県に納められる予定の県税等の未収金
あたり、返済不要な自己資金としての位置づけに	・年度末までに県に納められなかったが、近い将来
・資産から負債を引いたもの。企業でいう資本金に	・預金に準じた基金の残高
正味資産の部	・年度末における現金や預金の残高
	3 流動資産
pint .	
・翌年度に県が償還しなければならない地方債の残	いる基金の残高
2 流動負債	・特定目的の事業を実施するために県が積み立てて
	・民間事業者や県民等に対する貸付金の残高
・その他県の借金	・公社や第三セクター等に対する出資金の残高
<b>ర</b> ు	2 投資等
(実際には積み立てていないが、一定の基準で試算してい	
・県の職員が受け取るべき退職金の積立額	(注対象外)
なければならないもの (債務負担行為)	(民間事業者や市町村が県の補助を受けて建設する施設
・年度末に支出しなかったが、近い将来県が支払わ	された県の資産の残存価値
債の残高	備品の購入を目的とする投資的経費によって形成
・翌々年度以降に県が償還しなければならない地方	・庁舎、道路、県営住宅、学校校舎の建設や、高額
1 固定負債	1 有形固定資産
負債の部:県が返済しなければならない借金等	資産の部:県が保有している財産
貸 方	借方

#### 4 全国比較

平成 18 年度の都道府県別貸付金の状況は、次のとおりである

「平成 18 年度都道府県決算状況調」(平成 20 年 2 月)より記載したものであり、数字は

また、「平均」は、参考のため、合計金額を都道府県数の47で単純に割り、加えたもので

かる。

百万円未満切捨てとしている

第3章	
監査の結果と意見	

# 監査の結果と意見(総括)

# 第1 指摘事項と意見の総括

# 貸付金に係る財務事務の執行について、監査した結果を取りまとめたのが次の表である。 なお、指摘と意見には、テーマ1とテーマ2を通じて、通しの番号を付している。

											ľ
-37	18,321	3,175	11,357	14,532			1	3	14,532	45,085	沖縄県
-1,197	19,554	3.975	13,266	3,596	1.626			12,019	17,242	60,164	鹿児島県
39	44,109	4,799	39,473	35,414	970		1	7.888	44,273	42,321	的毒果
-57	38.051	2.234	32,474	24,801	992	650	1	8,265	34,709	47,966	大分県
-150	28,370	4.834	20,010	24,084	331	-	-	429	24.845	189,692	派水源
-33	33.247	2,684	27,281	29,192	186	532	_	55	29,966	58,016	長崎県
-83	12,973	3,166	10,041	13,028	180	_	_	,	13,208	29,823	佐賀県
-553	85,317	7,782	70,683	66,248		3,627	1	8.589	78,465	194,790	福岡県
9	20.040	3,303	14,710	2,000	0	3,000		12.040	10,000	30.320	N IN
1011	30.5.40	2 205	147.022	2000	610	3 020		19 340	18 005	39.928	<b>身</b>
104	84.140	0,017	40,020	10,207		10.000		1 506	5777	41 775	事務画
-134	44 140	3617	39.028	40 234	1 449	89	_	873	42 646	46 240	* = = =
-348	56 731	3 670	47.367	9 593	1 662	2579		37 204	51 040	55 370	金剛爾
- 109	10,504	0,020	00,190	00,400		0		0,104	10,010	07.020	H
į	20,02	0,422	20,070	60,410		20		0,000	73 010	64 000	11.00
4/8	33 503	2,001	16 0 70	10 / 15				6025	25,000	107 541	
82	68,612	7,062	52,646	44.398	920	4.412		9,978	ı	33,635	印文学
-126	31,866	9,733	27,454	27,690	200			9,497		48,518	10 長年
5	2	2	27 454	97 000				0 407	37 100	40 510	
-133	42,694	4,895	37,594	39,368	616			2,504	42,489	/3,851	和歌山県
-411	4,659	1,880	1,806	1.103	961			1,621	3,686	32,041	北及派
-225	312,254	7,536	288,760	223,935	787	3,000		68,574	296.297	182.468	北海河
-663	553,591	19,726	530,892	493,225	3,600			53,792	550,618	296,729	大阪石
-167	66,190	2,590	62,189	63,796	_	,	-	982	64,779	36,227	京都府
-664	30,869	1,873	27,098	21,316	890			6.764	28.971	83,591	滋賀洞
~320	23,691	2,483	14,360	11,496	418	800	_	4,129	16,844	55.776	三重県
-130	225,370	22,542	202,892	188,146	728	5.192	_	31,368	225,435	303,050	愛知県
-63	26,622	5,150	5,198	5,207	92		_	5,049	10.349	116,105	静田県
-178	56,320	3,449	51,637	52.780	10	546	1	1,749	55,087	73,233	東中海
-80	66.971	1.702	62.584	59.588	352			4.345	64,287	33,408	長野県
-6	28,784	6.712	17,256	5,572	1.997	,	_	16,400	23,969	89,526	三 継
_ :									- 1		
-50	27.049	1.436	23,789	13.484	,	497	-	11,244	25.226	47,047	福井県
-510	19,494	5,853	16.578	12,908	_	2,647	_	6,877		62,620	石三県
_	42,885	5.878	35,076	29,427	_	4,626	_	6,900		55,924	助丘源
-414	115,180	3,631	107.827	68,792	3,719	34,465	_	4,482	111.459	367,413	新潟県
	_										
	12,006	11,708	213	7.196	4.182	_	_	542	11,922	133,417	神奈三県
-1.370 1.797.532	239,092	240.104	763	199.517	1	_	_	41,350	240,867	1,797,127	東京教
	_	5.090	85,005	86,588	1.381	_	1	2,126	90.096	174,417	- 土葉県
-53	36,456	7,388	28,702	26.646	6,000	_	-	3,444	36,091	100,358	埼玉県
-282	142 135	1 232	138 785	136.866	218	_		2.934	140.018	35,768	群馬栗
-146	955.10	2238	89.573	90 211	1	739	_	860	91.811	24.216	施大源
-170	112 728	27 236	105.148	53 192	1.878	738	_	76.575	132,384	186,600	茨城県
9	60.974	3,326	55,537	53.362		707		5,145	28,604	03,440	苗田米
-955	68.539	4.869	62.614	59.193	2,189	1.500		4,601	67,484	55,737	日表
13,855	Τ.	4,476	70.419	66,323	2,644		1	5,928	74.896	71,414	
-72	Т	5,983	44.599	45,778	1,685	628		2,491	50,583	61.749	的城県
-1.596	66.712	2,731	60,097	44,483	L	9,800	1	8,546	62,829	55,430	岩平県
-392	61,182	2,390	56,176	48,156	-	1.000	5,130	4,279	58,566	60,188	青森県
-3,940	268,706	6,081	252,648	167,945	-	1.823	-	88,959	258,729	150,837	北海道
_											
-959 125,584	80,213	10,859	66.990	60.379	921	2.016	_ 1	14.423	77,850	128,907	甘丛
		年度を越	年度内回 年度を越	その他	市町村	1発 地方公 市田 強悪拳	地方開	公社·協	額田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	(A)	
調整額 未残高	回収元金	別内訳	貨付裝置		7	13 25 20 14 2	'n		裁出決算		公区
						1	ů		+ 1		

1	1	農地保有の合理化を促進するための貸付金	農地活用推進室	
1	ı	農林公社貸付金 (連用貸付金)		
7	1	農林公社貸付金 (分収林事業貸付金)		
_ 1	7	本多静片博士奨学資金貸付金		
1	ı	林業・木材産業改善資金貸付金	株づへで誤	
1	ш	農業改良資金貸付金		
	1	就農支援資金貸付金	農業支援課	農林部
	ı	小規模企業者等設備導入資金貸付金		
3	1	独立行政法人中小企業基盤整備機構貸付金		
4	1	中小企業高度化資金貸付金		
	ı	中小企業設備近代化資金貸付金	金融課	
2		地域中核企業投資育成事業貸付金	接課	
1	1	創造的企業投資育成事業貸付金	企業誘致・経営支	産業労働部
	1	看護師等育英授学金貸付金		
1	2	看護師等修学資金貸付金	医療整備課	保健医療部
6	5	母子寡婦福祉資金貸付金	こども安全課	
1	ı	保母修学資金貸付金	子育て支援課	
2	ı	障害者福祉資金貸付金	障害者福祉課	
1	-	介護保険財政安定化基金貸付金	介護保險課	
2	1	同和対策緊急生活資金貸付金		
		学資金貸付金		
_	2	理学療法士等修学貸付金・介護福祉士等修	社会福祉課	福祉部
		埼玉高速鉄道線整備事業費貸付金		
2	1	常磐新線建設資金貸付金	交通政策課	
1	1	ふるさと創造貸付金		
1	1	市町村振興資金貸付金	市町村課	企画財政部
意見	益	貸付余名	课名	鹄

46	20			
_	I		埼玉県農林公社	(社) 埼
2	1		埼玉県中小企業振興公社	(財) 埼
		小金		
Н	1	埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸	人権教育課	
1	ı	(財) 埼玉県埋藏文化財調査事業団貸付金	生涯学習文化財課	
		生徒修学奨励費貸付金		
1	1	埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程	高等教育指導課	
1	1	埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金	財務課	教育局
1	1	埼玉県緊急住宅復旧資金貸付金		
I	ı	住宅新築資金貸付金	部 住宅課	都市整備部
1	1	(財) 埼玉県河川公社設備更新資金貸付金		
ı	ı	(財) 埼玉県河川公社運営資金貸付金	河川砂防課	
_	ı	連続立体交差緊急整備事業貸付金	道路街路課	
2	I	埼玉県道路公社貸付金	部 道路政策課	県土整備部
意見	指摘	貸付金名	部 課 名	

(注)(財)埼玉県中小企業振興公社の意見には、県に対する提言が1つ含まれている。

# 第2 まとめと課題

今年度の監査を通じて、今後の事務改善のために要望したいことは、以下のとおりである

# (1) 研修会の実施について

今年度の監査で指摘した中で、実務者研修をしていれば、発生が避けられと思われる事柄として、①文書保存、②時効の中断と借受人への督促とが、挙げられる。

①の文書保存については、既に、総務部文書課により、保存期間の基準の明確化が図られ、今後は改善されるとは思われるが、金銭貸借契約書、いわゆる公文書が、貸付金が完 済される前の契約期間中であるにもかかわらず、廃棄されているものが散見された。日常 実務では、特段必要性を感じないものであるから、公文書が廃棄された事実を失念したものと思われるが、貸付金残高がある状況において、金銭貸借契約書が廃棄されることは通 常ありえないことである。そこには、規定における保存期間の解釈でのあいまいさ、法的専門知識の不足があったことが原因と思われる。

また、貸付金は、返済完了までに数年間、場合によっては 10 年間以上の期間を要するのが通常である。県のファイル方法は、事務手続きが完了した翌々年度に書類を文庫に移管するのが原則ではあるが、貸付金のように複数年間をかけて事務を行うものについては

過去の経緯を把握することも必要なことであり、現任行っている事務が完了するまで手元にて保管(常用扱い)することを考えるべきである。

②については、時効を援用し不納欠損処分を行う前に、然るべき借受人への暫促を通じて債権の保全を図るとともに、時効の中断がなされているかが重要と考える。借受人からの入金が滞り、見るべき資産がないときには、巴む無く不納欠損処分を行うこともあろうが、それは、臨宅等然るべき手続きを経て行うべきであり、債権回収に向け、県職員自ら納入交渉を行うなど組織的対応が不可欠である。

それには、関連法規に対する知識の取得と理解を深め、滞納者との均衡や財産調査等における債権回収の方法のスキルアップが必要である。また、貸付金の種類により異なるであろうが、不納欠損処分を行うスタンスについて研修を通じて共通の理解とすることが必要と考える。

こうした知識の習得には研修会が有効であり、特に、担当者が人事異動により交代するときには、貸付金の管理について全庁的に初心者研修を行うことが望ましいと考える。

# (2)類似する貸付金業務の改善について

制度の趣旨や規定する規則が異なることにより利用の制限があるにしても、例えば、 般の学生が現在利用可能な県の奨学金だけでも、以下のものがある。

- ·本多静六博士奨学金
- · 母子寡婦福祉資金貸付金 (修学資金)
- 為玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生修学奨励費貸付金
- 埼玉県高等学校等奨学念(ただし、県は補償することで、金融機関が直接貸している。)

これらは、制度が設けられた背景がそれぞれ異なり、所管する業務との関連からそれぞれの課において事務が行われているが、利用者の視点に立てば、窓口がそれぞれ異なり、利用しづらいとの印象を受ける。

教育局の財務課では、母子寡婦福祉資金貸付金を扱う福祉保健総合センターにパンフレットを置いていただいている、県のホームページで他の奨学金についても紹介している。農林部の森づくり課では、高校に木多静六博士奨学金制度の紹介をしていただいている等の工夫をしているとのことであるが、奨学金にどのようなものがあり、自分とってどれが利用可能なのかを判断するには利便性に欠けると考える。

界は最高のサービスを提供する事業体であるべきであり、利便性、かつスピーディーな 県民サービスが氷められていると考える。

県の奨学金制度の -覧表を作成し、ホームページでも公開する。また、窓口を一つにし、 実際の事務管理も可能な限り総合を図っていけば、貸付金残高の名寄せ管理も行うことが 可能となって管理水準の向上も図られ、利用者にとって使い易いだけでなく、事務の合理 化に資すると考える。

# (3)公会計の整備における残高金額の把握について

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日総務事務次官通知、以下「総務次官通知」という。)は、『各地方公共団体においては、「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改定モデル」を活用して、公会計の整備の推進に取り組むこと。その際に、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報開示に取り組むこと。』を求めている。

その後、各都道府県知事と各政令都市市長に対し、総務省自治財政局長より「公会計の整備推進について(通知)」(平成19年10月17日 総財務第218号)が通知され、総務次官通知が再確認された。具体的には、都道府県は平成21年度秋を目処に、4表の整備又は4表作成に必要な情報開示に取り組むよう要請されている。

これまで、県はバランスシート(貸借対照表)を作成してきているが、同表を含め4表が作成されることになる。今まで以上に、資産・負債の金額を意識しての数字の集計が求められることになる。

今回の調査において、貸付金の相手方との事務手続きは適正になされているが、貸付先ごとの機高金額を集計した結果が十分に確認されないまま報告され、バランスシートの基礎となる決算統計の数値とされていた事例が存在した。

上司ら複数の者による数字の検証が徹底されていたのかが問われるものである。資産・ 負債の金額まで合わせて事務手続きが完了する、そうしたことが要請される時代となった ことを意識していただきたい。

# 監査の結果と意見(個別)

Ħ

# 第1 企画財政部

# 市町村振興資金貸付金

(1) 貸付金の推移

=:
٠ ;
==
٠.
<del>-&gt;+</del>
4
**
ЯII
濫
/声
ŔII
щх
1
MY
1
تا <u>کی</u> لانه
$\rightarrow$
<u>-</u>
₩
ΠY
0
J
4-
$\rightarrow$
ž
$\square$

(単位: 千円)

おりである。	市町村振興資金貸付金の平成 19 年度を含む過去 10 年間の貸付実績と貸付残高は、次のと
	303

H19年	H18年	H17年	H16年	H15年	H14年	H13年	H12年	H11年	H10 年		年度区分
6,148,940	8,393,010	10,876,990	13,676,240	16,710,430	19,935,250	23,394,400	26,905,870	26,867,450	27,719,020	프마	期末貸付残
	ı			1	1	1	4,300,000	4,100,000	5,100,000	春 (A)	新規貸付予算
-	ı	1	ı	1	ı		4,300,000	4,100,000	4,927,100	(B)	新規貸付額
ı	ı			1	-	_	100.0%	100.0%	96.6%	(B/A)	貸付消化率
2,244,070	2,483,980	2,799,250	3,034,190	3,224,820	3,459,150	3,511,470	4,261,580	4,951,570	3,482,520		同収額
124,978	171,531	226,679	289,388	359,325	443,294	536,209	631,887	781,085	862,800		利息収入

## (2) 制度の目的

市町村振興資金貸付金は、公共施設の整備を促進するため、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)に低利率で貸付をするものである。昭和39年度に埼玉県市町村振興資金貸付基金を財滅として制度化されたが、平成13年度に埼玉県市町村振興資金貸付基金が廃止された時点で、当該貸付金は後述する「埼玉県ふるさと創造貸付金」の制度に変更になり、県債管理基金を財滅として継続している。したがって、当該貸付金は、平成12年度の貸付を最後に新規貸付がなく、現在は債権管理のみが行われている。

(F)

五 学校その他の文教施設、保育所その他の早生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土水施設等の公共施設

又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国岩しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが最

置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する上地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する

普通地方公共団体の歳田は、地方依以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場

合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

前項の場合において、地方質の起僚の目的、限度額、起憤の方法、利率及び償還の方法は、

予算でこれを定めな

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等 ・地方自治法第 230 条(地方債)。

- · 地方財政法第 5 条 (地方債の制限) 3
- ・地方財政法第5条の3ただし書き (地方債の協議等)
- ・埼玉県市町村振興資金貸付基金条例(以下「市町村基金条例」という。)
- ・埼玉県市町村振興資金(以下「くにづくり貸付金」という。) 貸付要綱 **ごくり貸付要綱」という。**) (以下「くに

### (4) 制度の仕組

### ①貸付対象

沿い、かつ関係地域住民の協力が得られるものを行う市町村に対して貸し付ける。 次に掲げる事業に該当するものであって、緊急性が高く、行政の広域的処理の方針に

- (ア) 母子福祉施設、児童福祉施設、老人福祉施設又は授産施設の設置及び整備に関す
- (イ) 公民館又は幼稚園の設置及び整備に関する事業
- (エ) 消防施設の設置及び整備に関する事業 (ウ) 道路及び橋りょうの設置及び整備に関する事業
- (<del>K</del>
- へん地の公共施設の設置及び整備に関する事業
- その他特に必要と認められる事業

なお、貸付対象市町村には、次の要件を満たす必要がある。

- (ア) 財政運営の健全化を維持するため十分努力していること
- (イ) 当該事業を施行することによりその年度の財政運営が著しく困難となる見とおし
- (ウ) 償還が確実であること

次の事項に該当する市町村については、資金の貸付を承認しないか制限する。

- 前年度において決算上赤字を生じた市町村
- (イ) 今後における地方債及び資金の償還額が当該市町村の財政力に比し苦しく多額な
- (ウ)前年度及び前々年度における市町村税の徴収割合が著しく低い市町村
- (エ)地方債及び資金の元利金の払込みに遅延がある市町村

### ②貸付条件

(ア) 貸付利率:貸付年度の2月末日における資金運用部資金法(昭和26年法律第100 号) 第7条の規定により資金運用部資金が地方債に運用される場合の貸付利率

ド「政府資金利率」という。) 以内で知事が定める利率

府資金利率―1.0%」が適用されており、いずれも政府資金利率よりも低利となって 金利率―1.0%」、平成 12 年度から、公立病院設置市町村特別分。貸付については、「政 利な利率を設定しているものである" いる。これは、市町村等に対する財政支援の一環としての貸付事業であるため、有 ては、「政府資金利率—0.5%」、小規模町村活性化特別分貸付%については、「政府資 具体的には、くにづくり貸付要綱によれば、平成9年度から、一般分貸付につい

(イ) 償還期限:2年以内据置期間を含め、 12 年以内

(ウ) 償還方法:元金均等年賦償還

(工) 償還期日:毎年2月末日

- (オ) 充当率:原則として75%以内。 ただし、小規模町村活性化特別分については 100%
- (カ)貸付限度額:原則として1団体当たり概ね2億円12

へにんへの貸付要網 第4条

11 平成 12年くにづくり貸付金(市町村振興資金)充当方針 【一般的事項】3(1)

同充当方針【一般的事項】3

賃 16-

埼玉県市町村振興資金貸付基金条例 (以下「市町村基金条例」という。)

合か近める場合にしいたは、この限りたない。

経費を含む。)の財源とする場合

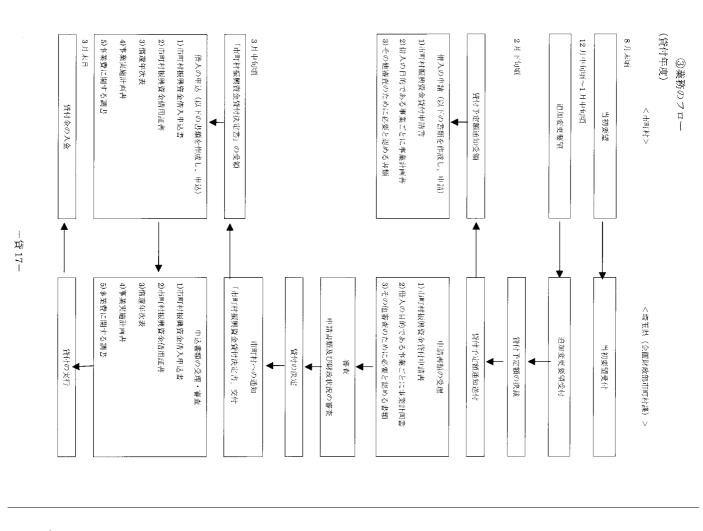
定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率芥しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で

<sup>6</sup> 埼玉県市町村振興資金(<に乙<り貸付金)貸付要綱(以下「<に乙<り貸付要綱」という。) 第2条

市町村基金条例 第5条

小規模町村活性化特別分とは、過疎市町村の指定要件である財政力指数(0.44 平成 12 年度から 0.42)以下の小規 整備を促進することとする。 枠は光当率 100%で、「政府資金利率―1.0%」とする)し、<にグヘリ別成金の対象となりに<い年活基盤施設の 模町村の 13 町村(平成 12 年度からも同数町村)を支援する貸付である。対象事業に 5 億円の特別枠を設定(特別

<sup>9</sup> 公立病院設置市町村特別分とは、<にろ<り掲院設置交付金が当初より1年早<廃止されることに伴い新たに発生 することとなる財政負担を緩和するため、時限的(平成12年度から下成14年度まで)に、2億円の特別枠を設定 し、財政支援を行うもの。



### (貸付年度以降)

6月末まで 「市町村振興資金貸付事業実施報告書」の作成・提出 <世野社> 運 「市町村振興資金貸付事業実施報告書」の受領・ <埼玉県(企画財政部市町村課)>

元利償還企の償還(2 年排置 10 年償還)

元利償還念の入金

必要がある場合、実地検査等を実施

2月末11

### ①新規貸付

(5)業務の状況

いる。融資最終年度から過去3年分の貸付及び貸付金利は、以下のとおりである。 平成 12 年度の貸付を最後に当貸付金は後述の「ふるさと創造貸付金」に制度移行して (単位:千円)

ते स	一般分	}	特别分	\$	経済対策分	策分		政府資
×	貸付額	利率	貸付額	利率	貸付額	利率	貸付額合計	金金利
H10年	3,309,200	1.6%	481,300	1.1%	1,136,600	1.1%	4,927,100	2.1%
H11年	3,691,900	1.4%	408,100	0.9%	_		4,100,000	1.9%
H12年	3,923,500	1.2%	376,500	0.7%			4,300,000	1.7%

るところはなかった。 お、具体的には、ふるさと創造貸付金の箇所で記載している。監査の結果は、問題とな 後述する「ふるさと創造貸付金」とともに同一手続きで回収業務が行われている。な ②貸付金回収

# ③貸付先に対する管理

実施について資料の提出を求め、又は実地に検査することになっている"。 付事業実施報告書」により把握し、必要があれば、市町村に対し貸付金の使用及び事業の 貸付対象事業の実施状況については、市町村から作成・報告される「市町村振興資金貸

に、独自開発の貸付管理ソフトにより返済予定、回収消込及び残高管理が行われている。 管理台帳に関しては、要綱では規定されていないが、後述のふるさと創造貸付金ととも

13 ヘにんへり食合要鑑 第 10 条・第 11 条

一貸 18-

### N ふるさと創造貸付金

# (1) 貸付金の推移

りがある。 ふるさと創造貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、次のとお

県債管理基金

養立 2.52億円

市町村振興基金

編入② 7.00億円

平成20年度市町村振興事業特別会計イメージ図

2 ふるさと創造貸付金

	0.0
	nx
	7
	並
T	-
	部
	₩÷
	河
	·
	_
	(H)
	9
	1 2
	<b>*</b>
	<u>ال</u> ت ا
	民

年度	新規貸付	新規貸付 新規貸付額	償還予定	償還額	期末残高	利息収入
	予算枠		額			
H15年	5,300,000	5,300,000	-	1	15,198,100	57,903
H16年	6,000,000	6,000,000	459,810	459,810	20,738,290	84,542
H17 4:	6,000,000	5,964,400	989,810	989,810	25,712,880	115,476
H18年	6,000,000	6,000,000	1,523,210	1,523,210	30,189,670	156,112
H19年	6,000,000	6,000,000	6,000,000   2,120,610	2,120,610 34,069,060	34,069,060	208,998

# が行う社会基盤整備事業等に対して低利の貸付を行うもので、上記の市町村振興資金貸付 振興事業特別会計で運営されている(下記図参照)。この貸付制度は、次の 2 つの点で意 金の後継的な貸付制度であり、県債管理基金を財源とし、平成 13 年度に開始した市町村 ふるさと創造貸付金は、市町村(市町村一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。)

義のあるものといえる。

(2)制度の目的

①充当率や対象事業等国の地力債制度に適合して初めて、市町村は社会基盤整備事業等 国の制度を補完するもので、国の地方債制度の対象外事業や充当残に対する資金を対 を実施するための財源を独自に調達できるが、国の地方債制度は細やかさに限界があ **| 依としているものである(市町村のメリット)。** り、市町村のニーズに必ずしもマッチするものではない。「ふるさと創造貸付金」は

②「ふるさと創造貸付金」は、例えば駅のバリアフリー化等県政重要施策と連携した事 業に対する貸付も実施しており、政策誘導のツールとして非常に有効なものである (県のメリット)。

梅田県ふるさと 創造貸付会 60億円 河 東 西 市町村振興事業特別会計 埼玉県ふるさと創造資金 25億円 毛頂ルヘン機器機器開業 ・由四柱操器機器機器 護立て 20.82億円 (③+運用益約0.67億円) - 一般交付金6.72億円 - 特別交付金0.28億円 埼玉県分権推進交付会 7.00億円

旗 车 车 鐵透透29.68億円 平成13年度以開資估分元前 ③ (韓) (第20,15(後) 円 平東12年度以前貸付分支利 킈 專 即成 25億円 交付 7.00億円

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・地方自治法第 230 条 (地方債)
- 地方財政法第5条(地方債の制限)
- 地方財政法第5条の3ただし書き(地方債の協議等)
- 地方債に関する省令第1条第1号 (地方債の協議を要しない場合) 14

<sup>14</sup> 地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号。以下「法」という。)第 5 条の 3 第 1 項ただし書(法院 5 条の 4 第 6 項において鎌川する場合を含む。)に規定する総務省合で定める場合は、次に掲げる場合とする。 おいて鎌川する場合を含む。)に規定する総務省合で定める場合は、次に掲げる場合とする。 1 市町村等(地方財政法権工会(昭和 23 年政合第 267 号。以下「令」という。)第 2 条第 1 項票 2 号に掲げる地方

公共団体をいう。) が都道府県から借り入れる場合 2以下省略

# ・埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱(以下「ふるさと貸付要綱」という。)

### (4) 制度の仕組

①貸付対象

貸付事業区分に応じ、貸付対象団体(市町村)及び対象事業は次のようになる。

貸付事業区分	貸付対象団体	対象事業
一般事業	市町村等	地方財政法 (昭和 23 年法律第 109 号)
		第5条第2号、第4号及び第5号に定め
		る事業は
特別事業I	小規模市町村支援事業分	구타
	①前年度の財政力指数16が、0.42 以下	
	である市町村	
	②前年度の財政力指数が県単純平均以	
	下で、かつ、財政改革計画等を策定し	
	て財政の健全化に取り組んでいると認	
	められる市町村17	
特別事業Ⅱ	県政推進上特に重要な事業を実施する	毎年度別に定める事業(注)
	市町村	

(注)平成 13 年度から平成 19 年度までの特別事業Ⅱの対象事業は、次ページのとおりである。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳人をもって、その財源としなければならない。ただし、氷に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。1・・分級・・

2出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。) 4災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

5学校その他の文教施設、保育所その他の早生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は団打しくは地方公共団体が川資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は関抗しては地方公共団体が川資している法人で政令で定めるものが設置する共施設の建設事業に係る負担又は即成に要する経費を含む。及び公共用若しくは公用に供する「地又はその代替出としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合を持つが成立する場合

中級		·	
H13 4:	(1)くにづくり助成金対象事業	(2)市町村土地開発公社健全化事業	
	①みんなに親しまれる駅づく		
	り事業		
H14 年	(1)くにづくり助成金対象事業	(2)市町村土地開発公社健全化事業	
	①みんなに親しまれる駅づく		
	り事業		
	②市町村道整備事業・市町村		
	治水事業		
H15年	(1)くにづくり助成金対象事業	(2)市町村土地開発公社健全化事業	
	①みんなに親しまれる駅づく	(特別分)	
	り事業	(3)市町村土地開発公社健全化事業	
	②市町村道整備事業・市町村	(一般分)	
	治水事業		
H16年	(1)ふるさと創造資金対象事業	(2)市町村土地開発公社健全化事業	(4)合併市町村支援事業
	①みんなに親しまれる駅づく	(特別分)	
	り事業	(3)市町村土地開発公社健全化事業	
	②市町村道整備事業·市町村	(* -飛5分)	
	<b>治水事業</b>		
H17年	(1)ふるさと創造資金対象事業	(2)市町村土地開発公社健全化事業	(3)合併市町村支援事業
	①みんなに親しまれる駅づく		
	り事業		
	②市町村道整備事業・市町村		
	治水事業		
H18年	(1)ふるさと創造資金対象事業		(2)合併市町村支援事業
	①みんなに親しまれる駅づく		
	り事業		
	②市町村道整備事業·市町村		
	治水事業		
H19年	(1)ふるさと創造資金対象事業		(2)合併市町村支援事業
	①みんなに親しまれる駅づく		
	り事業		
	②地域づくり提案事業		
	③市町村道整備事業・市町村		
	**************************************		

なお、貸付を受けようとする市町村は、次の要件を備えている必要がある。

治水事業

-貸21-

- (ア)事業の計画が適正に行われること。(イ)償還の見込みが確実であること。
- また、次の条件に該当する場合には、貸付金額の決定に際し、承認しないか又は制限

### (不承認の場合)

することになる。

- (ア) 地方債の元利金の払込みに延滞がある市町村
- (イ) 過去において、著しく事実に相違した申請により地方債の許可を受けた市町村
- (ウ) 過去3ヵ年平均の実質公債費比率が18%以上18の市町村
- 但し、18%以上 25%未満の市町村は、公債費負担適正化計画の内容、その実施状況を勘案し、支障のないと認められる場合に限り承認する。

(制限する場合)

(ア) 行財政改革の取組が積極的でないもの。すなわち、i) 制度の趣旨に合致しない

特殊勤務手当等給与制度及びその運用が適正を欠き、かつ、それらの是正の取組に

積極的ではないもの、ii)財政支出の状況が著しく適正を欠き、その是正のために

必要な努力を払わないもの。

(イ)前々年度決算及び前年度決算見込みにおける市町村税の現年度分の徴収率が 90% 未満のもの。

18「実質公債費比率」は、平成18年度から地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い導入された公債費関連の指標である。実質公債費比率は、基本的には分子に地方債の元利償還金(公債費)を置き、分母に標準財政規模を置いて求める(以下の算式参照)。従来と異なるのは、分子の元利償還金に上水道や交通等公賞企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰り出し金、PFIや一部事務組合等の公債費制収終費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入していることである。この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされている(地方財政法第5条の4第1項第2号。同施行合第14条)。

#### 1

(A+B) - (C+D) / (E-D) (この3年度間の平均値をとる。)

Aは地方債の元利償還金(繰り上げ償還等を除く)

Bは元利償還金に準ずるもの

Cは元利償還に充てられる特定財源

Dは普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

は標準財政規模

一貸 23-

### ②貸付条件

(ア) 貸付利率及び貸付額は次のようになる。

11年1日11日		
(貸付対象外経費)	った場合には、政府資金利率とする。	
一般事業と同じ	また、政府資金利率が、0.5%を下回	
(貸付額の取扱い)	ただし、0.5%を下限とする。	
の額とする。	2.0%とする。	
別に定める対象事業の事業費の 100%以内	償還期間の政府資金利率のマイナス	П
(充当率)	貸付年度の2月末日における、同じ	特別事業
一般事業と同じ		
(貸付対象外経費)		
…般事業と同じ	った場合には、政府資金利率とする。	
(貸付額の取扱い)	また、政府資金利率が、0.5%を下回	
額の原則 100%以内の額とする。	ただし、0.5%を下限とする。	
分担金、負担金、その他特定財源を控除した	1.0%とする。	
各事業の実施対象事業費から国・県支出金、	償還期間の政府資金利率のマイナス	-
(充当率)	貸付年度の2月末日における、同じ	特別事業
備、購入経費		
備、備品(一品の単価が 20 万円未満)の整		
一般的調査費、消耗品費、耐用年数の短い設		
次に掲げる経費は貸付対象としない。		
(貸付対象外経費)		
がある場合は切り捨てる。		
貸付額は、算定した額に10万円未満の端数	った場合には、政府資金利率とする。	
(貸付額の取扱い)	また、政府資金利率が、0.5%を下回	
額の原則 75%以内の額とする。	ただし、0.5%を下限とする。	
分担金、負担金、その他特定財源を控除した	0.5%とする。	
各事業の実施対象事業費から国・県支出金、	償還期間の政府資金利率のマイナス	
(充当率)	貸付年度の2月末日における、同じ	般事業
		区分
貸付額の算定	貸付利率	貸付事業

(イ) 償還期間:12年(うち据置期間2年)

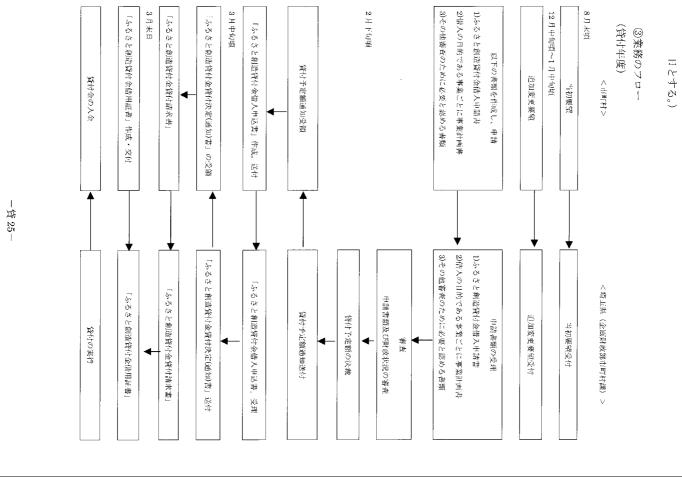
(ウ) 償還方法:元金均等年賦償還

(エ) 償還期日:2月末日(末日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業日とする。)

(オ) 貸付期日:3 月末日(末日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業

一賃 24-

一賞 26-



「日本文字 (金田政政が出作財産) >		6,000,	0.0%						
1.		0,964,	0 20	127,800	0.6%	513,800	1.1%	5,358,400	H18年
		E 004	0.5%	551,400	0.5%	932,500	0.9%	4,480,500	
1.4まで   2年期代10年後期   2年期代10年代   24日   2		6,000,	0.5%	712,700	0.5%	248,200	0.6%	5,039,100	H16年
1 日本		5,300,	0.5%	679,500-	0.5%	294,400	0.5%	4,326,100	H15年
「日本日本		5,300,	0.5%	527,000	0.5%	495,900	0.5%	4,277,100	H14年
大東で   1からさと創造貸付金事業がある場合。		4,598,	0.5%	436,400	0.5%	561,000	0.8%	3,600,700	H13 4:
「	-	貸付額公	基	貸付額	科學	貸付額	土	貸付額	年度
大談で   1からさと創造貸付金事業が総報告点」の作成・提出   1からさと創造貸付金事業を報告   1からさと創造貸付金事業を報告   1からさと創造貸付金事業を報告   1からさと創造貸付金の貸付支額   115 年   116 年   117 年   118 年   118 年   103   558   139   61   25額・40 まのがい事本的   147   289   221   605   道路・橋りよう 1,646   2,210   1,885   2,020   2,104   149   168   100   1,046   879   699   251   2,696   2,000   1,569   1,643   2,600   6,000			無口	特別事業		特別事	無	一般事	
1人はまで   1人名さと創造資中金事業が振振   1人名さと創造資中金事業   1人名さと創造資中金事業   1人名さと創造資中金事業   1人名さと創造資中金事業   1人名さと創造資中金事業   1人名   1人名	(単位:								
	6,0	6,000	0	6,00	6,000	)0	5,30		予算額
	6,0	6,000	Ďι	5,96	6,000	00	5,3(	7	支績合 記
	1,1	1,643	9	1,56	1,090	76	1,97		その他
	4	283	4	41	289	70	47	榧	公園整
		699	9	87	1,046	21	56	<b></b>	義務教育
		521	9	70	414	)5	36	排水路	かんがい
	4	168	9	14	104	12		×2	消防施品
	1,8	2,020	Ďī	1,88		91	1,64	£ 0	
	00	605	1	22	289	17	14	·幼稚園	公尺館
1		61	9	13	558	)3	10	XP	福祉施調
	H19 4	18年	H		6 年		H15 /F		貸付対
(市町村	立:百万	(単位				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	貸付実績	遺貨付金の	ふるさと倉
大宝で								り状況	₩.
「月本まで」 <市町村> < 「市町村> < 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」			,						
			<b>₹</b>	元和償還令の	$\downarrow$		( )	a (2 年期間 10 €	川償還金の償還
< 市町村> < 市町村> <					_				<del>   </del>
<市町村> < 市町村> < 市町村> <	ţ=-,	食食等を実施		必要がある場合					
<市町村> < 市町村> <		<b>-</b>			7				
<市野村> <市野村> <   1水実力   1水分の   1水分の   1水分の   1水分の   1水分の   1水のの   1水のの				選馬					
<市町村>	書」の受信	F 表 実 施 報 告	造貨付金!	ΩŁ	<u> </u>	16成・提出 ┃	告輩」の作	计付金事案灭脑報	するさと創造分
									1 米まで
	·捕) >	材政部市町木	県(企画)					<市町村>	

# (貸付業務に関する調査)

貸付業務が所定の予続きどおりに行われているかについて、次の表に示す対象先を抽出し調査を行った。調査ポイントは、以下のとおりである。

- ・貸付予定額の決裁が適正に行われているか
- 貸付要件である充当率(--般事業:原則 75%以内、特別事業:100%以内)及び特別事業1に該当する場合には県平均財政力指数(H16~18年の平均)を確認しているか
- 申請から実行までの必要書類が作成されているか(ふるさと創造貸付金借入申請書、借入の目的である事業ごとに事業計画書、ふるさと創造貸付金貸付決定通知書、ふるさと創造貸付金借入申込書、ふるさと創造貸付金賃付請求書、ふるさと創造貸付金借用記書、ふるさと創造貸付金貸付事業実施報告書)
- 貸付台帳(償還予定額の記載)が作成されているか

(単位:千円)

6,000,000		H19 年度新規貸付合計		
2,636,300		抽出分合計		
121,400		<b>埼莧斎揚組合斎揚收築事業</b>	墙苞斎場組合	16
31,000	特Ⅱ	みやしろの顔づくりプロジェクト推進事業	寄代町	15
263,500		都市計画道路取得事業	三芳町	14
292,900		土地開発公社用地取得事業	鶴ケ島市	13
300,000		(仮称) 人喜新病院建設費補助事業	<b>外喜市</b>	12
140,500		<b>闻屋小学校校否改修事業</b>	新座市	11
238,100		緑地保全事業	朝霞山	10
152,700		ケアホーム整備事業	草加市	9
123,200		都市計画街路整備事業	草加市	œ
175,100		(仮) 西消防署複合施設整備事業	上尾市	7
81,500	将I	緊急通信施設整備事業	羽生市	6
32,200	特11	武共駅エレベーター等整備事業	春日部市	5
64,800	特I	市道・橋りょう整備事業	加須市	4
117,200	特I	忍地区出水対策事業	行田市	3
294,200		时水胖留事業	熊谷市	2
208,000		市道整備事業	川越市	1
貸小額	区分	<b>事</b> 楽名	団体名	コントロールNo.

調査の結果、問題となる点は認められなかった。

②貸付金回収

資付金管理ソフトにより、市町村ごとに毎年の償還金額を元利含めて集計して計算する。この年間償還額および利息を、納入通知書に記載して2月上旬に市町村へ請求し、2月末に回収する。回収の台帳は貸付時に作成される貸付台帳とは異なる債権管理簿で別に管理されている。債権管理簿には当年度に償還される金額、納入通知書番号および納期限のみが手書きで記載され、市町村課長の決裁を受ける。収入済通知書により管理簿に消滅年月日を記載して消しこむ。

下成 19 年度における貸付金(ふるさと創造貸付金及び市町村振興資金貸付金)の回収業務に関する調査を行い、回収に関するデータの集計金額と債権管理簿の金額が一致していることを確認した。また、債権管理簿ではすべて債権金額が消し込まれていることを確認した。

# ③貸付先に対する管理

ふるさと貸付要綱によれば、「ふるさと創造貸付金貸付台帳」を備え付けて、貸付の 状況及び元利金償還の状況を管理しなければならない。一方で、貸付を受けた山町村は、 「ふるさと創造貸付金借入台帳」を備え付けて、借入の状況及び元利金償還の状況を明 らかにしておかなければならない。。あるさと創造貸付金台帳は、貸付時に貸付金管理 ソフトに入力することで作成、運用されている。貸付時に、貸付先ごとの返済予定表と しての貸付管理簿をアウトプットする。年度ごとの回収手続として、貸付先からの年度 弁済額合計を記載し、回収後この台帳を消し込む作業を行う。回収情報は貸付管理ソフ トに入力される。結果として、貸付の残高管理はこの管理ソフト内で行われている。

また、貸付対象事業の実施状況については、市町村から作成・報告される「ふるさと創造貸付金事業実施報告書」により把握し、必要があれば、市町村に対し貸付金の使用及び事業の実施について資料の提出を求め、又は実地に検査することになっている2。

ふるさと創造貸付金事業実施報告書は、貸付年度の翌年度6月末日までに貸付先から提出してもらい、貸付を財源とする支出が目的どおり行われているかを確認している。また、平成20年度から借入額の多い市町村を中心に実地調査を実施することになっている。適切な管理が行われていると考えられる。

19 埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱 第15条 20 埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱 第12条・第13条

一賞 28-

貸 27-

【意見1】貸付金制度の重要性を勘案し、時代の要請に対応するよう定期的な見直しが必要ふるさと創造資金貸付金は、県債管理基金を財源とし、市町村振興事業特別会計で運営され、市町村等の行う社会基盤整備事業を対象に貸し付けるものである。この貸付金は、①国の地方債制度を補完するもの(充当率や対象事業等)であり、②県政重要施策と連携した事業の促進に寄与するもの、という性格を有しており、ここに本制度の意義が存在する。このため、国の地方債制度の状況や県政重要施策を勘案し、この貸付制度が時代要請にマッチし有効に機能するよう制度の定期的な見直し(例えば、小中学校の校舎の耐震構造化に対する積極的な活用)を行っていく必要がある。

# 常磐新線建設資金貸付金

(1)貸付金の推移 常磐新線建設資金貸付金の過去の推移は、

常磐新線建設資金貸付金の過去の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	174,625	21,548,461	中
21,373,836	54,405	42,761	H19年
21,385,480	23,300	80,000	H18年
21,328,780	23,300	348,900	H17年
21,003,180	23,300	1,765,100	H16年
19,261,380	23,300	4,033,000	H15年
15,251,680	20,165	4,744,100	H14年
10,527,745	6,855	3,051,500	H13 年
7,483,100	_	2,193,900	H12年
5,289,200	_	1,759,000	H11年
3,530,200	_	1,140,100	H10年
2,390,100	-	918,900	H9年
1,471,200		625,800	H8年
845,400	_	337,200	H7年
508,200	-	337,900	H6年
170,300		138,300	H 5年
32,000	_	32,000	H4年
残高	償還額	貸付額	年 度
(単位: 干円)			

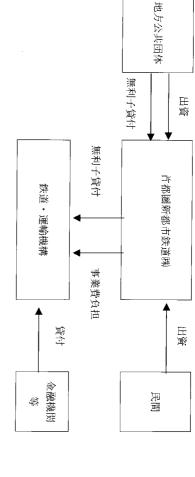
## (2)制度の目的

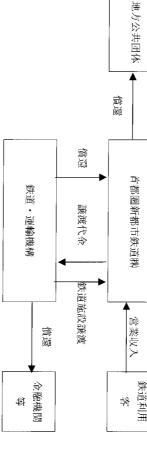
首都圏新都市鉄道株式会社(本社東京都台東区)は、平成17年8月24日に開業した「つくばエクスプレス」(秋葉原からつくばまでの営業区間約58.3 km、20駅)の鉄道建設費総額8,081億円を賄うため、無利子貸付金で80%、出資及び財政投融資等で20%の資金調達を行っている。無利子貸付金のうち40%が地方公共団体の無利子貸付金であり、総額3,232億円となっている。場玉は地方公共団体の無利子貸付金のうちの10%である323億円となっている。場玉は地方公共団体の無利子貸付金のうちの10%である323億円を負担し、県が215億円、鉄道が通る八潮市及び三郷市が合計108億円を融資している(埼玉県の線路区間は、7.4kmで三郷中央駅及び八潮駅の2駅が存在する)。既に貸付事業は終了しており、今後は街還のみが発生する。

つくばエクスプレス事業建設の資金フレーム (単位:億円)

									塔	剱			]
							(40%)	3,232	施設等設備機構	鉄道建設・運輸			
				(4/10)	1,293	東京					無利子貸付金 6,464 (80%)		U/19.
(2/3)	215		海	(1/	323	基				善	िक 6,46	對 8,08	ナンシン
(1/3)	108	三郷市	八潮市・	(1/10)	23	基	(40%)	3,232		地方公共団体	4 (80%)	約 8,081 (無利子貸付金対象事業費)	ノへはインベンァベ事本連及の民国ノアーゼ
				(2/10)	646	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				.,		貸付金支	世段の見
				(3/10)	970	茨城						象事業	対くて
							(14%)	1,132	地方公共団体	出資金	川資及び財投等 1,617 (20%)	費)	は、田田・田田)と
							(6%)	485		財政投融資等	1,617 (20%)		

### 無利子貸付 田谷 無利子貸付 事業費負担 田溪 果買





鉄道施設譲渡後の資金償還フロー

(参考)しくばエクスプレスの営業区間及び路線図

東京 郡 東京 郡 東京 郡 東京 郡 東東 東		秋葉原~六町~ ~八潮~三郷中央~ ~南流山~柏たなか~ ~守谷~つくば
	約 13.2 km	秋葉原~六町~
	_	~八潮~三郷中央~
汇		~南流山~柏たなか~
<b>V</b> 城県		~守谷~つくば
11/ 11/	約 58.3 km	

一貸 31-

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

·鉄道整備基金法

建設期間中の資金調達フロー

- ・常磐新線建設工事に係る事業費の貸付け等に関する覚書
- 埼玉県常磐新線建設資金貸付要綱(平成5年2月22日決裁)(以下「常磐新線貸付要網」 という。)

## (4)制度の仕組

### ①貸付対象

法律第 46 号)第 22 条第 2 項の規定により運輸大臣が認定を行った事業である。この 在の鉄道建設・運輸施設整備支援機構)の建設事業費の一部を賄うものである。 貸付は、首都圏新都市鉄道株式会社から常磐新線建設を受託した日本鉄道建設公団(現 首都圏新都市鉄道株式会社が行う常磐新線建設事業とし、鉄道整備基金法 (平成3年

### ②貸付条件

(ア)貸付額:上記運輸大臣の認定を受けた事業に要する費用(貸付対象建設費)の40% に相当する額の10分の1の額に3分の2を乗じて得た額を限度とする。すなわち、 貸付額=貸付対象建設費×40%×1/10×2/3

貸付対象建設費が、約8,081億円であるので、

貸付額=約 8,081 億円×40%×1/10×2/3=215 億円

- (イ)利子・抵保条件:無利子・無扣保
- (ウ) 償還期間:貸付日から 12 年間据え置き 10 年間で償還(ただし、平成4年度か ら平成6年度は、貸付日から8年間据え置き10年間で償還)
- (工) 償還方法:半年年賦均等償還
- (オ) 償還期日: 6年5月若しくは11月の各25日又は8月若しくは2月の各25日(当 日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日とする。)
- (カ)延滞金等:年 10.75%(1 年 365 日の日割計算)

【意見2】無利子の貸付条件については、企業ともう少し繊綸すべきであった

は、実質的には県で利子分を補助していることになる。 貸付条件等は、協定書によりすべての地方公共団体で同一であるが、無利子の貸付条件

万円の支払利息が発生しており、今後、平成 20 年から平成 50 年までに 67 億 7 千万円の 下表参照)。社会資本の充実という観点から県が利子を負担するのは当然という意見もあ 支払利息が発生、県は合計で 86 億 4 下万円の金利負担になると予想される(次ページ以 に拠っている。県債の利率を 3%で計算する21と、当初から平成 19 年度までに 18 億 6 千 次ページの表に示しているが、財源の大部分(99%)が起債(通常債及び資金手当債)

<sup>21</sup> 企画財政部財政課における借換債の利息計算の前提金利が 3%となっている

円輪をすべきでなかったかと考える。 ついては協定書で規定されているとはいえ、企業と行政間で利子の負担についてもう少し るかもしれないが、一部の県民が利用する鉄道であることを考慮すると、無利子の条件に

貸付金の財源 (単位:千円)

1	一般財源	基金繰入	資金手当債	通常債	財源
21,548,461	42,461	176,000	1,794,000	19,536,000	金額
100.0%	0.2%	0.8%	8.3%	90.7%	割合 (%)

-	100.0%	21,548,461	
-	0.2%	42,461	·源
-	0.8%	176,000	X.
-	8.3%	1,794,000	当債
•	90.7%	19,536,000	垣
	割合 (%)	金額	, Jul.

**H9** 4≓ H8 ₩ H7 1

> 23,657 11,862

41,678

(注)借換債の利率は3%で試算

H50年 H49年

総合学 小計

6,774,919 8,642,349

420 840 H47 年 H46年

13,404 39,306

6,936

H48年

H44 # H43年

173,412 204,622231,140 265,424 265,424268,709 271,634 273,816276,622 277,222 277,222277,222

156,012

H45年

H41年 H40 年

H42 年

H38 4 H37年

H39年

祀
雅
溪鄉
建晶
炒炒
<b>B</b>
孤立
<b>争</b>
声
经
<b>性</b>
14

110 14	年度	過年度分
2.898	利子	(単位: 千円)
H20 在	年度	将来負担分

260,183	H23年
261,514	H22 4
254,512	H21年
239,765	H20 4
利子	年度
(単位:千円)	将来負担分

一賞 33-

H18年 H17年 H16年 H15年 H14年 H13年 H12年 H11 年 H10 年

> 256,890257,477

> > H30 年 H29年 H28年 H27年

249,247

H32 4: H31 4

> 277,222 277,072 278,660 279,232 281,919

277,222

176,561

155,543

199,018

112,708

H26 年

76,067 60,422

H25年 H24 年

259,961

262,094

286,176

H19年

스 라 라

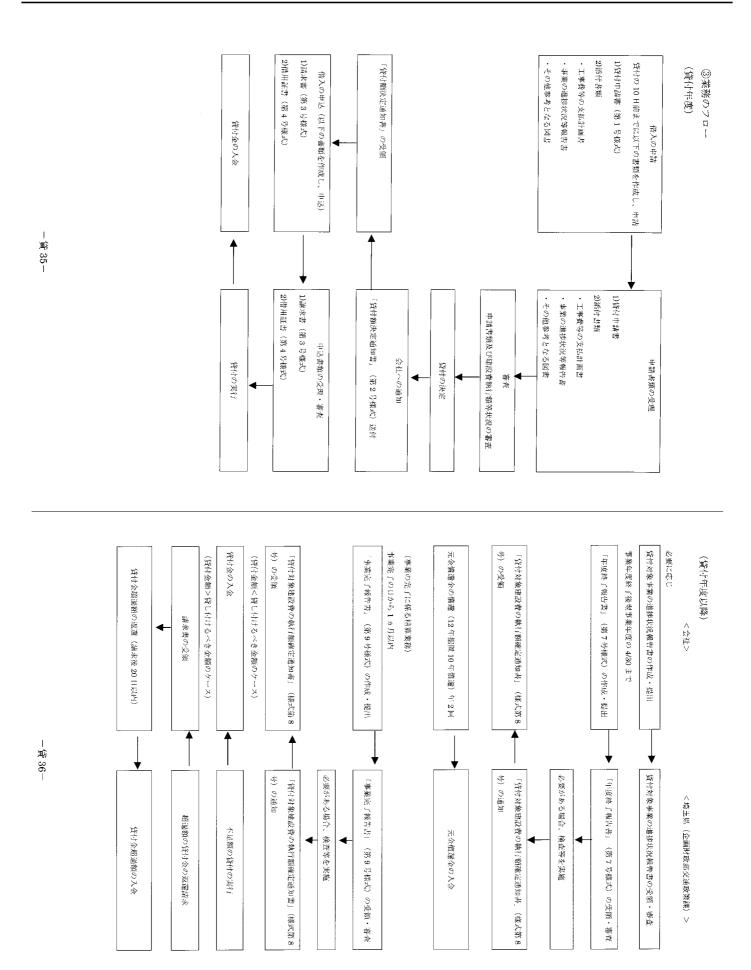
1,867,430

H35年 H34年

H36年

243,402

H33 年



#### (5) 業務の状況 ①新規貸付

の貸付について、常磐新線貸付要綱に求められている以下の必要な書類の完備及び必要 な手続きが行われているかについて調査を行った。 平成 19 年度の新規貸付は、平成 20 年 3 月 21 日である。この新規貸付を含む次の表

- 貸付申請書及びその添付書類.
- 請求書 貸付額決定通知書
- 借用証書
- 年度終了報告書
- 貸付対象建設費の執行額確定通知書
- 貸付対象事業の進捗状況報告書

#-1/2	真何年月日	資付金額	17r1	貸付期間	
	H17年6月18日	250,400,000	H29年11月25日	?	H39年5月25日
H17年	H17年 H17年12月18日	38,700,000	H30 年 5 月 25 日	?	Н39年11月25日
	H18年3月23日	59,800,000	H30年8月25日	₹	Н40年2月25日
H18 Æ	H18年6月21日	47,400,000	H30年11月25日	?	H40年5月25日
1110+	H19年3月20日	32,600,000	H31年8月25日	₹	H41年2月25日
H19年	H19年 H20年3月21日	42,761,041	H32年8月25日	?	H42年2月25日

(単位:三)

調査の結果、業務上問題となる点はなかった。

### ②貸付金回収

償還金額は、平成 20 年 3 月末現在で累計 174,625,000 円となっている **償還は、平成 13 年 8 月 25 日から開始、平成 42 年 2 月 25 日まで行われる予定である.** 

要領に従って行われる。交通政策課における業務の流れは、以下のとおりである 額の個別管理と合計額の管理を行っている。具体的には、回収業務は、県の会計事務処理 1つの貸付金の返済は年2回(毎年5月と11月、又は8月と2月)であり、この返済

⑦契約書に基づき、貸付金の回収額に関して調定22を行う。

②会社に対して納入通知書を通知する。

一切会社が指定金融機関を通じて償還金を納入する。交通政策課では、総務事務センター を通じて収入済通知書を収受し、貸付金の償還を確認する。

①以上の流れについて、手書きの債権管理簿に記帳して債権管理を行っている

? 「調定」とは、地方公共団体の最人を徴収しようとする場合において、長が地方自治法第 231 条の規定に基づきその職人の内容を調査して収入金額等を決定する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定の行為をいう(「地力自治小法法」(地力自治制度研究金監修)の地方自治法第 231 条の注釈から引用、一部修正)。

22

資37-

納人通知書の発行年月日・管理番号及び納期限、回収消滅年月日と実際の回収実績、予定 還予定表)により担当者レベルで個別管理を行っている される。残高管理としては、貸付金の契約時に担当者がパソコンで作成する回収予定表(償 どおり回収されない場合、催促状の発行年月日・管理番号及び納期限、欠損処分額が記載 債権管理簿は、当年度調定された元利償還金に対する管理であり、当年度の回収予定額、

# (貸付回収業務の調査)

に関して、回収に必要となる書類が完備され、適切な手続が実施されているかを調査した。 次の表に示されている平成19年度(平成19年4月~平成20年3月)の貸付金の回収

単位:千円)

	71,700	140,900	134,300	62,700	45,100	20,100	73,100	32,000	肾付金額
	07/06/26	07/03/27	06/12/20	06/07/28	06/03/23	05/12/20	05/06/21	05/03/22	貸付年月日
14,510			6,715	3,135		1,005	3,655		19/05/25
10,900		7,045			2,255			1,600	19/08/25
18,095	3,585		6,715	3,135		1,005	3,655		19/11/25
10,900		7,045			2,255			1,600	20/02/25

調査の結果、指摘すべき事項はなかった。

# ③貸付先に対する管理

回収額、残高を把握している 貸付金の管理は、担当者レベルでパソコンを用いて作成される貸付償還表により納期

おり、1つの貸付金の返済は年2回であるが、貸付金返済のタイミングは、毎年5月、8 月、11 月及び 2 月であり、債権個々の返済額と債権全体の返済額の管理を行っている。 管理することにより行われている。回収予定表(返済予定表)が貸付金ごとに作成されて 入金銀行より回収情報を人手し、消込を行う。これにより残高管理も同時に行われている 貸付金の管理は、貸付管理ソフトにより作成される貸付償還表により貸付日ごとに債権

市鉄道株式会社から「常磐新線建設事業完了等報告書」が作成・交付され、常磐新線建設 工事が完了したことの報告を受け、交通政策課では4月 30 日にこれを収受している。し にされている内容は、貸付対象建設費の執行額についてであり、鉄道事業の経営状況に関 で行うとしている。「常磐新線執行状況表」を毎年入手しているが、これによって明らか しては毎年決算報告を受けているのみである。なお、 貸付先の事業の進捗状況については、事業進捗状況報告(常磐新線貸付要綱第 14 条) 平成 20 年 4 月 25 日に首都圏新都

H38年

H39年

H40年

H36年

1,022,561

168,736 479,311

> 217,564696,875

48,828 14,182 4,276

34,646

1,587,011 1,356,821

3,076,257 1,719,436

H37年

H35年

H34年

H41年

のみが行われることになる。 たがって、今後新規貸付は、この鉄道建設に関しては生じないことになり、以後回収業務

## ④延滞債権の管理

回収と実積

現在のところ、回収延滞債権及び貸倒実績はない。

(政策目的達成度及び回収可能性の判断について) 政策目的達成度の判断は特に行っていない。また回収可能性についても現在特に検討し

償還予定表

能性について検討する

4,663,268	1,773,956		H33年
6,437,224	1,890,887		H32年
8,328,111	1,979,900		H31年
10,308,011	2,048,410		H30年
12,356,421	2,065,795		H29年
14,422,216	1,962,810		H28年
16,385,026	1,652,235		H27 4:
18,037,261	1,108,985		H26年
19,146,246	774,725		H25年
19,920,971	547,670	f	H24年
20,468,641	374,035		H23 年
20,842,676	263,960		H22年
21,106,636	170,670		H21年
21,277,306	96,530		H20年
21,373,836			H19年
残尚	償還 (予定) 額	貸付額	年度
	V		

(単位:千円)

ていない。貸付金の今後の償還は以下の表のように行われる予定であるが、今後の回収可

人、半成 19 年度の 234 千人と増加している。 人員は多く、丸1年間の営業になった平成18年度以降、 人ということであり、順調に乗車人員を増やしている。 平成 17 年度開業以来の輸送人数と実績内訳は次のとおりである。当初予想に比べ予想 平成 20 年 5 月の 1 日平均乗客数は 263 千 1日当りの乗車人数が、195 干

輸送人数

年)英	<b>営業日数</b>	年間輸送人員実績	1日当たり輸	1日当たり輸送
			送人員実績	人員実績予想
H17 年	220	3,469 万人	150 千人	135 √.\
H18年	365	7,069万人	195 下人	155 千人
H19年	366	8,485 万人	234 千人	178 千人

# 1日当たり輸送人員実績の内訳

145 千人 (62%)	118千人 (61%)	77千人 (51%)	定期	1 1 1 7 HEADY (NAVA) 1 1 1 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4
88千人 (38%)	77千人 (39%)	73 千人(49%)	定期外	1
234 千人	195 ₹人	150 千人	合計	

後も乗車人員の増加が見込まれ、売上も増加していくと考えられる。したがって、貸付金の スでもキャッシュ・フローが改善されてきている。つくばスタイル23、つくばエクスプレス 損益を含まない償却前経常利益は、13,436百万円、16,386百万円となっており、実績ベー 问収不能リスクは現段階では低いと考えられる。 前利益は、営業開始後の平成 17 年度からプラスに転じ、平成 18 年度と平成 19 年度の臨時 タウン34等で象徴されるように、つくばエクスプレス沿線の開発も盛んに行われており、今 開業以降の営業成績は下記の表のように平成19年度まで損失計上となっているが、償却

完学國駅)、中根・金田台(つくば駅近郊)、UR 都市機構が整備している街(研究学園葛城、

しくばなどりの里

一賞 39-

21,373,836

4,276 9,906

一貸 40-

<sup>21「0</sup>へばスタイル」とはつへばエクスプレスの茨城県南地区の治線におけるまちづへりと生活ライフスタイルのことである。地域プランドとして使われることもあり、茨城県により商課発験出願中である。スローライフの一種とも いえるが、本質的な意味としては、筑波山等古米から豊富な自然環境をもつこの地域に、都心からのアクセス向上、 象徴される知的な環境を有機的に結びつけることを意図したものである。 大型商業施設の建設などにより利便性が高まった都市機能、筑波研究学園都市や東京大学柏の葉キャンパスなどに (Wikipedia) 』より数粋) (フリー百科事典『ウィキベディア

<sup>24 「</sup>つくばエクスプレスタウン」とは、つくばエクスプレス治線で、開発している新しい街のことである。茨城県内 みらい平(みらい平駅)、つくばみどりの単(みどりの駅)、田園都市島名(万博記念公園駅) では茨城県とUR都市機構が以下の街を整備している。 、研究学園葛城(研

中根・金田台) 、茨城県が整備している街(みらい平、田岡都市島名) (フリー台科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』より抜粋)

損益計算書要旨(単位:百万円)

年漢	H16年	H17年	H18年	H19年
営業日数	[	220 □	365 H	366 П
営業収益		14,040	26,774	30,728
運送営業費		4,577	8,278	9,742
減価償却費	3	10,980	18,156	18,287
その他の営業費	823	1,474	2,867	2,756
営業費合計	826	17,031	29,301	30,784
営業損益	△ 826	$\triangle$ 2,991	△ 2,527	△ 56
営業外収益	40	23	413	746
支払利息	219	1,005	1,293	1,274
開業費償却		1,249	1,249	1,249
その他の営業外費用	12	42	64	68
営業外費用	232	2,296	2,606	2,591
経常損益	△ 1,018	△ 5,264	△ 4,720	△ 1,901
工事負担金等受入収入		2,845		
その他特別利益	105	298	1,092	76
固定資産圧縮損		2,828	37	
その他特別損失	28		80	112
税引前当期損益	△ 941	△ 4,949	△ 3,745	△ 1,938
法人税住民税事業税	8	15	15	15
当期純損益	△ 949	△ 4,964	△ 3,760	$\triangle$ 1,953
償却前経常損益	△ 1,014	5,717	13,436	16,386
償却前当期純損益	△ 946	6,017	14,396	16,334

(注) △は、マイナスを意味する。

(注) △は、マイナスを意味する。

# 【意見3】回収可能性の継続的な検討を行うべき

ず検討していく必要がある。 るため、継続的に決算書等を入手し経営状況を把握して貸付金の回収リスクについて絶え 現在のところ回収リスクについては低いと考えられるが、今後は、回収業務が中心にな

貸借対照表要旨 (単位:百万円)

具面が深久を口(下耳・ログロ)	下呼・ロンコン			
年 度	H16 年	H17年	H18年	H19年
流動資産	33,892	49,293	55,594	38,635
固定資産	474,456	1,140,461	1,131,778	1,188,432
(鉄道事業固定資産)	301	796,536	778,997	808,881
(建設仮勘定)	158,705	5,596	6,045	76
(投資その他の資産)	315,449	338,329	346,736	379,474
繰延資産	3,069	4,995	3,747	2,498
資産合計	511,417	1,194,749	1,191,119	1,229,564
流動負債	4,248	6,463	8,345	10,288
固定負债	333,989	1,020,071	1,018,318	1,056,773
負債合計	338,238	1,026,534	1,026,663	1,067,062
資本金	185,016	185,016	185,016	185,016
利益剰余金	△ 11,837	△ 16,800	$\triangle$ 20,561	△ 22,514
純資産合計	173,179	168,216	164,456	162,502
負債純資産合計	511,417	1,194,749	1,191,119	1,229,564

-貸41-

# 4 埼玉高速鉄道線整備事業費貸付金

# (1) 貸付金の推移

もるる。 埼玉高速鉄道線整備事業費貸付金の発生時から 19 年度末までの推移は、以下のとおりで

8,695,900	774,960		H19年
9,470,860	774,960		H18年
10,245,820	774,960		H17年
11,020,780	774,960	1	H16年
11,795,740	737,640		H15年
12,533,380	382,620		H14年
12,916,000			H13年
12,916,000		622,000	H12年
12,294,000		9,346,000	H11年
2,948,000		2,948,000	H10年
	償還額	貸付額	年度

(単位:千円)

## (2) 制度の目的

債 194 億円に関して、県と沿線区域の 3 市 (川口市、さいたま市及び鳩ヶ谷市) で負担し 浦和美園駅〜赤羽岩淵駅(路線延長 14.6km)の事業費 2,587 億円(内訳は下記参照。) 13億) 貸し付けている。 ており、埼玉県が129億円、3 市が65億円 (川口市39億、さいたま市13億、鳩ヶ谷市 に対する資金調達は、下記の事業費の資金フレームのようになっており、このうちの転貸 県が 40.75%出資している埼玉高速鉄道株式会社(以下「埼玉高速鉄道」とする。) 25の

事業費の資金フレーム (単位:億円)

出資金、

補助金、

転貸債

総建設費 建設利息

2,587

浦和美     市中銀行       関)     借入	間 (鳩 ケ谷~ 1,457 金	P線区出資金	市中銀行借人		題 (赤	補助区補助金	川資金
181	881	395	79	240	194	402	215

260	市中銀行作人		-   -
240	政策投資銀行 借入		
194	転貸債	<b>L</b>	
402	補助金		
610	出資金		l

	<b>*</b>	Æ	
T G	補助金	出資金	
104	402	610	

,	65	129
191	70	141
282	129	199
の一個名	川口市、さ いたま市、 鳩ヶ谷市	埼玉県

<b>車両</b>				(内訳)
	工事付帯費	開業設備費	土木費	用地

1,433

348444

12770

2,390

165

事業費の内訳(単位:億円)

工事費

129	141	
65	70	
,	191	

-貸43-

道線の主要株主は、埼玉県(出資比率 40.75%)、川口市(12.96%)、さいたま市(7.17%)、鳩ヶ谷市(4.18%)、東京地下鉄牌(23.29%)である。 在、東京メトロ南北線、東急日黒線と相互乗り入れを行い、浦和美園から日吉間で運行を行っている。埼玉高速鉄

貸44-

12年3月31日及び平成13年3月30日

資付日

平成 11 年 3 月

31 ∄、

平成11年9月30日、

平战

12,916,000,000 円

償還金額 貸付金額

△4,220,100,000 円 12,916,000,000 円

8,695,900,000 円

貸付金の概況 (H20年3月31日現在)

鉄道公団資 (#)

881

貸付残高 (財源) 転貸債

(参考) 埼玉高速鉄道の鉄道事業の概況

イーノ	浦和美園駅(さいたま市緑区)~赤羽岩淵駅(東京都北区)
路線延長	14.6 k m
駅数	8駅(さいたま市1駅、川口市4駅、鳩ヶ谷市2駅、東京都北区1駅)
<b>東</b> 両基地	さいたま市緑区下野田地区 (約 65,000 m²)
運行	6 両編成 (定員 882 人) 10 本 (60 両)
所要時間	19分30秒
事業費	2,587 億円
旅客運賃	210 円~460 円

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

貸付金に関する要綱はない。

許可を受けている。 ただし、転貸債に関しては、自治省 (現 総務省) に平成 11 年 3 月起債申請し同月に

転貸債とは、地方公共団体が行う貸付事業の財源に充てる起債をいう。



[転貸債の法令根拠]

においては、地方債をもってその財源とすることができる26 地力財政法第5条第1項により、地方公共団体の歳出で、「貸付金の財源とする場合」

置を講じる、としている27。 号)により、第3セクターに対する地方公共団体からの貸付に要する地方債に地方財政措 また、地方公営企業に準じる第 3 セクター地下鉄事業実施要項(H6.6.23 自治企-第 56

# 地方財政法第5条 (地方債の制限)

おいては、地方債をもってその財源とすることができる。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合に

二 川資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費 の財源とする場合を含む。)

(1) ①起債措置 (都市高速鉄道事業債)・・・中略・・・

27 4 事業の支援

**に額を起償対象限度額とする。** また、貸付金については、建設費から払込資本の総額を控除した額に当該地方公共団体の出資の特分率を乗じて得

一貸 45-

## (4)制度の仕組

### ①貸付対象

の事業費 2,587 億円に対して、その一部の資金を貸し付けている。 埼玉高速鉄道(県出資割合 40.75%)の浦和美嵐駅~赤羽岩淵駅(路線延長 14.6k m)

### ②貸付条件

り入れる起債と同一条件である。 県から埼玉高速鉄道へ貸付を行う際の貸付条件は、県が貸付のために金融機関から借

貸付金利:年1.56% ~ 2.30%、貸換後の金利は県債と同一条件。

償還期間及び償還方法・・・30年=10年間+20年間。これは県債(借換債)と同一

条件である

政課と金融機関との間で借換債の償還方針が決まっていないため長期の具体的な償還 定が確定しているが、第2回から第4回の償還予定に関しては、現時点で企画財政部財 間は均等償還になる予定である。ただし、第 1 回貸付金については、30 年間の償還予 る。最初の10年間は3年据え置き7年償還(毎年元金の6%償還)で、貸換後の20年 予定がまだ立っていない状況である。 具体的な償還スケジュールについては、県債の起債時に金融機関との協議で決定され

県債と同一条件	県債と同一条件	県債と同一条件	県債と同一条件	貸換後金利
1.56%	2.0%	2.1%	2.3%	貸付金利
H13.3.30	H12.3.31	H11.9.30	H11.3.31	貸付日
第4回	第3回	第2回	第1回	

この貸付資金の財源は、企画財政部財政課での起債によって調達している。

# [源泉の起債条件]

調達方法・・・金融機関からの証書借入 (証券借入)

手数料・・・・なし

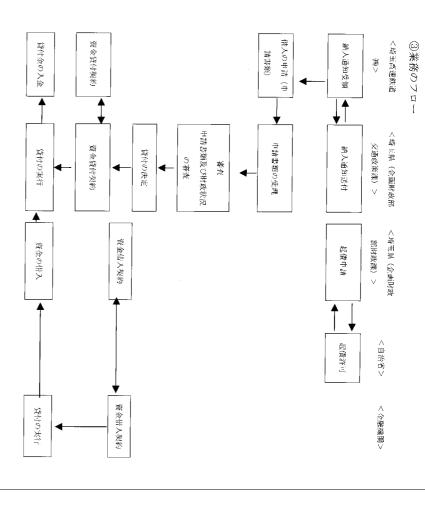
貸付財源・・・埼玉高速鉄道からの元余償還金

借入利率・・・県債と同率

償還期間・・・10 年間

据置期間・・・なし

償還率・・・・5% (10年間に50%)



### (5)業務の状況

### ①新規貸付

貸付金の状況は、以下のとおりである。新規貸付は平成18年3月以来実施されていない。

					(千円)
8,695,900	472,720	1,741,600	4,594,860	1,886,720	H19 年度残高
	1.56%	2.00%	2.10%	2.30%	貸付利率
	H11 年度繰越	H11 年度	H10 年度繰越	H10 年度	予算区分
622,000 12,916,000	622,000	2,488,000	6,858,000	2,948,000	貸付額 (千円)
슈計	H13.3.30	H12.3.31	H11.9.30	H11.3.31	貸付時期

-貸47-

### ②貸付金回収

回収業務は、県の会計事務処理要領に従って行われる。交通政策課における業務の流れは以下のとおりで、前述の常磐新線建設資金貸付金と同じである。

- ①契約書に基づき、貸付金の回収額に関して調定を行う。
- ②会社に対して納入通知書を通知する。
- ③会社が指定金融機関を通じて償還金を納入する。交通政策課では、総務事務センターを通じて収入済通知書を収受し、貸付金の償還を確認する。
- ④以上の流れについて、下書きの債権管理簿に記帳して債権管理を行っている。債権管理簿は、当年度調定された元利償還金に対する管理であり、当年度の同収予定額、納入通知書の発行年月日・管理番号及び納期限、回収消減年月日と実際の回収実績、予定どおり回収されない場合、督促状の発行年月日・管理番号及び納期限、欠損処分額が記載される。残高管理としては、貸付金の契約時に担当者がパソコンで作成する回収了定求(償還予定表)により担当者レベルで個別管理を行っている。

次の表にぶされている平成 20 年度(平成 19 年 4 月~平成 20 年 3 月)の貸付金の元利金回収に関する事務手続について調査したが、問題となる点はなかった。

似年月日	平成 19 年 9 月 28 日	9月28日	平成 20 年 3 月 31 日	3 Д 31 Н
行区分	元本	利息	ज्र⊾≭	利息
999/3/31 貸付	88,440,000	23,731,400	88,440,000	22,714,340
999/9/30 貸付	205,740,000	52,566,570	205,740,000	50,406,300
000/3/31 貸付	74,640,000	18,908,800	74,640,000	18,162,400
001/3/30 貸付	18,660,000	3,978,312	18,660,000	3,832,764
1111	387,480,000	99,185,082	387,480,000	95,115,804
亡利合計	486,665,082	35,082	482,595,804	)5,804

貸付金の回収は下定どおりに行われている。しかし、本報告書の第 2 テーマ の「損失 補償・債務保証に係る財務事務の教行について」の「第 3 章 I 第 1 埼玉高速鉄道㈱借入 金損失補償」の項で後述するが、平成 15 年度から平成 21 年度までの 7 年間、県と沿線 3 市 (川口市、さいたま市及び場ヶ谷市)による財政支援が行われており、7 年間で追加出 資金 229 億円、追加補助金が 78 億円、合計 307 億円の財政援助が実施され、加えて、金融機関からの融資に対する損失補償が行われることになっている。したがって、一見順調 に回収されているように見えるが、実際のところ自力で返済予定表どおりの返済は難しい 状況が存在するといえる。

# ③貸付先に対する管理

第2回貸付金から第4回貸付金について、現時点で企画財政部財政課と金融機関との間で いて検討中ということである。貸付金の償還スケジュールに関しては、前述したように、 借換債の償還方針が決まっていないため長期の具体的な償還予定がまだ立っていない状 究がある。 になるが、現在今後の支援体制も含め、県と3市がどのように会社と関わっていくかにつ という観点から会社の状況把握が行われている。財務支援は平成 21 年で終了ということ 県は、埼玉高速鉄道に対して財務支援を行っており、貸付先という観点より財務支援先

## ④延滞債権の管理

社の独力による今後の借入金返済は難しい状況にある。 ない。しかし経営支援による資金供給及び損失補償を前提にした返済が行われており、会 現在、延滞債権はなく、それ故に貸付先の不納欠損発生に関しリスク分析は行われてい

の分析結果は、本報告書の第2部テーマの「 損失補償・債務保証に係る財務事務の執行 について」の「第3章Ⅱ 第1埼玉高速鉄道㈱借入金損失補償」の項で記載している。 参考までに、埼玉高速鉄道のキャッシュ・フロー予算に対して分析を行っているが、そ

#### 能公 福祉部

# 母子寡婦福祉資金貸付金

# (1) 貸付金の推移

とおりである。 母子寡婦福祉資金貸付金の平成 19 年度を含む過去 10 年間の貸付実績と貸付残高は、次の

過去の貸付状況

(革位:千円)

H12年 H19年 H18年 H17年 H16年 H15年 H14年 H13年 H10年 H11年 年渡 2,463,188 2,430,777 2,379,477 2,317,903 2,280,688 2,269,309 2,230,244 2,212,369 1,852,258 2,316,089 貸付残高 貸付金額 331,435 355,967 307,122 417,638 347,102 403,838 432,507 396,944 358,798 403,786 当初予算 569,097539,929 396,212386,612 413,935 540,642 550,260483,358 395,282 389,094坐 1,862 1,5441,282836 500 660 ĞΠ 延滯利息 3,9633,133 4,9954,9954,050 4,025不納欠損 2,316 1,705 1,3541,342 620505

※未済額は未収入金の増減として反映される。未収入金の推移を参照されたい。

また、未収入金の推移は、次のとおりである

109 996	A 1 1 4 9	H10 Æ
196,478	1,714	H18年
194,764	7,014	H17年
187,750	5,605	H16年
182,145	I	H15年
残高	増減	华度
(単位:千円)	(単)	

【指摘1】複数者による検証の欠如による決算統計金額集計の誤り

千円とこども安全課から報告されたが、こども安全課担当職員が計算を誤り、誤った金額 平成 16 年度の県における決算統計金額である母子寡婦福祉資金貸付金残高は、298,731

一賃 49-

のまま決算報告が行われてしまった。上記表にある2,379,477 千円が正しい金額である。 複数の職員がチェックする体制が取れていなかったことが原因と考えられる これは、決算報告の起案文書に根拠文書の添付が規定されておらず、担当職員の上司等

気付き、以後は、決裁の際に根拠資料を必ず添付することとし、金額に誤りがないか複数 こども安全課では、平成 18 年度になり、平成 17 年度の決算報告をする際にこの誤りに

あるから決裁手続きを適正に運用する必要がある。 起案文書は、担当職員のみならず上司も決裁印を押印し確認することになっているので

の目で確認できるようにチェック体制を改善していると説明を受けた。

## (2)制度の目的

的としている。 その経済的自立の助成や生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図ることを目 経済的基盤が弱く、市中金融機関等による借受けが困難な母子家庭を対象としており、

員(女性相談員)が対応し、貸付をとおして継続的に自立支援を行っている。 指導まで、「母子及び寡婦福祉法」第 8 条に規定する母子自立支援員として委嘱された職 事業は、県内10ヵ所ある福祉保健総合センターで実施している。貸付の相談から償還

ま市と川越市を除く市町村居住者を対象に貸付を実施している。 この貸付制度の実施主体は、都道府県・政令市・中核市であるため、県では、さいた

# 展がある。 「母子及び寡婦福祉法」第 13 条(第 32 条)に基づき、昭和 28 年から実施している制

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

関係法令等は、以下のものである。 ・母子及び寡婦福祉法

- ・母子及び寡婦福祉法施行令
- ・母子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要領 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則
- ・母子寡婦福祉資金システム運用マニュアル

①特別会計

(4)制度の仕組

特別会計を設けなければならない。」(母子寡婦福祉法第36条第1項) 平成 19 年度の特別会計の一部は、以下のとおりである。 「都道府県は、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付を行うについては、

#### 平成19年度 埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算書

					予	算	現	額						
	款	項	目	当初予算額	補正予算額	āt		節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備	考
							区分	金額		Α				
1	繰入金	1 繰入金	1 繰入金	40,650,000	0	40,650,000	一般会計繰入金	40,650,000	40,650.000	40,650,000		0		
2	繰越金	2 繰越金	2 繰越金	40,417,000	0	40,417,000	前年度繰越金	40,417,000	145,705,102	145,705,102		0		
3	諸収入	1 貸付金元利収入	1 貸付金元利収入	295,070,000	0	295,070,000	元利収入	295,070,000	502,302,066	307,650,592	2,315,920	192,335,554		
		2 預金利子	1 預金利子	50,000	0	50,000	預金利子	50,000	825,749	825,749		0		
		3 雑入	1 雑入	4,385,000	0	4,385,000	進約金及び延滞利息	4,383,000	31,528,317	4,050,385		27,477,932		
						0	雑入	2,000	41,133,145	40,125,145	614,000	394.000		
4	県債	1 県債	1 母子寡婦福祉資金價	40,000,000	0	40,000,000	母子寡婦福祉資金債	40,000,000	40,000,000	40,000,000		0		
		歳入	合 計	420,572,000	0	420,572,000		420,572,000	802,144,379	579,006,973	2,929,920	220,207,486		

				予	算	現	額				
款	項	a	当初予算額	補正予算額	ž†	10		支出済額	不用額	備	考
						区分	金額	8			
每于有婚指批賞金貨付費	1 母子森姆福祉資金貸付費	1 母子真婦得祖資金貸付費	420,572,000	0	420,572,000						
					-	旅 費	772,000	561,416	210,584		
						需用費	1,643,000	883,887	759,113		
						役務費	4,610,000	2,299,398	2,310,602		
						委託料	10,672.000	7,071,120	3,600,880		
						使用料及び賃借料	6,563,000	6,536,692	26,308		
				l		貸付金	396,031,706	307,122,065	88,909,641		
						償還金和子及び割引料	280,294	0	280,294		
j	裁 出	숨 <b>計</b>	420,572,000	0	420,572,000		420,572,000	324,474,578	96,097,422		

一賞 51-

### ②貸付種類等

# (ア) 事業開始資金

母又は寡婦が事業を開始するのに必要な設備及び什器・機械等を購入するための

# (イ) 事業継続資金

(ウ) 修学資金 続するために必要な資金 母又は寡婦が現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入する等、事業を継

子が高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等

### (才) 修業資金

(工) 技能習得資金 母又は寡婦が自ら事業を開始、又は就職するために必要な知識等を修得するため

# (カ) 就職支度資金

子が、起業又は就職するのに必要な知識・技能を習得するための資金

# (キ) 医療介護資金 母、寡婦又は20歳末満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金

医療資金については、母、寡婦又は20歳末満の子に係る治療期間1年以内の医療

費の自己負担分、通院に要する交通費等

けるのに必要な資金 介護資金については、母、寡婦又は20歳未満の子が介護期間1年以内の介護を受

### (ク) 生活資金

定・維持するのに必要な資金 になり7年末満の母、又は失業期間中離職してから1年を超えない範囲の生活を安 母又は寡婦が技能習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭

### (ケ) 住宅資金

(口) 転完資金

母又は寡婦が住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金

R-又は寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金

# (サ) 就学支度資金

子の入学、又は修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用

### (シ) 結婚資金

子の結婚に必要な資金

### ③貸付条件

子及び寡婦福祉法施行令」等に定められている。 貸付対象者、貸付限度額、据置期間、償還期間、利率等の具体的内容については、

中

- 章 53-

3%	5年以内	£√49		300,000	資金	蘇	Ď:	12.
<b>津型子</b>	5年以内	卒業後6か月	·	小学校(所得報が非課報の力) 39,500 中学校(所得報が非課報の力) 46,100 同公立高等学校、高等専門学校等 75,000 同公立人等。規則大学等目で表達 370,000 国公立人学規則大学等目で高速 380,000 私が大学知期大学等目で発達 380,000 私が大学知期大学等目で外通学 590,000	漫資金	+}; ≻+	<b>*</b>	Ξ.
3%	3年以内	6,513		260,000	資金	ďΫ	熌	10.
3%	6年以內	6か.Н	1	・通常の場合 1,500,000 ・災害により住宅が全壊した場合等 2,000,000	政	95	₽	9
3%	5年以内		失業した日から 1年以内	(12月分相当額) 1,236,000 (24万円まで無利子)				
一部無利 干、超えた 全額は3%	8年以內	貸付期間満 了後6か月	四子家庭となっ て7年になるま で	*丼「家庭になって7年大猫の房のみ 4年(家庭になって7年大猫の房のみ (月報2月円及び場計48万円 まで掘れて) 養育者取得の裁判専用の場合 (・活営付)	<b>御</b>	部	#	œ
無利子	5年以内		医療介護を受けている期間中1年以内	生計中心者でない場合の母子 月額69,000 現に扶養する子のない寡婦等 月額69,000				
壬旭焉	10年以内		知識等岩得期間 中3年以内	分) 月額141,000 分以外)月額103,000				
<b>瀬</b> 型子	5年以内	医療又は介 護を受ける 期間後6か月		(医療分) ・通常の場合 340,000 ・所得が非課税の場合480,000 (介護分) 500,000	資金	療 今	涿.	7.
無利子	6年以内	11		・通常の場合 100,000 ・仕動車購入の場合 320,000	政政会	職火	容	.6
				460,000				Γ
無利子	6年以内	知識技能習 得後1年	知識等習得期間 中3年以內	月鏡 20,000 通校拍学中に興職のため、自動車免罪を収符することが必要である場合	資金	**	衞	Ç1
無利子	10年以內	知識技能習得後1年	知識技能習得期間中3年以內	月版 50,000 (特別分) ・ 数月分をあわせて貸付を受ける場合 (12月分相当額) 600,000 ・ 自動申運転免許を取得する場合 460,000	章	绵	苹	4.
無利子	別表のとおり	卒業後6か月	金沙斑問中	別表のとおり	凝	49	帝	,cu
無利子	7年以內	67×H	1	1,420,000	統資金	業	ᆤ	2.
兼利子	7年以内	146		複数のは「家庭の村が 共同起棄する場合、その複数のは~の貸付合計額 4,260,000	始資金	**	#	i-
型縣	衡選期間	据貨期間	货化期間	貸付限度額(円)	##	食件複数		
う適用	平成20年4月1日から適用	平成2						1

修学資金貸付限度額 (月額) 平成20年4月1日から適用

多十具 医医门欧皮酸 (月報)	門以及破	(月報)			平成20年4	半成20年4月1日から適用	過出	単位: 四
			1年	2年	3年	4年	5年	償還期間
点链形物	₩ > +	自治潘学	18,000	18,000	18,000			
事修学校	ŀ	自宅外通学	23,000	23,000	23,000			原則として貸
	4. (4.	. 自宅通学	30,000	30,000	30,000			付期間の2倍
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000			
	# 00 S	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	44,000	
点纸电型学校	Þ	自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	50,000	原則として貸
2	4. 准	自老通学	32,000	32,000	32,000	53,000	52,000	付期間の3倍
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	60,000	59,000	
连 → 下至 (1)	<u>≡</u>	自老逝学	45,000	45,000				
専修学校	b	自宅外通学	51,000	51,000				原則として貸
(専門課程)	4) /F	中名通外	53,000	53,000				付期間の3倍
		自宅外通学	60,000	60,000				
	<u>=</u> > <	日光道学	45,000	45,000	45,000	45,000		
*  }		口密外通序	51,000	51,000	51,000	51,000		原則として貸
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	自宅通学	54,000	54,000	54,000	54,000		付期間の2.5倍
		自治外通学	64,000	64,000	64,000	64,000		
学家科技			29.000	29.000				原則として貸

\*修学に必要な経費が上記金額を超える場合は、上記金額の1.5倍として利用することができる。

付期間の2倍

福祉貸付金の生活資金のうち生活安定貸付期間に係る貸付に係る無利子枠の拡大につい 対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)の中で決定されていた母子 ても実施することとなった。 号)が半成20年12月15日に公布・施行されたことと併せ、生活資金の「括貸付につい て、「母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成 20 年厚生労働省令第 171 「安心実現のための緊急総合対策」(平成 20 年 8 年 29 日「安心実現のための緊急総合

内容は、以下のとおりである

(ア) 生活資金における無利子枠の拡大

(イ) 生活資金の複数月分一括貸付を可能とする 改正後 改正前 無利子枠限度 月額4万円 無利子枠限度 月額2万円 累計 96 万円 累計 48 万円

25 日に改正された。以下のとおりである。 その他、貸付金を利用しやすくするため、県の事務取扱要領等は平成 20 年 11 月 括貸付限度月数 3月分

一貸 55-

(ウ) 子どもの学校関係の資金申請時の添付書類の緩和 安田曹 学校の合格通知

改正後 受験先がわかる資料

H 技能習得資金(運転免許取得)の審査基準の緩和 改正前 就職先や転職先が決まっていて、その職場で運転免許が必要である場合

改正後 運転免許を取得することで、よりよい職場への就職や転職が見込まれれ ば貸付対象になる。 にのみ、貸付対象になる。

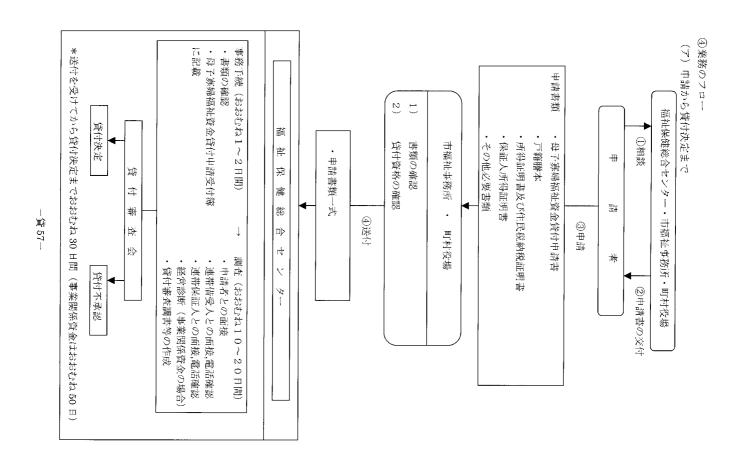
(オ) 償還金の支払猶予を申請する時の添付書類を緩和 改正起 **支払が困難である理由を証明する書類(診断書、災害証明等)** 

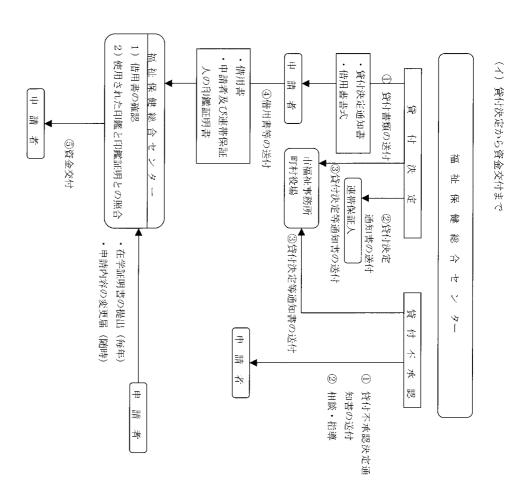
改正後

証明書類の提出が困難であれば、申立書に代えられる。

-29-

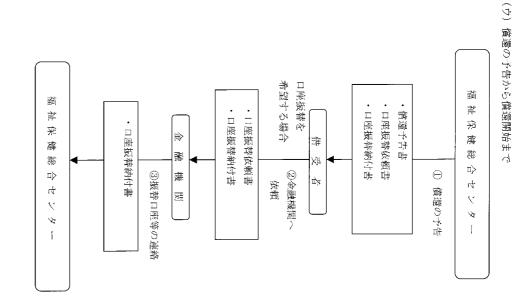
一貸 56-

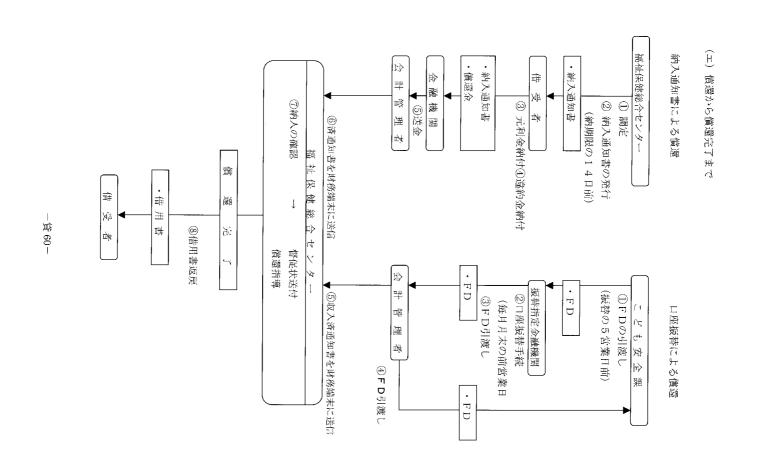




一資 58-

一賞 59—





#### (5)業務の状況 ①新規貸付

平成 19 年度貸付状況

年度貸付状況

新規申込件数*1         継続分*2         新規           人 員         企 額 員         人 会 額 員         人 会 額 員         人 会 額 員           10         本 額 日         人 会 額 員         人 会 額 員         人 会 額 日         日	307,122,065	613	138,120,165	292	169,001,900	321	140,449,165	299	
新規中込件数*1		_	0	0	U	0	•	9	扶養
新規申込件数*1         継続分*2         財規分*3         平成194           人 員         企額 日         人 会額 日         本額 日         人 会額 日         本額 日         工 長 日         工 日 日         工 日 日         工 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		>			o l	>	0	>	特別児童
新規中込件数*1   株成分*2   新規分*3   平成194	0	0	0	0	0	0	0	0	児童状養
新規中込件数*1   株成分*2   新規分*3   平成19 f	0	0	0	0			0	0	結婚
新規中込件数*1   一次	60,775,500	135	60,775,500	135			61,335,500	136	就学支度
新規申込件数*1     継続分*2     新規分*3     平成 19 4       人 具     企 額 日     人 金 額 日     人 金 日     人 金 日     人 金 日     人 金 日     人 名 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	3,445,175	17	3,445,175	17			3,595,175	18	费
新規申込件数*1         継続分*2         新規分*3         平成194           人 員         企 額 員         人 会 額 員         人 員         本 額 員         人 員         本 額 員         本 額 員           109         54,732,600         283         146,667,900         106         53,569,600         389           113         6,172,600         20         8,166,000         12         5,922,600         32           13         6,172,600         20         8,166,000         12         5,922,600         32           2         393,095         -         -         -         2         393,095         2           13         10,587,000         15         12,388,000         12         10,381,000         27	1,033,000	2	1,033,000	2		-	1,033,000	2	完
新規申込件数*1     継続分*2     新規分*3     平成19 化       人 貝     企 額 月     人 日     企 額 月     人 日     日	22,749,000	27	10,381,000	12	12,368,000	15	10,587,000	13	生活
新規申込件数*1     解統分*2     新規分*3     下成 19 4       人 見     企 額 月     人 金 額 月     人 金 額 月     人 長       10     - 0     - 0     - 0     0     0       109     54,732,600     283     146,667,900     106     53,569,600     389       113     6,172,600     20     8,166,000     12     5,922,600     32       6     2,600,195     3     1,800,000     6     2,600,195     9       6     2,600,195     3     1,800,000     6     2,600,195     9	0	0	0	0			0	0	医療介護
新規申込件数*1     継続分*2     新規分*3     平成194       人 員     企 額 員     人 会 額 員     人 会 額 員     人 会 額 員     人 員       10     0     0     0     0     0     0       109     54,732,600     283     146,667,900     106     53,569,600     389       13     6,172,600     20     8,166,000     12     5,922,600     32       6     2,600,195     3     1,800,000     6     2,600,195     9	393,095	2	393,095	2	,		393,095	2	就職支度
新規申込件数*1     継続分*2     新規分*3     平成19 位       人     仓額     人     金額     人       月     仓額     月     金額     月       0     0     -     -     0     0       0     0     -     -     0     0     0       109     54.732.600     283     146,667,900     106     53,569,600     389       13     6,172.600     20     8,166,000     12     5,922,600     32	4,400,195	9	2,600,195	6	1,800,000	ω	2,600,195	6	参業
新規申込件数*1     解統分*2     新規分*3     平成194       人     仓額     人     金額     人     金額     人       月     金額     月     金額     月     人       0     0     -     -     0     0     0       109     54,732,600     283     146,667,900     106     53,569,600     389	14,088,600	32	5,922,600	12	8,166,000	20	6,172,600	13	技能習得
新規申込件数*1     業総分*2     新規分*3     平成19年度合計       人 見     会額 見     人 会額 員     会額 員     人 会額 員       0     0     0     0     0     0	200,237,500	389	53,569,600	106	146,667,900	283	54,732,600	109	命
新規申込件数×1     第規分×2     新規分×3     平成19 年度合計       人     仓額     人     金額     人     金額       月     仓額     月     金額     月     金額       0     0     -     0     0     0	0	0	0	0	-	-	0	0	<b>事業継続</b>
新規申込件数*I     雑誌分*2     新規分*3       人     仓額     人     金額     人     全額     人       具     金額     具     金額     具	0	0	0	0	1		0	0	事業開始
新規申込件数*1 解統分*2 新規分*3		<b>=</b> >		人員		<b>I</b>		<b>≖</b> ≻	
	P成 19 年度合計		新規分*3		継続分*2	i		3	\(\times\)
		:	貸付状況				3出认作数*1	新井	

\*1 平成 19 年度に貸付決定し、平成 19 年度に支出した件数と金額に平成 19 年度に不承認決定した件数と金額を加算

\*2 平成 18 年度以前に賃付決定し、平成 19 年度に支出をした件数と金額(年度にまたがって貸付

\*3 平成 19 年度に貸付決定し、平成 19 年度に支出をした件数と金額

決定する資金のみが該当)

近年は、貸付件数および金額ともに減少している。要因としては、景気の回復により学生の就労がやや易しくなったこと、平成19年度から県教育局の高等学校等奨学金制度は借入者の金融機関からの借入において県が損失補償をする制度になり、保証人が不要となったため、そちらを利用することが増加している等が挙げられる。

資金の種類別では、修学資金(授業料、書籍代等)および就学支度資金(人学金、被服費等)の貸付が件数及び金額ともに全資金の約8割を占めている。

経済的基盤が弱い母子家庭及び寡婦に貸し付ける制度であるため、貸倒リスクはある稈

- 61-

**皮高くならざるを得ない。そのため、貸付にあたっては、以下のことに注意している。** 

申請者と必ず面接し、現在の収支状況、今後の生活設計について聞き取り、償還が困難ではないかを十分に話し合う。

(単位: 四)

- 子の学費等に係る資金の場合は、子も連帯債務者として加わるため、子との前接を必ず 実施し、子にも償還意思を確認する。
- 連帯保証人については、原則として 60 歳末満、貸付総額が年収を超えないこと等の要件を定めているため、要件を満たしているか確認するとともに、代わって償還する意思があるか電話や面接等で直接確認する。

### ②貸付金回収

資金別過年度,現年度別収納状況(平成19年度)

	급 확 55	和8.犯乘法黄	児童扶養	響	就学支度 6	泰	金	第 第	医療介護	就職支援	帝継	技能對得 1	廖 学 37	事来審記	李紫開始 2			区分
	33,893,173	0	151,244	97,593	65,519,482	12,883,425	7,424,260	21.074,465	90,945	671,306	8,786,421	11,336,338	379,575,904	3,451,986	22,829,804		調定額	
	2,315,920	0	0	0	72,316	0	0	0	0	0	231,000	0	648,000	1,257,584	107,020		構造を除及び 不能欠損額	⋾⊳
219.876.27	533,893,173 2,315,920 311,700,977	0	108,192	97,593 100.0	41,461,960	4,536,081	1,442,074	11,985,696	49,614	363,624	4,054,655	7,895,607	648,000 235,175,430	466,091	4,064,360		収入済額	7
	58.4	0.0	71.5	100.0	63.3	35.2	19.4	56.9	54.6	54.2	46.1	69.6	62.0	13.5	17.8	%	質量率	
	196,329,849 2,315,920	0	39,200	32,531	21,065,601	7,035,536	5,274,889	7,564,877	27,327	318,794	4,790,232	2,774,266	126,835,116	2,765,008	17,806,472		調定額	
	2,315,920	0	0	0	72,316	0	0	0	0	0	231,000	0	648,000	1,257,584	107,020		携輩免除及び 不能欠損額	過年度內訳
166,175,570	27,838,359	0	0	32,531	3,678,490	951,850	415,866	915,760	0	42,268	967,459	312,914	19,124,285	44,000	1.352,936		収入済額	内派
	14.2	0.0	0.0	100.0	17.5	13.5	7.9	12.1	0.0	13.3	20.2	11.3	15.1	1.6	7.6	%	價選率	
	337,563,324	0	112,044	65,062	44,453,881	5,847,889	2,149,371	13,509,588	63,618	352,512	3,996,189	8,562,072	252,740,788	686,978	5,023,332		調定額	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		<b>賃還名所及</b> ひ不能欠損	現年
53,700,70	283,862,618	0	108,192	65,062	37,783,47	3,584,231	1,026,208	11,069,936	49,614	321,356	3,087,196	7,582,693	216,051,145	422,091	2,711,424		収入済額	現年度内訳
	84.1	0.0	96.6	100.0	85.0	61.3	3 47.7	81.9	78.0	91.2	77.3	88.6	85.5	61.4	54.0	%	前題士	

-貸62-

(単位: 四)

年度別價運金収納状況(平成19年度実績)

A (AL		SIR	定額			424	内济額			下納欠損				収入未済額		( <u>#IV: (7)</u>
年度	元 金	利子	違約金	計	元 金	利子	違約金	ät	元 金	利子	計	元 金	利子	小 計	違約金	2+
S56年	71,536	8.354	0	79,890	0	0	C	0	71,536	8,354	79,890	0	C	0	0	0
S57年	219,567	19,298	0	238,865	0	0	0	0	194,987	15,949	210,936	24,580	3,349	27,929	0	27,929
S58年	451,636	46,080	0	497,716	0	0	0	0	200,916	10,020	210,936	250,720	36,060	286,780	0	286.780
S59#	602,759	53,172	0	655,931	8.635	2,365	0	11,000	214,429	4.435	218,864	379,695	46,372	426,067	0	426,067
S60年	596,975	48,937	0	645,912	44.000	0	0	44,000	62,731	2,415	65,146	490,244	46,522	536,766	0	536,766
S61年	643,895	36.753	0	680,648	0	0	0	0	42,748	856	43,604	601,147	35,897	637.044	0	637.044
S62年	1.084.648	51,036	483	1,136,167	29.680	4,140	0	33.820	37,391	28	37.419	1,017,577	46,868	1,064,445	483	1.064.928
S63年	1,343,495	55,490	1,962	1.400,947	13,000	0	0	13,000	108.163	0	108,163	1,222,332	55,490	1.277.822	1,962	1,279,784
11145	1,302,401	43,425	7.085	1,352,911	106.180	0	119	106,299	117,996	0	117,996	1.078.225	43,425	1,121,650	6,966	1.128.616
H2年	2,227,816	50,902	33,081	2,311.799	49.665	7.335	0	57.000	117,996	0	117,996	2.060.155	43.567	2,103,722	33,081	2,136,803
H3年	2,473,936	27,466	17,011	2,518,413	63,380	0	-0	63.380	122.576	0	122.576	2,287.980	27.466	2,315,446	17.011	2,332,457
H4年	3,900,817	71,081	23,832	3,995,730	167.764	1.911	0	169.675	266.898	0	266,898	3,466,155	69.170	3.535.325	23.832	3,559.157
H5年	3.081,561	48.278	17.005	3,146.844	158,428	892	2.811	162.131	217.357	0	217,357	2,705,776	47,386	2,753,162	14.194	2.767.356
H6#	3.387.655	55,251	92,297	3.535.203	141,956	0	1,368	143,324	396,544	0	396,544	2,849,155	55,251	2,904.406	90,929	2,995,335
117年	3,938,243	68.182	181,213	4.187,638	266,242	4,406	8,985	274,583	101,595	0	101.595	3,570.406	63.776	3,634,182	177.278	3,811.460
H8年	3,836,535	58,885	171,340	4,066.760	331.077	290	7,476	338,843	0	0	0	3,505.458	58,595	3.564,053	163,864	3,727.917
H9年	6.383.618	64,147	392,291	6.840.056	590.270	3,807	55,191	649,268	0	0	0	5,793,348	60,340	5.853.688	337.100	6,190,788
H10年	7.943,178	161,377	549,566	8,654.121	1,177.585	7.369	77.366	1.262.320	0	0	0	6,765,593	154,008	6.919.601	472.200	7,391,801
H11年	11.681,162	220.303	1,175.458	13,076,923	1,408,557	0	157,347	1.565,904	0	0	0	10.272,605	220.303	10.492,908	1.018,111	11,511.019
H12年	13.478.482	228,858	1,252,148	14.959,488	2,036,042	3.791	168,460	2,208,293	0	0	0	11,442,440	225,067	11.667,507	1.083,688	12,751,195
H1344	15.890,545	186.548	1.930.866	18.007.959	2,442,373	1.525	99.515	2,543,413	. 0	0	0	13.448.172	185,023	13,633.195	1,831,351	15,464,546
H14年	19,741,724	211,900	2,380,942	22,334.566	2,712.699	39,177	159.963	2.911.839	0	0	0	17.029.025	172,723	17.201.748	2.220.979	19,422,727
H15年	17,511,385	197,394	1,973,722	19,682,501	2,539.100	24,872	139,462	2,703,434	0	0	0	14.972,285	172.522	15.144.807	1.834,260	16.979.067
H16年	21.128.079	222.823	2,270.327	23.621,229	2.946,722	24,971	188,104	3.159,797	0	0	D	18,181.357	197,852	18.379,209	2.082.223	20.461.432
H17年	23,559,497	227.831	3.694.370	27,481.698	4,310,050	41.550	328.385	4.679,985	0	0	0	19,249,447	186,281	19,435,728	3,365,985	22.801.713
H18年	27.207.198	177,735	6.458.761	33,843.694	6.089,880	36.673	824,052	6,950.605	0	0	0	21,117,318	141,062	21,258.380	5,634,709	26,893,089
H19年	305,481,817	490.400	8,967.347	314.939.564	279,432,610	379.623	1,836,831	281,649,064	0	0	0	26,049,207	110,777	26,159.984	7.130,516	33,290,500
송 카	499,170,160	3.131.906	31.591,107	533,893,173	307.065.895	584.697	4,050,385	311,700,977	2.273,863	42,057	2,315,920	189,830,402	2,505,152	192,335,554	27,540,722	219,876,276

償還率の推移

質選米 伟 寡婦福祉資金 母子福祉資金 H16年 58.365.4H17年 57.7 60.7 H18年 58.061.1

(単位:%) H19年 58.261.1

る等、母子世帯をとりまく経済状況はより一層厳しいものとなっている。

が学校を卒業してもニート現象といわれるように定職に就くことができない事例が増加す

母子世帯の平均年収は、平成 18 年度の国の調査では 213 万円と一般世帯の 37.8%に留

また、疲弊する地方経済の影響を受け、母親の就業状況が悪化しており、子

まっている。

近郊各都県における母子福祉寡婦貸付金の償還状況(平成 18 年度

<母子福祉資金>

	现年度分	<u>ئ</u>	過年度分	·	수라	
	收入済額(円)	償還率(%)	収入済額(円)	償還率(%)	収入済額(円)	償還率(%)
茨城県	221,634,085	89.1	17,208,372	10.0	238,842,457	56.8
栃木県	198,949,514	85.6	26,444,072	8.4	225,393,586	41.2
群馬県	226,153,324	86.8	18,898,375	7.5	245,051,699	47.7
400年	259,742,031	83.8	27,887,579	15.0	287,629,610	58.0
<b>丁柴県</b>	313,555,132	87.8	39,027,198	14.1	352,582,330	55.5
東京都	1,555,995,383	63.1	487,597,520	9.8	2,043,592,903	27.4
神奈川県	305,459,666	75.9	37,622,674	4.6	343,082,340	28.2
新潟県	137,796,072	91.9	12,531,864	11.4	150,327,936	57.9
山梨県	85,071,676	82.1	11,449,049	11.6	96,520,725	47.8
中面子	254,006,201	89.4	14,420,423	9.1	26,842,624	60.6

新潟県 基丁温 栃木県 f·萊県 群馬県 西北湾 ※ 収入済額(円) 28,160,585 74,835,849 25,977,143 18,188,145 13,150,786 12,714,626 11,404,382 10,329,802

- 寡婦福祉資金>

償還率(%)

収入済額(四)

**償還率(%)** 

収入済額(四)

實證率(%)

2,253,787

15.3

15,404,573

1,308,239

860,060

5.0

12,264,442

35.5 61. 40.9

※都の単独事業で女性福祉資金として事業実施。記載の冷額及び償還率は区部を含んでいない。 22,595,732

二梨県

21,817,656

88.5

778,076 680,448

78.8 90.1

1,336,879

8.4 5.2

10,042,552

82.467.5 94.183.1 89.4 85.6 87.5

2,486,372

30,646,957 111,711,170 27,838,948 20,301,728 11,638,041

13,395,074

49.535.1

1,861,805 36,875,321

11.6 9.4 18.7

63.8 22.1

2,113,583

8,705,673

については上位3位となっている

県の償還率は、近郊各都県と比較して母子福祉資金については上位2位で寡婦福祉資金

一貸64—

- 貸 63-

### ③滞留状况

# 貸付金の滞留年数ごとの内訳(平成16~19年度)

						(Ē,Ē)
角	1年以上—	2年以上一	3年以上一	4年以上一	R ALIVI I	u -
H	2年未満	3年未満	4年未満	5年来満	二文中 C	<u>п</u> ;
H 16年	27,182	30,458	24,340	18,850	72,216	173,046
H 17年	26,695	25,221	23,860	21,347	82,035	179,158
H 18年	24,146	23,406	20,687	23,675	91,205	183,119
H 19年	30,862	19,466	20,246	17,983	100,005	188,562

滞納理由は、以下のとおりである

部海 4 平成19年度理由別滯納者狀況 30万円以上滞納者 5件以 5件以上滞納者 |滯納者 119,965,854 播倒缀合料 197,479,024 11,555,114 9,179,698 滞納者数 198 36 968 **☆** K 万朗 T) X 事不 綝 虎 X 36 П 平成20年5月31日現在 面屬河 ゆの街

平成19年度高額滞納者 (30万円以上滯納者) 状況

海縣 中中 X X 7 21714 数 就学文度 事業開始 事業継続 住宅 技能習得 事業開始 就学友度 修業 牛活 事業継続 貸付金種類 金 別 内 訳 166 10 資金名 資金名 危徵 仓額 最高滞納額 事採掘始資金| 1,881,471 1,272,650 修学資金 リース事業、お好み焼き店、飲食店、ショットバー、スナック、イタリアン・レストラン、理容業、運送業、莨浴院、花屋、写模業 **吹食店、** 事業関係資金の場合 お好み焼き店 スの事業内容 平成20年5月31日現在

# ④貸付先に対する管理

階から償還段階まで管理を実施している。さらに、母子婦人相談記録県に細かい対応記録を 記載しており債権管理にも役立てている 福祉保健総合センターにおいて、「母子寡婦福祉資金システム」により貸付金の申請與

ンターによる連絡会議を実施している 債権の管理の適正化を図るため、 必要に応じて、こども安全課と福祉保健総合セ

# 【指摘2】収納済通知票の記載不備(出納員又は分任出納員の氏名欄が空白

埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、収納済通知票にお - 貸 65-

ける出納員又は分任出納員の氏名欄が全て空台となっていた

正防止の必要からも氏名欄には、金銭を受領した者が記載しなければならない。 貸付金の償還金を金銭により受領した証拠書類となる重要な書類であるとともに、不

# 【指摘3】借用書の記載不備

ングのうち3件について、母子福祉資金借用書に契約日が記入されていなかった。契約 日の記載のない契約書は契約書として法的要件に不備が生じるものである 埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、25 件のサンプリ

することになっている(母子福祉資金及び寡婦福祉資金の賃付けに関する規則第6条第 1項、母子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要領5 借用書は、福祉保健総合センターに提出され、借用書の記載内容、印鑑等を照合審査 (2)

確認漏れを防ぐためにチェックリスト等を作成して有効に運用する必要がある

# 【指摘4】 母子寡婦福祉資金の貸付金額の入力誤りについて

グのうち1件について貸付金額の入力誤りがあった。 埼玉県人間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、25 件のサンプリン

ことになっている (母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則第 6 条第 1 項、母 子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要領 5 (2)) 借用書は、福祉保健総合センターに提出され、借用書の記載内容、印鑑等を照合審査す

**権認漏れを防ぐためにチェックリスト等を作成して有効に運用する必要がある** 

# 【意見4】貸付先の定期的な就業確認が必要

うべきである。 貸与開始時や延滞が生じたときだけでなく、貸与期間中においても定期的に就業確認を行 定期的に就業確認が行われていない。母子・寡婦の自立を目指す貸付金であるならば、

【意見5】「母子・寡婦福祉資金の返済について(通知)」(様式第 26 号-1 )の改善を 状況であるので、相談することによるメリットすなわち支払猶予の中出を行うことにより 遠約金が年 10.75%と高く、母子及び寡婦福祉法施行令第 17 条2%により、免除も難しい **償還の猶予が可能であるケースを記載しているが、違約金が減額できることについても** 

記載すべきである。

この意見に対し、平成 20 年 11 月 25 日に「母子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要

28

サ子及び寡婦福祉法施行令第17条 都道所県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金叉は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年10.75ペーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年10.75ペーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当 を得ない理由があると認められるときは、その限りではない。 日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他止む

て「(猶予期間中は利子や違約金が加算されません。)」と文章を追加し、対応がとられた 領」を改訂し、「母子・寡婦福祉資金の返済について(通知)」(様式第26号-1)におい

## ⑤延滞債権の管理

号外第14号

り速やかに未収債権の解消を図っている。 務規則等関係法令等に定めのある手続きのほか、その債権の状況に応じて、以下の措置によ 福祉保健総合センターは、末収債権が生じた場合、地方自治法、同法施行令及び埼玉県県

# (ア) 初期滞納時の指導強化

導を強化し、長期潜納者の発生を抑制する。 回収の妨げとなる事情がもたらされる。保証人への連絡を子告するなど、初期滞納時の指 滞納が長期化した場合、償還意欲の低下、滞納額の増大及び対象者の高齢化など、債権

# (イ) 雑納者への対応

なお納入がない場合については、以下の基準により指導を図る。 埼玉県財務規則(以下「財務規則」という。)の定めに従い、督促状を送付するが

# i.電話、文書等による納入催促

随時、電話、文書等により納入催告を行う **暫促状を送付したにもかかわらず、特段の理由なく納入しない滞納者に対しては** 

# .訪問による納入の指導、催告及び滞納者の実態調査

する。なお、調査項目は世帯状況、収入等生計の状況、資産の状況などである。 告を行うほか、状況に応じて書面による「債務の承認」を求める。併せて、滞納者 の実態を聞き取り調査し、個別の対策と滞納債権を類型別に分類するための資料と 過してもなお納入しない滞納者については、速やかに訪問による納入の指導及び権 上記の納入催告をしたにも関わらず、特段の理由なく最終納入目から 3 月以上経

ついては、その制度を説明し、中請の手続きを行うよう指導する また、聞き取りの結果、支払猶予や違約金免除事由に該当すると判断される者に

## ii.保証人への連絡

情報提供を含めて要請する。 を取る。保証人自身による債務納入依頼のほか、借受人等による償還指導への協力 それでも借受人等による償還が期待できないと判断される場合は、保証人に連絡

# iv.継続的な納入の指導及び催告

宣訪問指導を行い、未収債権が多額のものや滞納者の状況に応じて適切に対応する。 2,3月に1度は電話、文書等で催告し、1年以上納人がないものに対しては、適

#### 一管 67-

# v.納入計画の策定

計画書を策定する。 に基づき納入方法、納入金額等について、債務者の資力、収入状況等に即した納入 納入者が納入を宣誓した場合には、償還計画書(所定の様式)を提出させ、これ

**) 医にわたる滞納整理強化期間を定め、上記措置を徹底し、滞納の解消を図っている。** また、特別償還対策として、福祉保健総合センターごとに、毎年1回以上、2週間程

# 【意見6】延滞者に対する返済督促文書の工夫を

多様化も視野に入れ、県としてのベストプラクティスを講ずるべきである ンターから文案を集め、債権回収に資するよう、法的措置も辞さないなどバージョンの 延滞者に各福祉保健総合センターそれぞれの様式の文書を作成し送付している。各セ

# 【意見7】債務承認の事務手続きのあり方

として委嘱された職員)により行われているが、債務承認は時効の中断につながる行為 であり、相談員の職務(「母子及び寡婦福祉法」第8条)とはいえない。県職員が自ら 対応すべきである。 債務承認の多くが相談員(「母子及び寡婦福祉法」第8条に規定する母子自立支援員

# ⑥債権の不納欠損処分

のある債務者全員から時効の接用が主張された場合には、不納欠損処分を行う。 は行方不明であることから、民法 167 条による消滅時効に係った債権で、かつ返済義務 借受者、連帯借受者及び保証人ともに償還能力がなく、又はこれらの者が死亡あるい

いずれかに該当するときは、それぞれ時効の援用が主張されたとみなすことができる。 また、時効の援用を主張しない場合は、借受者、連帯借受者及び保証人が次の基準の

# (ア) 借受者及び連帯借受者

- 行方不明(行方不明の状態が、3ヵ月以上継続していること。)であるもの
- 死亡しているもの。
- 償還能力がないと認められるもの

### (イ) 保証人

- i. 行方不明 (行方不明の状態が、3ヵ月以上継続していること。) であるもの。
- ii. 死亡しているもの。
- 償還能力がないと認められるもの。

# 【指摘2】連帯保証人の状況把握が不干分は折摘2】連帯保証人の状況把握が不干分

埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、平成19年度に不納欠損処分を行った2件のうち1件について、連帯保証人が行方不明となった場合は、保証人の変更手続きをとる必要があったが、そのまま放置されていた。連帯保証人の状況についても定期的に確認する必要がある。

号外第14号

# 【意見8】時効援用の申立書における本人確認手段について

申立書に中立人の署名および捺印があるが、印鑑は三文刊が多い。不正等を防ぐために 実印の押印を求める等本人を確認する手段を講ずる必要がある。

# 【意見9】相談員の職務が貸付償還事務中心であることの改善について

埼玉県における相談員(「母子及び寡婦福祉法」第8条に規定する母子自立支援員として委嘱された職員(女性相談員))の現状の職務は、貸付償還業務が7割で、そのうち滞納者に係るものが8割である。

「母子及び寡婦福祉法」第8条に規定する相談員の業務は、以下のように規定されている。

①配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。(「母子及び寡婦福祉法」第8条第1項)

②配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。(「母子及び寡婦福祉法」第8条第2項)

しかし、現状においては、相談員は「母子及び寡婦福祉法」第8条に規定する業務にはほとんど従事することなく、その付随業務である貸付償還業務に従事しているのが現状である。

相談日は、償還業務に精通しているわけではなく、日頃から相談業務を通じて借入者と接触しており、相談員の償還督促に対して借入者は帯納し易い状態にあるといえる。 以上から、貸付金の償還業務や滞納処理業務は、県職員が中心となって対応する必要がある。

さらに、借人者への電話・臨宅対応おける督促マニュアルを作成し運用する、督促専用の担当者を置く、さらには督促業務の外部委託も視野に入れて検討する必要がある。

# 介護保険財政安定化基金貸付金

N

# (1) 貸付金の推移

介護保険財政安定化基金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位: 千日)

H19年 5	H18年	H17年 395	H16 年	H15年	十次 見じ飲
5,100 100,339	- 194,339	395,016 —			旧烃稅
105,438	200,677	395,016			7天  司

## (2)制度の目的

各市町村の介護保険に係る財政が安定的に運営されるように、財政安定化の諸方策20が介護保険制度に組み込まれているが、この仕組みによっても解消されない財政不足を担保する制度として財政安定化基金制度が存在する。すなわち、財政安定化基金制度とは、給付費の予想を上回る仲びや、通常の徴収努力を行ってもなお生ずる保険料未納による市町村の保険財政の不足に対して、都道府県に設置された「財政安定化基金」から、資金の交付及び貸付を行う制度である30。

29

介護保険制度に組み込まれた財政安定化の諸方策をまとめると次のとおりである。

第一に、標準給付費額の 50%程度が公費(国、都道所県、市町村)、31%が第 2 号級保険者保険料によって貼われ、給付費実績に基づき精算交付されるものである。国の負担分のうち、平均 5%程度は調整交付金で貼われる(※調整交付金は公費(国の負担)に含まれる)。

第二に、標準給付費館の平均 19%を賄う第1号被保険者の保険料は、中期的財政運営方式により3年を通じて財政平均が保たれるよう決められ、平準化が図られる。また、第1号接保験者の保険料の大部分が公的年金から特別徴収されるため、保険料の未装が発生しても給付費金保に占める割合からは僅かなものとなる。

<sup>30</sup> 財政安定化基金の財源は、3年を単位とした計画期間で適宜される。また、財政安定化基金の財源は、国、都道所県、計町村が各々1/3 の割合で任理する。計町村が負担する財政安定化基金製出会は、標準給付費額等の見込に介護保験の周連負担金の算定等に関する政合(以下「算定政合」という。)に規定する拠出率を標準として都道所県が条例で定める割合を乗じた額である。場下県の平成 12~14 年度の拠出率は 5/1000、平成 15~17 年度の拠出率は 1/1000である。平成 18~20 年度の拠出率は 0 である。平成 18~20 年度の拠出率は 0 である。

平成 19 年度未における貸付金残高の内訳は次のとおりである。

105,438	100,339	306,116		
5,100		5,100	横瀬町	H19 年
7,500	7,500	22,500	横瀬町	H17年
4,333	4,333	13,000	嵐山町	H17年
2,479	2,479	7,438	松伏町	H17年
17,359	17,359	52,078	戸田市	H17年
2,000	2,000	6,000	古川市	H17年
66,666	66,667	200,000	春日部市	H17年
H 19 年度機高	H 19 年度償還額	貸付額	貸付先	貸付年度

#### (3) 監査に当たり参照した根拠法令等 ・介護保険法第 147 条

- 算定政令第7条
- ·埼玉県介護保險財政安定化基金条例
- 埼玉県介護保険財政安定化基金事業運営要綱 (以下「運営要綱」という。)

#### (4) 制度の仕組

山質付対象

っている市町村に対して実施される。貸付対象要件として、i 計画期間の1年度目と2年 度日は、その年度に財政不足が見込まれること、ii3年度目は、計画期間を通じた財政不 足が見込まれることである。31 貸付は、年度を単位とした保険料収納率低下と給付費増による介護保険の財政不足に陥

#### ②貸付条件

付額の増減が認められる。無利子貸付である<sup>32</sup>。 貸付額は、財政不足額を基礎として算定されるが、財政不足見込額の1割の範囲内で貸

る。下限額算定に用いる下限収納率は、第1号被保険者数に応じて、①T人未満 94%、② 納下限額を下回った部分は対象とせず、下限額の保険料収入があったものとして算定され 千人以上1万人未満93%、③1万人以上92%となっている。 なお、3年度目の貸付に関しては、市町村の実績保険料収納額が国の設定する保険料収

過少に見込んだ場合等、財政不足について市町村にも相当の責任があるときは、貸付額の また、市町村が予定保険料収納率を不当に過大に見込んだり保険料収納必要額を不当に

減額等ができる。貸付金は、翌計画期間の3年間にわたり3分の1ずつ償還する。

#### ③紫務のフロー

村であり、貸付件数も少ないため、運営要綱の遵守により十分な業務が遂行されていると 備を規定しているため、事務手続のマニュアル等は特に作成されていない。貸付先が市町 運営要綱に、貸付金の申請、決定、償還方法、償還期限の延長、繰上償還、台帳の整

#### (5)業務の状況

考える。

#### ①新規貸付

問題はなかった。 平成 17 年度貸付先 7 件、平成 19 年度貸付先 1 件について貸付業務の調査を行ったが

#### ②貸付金回収

いた。 26 日に納入通知書を発行し、3月10日に入金処理がされ債権管理簿が適正に更新されて

回収に関しては、3年間で3分の1ずつを回収する。平成19年度は、平成20年2月

③貸付先に対する管理

④延滞債権の管理

(ア)回収と実績

債権管理簿により適正に管理が行われていた

遅延はなく予定どおり回収されていた。

### (イ) 督促等の手続き

**延滞債権がないので省略した。** 

31 算定政合第7条第1項32 算定政合第7条第7項

## ω 理学療法士等修学資金貸付金·介護福祉士等修学資金貸付金

#### (1) 貸付金の推移

5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。 理学療法士等修学資金貸付金・介護福祉士等修学資金貸付金の平成 19 年度を含む過去

	理学療
١	1
١	1
1	+
	翀
	蓹
	4
١	孤
	্ৰী
1	金

(単位: T-HJ)

4,150	1	24,422	H19年
28,421	1	28,272	H18年
14,256	1	56,693	H17年
26,620	1	70,949	H16年
18,883		97,569	H15年
返済・免除	新規貸付	残高	午度

### 介護福祉士等修学貸付金

(単位:千円)

5,148		31,140	H19年
19,959	-	36,288	H18年
11,634	3,888	56,247	H17年
15,306	6,480	63,993	H16年
11,842	7,344	72,819	H15年
返済・免除	新規貸付	残高	年度

#### 上記2貸付金の合計

(単位:千円)

H19年 H18年 H17年 H16 4 H15年 残高 134,942 170,388 112,940 55,26264,560新規貸付 6,4803,888 7,3441 1 返済・免除 25,89041,92648,380 30,725 9,298

## 【指摘6】債権残高の誤謬

債権残高が不明確なものが以下のとおり3件あり、その後の調査で誤謬が判明した。

(単位:円)

300,000	3,948,000	3,648,000	合計
432,000	1,524,000	1,092,000	<b>₹</b> ¶284
-60,000	1,200,000	1,260,000	理267
-72,000	1,224,000	1,296,000	興232
差異	修正後残高	当初残高	貸付NO

残高の精査が行われ、正しい残高に修正されている。また各人別の償還表も作成され 債権の適切な管理が行われている これは、猶予中の債権を適切に管理していなかったことが原因である。現在は、債権

#### (2)制度の目的

資金貸付金については平成17年度から新規募集を停止し、修学資金の返還業務のみ行っ としていたが、理学療法士等修学資金貸付金については平成12年度、介護福祉士等修学 易にし、県内の社会福祉施設等に勤務する理学療法士等の養成及び確保を図ることを目的 法業務等に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、その修学を容 ないが 理学療法上等の養成施設に在学する者で、将来県内の社会福祉施設等において、理学療

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- · 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例 (昭和 56 年 3 月 30 目条例第 10 号) (以下 「条 例」という。)
- · 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則(昭和 56 年 4 月 17 日規則第 45 条) (以下「規則」という。)

(4)制度の仕組

①貸付対象

校に在学する者(県外可)で、卒業後、県内の社会福祉施設等において、理学療法業務等

理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、社会福祉士及び介護福祉士の養成

に従事することが確実であると認められ、身体が強健であり、品行方正であって、学力が

良好である者。

#### ②貸付条件

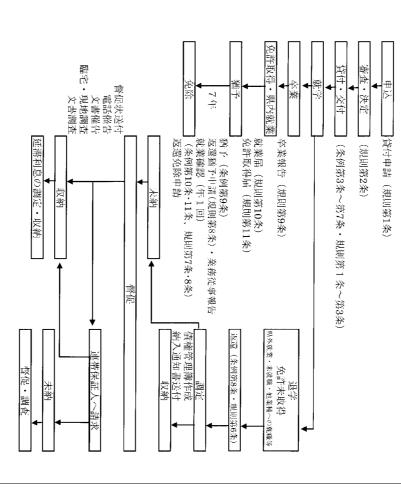
一賃 73-

一賃74-

会福祉施設等に勤務し、かつ、卒業後2年以内に免許を取得した場合で、その免許を取得 業期間を修了するまでの間を貸与期間とする。なお、養成施設を卒業後、直ちに県内の社 した日から引き続き7年問理学療法士等業務に従事したときには返済は免除される。 貸与の額は月額 36,000 円以内であり、貸与の決定を受けた月から養成施設の正規の歳

従事している場合は、返済が猶予される。 また、養成施設に任学している間及び県内の社会福祉施設等において理学療法業務等に

#### ③業務のフロー



#### (5) 業務の状況

①新規貸付

下のとおりである。 現在は、新規貸付は行っていない。 平成 19 年度末までの貸付実績及び貸付残高は、

一賃 75-

471	₽Ĥ	□
2	返還中	Ē
44	返還済	サウま
2	<b>返還中</b>	イン・一分の表し
89	返還済	巨外斗聯去
3	返還中	
35	返還済	YN C 100 HAVE
54	返還猶予中	自为中職老
242	返還免除	
(単位:人)	:	

(単位:円・人)

55,562,000	425,604,000	471	□ □ □
1,934,000	1,934,000	7	反還中
53,628,000	53,628,000	54	<b></b> 一
0	370,042,000	410	危除決定及び返還済
貸付残高	金額	人数	H19年度末の状況

| A | 24 | A |

#### ②貸付金回収

ならない (規則第6条) 以下の場合は、貸与を受けた期間に相当する期間内に、毎月均等額を返済しなければ

- 修学資金の貸与を取り消されたとき。
- 他種の養成施設への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由がなく、養成施設を卒業 取得が出来なかったとき、若しくは登録を受けなかったとき た日から 2 年を経過する日までに当該養成施設の卒業に係る理学療法上等の免許の した後直ちに県内の社会福祉施設等に勤務しなかったとき、又は養成施設を卒業し
- 免除に該当する前に、 、理学療法業務等以外の理由により死亡したとき。
- 免除に該当する前に、県内の社会福祉施設等に勤務しなくなったとき。

規定にしたがい、現在は7名が返還中であり、担当課は毎月調定を行っている。

### ③貸付先に対する管理

る。毎年5月に返還猶予中の者全員対し「業務従事報告書」(事業主が勤務を証明する。) エクセルシートにて、 一覧性のある債権管理簿及び個人別の債権管理簿を作成してい

の提出を求め、勤務している施設、離職の状況の把握を行っている。

監査手続として、平成 50 年 3 月末時点での免除者・猶予者・返済者に関しての債権管理簿及び申請書類等(添付書類を含む)を全件通香した。

#### (ア) 回収と実績 半砂の年3

半成20年3月末現在で、滞納債権はなかった。

### (イ) 督促録の手続き

督促等の手続きとして、文書調査、電話催告、文書催告、督促状の送付を行って、 同収作業を行っている。なお、臨宅・現地調査を行うまでには至っていないが、今後必要に応じて行う旨も担当者から聴取した。

# 【指摘7】 書類の不備事項(不存在、記載不備)

入手することが定められている書類がないものが3件、書類の記載不備が1件あった。 具体的には、誓約書(規則第1条1項1号ロ)がないものが2件、誓約書に記載不備 のあるものが1件、卒業証書(規則第9条)がないものが1件あった。

# 【意見10】毎年就業状況を確認することの継続および貸付金の確実な回収を

わからない。いずれにしても、今後は書類の徹底管理が望まれる。

規則では、卒業後(資格取得後)県内の社会福祉施設等に継続して7年間就業した場合は、返済が免除されることになっている。また、県内の社会福祉施設等に就業中(7年未満)は返済が猶下される。このことから、就業状況を毎年確認しなければ、猶予すべきか合かの判断はできない。しかし、平成17年に監査委員の監査が行われ、そこで指摘されるまでは、就業状況の確認が卒業後7年経過の時点でしか行われていなかった。その際、1年は7年目の確認が行われず、8年間就業状況の調査が行なわれていなかったたことも判明した。

毎年就業状況の確認が行われていないと、県内の社会福祉施設を退職した場合などにその事実を適時に把握することが出来ず、返還の義務が生じている者に対して理由なく返済を猶予することになってしまう。

このような事態が生じた原因として、以下のことが考えられる。

第一の原因は、条例及び規則には継続して勤務状況を調査する明文がなく、勤務先を 異動した際に本人が自主的に報告することとした、規定の不備である。第三の原因は、

一套 77—

規定の不備に気づかなかった、人為的なものである。

本来であれば、条例及び規則を改正して、毎年就業状況を確認する旨の条文を入れるべきである。しかし、本制度はすでに新規募集を停止し、現在は回収作業のみであるから、今回新しく作成していただいた「猶予管理表」を用いて、適切な管理を望みたい。また、回収業務のみである当貸付金に係る業務が、日常業務の中で後順位になってしまうおそれもある。業務に優先順位があることは当然であるが、後順位の業務を軽視することなく、業務の質は高い水準で一定にし、確実な回収に努めていただきたい。

## 同和対策緊急生活資金貸付金

4

#### (1) 貸付金の推移

同和対策緊急生活資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は 次のとおりである。

(単位:円)

17,848,100	590,000	35,200	0	H19 ∕F
18,473,300	2,438,200	92,000	0	H18年
21,003,500	0	73,400	0	H17年
21,076,900	0	70,000	0	H16年
21,146,900	0	251,800	0	H15年
未償還金額	不納欠損額	償還金額	貸付金額	年 度

上記金額は、全額収入未済となっており、県においては未収入金として計上されている。

## (2)制度の目的と経緯

地域改善対策特別措置法33の趣旨により、臨時的支出や小規模災害等の緊急的需要を満たすため、昭和 50 年度から昭和 59 年度の間に貸し付けられたものである。現在では、償還業務のみ行われている。

## 33 地域改善对策特别措置法第1条

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が開告されている地域(以下「対象地域」という。)について生活環境の改善、産業の展興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業(以下「地域改善対象事業」という。)の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培教・任民の生活の安定及び福祉の向上等に寄りすることを目的とする。

34 知事が別に定める基準は、次に掲げる内容とする。

(1)小規模災害により失った家財等の購入に必要な資金(2)結婚のために必要な資金(3)交通事故、金品の盗難その他不慮の事故による臨時的用費で、知事が特に必要と認める資金

貸79-

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・地域改善対策特別措置法(昭和 57 年 3 月 31 日法律第 16 号)
- ・地域改善対策特別措置法施行令(昭和 57年 4月 1日政令 78号)
- 埼玉県同和対策緊急生活資金貸付要綱(昭和59年4月1日施行)

同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了した。 なお、平成 14 年 3 月 31 日をもって「地域改善対策特別措置法」は失効し、国の行う

#### (4)制度の仕組

①貸付対象

- ・独立の生計を営んでいる者
- ・緊急に資金を必要とし、かつ、資金を県以外の者から借り受けることが困難である者
- ・生活保護法(昭和 25 年法律 144 号)による生活保護を受けていない者
- 借り受けた資金を償還することが確実であると認められる者
- 連帯保証人を立てることができると認められる者

#### ②貸付限度額

- ・1 世帯当たり 15 万円とする。ただし、知事が別に定める基準Mにより必要と認めた場 合は60万円とする。
- ・償還方法は、月賦均等償還を原則とする。ただし、繰り上げて償還することを妨げな 償還期間は、貸付の日から4ヵ月の耕え置き期間経過後30ヵ月以内とする。ただし、 貸し付けた資金の額が15万円を超える場合は、60ヵ月以内とする
- ・資金は、無利息で貸し付けるものとする

#### (5)業務の状況

①貸付金償還狀況

②         興寒美分③         主義養分⑥         主義書⑥         金額         金額         本書	74.8	0	17.848.100	0	49,841,700			35.200	35.200	0	70.718.000	0	19
②         興寒美分③         主義養分⑥         主義計⑥         ⑥         計⑦         ⑩         連新①・②         本本へ         本本へ           715.000         65.000         65.000         45.000         0         0         0         5.000         5.00         5.50         7.31         5.50         7.31         5.50         7.31         5.50         7.31	73.9	0	18,473,300	0	49.806,500			92,000	92.000	0	70.718.000	0	20
②         興寒会分③         主義子公④         主義子(日)         (本養子)⑥         主義子(日)         主義子(日)         企業子(日)         企業子(日)         企業的(日)         企業の(日)         である(日)         日本の(日)         日本の(日本の(日)         日本の(日)         日本の(日) <td>70.3</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td>49,714.500</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>.73,400</td> <td>73,400</td> <td>0</td> <td>70.718.000</td> <td>0</td> <td>5</td>	70.3	0		0	49,714.500	0	0	.73,400	73,400	0	70.718.000	0	5
②         興寒余分③         主義養分⑥         主義計⑥         ⑥         計⑦         ⑩         連載①         ②         本本へ         本のの         5.5         あのの         5.5	70.2	0		0	49,641.100	0		70,000	70,000	0	70.718.000	0	16
②         興寒美分③         書業書後分④         本業計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①一〇         二十5.000         56.000         45.000         45.000         50.000         45.000         50.000         45.000         50.000         45.000         50.000         45.000         50.	70.1	0		0	49,571,100	0	0	251.800	251.800	0	70.718.000	0	15
②         興寒美分③         基準養分⑥         本度計⑤         ⑥         計⑦         ⑩         連載①・②         本本へ         本本へ           115.000         65.000         6.000         485.000         0         0         5.000         5.000         5.000         5.000         5.000         5.000         5.000         5.000         5.000         5.000         5.000         5.000         5.000         5.000         5.55         5.55         5.55         5.50         5.000         5.000         5.000         5.50         5.55         5.55         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         5.50         6.245,500         0         0         1.485,000         2.480,000         5.721,800         5.721,800         0         0         1.545,000         2.480,000         5.721,800         6.91         1.755,000         0         1.545,000         5.721,800         6.91         1.755,000         0         1.848,400         1.4573,000         6.91         1.755,000         0         0         1.848,400         1.4573,000         6.91         1.755,000         0         0	69.7	0		0		0		198,700	198,700	0	70,718,000	0	14
②         興寒余分③         基準余分⑥         本度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①一〇         二年3年9         基本等、量           7115.000         45.000         0         65.000         45.000         0         0         50.000         45.000         55.00         55.5         5	69.5	0		0	49, 120, 600	0		153,100	153,100	0	70,718,000	0	13
②         興寒余分③         主度計⑤         (色)         計②         (金)         企業的○         工業への         本本へ         本へへ         本本へ         本へへ         本本へ         本へへ         本へへ         本へへ         本へへ         本へへ         本へへ         本へへ         本へへ         本本へ         本へへ         本へへ<	69.2		1	0	48,967,500	0	0	168,600	168,600	0	70.718.000	0	เจ
②         興寒美分③         建業計⑤         (6)         計⑦         (6)         連載①・②         連載①・③         企業の         できる         日本の         日	69.0	0	21,919,100	0	48,798,900	0	0	797,500	797,500	. 0	70,718,000	0	11
②         興寒美分③         主義書後分④         本業計⑤         ⑥         計⑦         ⑩         連載①一〇         二半~         基本%         基本         本本	67.9	0	22,716,600	0	48,001,400	0		247,200	247,200	0	70,718.000	0	10
②         興寒美分③         主義書後分④         主義書後         金額         企         本額         企         本額         企         本額         企         日本         企         日本         日本 <td>67.5</td> <td>0</td> <td>22,963.800</td> <td>0</td> <td>47.754,200</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>464,000</td> <td>464,000</td> <td>0</td> <td>70,718,000</td> <td>0</td> <td>9</td>	67.5	0	22,963.800	0	47.754,200	0	0	464,000	464,000	0	70,718,000	0	9
②         興寒美分③         主義書後分④         年度計⑤         ⑥         計⑦         ⑩         連載①一〇         二十〇円         基本%         基本           7.15.000         65.000         65.000         485.000         0         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         1.485.000         55.000         1.485.	66.9	0	23,427,800	0	47,290,200	0		617,900		0	70.718.009	0	8
②         興寒美分③         建業分⑥         主要計⑤         ⑥         計⑦         ⑩         連載①一〇         二年○○○         建基⑥         企業         本事	66.0	0		0	46,672,300	0		468,600		0	70,718,000	0	7
②         興寒美分③         建業分⑥         本度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①一〇         電子②一覧         基準%         48           115.000         65.000         6.000         485.000         0         0         5.000         1.000         5.50         5.70         5.70         5.70         5.70         5.70         5.70         5.70         6.50         5.70         6.40         5.70         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40         6.40 <td>65.3</td> <td>0</td> <td>Γ_</td> <td>0</td> <td>46,203,700</td> <td>0</td> <td></td> <td>579,700</td> <td>579,700</td> <td>0</td> <td>70,718,000</td> <td>0</td> <td>6</td>	65.3	0	Γ_	0	46,203,700	0		579,700	579,700	0	70,718,000	0	6
②         興寒後分③         書後書後分④         本後割⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①一②         二半~         基本%         基本           115.000         65.000         0         65.000         48.000         0         58.000         50.000         55.5           125.000         485.000         5.000         485.000         0         58.000         185.000         73.1           2.50,000         1.230.000         65.000         1.485.000         0         0         1.485.000         485.000         73.1           2.50,000         1.485.000         20.000         1.485.000         0         0         3.415.000         820.000         1.400.000         640           2.505.000         1.485.000         20.000         0         5.515.000         1.400.000         640         5.515.000         1.400.000         640           1.755.000         1.900.000         2.080.000         0         0         5.515.000         1.2400.000         641           1.755.000         2.500.000         2.960.000         0         0         0         1.485.000         1.2400.000         3.512.000         3.512.000         5.94           1.755.000         2.500.000         3.427.500	64.5	0.	25,094,000	0	45,624,000	0	0	583,000	583,000	0	70,718,000	0	5
②         興寒美分③         書業者後分④         年度計⑤         ⑥         計⑦         ⑩         運搬①         型         工	63.7	0	25,677,000	0	45,041,000	0		42,000	42,000	0	70,718,000	0	4
②         興寒美分③         諸食理分④         本度計⑤         ⑥         計⑦         ⑩         連載①・②         三本・○・         基本・         4年の         40           115.000         65.000         0         65.000         45.000         5.000         5.000         5.000         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.50         5.50         5.50         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.55         5.50         1.185,000         5.50         1.50         5.50         7.00         <	63.6	0	25,719,000	0	44,999,000	0	0	364,100	364,100	0	70,718,000	0	3
②         興寒美分③         直接度分⑥         本度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①・②         三半○・         基本%         4年         4年           115.000         65.000         0         65.000         0         65.000         50.000         50.000         55.5 </td <td>63.1</td> <td>100.0</td> <td>26,083,100</td> <td>0</td> <td>44,634,900</td> <td>0</td> <td></td> <td>655,400</td> <td>615,400</td> <td>40,000</td> <td>70,718,000</td> <td>40,000</td> <td>13</td>	63.1	100.0	26,083,100	0	44,634,900	0		655,400	615,400	40,000	70,718,000	40,000	13
②         興寒後分③         書後書後分④         本後計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①一②         二半○一零         基準⑥         42           115,000         65,000         0         65,000         55,000         55,000         55,000         56,500         56,500         56,500         56,500         56,500         56,500         56,500         56,500         56,500         180,000         77,4         56,500         180,000         77,4         56,500         180,000         77,4         56,500         180,000         77,4         56,500         180,000         77,4         56,500         180,000         77,4         56,500         180,000         77,4         57,500         180,000         77,4         57,4	62.2	41.3		440,000	43,979,500	0	0	2,289,800	1,979,800	310,000	70.678,000	750,000	_
②         興寒美分③         主権者外④         年度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①一②         二半~         基本%         基本           115.000         65.000         0         65.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         55.000         56.500         77.4         35.000         55.000         55.000         75.500         77.000         55.000         185.000         77.4         35.000         185.000         77.4         77.500         25.000         185.000         77.1         77.500         25.000         1.455.000         25.000         1.455.000         25.000         1.455.000         25.000         1.455.000         25.000	59.6	43.2		1,787,700	41,689,700	0	0	1,765,500		1,357,100	69,928,000	3,144,800	63
②         興寒美分③         基準度分⑥         本度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①・②         二十八十〇〇         本理事へ         本理率へ         本理率へ         本理率へ         本理率へ         本理率へ         本理本へ         本ののの         5.55         5.5	59.8	47.9		3,421,500	39,924,200	0	0	3,466,300	324,100	3,142,200	66,783.200	6,563,700	62
②         興寒度分③         養食食分④         本度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①一〇         二字○・         基準の         49	60.5	50.0		4,674,200	36,457,900	0	0	5,312,900	629,400	4,683,500	60,219,500	9,357,700	61
②         興寒後分③         主権者外④         年度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①一②         二半70         基準%         基準%         基準	61.2	49.1	19,716,800	6,000,100	31,145,000	0	0	6,636,600	856,300	5,780,300	50,861,800	11,780,400	8
②         興寒後分③         主権後分④         年度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         連載①         ②         運業①         ②         本本%         基本%         本本           115.000         65.000         0         65.000         65.000         0         55.000         55.000         56.5         55.5         55.5         55.5         55.5         55.5         55.5         55.5         55.5         55.000         1.85.000         1.85.000         1.85.000         1.85.000         77.1         73.5         75.5         <	62.7	51.2	14,573,000	5,813,200	24,508,400	0	0		312,100		39,081,400	11,913,400	59
②         興寒美分③         基準度分⑥         本度計⑤         ⑥         計⑦         優難⑥一②         本度の         基準%         基準%         基準%         基準%         基準%         基準%         基準         基準 <td>66.6</td> <td>57.9</td> <td>9.071,900</td> <td>4,036,600</td> <td>18,096,100</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td>686.500</td> <td></td> <td>27,168,000</td> <td>9,597,600</td> <td>58</td>	66.6	57.9	9.071,900	4,036,600	18,096,100	0	0		686.500		27,168,000	9,597,600	58
(2) 現実度分(3) 直体度分(3) 体度計(5) (6) 計(7) (8) 直轄(7) (3) (4年(5) (44) (4年(5) (44) (44) (44) (44) (44) (44) (44) (	67.4	90.1	5,721,800	2,120,000	11,848,600	0	0	3,467,500	271,500	3, 196,000	17,570,400	5,316,000	57
②         興寒度分③         主年度分⑥         年度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         直轄①・②         三半0・型         基準%         季         季         本 <td>68.4</td> <td>59.4</td> <td>3,872,600</td> <td>1,746,900</td> <td>8,381,100</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,906,100</td> <td>355,000</td> <td>2.551,100</td> <td>12,253,700</td> <td>4,298,000</td> <td>56</td>	68.4	59.4	3,872,600	1,746,900	8,381,100	0	0	2,906,100	355,000	2.551,100	12,253,700	4,298,000	56
②         興年度分③         直接度分④         年度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         直轄①         ②         連載①         ②         本本%         本本	68.8	63.4	2,480,000	1,150,000	5,475,000	0	0	2.060,000	70,000	1,990,000	7,955,000	3,140,000	55
②         與年度分③         直接度分⑥         年度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         直轄①         ②         直轄①         ②         直轄①         ②         通           115.000         65.000         0         0         0         0         5.000         5.000         5.50         5.50         7.74         5.50         7.74 <td>70.9</td> <td>64.0</td> <td></td> <td>820,000</td> <td>3,415,000</td> <td>o.</td> <td>0</td> <td>1,480,000</td> <td>25,000</td> <td>1,455,000</td> <td>4,815,000</td> <td>2,275,000</td> <td>54</td>	70.9	64.0		820,000	3,415,000	o.	0	1,480,000	25,000	1,455,000	4,815,000	2,275,000	54
②         現実度分③         直接分④         年度計⑤         ⑥         計⑦         ⑥         直轄①一③         ②         200.000         20.000         485.000         0         0         65.000         55.000         50.000         565.000         565.000         565.000         50.000         50.000         77.4	76.2	73.1		485,000	1.935,000	0	0	1,385,000	65,000	1,320,000	2,540,000	1,805,000	53
② 現年度分③ 真年度分④ 年度計⑤ ⑥ 計⑦ ⑧ 鷹類○○② =②-⑦-◎ 返率% ○ 0 0 65,000 50,000 50,000 50,000 565,500 565,500 50,000 50,000 50,000 565,500 565,500 50,000 50,000 565,500 565,500 50,000 50,000 565,500 565,	74.8	77.4		140,000	550,000	0	0	485.000	5.000	480.000	735,000	620,000	52
2 現年度分③ 過年度分④ 年度計⑤ ⑥ 計⑦ ⑧ 環頓①-③ =②-♡-⑤ 還率%	56.5	56.5	50.000	50,000	65,000	0	0	65,000	0	65,000	115,000	115,000	51
	非%*1	遠率%	=(2)-(7)-(8)	<b>連載①-③</b>	@	#(2)	<b>®</b>		過年度分④	現年度分③	0	<b>₩</b> ①	华度

である。前記載の償還状況にあるとおり全額延滞債権となっている。 平成 19 年度末現在の債務者件数は 66 件で、貸付金残高(未償還額)は 17,848,100 円

還件数 11 件、償還金額 92,000 円、平成 19 年度では、償還件数 4 件、償還金額 35,200 円となっている。 償還実績は、平成 17 年度では償還件数 10 件、償還金額 73,400 円、平成 18 年度では償

今後とも、償還件数及び償還金額が大幅に増加する要因は考えられない。

#### ②貸付先に対する管理

直近では、平成19年度に未償還者への訪問を実施し、不在者に対してはその後、可

- 貧 80-

能な限り訪問や電話により償還依頼を行った。引き続き、以下の状況に分類した未償還者に対して、それぞれ対策を講じる予定である。

- ・償還見込のある者
- 引き続き償還指導を行う。
- 借受者、連帯保証人ともに死亡、行方不明あるいは経済的困窮にある者 徴収停止、不納欠損処分を検討する。
- ・借受者の家が既になく住民票でも確認できない等行方不明の者 連帯保証人の調査を行うとともに、必要に応じて徴収停止、不納欠損処分を検討する
- 借受者宅を訪問したものの面会できない等引き続き調査を要する者 引き続き調査を行う。

特に、平成12年から現在までの間に償還があった債務者及び連帯保証人20件については、今後も償還する可能性が高いと推測されるため、優先的に訪問、調査等の対策を行う。

## 【意見11】債権管理簿の記載不備

「同和対策緊急生活資金 未償還者」において、債務者の管理を行っているが、記入項目の記載漏れ及び現状の記載項目及び記載内容からでは対応履歴が記載されていないため、債務者の現状及び県の対応が把握できないと考える。 具体的には、以下の問題点が存在した。

#### ①記入項目の記載漏れ

債務者現況調査項目・連帯保証人現況調査項目における家族構成欄・収入欄・生活状況欄・返済能力欄が未記人である債務者管理簿が多い。

# ②債務者現況調査項目に対する対策が未記入

債権管理簿に債務者への対応状況や今後の対策を記載する欄がないため、借入者への対応が不明である。

#### ③調査履歴が未記人

債権管理簿に過去の調査状況を記載する欄がないため、戸別訪問や電話・書面に よる連絡の結果の記録がない等過去の調査状況が不明である。

以上から、上記①については、記入項目を省略することなく記入すべきである。上記②及び③については、現行の債権管理簿である「同和対策緊急生活資金 未償還者」に記入項目を追加すべきであるが、ソフトウェアの変更を必要とする。費用対効果を考慮すると、母子寡婦福祉資金貸付金における母子婦人相談記録票に相当するような手書きの記録票に上記必要記載項目を記載して管理する必要がある。

#### -貸81-

# 【意見12】不納欠損処分の手続きの明確化が必要

平成 19 年度における不納欠損処分は、時効が平成 10 年 12 月 10 日に成立し、平成 19 年 8 月 2 日に本人から時効援用の申立てがあったものである。

債権の時効期間は10年が原則であるが、(5)業務の状況①貸付金償還状況の表からみでわかるとおり、貸付金残高全額が既に調定後10年を経過している。

不納欠抵処分においては、返済義務を負う債務者全員から時効の援用の主張(申立て)を必要とするが、実際は、債務者は法律知識が乏しいと一般的に考えられるため県職員が説明しない限り時効援用の申立てを行うことはないと推測される。

債権の滞留状態が長期に及んでいるのは、このように県職員の裁量により不納欠損処分が実施できる状況に置かれていることも一要因として考えられる。

したがって、時効の援用や行力不明者等における不納欠損処分については、…定の続きを定めそれに従って処理する必要がある。

償還の意志のある債務者には、書面による債務の承認を求め、償還業務を実施する必要がある。

### 障害者福祉資金貸付金

Q

#### (1) 貸付金の推移

障害者福祉資金貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

157,000	138,000	295,000	H19年
0	394,528	394,528	H18 4F
0	494,528	494,528	H17年
0	494,528	494,528	H16年
0	494,529	494,529	H15年
期末残高	回収金額	貸付金金額	午 凌
(単位:下円)			

## (2) 制度の目的と経緯

社会福祉法人埼玉県社会福協議会36(以下「県社協」という。)が実施する埼玉県障害 者福祉資金貸付事業(以下「障害者福祉資金貸付事業」という。)の円滑な実施を図るた

社会福祉法 110 条の規定により、昭和 26 年 1 月に設立された、県内の公私福祉関係者(市町村社協、民生委員、児童委員、保護司、社会福祉施設、関係機関・団体が会員となっている。)の参画のもと、地域福祉の推進を目的として設置された県域の民間団体で地域福祉推進の中後組織として様々な支援事業・支援活動、啓発事業等を展開している。

社会福祉进入埼玉県社会福祉協議会

め、県社協に対し、予算の範囲内において無利子による融資を昭和 48 年度から実施して

#### [社会福祉法第 110 条]

会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加 り地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社 するものとする 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことによ

- 1. 前条第1項各号%に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うこ とが適切なもの
- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

監査に当たり参照した根拠法令等

 $\stackrel{\bigcirc}{\omega}$ 

- · 埼玉県障害者福祉資金融資要綱(埼玉県)
- 埼玉県障害者福祉資金貸付制度要綱(埼玉県)

使用目的

(4)制度の仕組

県が県社協に貸し付けるにあたっては、以下の条件による。

## 融資期間及び支払方法

融資の期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの一括支払いとする

埼玉県障害者福祉資金貸付制度要網及び埼玉県障害者福祉資金融資要綱に基づく。

なお、平成 20 年 3 月 25 日に「埼玉県障害者福祉資金融資要綱」を改正し、単年度

翌年度の融資実行日まで返済を延納できる

86 第 109 条 市町村社会福祉協議会は、・又は同・都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行 福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあっ を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会 うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業 てはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする

1.社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

2.社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

3.社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

4.前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

資83-

中の貸付でなく長期貸付とした。

#### 利息及び延滞金

熊利馬による貸付である

日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年利 5%の割合で計算した延滞金 日までに返還しなければならない。この期日までに返納しなかったときは、その日の巻 を終行する. 県社協は、融資金を障害者福祉資金貸付事業に要しなくなったときは、県が指定する

県社協が実施する埼玉県障害者福祉資金貸付制度は、以下のとおりである

#### ①貸付種類

の福祉増進のため、以下の場合において必要な資金の貸付をおこなう。 身体障害者(児)、知的障害者(児)又は精神障害者(以下「障害者(児)」という。)

#### (ア) 障害者住宅資金

購入、新築、増築、改築又は改造しようとする場合 障害者(児)の居住環境を改善するため、障害者(児)の居住に供する住宅を

## (イ) 障害者団体事業資金

害者地域デイケア施設、精神障害者小規模作業所、 ムの開設に当たって、建築物を購入、新築、増築、改築又は改修する場合 障害者(児)の居住環境の確保及び社会参加促進のため、生活ホーム、心身障 グループホーム又はケアホー

#### ②貸付対象者

#### (ア) 障害者住宅資金

が期待される者又は県内に居住している者で当該障害者(児)を扶養している者 宅を購入、新築、増築、改築又は改造することにより著しく生活の改善及び向上 県内に居住している障害者(児)で日常生活に支障を伴い介護を必要とし、住

## (イ) 障害者団体事業資金

小規模作業所、グループホーム又はケアホームを開設しようとする者 及び社会参加促進のため生活ホーム、心身障害者地域デイケア施設、精神障害者 県内に居住している者で、県内に居住している障害者(児)の居住環境の確保

#### ③貸付基準

#### (ア) 障害者住宅資金

居住に供する住宅の新築、 当談障害者(児)の居住に供するために購入する住宅又は当該障害者(児)の 増築、改築若しくは改造が当該障害者(児)にとって

生活しやすいように、設備等について特別な配慮がなされていること

## (イ) 障害者団体事業資金

ቾ

261.85 512.85251.00

谿 獬

٥٦ ಲ N

63,679,182 58,283,500 5,395,682

12,400,000

4,400,000 8,000,000 貸付額

125.50

1,798,560

1,466,666 4,000,000 貸付額

29,141,750 総工事費用 作当たり 半核額

X

\$

年数

総工事費用

工事血積 130.92

T事の状況

質還状況

X.

÷

A前年度未償 還済額

B本年度中 質還予定額

D (C/B)

價湿率 % 79.412.6

F本年度未 償還残額

27,359,050

意を得ているものであること 障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第8章又は第14 神障害者小規模作業所訓練事業実施要綱並びに「障害者自立支援法に基づく指定 章の某準を満たす施設であり、本資金の貸付を受けることについて、市町村の同 当該施設が生活ホーム事業実施要綱、心身障害者地域デイケア事業実施要綱、精 施設の開設に必要な建築物の購入、新築、増築、改築又は改修であることとし、

融資を受けられる場合は、本制度の対象外とする。 ただし、グループホーム及びケアホームについては、他制度において補助又は

(単位

資金の種類	貸付限度額		14	※	
五	T SX X 15.	据置期間	償還期限	貸付利率	
				据置期間中	#
				は無利子と	7
住宅資金	4,000,000 1年以内	1年以内	10 年以内	し、指置期間	Ξ
				経過後は年	併
				2.5 % と す	4
				° N	
団体事業資金	8,000,000 1 年以内	1年以内	10 年以内		
14: (4:)	「御開祭」の「	増け ナベ	(注) まのの「地域はは、一体は、一体は、一体は、一体、 (注) は、 (注) は、 (注) の (は、) の (	の相照をな	N

(注) 女士の「演風躬丧」會は、9 へて括同期国熱過後の期限にあること。

(5)業務の状況

①障害者住宅資金貸付事業

申込・貸付の状況

数

# 数

20,400,000 옝 쬺

12,400,000 8 盤 の表の金額の単位は全て円で表示している。

県社協から県への報告(平成 19 年度 -部抜粋)は、以下のとおりである。なお、以下

#### ①貸付条件

	•		
	-	E	

A融資額	本年度貸付資金額	貞12 貞年
Bその他貸付資 金額 (交付金)	<b>&gt;</b> 額	
ੂੰਜੈ C (A+B)		

#### 多核动物

<u>∓ili</u>

1,082,958,072

81,411,271 28,704,395 18,292,80634,414,070

31,298,277

38.4 5.6

890,000

170,583,651

890,000

1,633,670 2,305,557

期限後分

現年度分 過年度分

295,000,000	A融資額	本年度貸付資金額
60,000,000	Bその他貸付資 金額 (交付金)	額
355,000,000	ਜ਼ੋ÷ C (A+B)	

過不足額のうち、138,000,000円は県に返還済みである

過不足額から県への返還金を引いた額36,231,969円は翌年度に繰り越す。

D前年度貸付 济資金額

E本年度貸付 額

F本年度償還 額 34,790,147

H (D+E-F) 180,768,031

過不足額

(C-H)

174,231,969

203,158,178

12,400,000

本年度貸付済み貸付資金額

#### 事務費

	- 1	- 1	温不足額
A支出額	D刊平及縣越額	の年生及際人額	D (B+C-A)
2,625,982	2,726,177	2,755,671	2,855,866

過不足額は翌年度に繰り越す。

一貸85-

#### A支出額の内訳

2,625,982	5,381,000			
0	2,068,000	予備費	予備費	予備費
1,135,000	1,135,000	償還促進事業積 立金繰入支出	積立企繰入支出	積立金繰入支出
0	0	運営費		
157,500	158,000	保守費	電算機運営費	
853,000	880,000	市町村社協事務費	市町村社協事務費	
164,565	219,000	貸付調査償還促進費	貸付調查償還指導费	
1,175,065	1,257,000			事業費
35,822	86,000	通信運搬費		
0	350,000	印刷製本費		
5,670	56,000	消耗品費		
0	50,000	備品費		***************************************
41,492	542,000		事務諸費	
249,585	325,000	会議費	会議費	
24,840	54,000	旅費	旅費交通費	
315,917	921,000			事務費
× E 衰	」 弄积	ш	項	挟
井 E 参店	<b>光</b> 質結		支出科目	

### 欠損補てん金積立状況

50,057,228	0	0	1,338,508	2,755,671	4,094,179	0	48,718,720
本年度未積立 金		除光 当 <b>額</b>	本年度積 立額	緑人額	中利子収 人	4 目	責立金
-F-G)	務費	瀬角	E (C-D)	計	C本年度	積立金	A前年度末
H(A+B+E)	<b>Ç</b> ≢	T 命		利子積立金			

## ②障害者団体事業資金貸付事業

平成 19 年度は貸付実績がない。

#### ③貸付状況

おいては、157,000,000 円の残高が生じている。 平成 18 年度までの貸付金額は、貸付年度内に全額償還されていたが、平成 19 年度に

20年3月25日に「埼玉県障害者福祉資金融資要綱」の改正で長期貸付としたことによ り残高が生じているものである 間は平成 19 年 4 月 1 目から平成 20 年 3 月 31 日までとする。」となっているが、平成 平成 19 年度埼玉県障害者福祉資金貸付事業費融資決定通知書においては、「融資の期

ただし、県社協での貸付金償還状況は、上記償還状況の表からわかるように平成 19

- 貸 87-

は38.4%となっている。 年度における現年度分の償還率は79.4%であるが、過年度分及び期限後を含めた償還率

#### ④債権の管理

添えて県に提出する。事業年度が終了したときは、実績報告書を提出する。 県社協は、県から融資を受けようとするときは、事業(変更)計画書に融資申込書を

かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。 さらに、障害者福祉資金貸付事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え

#### ⑤特别会計

資金融資要綱第4条(1)37) 県社協は、特別会計を設けて明確に経理するよう規定されている(埼玉県障害者福祉

以下は、平成19年度埼玉県障害者福祉資金貸付事業における特別会計である

第 埼玉県産舎者福祉資金機資要額第4条 賃付資金に係わる融資金及び貸付事業に伴う収入については、次により取り扱わなければならない。(1) 機資金による貸付資金(欠損額でル積立金を含む。)は、特別会計を設け明確に終理し、價度金は、賃付資金 に充当すること。

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県障害者福祉資金特別会計

資金収支計算書 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日

场土県障害者福祉資金特別会計 排空利日	K K		担
収入の部	<u>-</u>	7	:
収入			
融資氽収入	295,000,000	295,000,000	0
融資金収入	295,000,000	295,000,000	0
	295,000,000	295,000,000	0
事業収入	37,001,000	38,860,060	riangle 1,859,060
貸付余利子収入	3,913,000	4,069,913	$\triangle$ 156,913
貸付金利了収入	3,850,000	4,015,515	$\triangle$ 165,515
延滞利子収入	63,000	54,398	8,602
償還金収入	33,084,000	34,790,147	$\triangle 1,706,147$
障害者住宅資金償還金収入	30,392,000	31,298,277	riangle 906,277
障害者事業資金償還金収入	1,000	1,870	△ 870
障害者社会参加資金償還金収入	1,000	0	1,000
障害者団体事業資金償還金収入	2,690,000	3,490,000	$\triangle$ 800,000
雑収入	4,000	0	4,000
障害者住宅資金償還金収入	1,000	0	1,000
障害者事業資金償還金収入	1,000	0	1,000
障害者社会参加資金償還余収入	1,000	0	1,000
障害者団体事業資金償還金収入	1,000	0	1,000
積立金戻入収入	1,606,000	0	1,606,000
積立金戻入収入	1,606,000	0	1,606,000
欠損補てん積立金戻入収入	1,606,000	0	1,606,000
積立金利息収入	1,000	0	1,000
積立金利息収入	1,000	0	1,000
欠損補てん積立念利息収入	1,000	0	1,000
雑 以 人	25,000	24,266	734
雑収入	25,000	24,266	734
利息収入	24,000	24,266	△ 266
雑収入	1,000	24,266	riangle 23,266
前年度繰越金収入	251,369,000	251,369,822	$\triangle$ 822
前年度繰越金収入	251,369,000	251,369,822	$\triangle$ 822
前年度繰越金収入	251,369,000	251,369,822	△ 822
収入計①	585,002,000	585,254,148	$\triangle 252,148$

\/h	支出 事業費 合社会专出	48,534,000	12,400,000
	質付金支出障害者住宅資金貸付金支出	48,534,000 38,389,000	12,400,000 12,400,000
	障害者団体事業資金貸付金支出	10,145,000	0
	積立金繰入支出	1,284,000	
	積立金繰入支出	1,284,000	
	欠損補てん積立念繰入支出	1,284,000	
	<b>薬</b> 田伶	2,655,000	
	繰出金	2,655,000	
	貸付事務費繰出金	2,655,000	
	融資返済金	532,528,000	532,528,000
	融資返済金	532,528,000	532,528,000
	県融資返済金	532,528,000	532,528,000
	予備費	1,000	
	<b>予備費</b>	1,000	
	<b></b>	1,000	
\x\+	<b>支出計②</b>	585,002,000	549,022,179
두	収支差額①-②	0	$36,231,969$ $\triangle 36,231,969$

一賃 90-

一賞 89-

貸借対照表 平成20年**3**月31日現在

E	-	i	

	平位
i	• •
J	В

勘定科目	当年度未	前年度末	善滅
資産の部			
流動資産	36,553,245	251,619,878	
預貯金	36,410,674	251,619,878	$\triangle$ 215,209,204
預金	36,410,674	251,619,878	$\triangle$ 215,209,204
会計単位間貸付金	142,571	0	142,571
特別会計貸付金	142,571	0	142,571
固定資産	230,825,259	251,876,898	$\triangle$ 21,051,639
運用財産	230,825,259	251,876,898	
資付金	180,768,031	203,158,178	riangle 22,390,147
障害者住宅資金貸付金	170,583,651	189,481,928	$\triangle$ 18,898,277
障害者事業資金貸付金	1,744,380	1,746,250	$\triangle$ 1,870
(△障害者事業資金貸付金償却累 計額 263,800 円)			
障害者団体事業資金貸付金	8,440,000	11,930,000	$\triangle 3,490,000$
欠損補てん積立金特定預金	50,057,228	48,718,720	1,338,508
資産の部合計	267,378,504	503,496,776	$\triangle$ 236,118,272
流動負債	321,276	250,056	71,220
預り金	581	4,180	$\triangle$ 3,599
会計単位間借入金	320,695	245,876	74,819
特別会計借人金	320,695	245,876	74,819
固定負債	217,000,000	454,528,000	$\triangle$ 237,528,000
交付金	60,000,000	60,000,000	0
県貸付資 <b>企</b> 金融資金	157,000,000	394,528,000	$\triangle$ 237,528,000
負債の部合計	217,321,276	454,778,056	$\triangle$ 237,456,780
純資産の部			
純資産	50,057,228	48,718,720	1,338,508
基金	180,768,031	203,158,178	riangle 22,390,147
運用財産基金	180,768,031	203,158,178	$\triangle$ 22,390,147
(△債権償却累計額 263,800 円)			
積立金	$\triangle$ 166,942,772	$\triangle$ 405,809,280	238,866,508
積立金	50,057,228	48,718,720	1,338,508
欠損補てん積立金	50,057,228	48,718,720	1,338,508
固定負債積立金	$\triangle$ 217,000,000	$\triangle$ 454,528,000	237,528,000
繰越令	36,231,969	251,369,822	$\triangle 215,137,853$
繰越企	36,231,969	251,369,822	$\triangle\ 215,137,853$
純資産の部合計	50,057,228	48,718,720	1,338,508
負債及び純資産の部合計	267,378,504	503,496,776	$\triangle$ 236,118,272

【意見13】特別会計の財務状況における懸念事項(貸付金の回収可能性)

県社協における「貸付金」と「純資産の部合計」の残高推移

(単位:円)

50,057,228	180,768,031	H19年
48,718,720	203,158,178	H18年
48,068,877	223,636,288	H17年
46,471,173	262,347,788	H16年
44,805,014	284,446,508	H15年
純資産の部合計	貸付金	年

各年度の特別会計より抜粋

特別会計の貸借対照表における「純資産の部合計」金額は、年々増加し財務状況は改善されている。しかし、平成19年度における現年度分の償還率は79.4%であるが、過年度分および期限後分を含めた償還率は38.4%となり、貸付金の回収可能性を考慮すると、財務状況は健全な状態であるとはいえない。

県からの貸付金が原資となっている貸付制度であるから、県社協において回収不能金額が多額になると、将来において現状の事業規模水準を維持できない可能性がある。

県においても、平成19年度貸付金残高157,000,000円を平成20年3月25日に「埼玉県障害者福祉資金融資要綱」の改正で長期貸付としたところではあるが、県社協における償還金額で全額回収できるのかどうか県社協と十分に検討する必要がある。 また、県においては年度末において滞留情権の明細資料を県社協から入まし、回収可

また、県においては年度末において滞留債権の明細資料を県社協から入手し、回収可能性を把握する必要がある。

# 【意見14】対象事業内容の再検討が必要

平成 19 年度においては、貸付件数が 5 件のみで 12,400,000 円の貸付金額であった。 現在の低金利状況においては、県社協の貸付金利 2.5%では借受人にとって当該制度を利用するメリットは少ない。 さらに、障害者住宅資金貸付事業における貸付金額は4,000,000 円であるため、平成 19 年度工事状況にあるように頻繁工事費用総額のうち約13.7%程度の貸付金額では利用しづらく不便である。

このように事業技施件数が少なく、市中金利が低い経済状況で、新築工事においては 利用しづらい制度であることを考慮すると、当該事業の内容について検討する必要がある。

## 6 保母修学資金貸付金

#### (1) 貸付金の推移

保母修学資金貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位:円)

424,000	14,000	0	H19年
438,000	0	0	H18年
438,000	0	11,000	H17年
449,000	0	10,000	H16年
459,000	0	3,000	H15 年
期末残高	不納欠損	回収金額	年庚

上記金額は、全額収入未済となっており、県においては未収入金として計上されている。

### (2)制度の目的と経績

保母修学資金貸付金制度は、埼玉県保母修学資金貸与条例に基づき、昭和 38 年度から昭和 61 年度の間に貸付が実施されたものである。

保母養成施設に在学する者で、保母(現在の保育士)資格を取得し、将来、県内の児童福祉施設等において保母(保育士)として就労しようとする者に対して、修学資金を貸し付けることにより、その修学を容易にし、保母(保育士)の養成及び確保を図ることを目的としている。

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・埼玉県保母修学資金貸与条例(下記条例により廃止)
- ・埼玉県保母修学資金貸与条例を廃止する条例(平成 11 年 3 月 16 日条例第 16 号)
- ・埼玉県保母修学資金債権管理取扱要領(平成 19 年 10 月 26 日から適用)

#### (4)制度の仕組

#### ①貸付対象

修学資金の貸与を受けることができる者は、保は養成所に在学している者であって、 身体が強健であり、かつ、将来県内の児童福祉施設等において保母の業務に直接従事 しようとするものとする。

#### ②貸付期間等

修学資金は、貸与の申請に基づき知事が決定した月から保母養成所に在学している期間において知事が定める期間、毎月 13,000 円以内において定める額を無利子で貸与するものとする。

一貸 93-

#### ③返還

以下の場合に貸与を受けた期間に相当する期間内に、毎月均等額を返還しなければならない。

- (ア) 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき
- (イ)保井養成所を卒業した日から1年以内に県内の児童福祉施設等において保母の業務に直接従事しなかったとき
- (ウ) 県内の児童福祉施設等において保母の業務に直接従事しなくなったとき
- (エ)保母の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により保母の業務に従事できなくなったとき

#### 金金金金66676778788988998999<

保母養成所を卒業後1年以内に県内の児童福祉施設等で保母として競労し、引き続き 3年間従事すれば、返済が免除される。

#### ⑤延滞利息

正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額に年 14.5%の割合を乗じた延滞利息を支払わなければならない。

#### (5) 業務の状況

#### ①新規貸付

事業目的が、ほぼ達成されたとして、貸付事業は昭和 61 年で終了した。また、平成 11 年 3 月に貸付に係る条例(埼玉県保母修学資金貸与条例)が廃止となり、現在は返済を滞納している者からの返還業務のみを行っている。

なお、貸付事業が行われた昭和 38 年度から昭和 61 年度の間に貸与を受けた者は 2,699 名、貸与金額は 442,404 千円である。

#### ②延滞債権

平成19年度末現在の収入未済額は、以下のとおりである。

金 :延滞者 4名 延滞金額 424 千円

延滞利息 :延滞者 10 名 延滞金額 900 千円

(注:元余未返済分については延滞利息未確定

平成 19 年度末現在での延滞債権の延滞期間別金額は、以下のとおりである。

1年以上滞納している債権

(単位:千円)

900	424	₽
900	424	5年以上
		5 年未満
	1	4年未満
1		3年未満
-	-	2年未満
延滯利息	元 金	X 33

過去 10 年間の収入未済額の推移は、以下のとおりである。

#### 未返還企等の推移

张信:千四

7.	I	1110	пп	717	піз	H14	отп	H16	HI7	H18	H19
収入未済額	<b>M</b>	2,020	2,020	2,020	1,809	1,870	1,461	1,441	1,405	1,338	1,324
	未償還元金	550	550	550	511	462	459	449	438	438	424
	延滞利息	1,470	1,470	1,470	1,298	1,408	1,002	992	967	900	900
収人額	未償還元金	ı	1	1	I	49	သ	10	11	0	i
(返済額)	延滞利息	1	-	-	ı	33	0	10	25	0	
調定額(	(延滞利息)	1	ı	ı	ı	143	44	0	0	0	
<b>不绝~指</b>	元金	1	1	1	ı	0	0	0	0	0	
	自压船班	ı	1		ı	0	450	0	0	67	

っており、回収は困難な状況となっている。 生活困窮による支払い困難者や、転居等で居所不明となり連絡が取れない者等が残

#### ③延滞債権の管理

在も返納事務を継続している。 貸付を受け返済を滞納している者に対して、文書、臨宅等による督促を行う等、現

しながら事務を行っている。 また、事務処理は、担当職員と主査で分担して行っており、双方が処理状況を確認

場合でも対応状況や注意点がすぐ解かるように管理されている。 相談記録にすべてまとめて履歴があるため、担当者が異動した場合や担当者が不在の 重要な通知類の控えや相談記録はすべて一冊の台帳に綴じてあり、この個別台帳の

# 【意見15】不納欠損処分の検討と不納欠損処理手続きの明確化について

効に係る時効期間が到来している。貸与者及び連帯保証人が行方不明の状態が3ヵ月以 L継続している場合は、時効の援用がされたものとみなすので、不納欠損処分をとるこ 貸付金残額 440,000 円は、昭和 63 年 4 月から平成 14 年 12 月に民法 167 条の消滅時

欠損処分を検討する必要がある。 とができる(「埼玉県保母修学資金債権管理取扱要領」 5 不納欠損処理) 債権の滞留状態が長期に及んでいるため、住民票と現地調査等を速やかに実施し不納

に従って処理する必要がある。 行方不明者等における不納欠損処分については、期限について一定の手続きを定めそれ 県職員の裁量により不納欠損処分が実施できる状況に置かれているが、時効の援用や

償還の意志のある債務者には、書面による債務の承認を求め、償還業務を実施する必

#### 部の 保健医療部

## 看護師等修学資金貸付金

#### 貸付金の推移

5 とおりである。なお、各数値は、修学資金貸付金と育英奨学金貸付金の区分がされていな **県が行っている貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、** \*\* 返還を免除した金額が控除されていない。 O X

単位:千円

3,998,162	5,561	3,992,601	359,292	87,486	87,264	H19 年
4,000,685	7,862	3,992,823		103,171	97,776	H18年
4,009,700	11,482	3,998,218	1	92,213	130,974	H17年
3,981,606	22,149	3,959,457	1	71,278	160,800	H16年
3,891,068	21,133	3,869,935	1	90,597	160,485	H15年
債権の総額	収入未済額	貸付金残高	<b>作度免除額</b>	年度返還額	年度貸付額	年度

#### (2) 制度の目的

**勤職員として勤務すると、返済の免除を受けることができる点で異なる。** 学金貸付金制度とは、看護師等養成施設を卒業後、「指定施設等3」で引き続き5年間、 護職員の養成確保及び資質の向上を図ることを目的としている。後述する看護師等育英獎 に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、 この貸付制度は、看護師等養成施設に在学する者で、将来県内において看護職員の業務 湉

「指定施設」は次に掲げる施設であって、⑧を除き、県内のものとする。

 $\odot$   $\ominus$ 区療法第1条の5第1項に規定する構院のうち、病床数が 200 床末満の構院 医療法第1条の5第1項に規定する構院のうち、精神病床が 80%以上を占める病院 (病床数が 200 床以上の病

医療法第1条の5第2項に規定する診療所

入院患者に占める 65 歳以上の患者数の割合が 60%以上の病棟を有する病院 児童福祉法第7条に現定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設

(a) (a) (b) (a) 構東埼玉病院のみ 児童福祉法第 27 条第 2 項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(独立行政法人国立病院機

母子保健法第 22 条に規定する母子健康センターで助産師の業務に係る事務を所掌するもの

⊗ ⊙ 89 |医療法施行規則第 30 条の 33 第 1 項第 4 号の国立及び国立以外のヘンセン病療養所(県内に該当施設なし) 知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者接護施設のうち、独立行政法人国立重度知的障害者総合 短波のぞみの園佐第 11 条第1号に規定する施設(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園のみ)

介護保険法第7条第22項に規定する介護老人保健施設(特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設等は該当し

88 る者が従事する場合に限る。 地域保健法第 21 条第 2 項第 1 号に定める特定町村(保健師に係る事務を処理する町村に殴る)介護保険法第 41 条第 1 項本文の特定を受けた訪問介護にかかる居宅サービス事業を行う事業所(訪問介護ステ ただし 上記①~②×は③の県内の羯殺においた、看護職員とした3年以上の実務維繫を作したい

- 貸 97-

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

「看護師等修学資金貸付金」制度に関する関係法令等は、以下のものから構成されてい

- 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例 (昭和38年埼玉県条例第5号)
- 埼玉県保健師、 (昭和 38 年埼玉県規則第 21 号) 助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則
- 参考:看護師修学資金貸与制度実施要綱

(昭和 37年 6月 19日付厚生省発医第 177 号厚生事務次官通知の別紙)

埼玉県看護師等修学資金・育英奨学金担当者実務マニュアル

#### (4)制度の仕組

①貸付対象者

〈第1種修学資金

(ア) 県内の看護師等学校養成所に在学する者

(イ) 身体が強健であり、品行方正であって、学業成績が良好である者 1年次: 入学試験の成績が上位3分の1以内であること

2年次以上: 習得単位数、前年次までの通算標準習得単位数を満たし、

科成績の上位 3 分の 1 以内、出席日数が 9 割以上であること

- (b) と認められる者 卒業後、「指定施設等」において看護職員の業務に従事することが確実である
- (二) 関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)に 住所を有する者

資金貸与制度実施要綱の拘束は受けない。ただし、第 1 種修学資金返還金(平成 成17年度から地方交付税措置となった。(ただし、自治体立養成所については平成 還義務が発生する。 16 年度以前の貸与者分に限る。)が当該年度の貸与金額を上回った場合は国への返 16 年度から国庫補助が廃止された。)国から県の制度に移行したので、看護師修学 に含まれる。 この第1種修学資金制度は平成16年度までは国庫補助対象事業であったが、平 なお、貸与金額とは、修学資金だけでなく、育英奨学金も対象

#### (第2種修学資金

(ア) 県内の看護師等学校養成所に在学する者

(イ) 身体が強健であり、品行方正であって、学業成績が良好である者

(ウ) 卒業後、埼玉県内において看護職員の業務に従事することが確実であると認め られる者

この第2種修学資金制度は、 平成 10 年度新規分から廃止され、看護師等育英奨学

号外第14号

**金制度に移行した。その理由を県の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。** 

けることとなり、第1種の事業目的である指定施設(中小病院、診療所等)への定着 援・定着促進の効果が低かった。また、一定期間の就業を条件に返還免除される対象 促進と矛盾していた。さらに、県の財政状況が厳しくなり、財源を確保する必要が生 施設が、県内施設となっていたため、結果的に大規模な病院への人材流出に拍車をか 第2種修学資金制度においては、貸与月額が7,500円~18,000円と少額で、修学支

移行したものである そこで、月額貸与額を増加させて、原則的に返還義務を負わせる育英奨学金制度に

#### 〈第 3 種修学資金〉

- (ア) 埼玉県内に住所を有する者
- (イ) 身体が強健であり、品行方正であって、学業成績が良好である者
- (ウ) 大学院修士課程修了後、「医療機関等」において看護職員の業務に従事するこ とが確実であると認められる者

間における貸与実績は、申請者・貸付者ともに零であった。 

当時県内に看護系大学院がなかったことが、運用停止の大きな要因であるとのこ

止するに至ったものである。 を県の担当者に確認したところ、国の要綱が改正され、第3種修学資金が新設され たためとの返答を得た。しかし、県内に需要はなく、平成 14 年度以降は募集を停 県内に看護系大学院がなかったにも係らず、第3種修学資金制度を導入した理由

## ②貸与額 (第1種修学資金)

度にして大法へるコととする

前述のとおり、第 2、3 種修学資金制度は廃止されたので、以下は第 1 種修学資金制

# (ア) 自治体立及び国立等養成所貸与分

准看護師 看護師、保健師、助産師 月額 32,000 円 月額 15,000 円

## (イ) 民間立養成所貸与分

看護師、保健師、助産師 月額 36,000 円

月額 21,000 円

#### ③返還猶予

以下の要件に該当する場合は、貸付金の返還が猶予される

- (ア) 卒業後、他の看護師等学校養成所(県外の施設も含む)に進学し、任学している
- (イ) 卒業後、「指定施設等」において看護職員の業務に従事しているとき
- (ウ) 災害、疾病その他やむをえない事由があるとき。

#### ④返還免除

以下のいずれかの場合は、修学資金の返還が免除となる。(当然免除)

- 卒業後、4月から直ちに「指定施設等」に就業し、引き続き5年間看護職員の業務 に従事したとき。
- 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続す ることができなくなったとき。

また、以下のいずれかの場合は、修学資金の返還が一部免除となる。(裁量免除)

- 5年間には達しないが、貸与を受けた期間以上(最低でも2年以上)「指定施設等 に就業し、看護職員の業務に従事した場合
- れている。 なお、返還免除に該当するための業務従事期間等の免除規定は、過去に何度か変更さ 死亡又は心身の著しい障害により修学資金を返還することができなくなったとき。

#### (5) 業務の状況

#### ①新規貸付

62,208 下円で、その内、86 名分 29,580 千円が、新規貸与である 平成 19 年度における第 1 種修学資金の貸付は、貸与決定者は 172 名、貸与金額は

新規貸付申請者は、133名、貸与内定者は93名、その内7名が借入を辞退した

#### ②貸付金回収

平成19年度の返還額は(1)貸付金の推移のとおりである

## ③貸付先に対する管理

貸与台帳と返還台帳を個人別に作成し、関係法令等に則って管理している。

#### ④延滞債権の管理

#### 回収と実績

平成19年度の収入未済額の状況は、(1)貸付金の推移のとおりである。

**-**∰ 99-

#### (6) 実施した手続(ア) 平根 194

- (ア) 平成19年度新規貸与決定者15件について、貸付審査資料を閲覧し、貸付審査が適切に行われているかを確認した。
- (イ)平成 19 年度の申請者、内定者、非償与決定者リストを吟味した
- (ウ) 平成19年度末未納者24件について、管理資料を閲覧し、未納管理が適切に行われているかを確認した。
- (エ) 平成19年度当然免除決定者26件、裁量免除者1件について、免除審査資料を閲覧し、免除手続きが適切に行われているかを確認した。
- (オ) 免除資格を得ながら免除申請を行わない者に対し、どのような対処をしているかを確認した。

#### (7) 監査の結果

) 実施した手続の範囲では、貸付審査は (3) に記載した担当者実務マニュアルに従って、適正に実施されていた。成績の要件を満たさないが基準成績等に準ずる者については、特段の事由説明書を提出した場合はその内容を個別に審査して、貸与決定がなされていた。成績のみで機械的に貸与の機会を与えていないという事実はなかった。

なお、辞退者7名の辞退の理由は、資金の目処が付いた者2名、将来返済免除の要件を満たせないことが明らかな者2名、連帯保証人の設定ができなかった者3名であった。 特に指摘するべき事項は見られなかった。

》 非資付決定者 40 名の内、成績要件を満たしていない者は 14 名、過去に当該制度による貸与があった者は 26 名であった。後者は貸付要件に合致しないことが明らかなので、前者について、非貸付の理由を確認した。

特段の事由説明書を学校から提出を受けることによって成績要件を満たさないにも係らず貸与決定がなされるには、申請者が、基準成績等に「準ずる者」でなければならない。「準ずる者」の要件は 以下のとおりである。

- (ア) 前年度成績順位が全体の約2分の1以上、今年度成績約3分の1以上、特段の事 市は無欠席、無遅刻、無早退
- (イ) 前年度成績順位が全体の約2分の1以上、今年度成績約2分の1以上、特段の事由は無欠席
- (ウ)前年度成績順位が全体の約2分の1以上、今年度成績はないが校内模擬試験の成績3分の1以上

成績要件を満たさないため非貸付決定者となった 26 名については、いずれも上記「準ずる者」に合致しなかった。

看護師を日指す意欲のある者の修学の機会を、成績要件により狭めるのはいかがなものかと、県の考えを聞いたところ、看護師確保と資質の向上を目的とする制度の趣旨から、ある程度の成績を貸与の要件とするのはやむを得ないとの回答を得た。特段の事由

説明書の提出により救済の余地を設けていることや、限りある財源の中で、効率的に目的を達成する必要があることから、現状は容認できると考える。

) 実施した手続きの範囲では、未納者に対し、財務規則 501 条∞に基づく督促と、地方自治法 540 条40に基づく催告が、担当者実務マニュアルに従って、適正に実施されていた。

催告手続は、滞納レベルを3段階に分け、レベルごとに軽重をつけて、本人と連帯保証人に、滞納状況の通知や入金の依頼をする。催告方法について、担当者実務マニュアルに細かく定めがある。

) 実施した手続きの範囲では、免除審査は担当者実務マニュアルに従って、適正に実施されていた。指定施設等に5年間常勤職員として勤務したことを証明する書類は、洩れなく添付されていた。

…方、免除は申請主義なので、要件を充足しながら免除の手続きをしていない者が多数存在する。平成 19 年度時点では、平成 8 年度新規貸与生まで現況調査を実施し、免除該当者には通知を行った。

# 【意見16】免除の申請もれの解消に継続的な働きかけが必要

県の分析では、免除申請がもれてしまう理由として、免除を受けるためには申請が必要であると、認識していない借受人が少なくないことを挙げている。その対策として、平成18年度以降の返還猶予者については、毎年8月に現況報告書の提出を義務付けて、申請もれの抑制を図っており、免除又は返還が決定されるまで、借受人の状況を随時確認している。

過去の、免除申請に必要な期間勤務したにもかかわらず、免除の手続きをしていない者 については、平成19年度時点では、平成8年度新規貸与生まで遡及調査を行っている。 引き続き、免除の申請もれがなくなるまで、調査を続けることが必要である。

# 【指摘8】貸付金残高の集計方法の問題点(残高が過大)

(1) 貸付金の推移における平成 19 年度未貸付金残高 3,992,601 千円には、平成 19 年度に行った免除金額 359,292 千円が控除されず、含まれたままになっていた。理由を確認したところ、県の公表資料である財産調書における貸付金年度未残高は、それまで免除額を控除しない金額を記載していたからとのことである。

県の決算用数値報告書の様式に、「免除」の欄がなかったことから誤解が生じたようである。個人別の貸与台帳では、免除額は差し引かれ、正しい貸付金残高が管理されている。

- 賃 102-

<sup>39</sup> 財務規則 201 条:調定した修学資金返還金が斜人期限を経過しても斜入されない場合、納入期限の翌日から 40 H 以内に暫促状により、俘促しなければならない。

地方自治法 240 条:期限を過ぎても納入がなく、督促後も納入がない場合に行う。

ンの表計算ソフトで残高を別途管理している状況である。 しかし、それを年度末時点で区切って、集計する機能がシステムになく、現状は、パソコ

不可欠である。県の貸借対照表の数値そのものに係ることなので、早急に対応が必要であ 人に上る個人別のデータとその集計値を正しく管理するためには、システムによる対応が した正しい数値を算出するため作業中で、影響額は概算で 30 億円と説明を受けた。10,000 平成 20 年度末の貸付金残高は、前年度まで控除されていなかった過去の免除額を控除

# 【指摘9】貸付金の残高は、制度別に管理するべき

ば、借受人も異なるはずであり、制度別に集計するべきである。 されていない。制度が異なり、かつ両方の制度利用が同時に不可避的に生ずるのでなけれ 看護師等修学資金貸付金と後述する看護師等育英奨学金貸付金の残高が、区別して把握

## 看護師等育英奨学金貸付金

N

#### (1) 貸付金の推移

**ついては、前述した。** なお、貸付金残高は、修学資金貸付金と育英奨学金貸付金の区分がされていないことに 看護師等修学資金貸付金 (1) 貸付金の推移 を参照されたい。

#### (2)制度の目的

を図ることを目的としている。前述の看護師等修学資金貸付金制度とは、原則返還が必要 困難なものに対し、奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、看護師等の養成 な点で異なる この貸付制度は、県内の看護師等養成施設に在学する者で、経済的な理由により修学が

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

「看護師等育英奨学金貸付金」制度に関する関係法令等は、以下のものから構成されて

- ・埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例(平成 10 年埼玉県条例第 16 号
- ・埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則(平成 10 年埼玉県規則第 47 号)
- ・埼玉県看護師等修学資金・育英奨学金 担当者実務マニュアル

#### (4)制度の仕組

#### ①貸付対象

- (ア) 県内の看護師等学校養成所に在学する者
- (イ) 身体が強健であり、品行方止であって、学業成績が優秀である
- (ウ) 経済的な理由により修学が困難な者
- (エ) 関東地方 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) に住 所を有する者

②貸与額 月額 36,000 円(県内の看護師等学校養成所共通)

#### ③返還猶予

以下の要件に該当する場合は、貸付金の返還が猶予される

- (ア) 卒業後、他の看護師等学校養成所 (県外の施設も含む) に進学し、在学している ە س س
- (イ) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき

#### ④返還免除

を免除される場合がある とができなくなったときは、奨学金の返還の債務(履行期が到来していない部分に限る) 奨学金の貸与を受けた者が、死亡し又は心身の著しい障害により奨学金を返還するこ

-53-

返還免除の可否を決定する。 とのできる書類を添えて、知事に提出しなければならない。知事は、これを審査の上 上記の理由により免除を受けようとするものは、返還免除申請書に理由を証明するこ

#### (<del>5</del>) 業務の状況

#### ①新規貸付

円、その内、28 名 12,096 千円が、新規貸与である。 平成 19 年度における育英奨学資金の貸付は、貸与決定者 58 名、貸付額は 25,056 干

新規貸付申請者は38名、貸与内定者は33名、その内5名が借入を辞退した

#### ②貸付金回収

平成19年度の返還額は、1(1)貸付金の推移のとおりである

#### ③貸付先に対する管理

貸与台帳と返還台帳を個人別に作成し、関係法令等に則って管理している。

#### ④延滞債権の管理

回収と実績

一賃 104-

-貸103-

平成 19 年度の収入未済額の状況は、1(1)貸付金の推移のとおりである。

#### ⑤返済免除

平成19年度において、返還免除決定者はなかった。

#### (6) 実施した手続

- ①平成 19 年度新規貸与決定者 15 件について、貸付審査資料を閲覧した。 ②平成 19 年度末未納者 4 件について、管理資料を閲覧した。
- ③平成 19 年度の申請者、内定者、非貸与決定者リストを吟味した。

#### (7) 監査の結果

- ) 実施した手続の範囲では、貸付審査は担当者実務マニュアルに従って、適正に実施されていた。
- なお、辞退者 5名の辞退の理由は、資金の目処が付いた者 4名、連帯保証人の設定ができなかった者 1名であった。特に指摘するべき問題は見られなかった。
- ) 実施した手続きの範囲では、未納者に対し、財務規則 201 条4に基づく暦促と、地方自治法 240 条42に基づく催告が、担当者実務マニュアルに従って、適正に実施されていた。
- 催告手続は、滞納レベルを3段階に分け、レベルごとに軽重をつけて、本人と連帯保証人に、滞納状況の通知や入金の依頼をする。催告方法について、担当者実務マニュアルに細かく定めがある。 非貸付決定者5名の内、成績要件を満たしていない者は3名、認定所得要件を満たさ
- なかった者は1名、申請を取り下げた者1名であった。成績以外の理由で非貸付となった者は貸付要件に合致しないことが明らかなので、成績要件を満たさなかった者について、非貸付の理由を確認した。 特段の事由説明書を学校から提出を受けることによって成績要件を満たさないにも係らず貸与決定がなされるには、申請者が、基準成績等に「準ずる者」でなければならない。「準ずる者」の要件は、以下のとおりである。
- (ア)前年度の成績順位が全体の2分の1以内であり、1学期の成績が2分の1以内の者
- (イ) 前年度の成績順位が全体の約3分の1以内だが、1学期の成績が試験末実施のた

41 財務規則 201条:調定した背英資金返還金が納入期限を経過しても納入されない場合、納入期限の翌日から40日以内に暫促状により、暫使しなければならない。

地方自治法 240 条:期限を過ぎても納入がなく、督促後も納入がない場合に行う

一賃 105-

め確認できない者、特段の事由は無欠席

- (ウ)前年度の成績順位が全体の約3分の1以内であり、1学期の成績が約2分の1以内の者
- (エ) 前年度の成績順位が全体の約3分の1以内である者
- (オ) 今年度1単位不取得であるが、前年度の成績順位が全体の約9分の1以内である エ

成績要件を満たさないため非貨付決定者となった3名については、いずれも上記「準ずる者」に合致しなかった。

既に修学資金貸付金制度の項で述べたとおり、看護師確保と資質の向上を目的とする制度の趣旨から、ある程度の成績を貸与の要件とするのはやむを得ないとの県の考えに 規論はない。特段の事由説明書の提出により教済の余地を設けていることや、限りある 財源の中で、効率的に目的を達成する必要があることから、現状は容認できると考える。

#### 第4 産業労働部

中小企業設備近代化資金貸付金

#### 貸付金の推移

平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位:円)

0	0	4,004,000	5,375,000 5,375,000	5,375,000	未収債権
0	4,004,000	1,371,000	0	13,983,990	不納欠損処分金額
2,950,000	5,900,000	8,850,000 5,900,000	11,800,000	62,937,000 11,800,000	貸付金残高
2,950,000	2,950,000	2,950,000 2,950,000	51,137,000	213,282,000 51,137,000	回収金額
0件	0 件	0 作	0 1/4	0 年	新規貸付件数
H19年	H18年	H17年	H16年	H15年	項目

#### (2)制度の目的

資金を貸し付ける制度である。 中小企業の設備を近代化し、経営の合理化を促進するため、県が直接・無利子で設備

導入資金貸付金」の頁を参照。 という。)を経由して貸付事業を実施していた。(詳しくは、「4 小規模企業者等設備 平成 12 年度からは、財団法人埼玉県中小企業振興公社(以下「中小企業振興公社」

業務をおこなっている。 平成 11 年度をもって制度を終了したため、現在は既貸付債権の管理(回収・整理)

・中小企業近代化資金等助成法(昭和 31 年法律第 115 号)

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

·埼玉県中小企業設備近代化資金貸付規則(平成8年埼玉県規則34号)

## (4)制度の仕組

①貸仆対象

原則として従業員 100 人以下の製造業 (小売業等は 50 人以下)

②貸付条件

・貸付限度・・貸付対象設備資金の1/2 (50 万円~4,000 万円)

· 貸付利息 · · 無利子

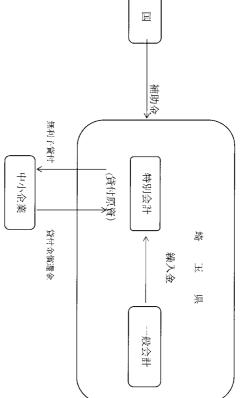
・償還年限・・1 年据置・4 年(年 1 回)償還(貸付開始から 5 年後に償還終了)

・担保等・・貸付金額により譲渡担保、抵当権設定等を行う場合あり

連帯保証人は、原則2名以上

- 貸 107-

③業務のフロー



#### (5) 業務の状況

#### ①貸付金回収

約定どおり回収が終了しており、貸付金を全て回収している。 平成 19 年度末の時点では貸付先 1 件、貸付金残高 2,950,000 円のみで平成 20 年度に

#### ②滞留債権

で合計金額 2,534,509 円となっている。 元金は返済済みであるが、違約金残高が存在する。平成19年度末時点で2件の相手先

いずれも、分割返済が進み完済される予定である。

#### (6)特別会計

中小企業近代化資金等助成法第10条48に基づき特別会計を設置しており、小規模企業者等設備導入資金貸付金事業に移行した。

#### 5 牛克 圣华人民

## 中小企業高度化資金貸付金

(1) 貸付金の推移

N

中小企業高度化資金貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

貸付金推移

7,148,919	1	1	1,965,185		H19年
9,114,104			1,823,829		H18年
10,937,933			5,672,927		H17年
16,610,860			3,023,848		H16年
19,634,708	1	1,386,477	3,041,529	225,258	H15年
残市	免除額	未済額	返還額	貸付額	年度

※ 未済額は未収入金の増減として反映される。未収入金の推移を参照されたい。

## 5中小企業近代化資金等助成法第10条

第十条 都道所県は、特別会計を設置して中小企業設備近代化資金の貸付事業の経理をおこなわなければならない。
2 前項の特別会計 (以下「県の特別会計」という。)においては、都道所県の -級会計 (以下「県の一般会計」という。)からの繰入金、第二条第一項の規定による国からの補助金 (以下「国からの補助金」という。)、償還金 (第七条の規定による請求に係る償還金を含む。)、前条の進約金及び附属維収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第一三条の規定による納付金その他の諸経費をもつて歳出とする。

3 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)第二十一条第一項第二号の規定により中小企業事業団から資金の賃付けを受けて同号イからへまでのいずわかに掲げる事業を行う都道所県又は中小企業事業団に対する同項第三号の資金の貸付けを行う都道所県にあつては、その経理を県の特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道所県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

一貸 109-

また、未収入金の推移は、次のとおりである。

(単位:千円)

799,507	$\Delta 1,924,087$	H19年
2,723,594	△13,950	H18年
2,737,544	△842,032	H17年
3,579,576	Δ1,027	H16年
3,580,603	1,240,586	H15年
残卨	増減	年度

#### (2)制度の目的

(単位:千円)

中小企業高度化資金は、独立行政法人中小企業基整整備機構法(以下「中小機構法」という。)に基づき、中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために工業団地や共同店舗等を建設する事業に対して貸付を行うものである。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

中小企業高度化資金は、以下の規則・要領に基づき特別会計 (小規模企業者等設備導入 資金特別会計) にて運営されている。

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
- ・高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則(以下「高度化事業資 AKAA 準則 しいこう
- 金貸付準則」という。) ・埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則(以下「高度化資金等貸付規則」という。)
- 埼玉県中小企業高度化資金貸付要綱
- 埼玉県中小企業高度化資金貸付事務処理要領

#### (4)制度の仕組

高度化資金融資の申込窓口は都道府県であり、中小企業者から事業計画について相談があった場合、県が独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と連携して指導・助言を行う。

事業計画について調査・分析し、問題点がある場合は、計画の修正を勧告し、対応策を検討した上で、貸付の適否について審査し、貸付を決定する。

なお、中小企業高度化資金の貸付業務等を担当しているのは、産業労働部金融課・高度 化設備資金担当である。

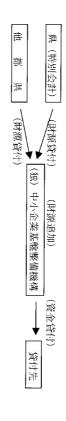
また、高度化資金の貸付方式には、いわゆるA方式とB方式がある。それぞれ下の図のような資金の流れになっている。

# ・A 方式(中小機構法第 15 条第 1 項第 3 号)



A 方式は、中小機構が、県に必要な資金の一部を貸付、県がそれに財源を追加して、 県内で事業を行っている中小事業者に貸付を行うものである。これは県内で高度化事業が行われる場合に採用される方式である。

# B方式 (中小機構法第 15 条第 1 項第 4 号)



B方式は、事業が 2 県以上にまたがる事業について採用される方式である。即ち、複数の県が中小機構に必要な資金の一部を貸し付け、機構が財源を追加して中小企業へ貸付を行う方法である。

以下本項では、A方式について述べ、B方式については、必要な点のみ触れるにとどめ、その詳細は次の「3 独立行政法人中小企業基盤整備機構貸付金」の項で改めて述べることとする。

#### **山**賃付対象等

高度化資金の貸付対象者は、「高度化資金等貸付規則」第1条に定める中小企業者(中小機構法第2条第1項の「中小企業者」に準じている。)である。

高度化資金の主な貸付対象事業(貸付金の名称、対象者)は、共同施設事業(共同施設資金貸付金、特定中小企業団体・企業組合等)、集団化事業(集団化資金貸付金、事業協同組合・協同組合連合会・これらの構成員)、商店街整備等支援事業(商店街整備等支援事業資金貸付金、特定会社・公益法人等)等である。

なお、貸付対象施設はそれぞれの事業における上地、建物、構築物、設備等である。また、それぞれの貸付について、事業に必要な資金の県から相手方に対する貸付の割合は90%ないし80%以内で、事業目的に応じて異なる。

さらに、中小機構から都道府県に対する貸付の割合は貸付金の事業月的に応じて、所要資金の 80 分の 70 以内から 80 分の 64 又は 90 分の 72 以内の間で設定されている。

#### ②貸付条件

償還期間・・・20年以内 (うち据置期間は3年)

償還方法・・・元金均等年賦償還

利率 ・・・年1.1%

高度化資金の貸付は有利了貸付が原則であるが、公害防止施設、環境保全施設等を整備する場合や特別の認定を受けた計画に基づく場合は、無利子貸付として認定される。この点については、後述する。

また、高度化資金については貸付先ごとに貸付の条件が整えば、予算の範囲内で貸付が行われ、個々の貸付先ごとの限度額は設けられていない。

# 【意見17】債権の回収リスクを鑑みて十分なる債権管理を

金融課の担当者によれば、高度化資金は、事前研究会や調整会議、診断、貸付審査会の審査の結果、高度化事業計画に合理性があり、他の提出書類が整えば、貸付の決定が行われ、かつ個々の貸付先ごとの限度額は設けられていないという。この点、全体としては、下算の範囲内であり、運用としては問題がないとしているが、事業が行き詰まった場合の貸付金の回収リスクを考慮しての与信管理の観点からは、貸付限度額を設けるべきであって、必要不可欠なことである。これがない高度化資金貸付については、債権の同収リスクを鑑みての債権管理を十分行うことが必要である。

#### ③業務のフロー

貸付審査から貸付金の交付・支払完了までの業務フロー図については、中小企業高度 化資金貸付金(A 力式)は現在新規貸付が行われていないので、記載を省略する。

# ④高度化資金貸付残高と貸付金予算・実績の推移

高度化資金の貸付先グループごとの平成 19 年度を含む 10 年間の推移は、A 方式、B 方式を合せて次のとおりである。

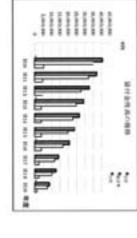
高度化資金貸付先グループごとの直近10年間の推移

(1) 高度化資金貸付金残高

(単位:円)

	2,238,093,000	10,211,501,919	H184: 12,449,594,919 10,211,501,919 2,238,093,000	H1844
	2,406,030,000	11,902,482,084	H17年 14,308,512,084 11,902,482,084	H17年
5 5	3,824,467,000	16,993,577,162	H164: 20,818,044,162 16,993,577,162	H164
11.00	4,100,404,000	19,782,362,513	H15年 23,882,766,513 19,782,362,513	H15年
11	4,092,916,000	22,789,220,748	H14年 26,882,136,748 22,789,220,748	H14年
11	4,099,358,000	25,007,116,897	H13年 29,106,474,897 25,007,116,897	H13年
11	4,637,795,000	28,045,818,981	H12年 32,683,613,981 28,045,818,981	H12年
	4,666,386,000	32,556,668,923	H11年 37,223,054,923 32,556,668,923	H11年
	5,386,023,000	35,130,255,596	H10年 40,516,278,596 35,130,255,596	H10年
	公社	組合等	C 81	+ X
	<b>R</b>	<b>乙聚</b>	\ \ +	Ĥ Ŧ





(2) 高度化資金貸付金予算と年度別貸付金額 (消化率)

(単位:円)

用	各个个个位置		貸付金実績		当ク掛
	成 1 米 数	슈計	組合等	公社	4.7.1
H10年	3,974,496,000	3,974,496,000 3,918,039,000	3,464,289,000	453,750,000	98.6%
H11年	2,014,919,000	2,014,919,000 2,014,919,000	1,289,919,000	725,000,000	100.0%
H12年	2,144,332,000	2,144,332,000	469,332,000	1,675,000,000	100.0%
H13年	617,071,000	579,087,000	304,087,000	275,000,000	93.8%
H14年	218,618,000	218,618,000	53,618,000	165,000,000	100.0%
H15年	302,994,000	302,994,000	137,994,000	165,000,000	100.0%
H16年	22,406,000	22,189,000	22,189,000	0	99.0%
H17年	71,855,000	71,555,000	71,555,000	0	99.6%
Н18⁄і;	46,320,000	45,958,000	45,958,000	0	99.2%
H19年	38,822,000	38,822,000	38,822,000	0	100.0%

111 111	000		- 3
	-	1	
	=	'n	
			14
			3
	9		0.8
≣ •		İ	
≣ 1			
E 1		Ù	
≣ 1   I			
			100

ている。これに伴い各年度の貸付残高も年々減少している。 上表のとおり、高度化資金の貸付予算額は年々減少、貸付金実績も減少の一途をたどっ

が挙げられる。 の光実、後述のように、A 方式が平成 15 年度を最後に、新規貸付を中止していること等 その理由としては、高度化資金を必要とする大規模な事業の減少、代替可能な制度融資

一賃 113-

#### (5) 業務の状況

①新規貸付

る。その内訳は、次のとおりである。 これまでの高度化資金の貸付総額は、平成20年3月31日現在で、113,490百万円であ

A方式 133 / 41 作 109,991,971 千円 3,498,725 千円

B方式 合計 174件 113,490,696 千円

式は平成15年度を最後に、新規貸付を中止している。 中小企業者の経営体質の改善、環境変化への対応を図ってきた A 方式であるが、A 方

理コストが大きいことが挙げられている。 平成 20~22 年度は貸付金額の 1/5の負担。) こと、県が直接融資するため、貸付審査・ び貸付先の破綻により多額の延滞債権が発生した場合、その回収のための人件費等の管 診断業務を伴うこと、債権管理が返済期間に亘り長期間(約 20 年)必要であること及 その理由は、新規貸付時の県負担額が大きい(平成19年度までは貸付金額の1/3.

方式 (広域貸付等) による融資を実施する方針をとっている。 このため、県としては、県の資金負担が少なく、また県の債権管理負担の少ない、B

もに、他の融資制度(県制度融資、政府系金融機関等)との連携を強化する意向である。 現在、県は中小企業庁、中小機構に、B方式による広域貸付の拡大を働きかけるとと

なお、A、B 方式別の直近 10 年間の貸付状況は、以下のとおりである。

高度化資金の貸付状況

(単位:: 千円)

7	11/2 H X - 1 / 2 / 2 d	10100				( <del>+</del>     -   -   -   -
È		A方式		B方式		
† Ķ	件数	金 額	件数	金 額	件数	余 額
H10年	4	3,875,292	1	42,747	5	3,918,039
H11年	ယ	1,983,980	Н	30,939	4	2,014,919
H12年	ယ	2,120,722	<b>-</b>	23,610	4	2,144,332
H13年	2	511,954	1	67,133	သ	579,087
H14 4:	1	165,000	_	53,618	2	218,618
H15年	2	225,258	1	77,736	ယ	302,994
H16年	0	0	1	22,189	Ъ	22,189
H17年	0	0	1	71,555	щ	71,555
H18年	0	0	1	45,958	بر	45,958
H19年	0	0	1	38,822	1	38,822

A 方式については、前述のように、平成 16 年度以降貸付を行っていないが、貸付金の 残高は存在する。

そこで、サンプルとして、中小企業振興公社を含む2件を抽出して、貸付時の書類を検けした。

# 【意見18】連年管理すべき書類のファイリングに工夫が必要

中小企業振興公社を除く4組合について、貸付時からこれまでの全貌を把握するために、貸付時の絡緯の分かる資料(借入申請書、高度化事業計画、診断書、貸付決定書、金銭消費貸借契約書等)の提出を依頼した。

金融課の協力により、依頼した書類の提出を受け、調査を行うことができたが、資料の量が膨大なことと、貸付当時のファイルの仕方が年度管理をベースにしていることもあって、書類が速やかに提出されないものもあり、貸付時の貸付総額等を適時に把握することができなかった。依頼した書類のなかには、依頼してから2ヵ月、中には半年近く経過してから提示を受けたものもあった。

A 方式は、現在新規貸付がなく、県としては、専ら債権回収・債権管理を行っているだけではあるが、債権残高があるうちは、貸付時から回収完了まで・覧性を持った書類管理が債権管理の基本と考える。貸付時の経緯やその後の回収状況等を要約したファイルを作成し、・目で分かるようにしておくことは、債権の適切な管理には必要であり、連年管理が行えるようファイリングを工夫すべきである。

# 〔(財)埼玉県中小企業振興公社に対する貸付金について〕

中小企業振興公社に対する高度化資金に係る平成 19 年度末の貸付金の残高は、以下のとおりである。

なお、(特) と記載してあるのは「小規模企業者等設備導入資金特別会計」の中で行われていることをいう。

i (目) 埼玉県中小企業振興公社に対するもの 地域情報化基盤整備資金 8,445,000円(特) 中心市街地商業活性化推進資金 450,000,000円(特)

地域情報化基盤整備資金は、平成元年に中小企業振興公社がシステム開発を行うために借り入れたものである。

また、中心市街地商業活性化推進資金は、中心市街地における中小商業の活性化に寄与する事業に対して、助成金を交付するための基金を設置するための資金として、県が中小企業振興公社に対して貸し付けたものである。

一賃 115-

両者の借入時から現在までの残高の推移は、以下の通りである。

(単位:千円)

なお、地域情報化基整整備資金は、平成 20 年 12 月 20 日に償還が完了し、中心市街地商業活性化推進資金は、平成 22 年 2 月に一括償還を受ける予定である。

創造的企業投資育成事業のうちベンチャー企業投資育成事業に関わるもので、統合前の(財) 埼玉県創造的企業投資育成財団(以下「創造的企業投資育成財団」という。) に貸し付けたもの。

創造的中小企業創出支援基金造成資金 178,750,000 円(特)創造的中小企業創出支援投資原資資金 483.165.000 円(特)

創造的中小企業創出支援投資原資資金 483,165,000 円(特)

ベンチャー企業投資育成事業に係る貸付金残高の平成9年度以降の推移は、以下のとおりである。平成16年度以降、新規貸付は行われていない。

また、下記の表の平成 20 年度以降の数字は予定額であるが、この表を見ると、平成 25 年度で平成 19 年度に残高として残っている全ての回収が終わり、残高が 0 円になることになる。

(単位:千円)

1	2,883,750	2,883,750	□> □>
0	4,950		H25年
4,950	4,900		H24 年
9,850	55,000		H23 年
64,850	14,975		H22 年
79,825	135,000		H21年
214,825	447,090		H20 年
661,915	1,109,296		H19年
1,771,211	159,500		H18年
1,930,711	10,000		H17年
1,940,711	267,500		H16年
2,208,211	149,075	165,000	H15年
2,192,286	163,005	165,000	H14年
2,190,291	55,000	275,000	H13 年
1,970,291	95,154	275,000	H12 年
1,790,445	36,200	275,000	H11 年
1,551,645	117,335	453,750	H10年
1,215,230	59,770	1,275,000	H 9年
年度末残高	回収額	貸付額	年度

なお、中小企業振興公社の設立から現在に至るまでの事業の推移、現在の事業内容、経済上の課題等については後述する「第5(財) 埼玉県中小企業振興公社における貸付金の状況」で記載することとし、ここでは高度化資金に関係する範囲で述べることにする。

ここで、ベンチャー企業投資育成事業とは、ベンチャー企業の育成を図ることにより、

埼玉県の産業構造の高度化を推進し、地域経済の発展に寄与することを目的として設立された統合前の創造的企業投資育成財団が始めた事業であり、従前よりベンチャー企業に対し、経営相談、投資等の資金支援、株式公開に向けてのフォローアップ等、企業の成長段階に応じた総合的な支援を行ってきた。

中小企業振興公社は、株式公開を目的とするベンチャー企業に対して、直接投資、間接投資、債務保証の3事業を通じて、資金支援を行っている。このうち、直接投資とは、株式の引受・社債(転換社債・ワラント債)の引受を行うなど、直接ベンチャー企業に対して投資する場合である。

これに対して、間接投資は、中小企業振興公社が指定するベンチャーキャピタル(以下「特定VC」という。)が、ベンチャー企業に対して投資を行う場合に、中小企業振興公社が特定VCに対してその投資原資を預託する場合である。

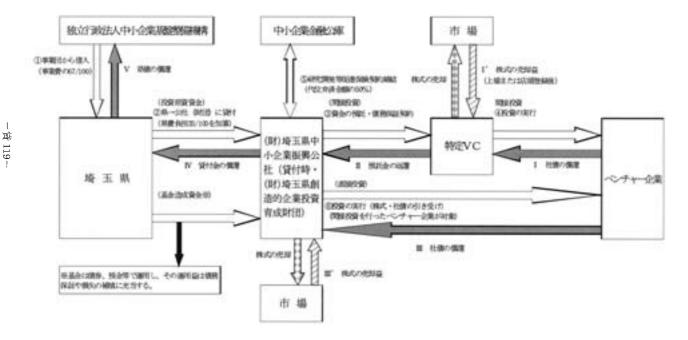
債務保証は、上記間接投資において、社債引受を行う特定VCに対して投資額の一部について中小企業振興公社が債務保証を行う場合である。

県は、県の産業構造の高度化に寄与する目的で、中小企業振興公社が以上のようなベンチャー企業の育成・支援のために行う事業に対して、必要な資金を融資しているのである。なお、中小企業振興公社に対する高度化資金の貸付は、全て無利子で行われている。

次に、創造的企業投資有成事業 (ベンチャー企業投資有成事業) における貸付から償還までの資金の流れを図で示すこととする。

#### 創造的企業投資育成事業に係る資金の流れ(貸付~償還)

注: 丸数字…貸付~投資の流れ ローマ数字・・・償還の流れ



がする なお、 「第5(財)埼玉県中小企業振興公社における貸付金の状況」で述べること 中小企業振興公社のベンチャー企業への投資額への回収可能性については、

飨

## ②貸付の利率について

Ø

保全施設等を整備する場合や特別の法律の認定を受けた計画に基づく場合は無利子貸 付として認定される。 高度化資金の貸付は、前述のように有利子貸付が基本であるが、公害防止施設 「・・・貸付金の貸付けの利率は、年1.1%とする。 思ち、 現行の高度化資金等貸付規則では、 ただし、 その第二条第4項にお 別表第四に掲げる要

なる場合を 22 項目挙げている44 上記規則によれば、無利子とされるのは、主に以下の事業に係る資金の貸付の場合

件のいずれかに該当する場合は、無利子とする。」とし、別表第四において、無利子と

なる

- (ア)共同施設事業、 係る場合 等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設の整備に 集団化事業に掲げる事業のうち、 汚水、 ばい煙、 産業廃棄物、
- (イ) 集団化事業、集積区域整備事業のうち、 整備に係る場 公園、緑地その他の地域環境保全施設等の
- (ウ) 連鎖化事業のう き実施する事業 94 小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基
- (エ)共同施設事業、経営改革事業、集団化事業のうち、中心市街地の活性化に関する 律 (平成 10 年法律第 92 第9項に規定する事業に係るものに限る。)に基づき実施する事業 条第2項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画(同法第7 ц 次項において「中心市街地活性化法」という。) 第 41 条第8項又は

則は無利子となる場合を広く掲げており、また有利子分は繰上償還されたものが多いた なお 無利子貸付の全体に占める割合は、約8割となっている。 平成 19 年度未における無利子貸付の貸付残高は、B 方式のものを含めたとこ 16 件に対して合計 6,626 百万円である。 前述のように高度化資金等貸付規

貸付の区分 機構から都道府県に対する貸付けの利率 (年利) 年利 1.35バー 部道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率(年利)

有利子貸付

7,

**地1.10パーセント以内** 

利子貸付

維全

- 賃 120-

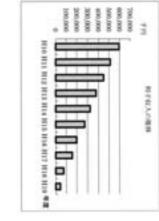
<sup>44 「</sup>高度化事業に係る都道所県に対する資金の貸付けに関する準則」はその第7条で機構から都道所県に対する貸付の利率について、次のように定めている。即ち、「機構から都道所県に対する貸付けの利率は、次表の貸付けの区分の欄に掲げる利率とする。この場合において、都道所県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率は、回表の都道の機に掲げる利率とする。この場合において、都道所県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率は、回表の都道 **肝果から** 貸付けの相手方に対する貸付けの欄に掲げる利率であるこ とを条件とする。

(4) 利息収入

(単位:円)

他方、有利子貸付は、平成 19 年度末現在で、10 件あり、金額としては、1,322,078千円である。ちなみに、B 方式のものを含めた高度化資金貸付全体での利息収入のこの10 年間における推移は下図のとおりである。

H19年 H18年 H17年 H164H15年 H1344 H12年 H14年 H11年 H10年 274,230,443 320,576,583 376,631,833 447,777,830 512,400,604 198,629,640 595,697,744 156,194,334 43,596,106 73,779,396 274,230,443 376,631,833 512,400,604 198,629,640 447,777,830 595,697,744 156,194,334 320,576,583 73,779,396 43,596,106 200,000 200,000 200,000 200,000 200,000 200,000 1



) グループは組合等と(財)中小企業振興公社とに分けている。

なお、前記脚注で述べたように、高度化事業資金貸付準則では、都道府県から貸付の相手方に対する貸付利率よりも、中小機構から都道府県に対する貸付の利率の方が常に高くなるように定められているが、負担割合を考えると必ずしも利息の負担を県が負っているおけではない。

(資優 (八金) 確認 (資付先から領収書FAX)

(約期限14日前)

### ③貸付先に対する管理

## (ア) 債権管理簿の管理

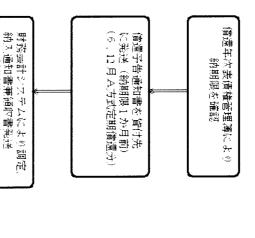
金融課の担当者は、各年度末の各貸付先の償還年次表債権管理簿(以下「債権管理簿」という。)によって貸付金を管理する。(債権管理簿は高度化システムから出力される。)

この債権管理簿は、償還後には、随時差し替えが行われる。 貸付金の徴収・償還事務の流れをフロー図でまとめたのが以下の図である

高度化資金貸付金徴収・償還事務の流れ

#### 貨付金の徴収事務

事務内容

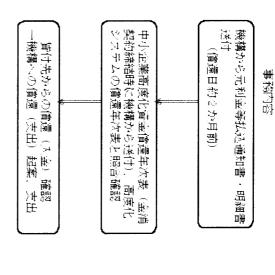


一賃 121-

- 賃 122-

#### 樹構一の貧速事務

Þ3



## (イ) 利用状況報告と現地調査

借主に対して、貸付対象施設の事業年度末現在における利用状況を、利用状況報告書により、毎事業年度終了後2ヵ月以内に知事に報告することを義務付けている(高度化事業資金等貸付規則第16条)。

この高度化事業資金等貸付規則の規定を受けて、「埼玉県中小企業高度化資金貸付事務処理要領」第3章第2節では、利用状況報告と現地調査と題して以下のように定めている。即ち、「貸付規則第16条の規定に基づき、毎事業年度末現在のA方式の貸付先の状況について貸付先から6月末までに報告を受ける。」とし、具体的には、「毎年度6月上旬に、利用状況報告書の提出を貸付先に依頼し、6月末期限に提出させる。・・・(中略)・・・

回収した報告書をもとに、7月~9月に貸付先の現地調査を実施する。」と定めてい

さらに、次に掲げる項目に該当する貸付先に対しては、償還予定、事業運営の実態や問題点に関してヒアリングを行うとともに、施設の現地確認を実施することになっているが、債権管理の強化の観点より、実際には大口を含め全貸付先に対して行っている。

- 据置期間中の貸付先
- 倒産等により組合員が減少した貸付先

=:

一貸 123-

#### 条件変更中の貸付先

調査方法は、利用状況報告書の分析、ヒアリング等に基づき、担当者の報告により 高度化事業実施上、債権管理上及び制度要件上問題がないか確認する。

また、高度化事業の制度要件を逸脱している事実が認められる場合や高度化事業資金貸付準則第53条(事業計画の変更に係る協議)に掲げる事項が認められる場合は、貸付先に対し再調査や指導を行い、文書で改善を指導するなど適切な債権管理に努めることとされている。

なお、県が独自に利用状況報告書等において用いている格付けは次のとおりであるこうした格付けは、企融機関では、債務者に対して有する債権ごとに回収リスクを判定し分類しているが、県の場合は、そこまでの分類ではなく債務者ごとに分類する方法であることが違いではあるが、債権管理の基本となる方法であり、担当課の姿勢を評価したい。

A:正常貸付先

B:要注意貸付先(利用状況報告等を分析することによって、将来返済等に懸念が生じる可能性がある貸付先)

C:要指導貸付先(延滞中又は直近延滞、据置期間中、組合員減少、条件変更等で返済に懸念が生じる可能性がある貸付先)

D:破綻貸付先

ここで、先に抽出した中小企業振興公社以外のサンプル 4 件について、平成 19 年度に県の行った格付によると、格付 Aが 1件、Bが 2件、Cが 1件であった。

県の利用状況報告書、そこに添付されている決算書を閲覧した結果、概ね県の基準に従った分類としては妥当であると考える。

【意見19】不納欠損リスクの高い貸付先に対しより柔軟な情報収集を図ることが必要年に一度、現地調査を行い、利用状況報告書を作成し債権を管理しようという金融課の取組みは評価できるが、上記の分類力法を鑑みて、不納欠損リスクが高い貸付先については、債権は時間の経過とともに棄損することが多いので、貸付先との接触する頻度を高めるなど、貸付先に関し、より柔軟な情報収集を図ることが必要ではないかと考える。

# 【意見20】分割返済を望む債務者に対しては便宜を図るべき

制度的なことを考えると、貸付金の償還方法は、元余均等年賦償還とされている(貸付規則第2条第5項)。それでも、貸付金の繰上償還を希望する者は、様式第5号(高度化資金貸付要綱第7条で示す様式。)の第5条の規定により県との協議等の手続きを経て、繰上償還が可能となっている。

- 賃 124-

制度的には、資金に余裕があれば繰上償還が可能となってはいるが、例外措置であり、借受人にとって、年一度の償還は、金額が多額となり、償還時まで償還金額をプールし続けなければならない不便さがある。もちろん、資金需要が逼迫している借受人にとっては、手売資金を利用できるメリットもあるわけであるが、資金に余裕がある借受人が、早期償還したいとの思いを否定できないであろう。

そこで、債務者が年一度の償還ではなく、分割返済を望むならば、それが可能な制度に改めるべきである。例えば、債務者の資金の使途、事業計画などに応じて、年3回払いにするとか、4回払いにするなど解力的な償還方法も検討すべきである。

#### ④延滞債権の管理

延滞債権に関しては、産業労働部金融課高度化設備資金担当内で手引きを定めて、管理に努めている。ここで、A 方式の延滞債権の残高の推移と延滞債権の回収状況について、いずれも過去5年間の状況について見てみることとする。

延滞債権の残高推移(元余) (単位:円)

799,506,889	H19年
2,723,594,164	H18年
2,737,544,430	H17年
3,579,576,375	H16年
3,580,603,357	H15年
金額	年度

※ 平成 18 年末と比較して、平成 19 年末残高が 19 億円余減少しているのは、平成 19 年度に、2 件の貸付金について、議会で権利放薬の議決を得、不納欠損処分を行ったからである。貸付金 2 件で金額は 1,907,571,743 円(違約金 358,082,189 円)である(新都市開発株式会社と埼玉リゾート株式会社に対するものであり、詳細は後述する。)。

#### (ア) 延滞債権の回収

延滞債権の回収額 (単位:円)

1,956,710,547	3+
16,990,144	H19年
13,950,266	H18年
842,150,745	H17年
3,246,268	H16年
1,080,373,124	H15年以前
定 観	平庚

一貸 125-

延滞債権について、ここ 5 年間の状況は以上であるが、参考までに、平成 19 年度末において 1 年以上滞留している債権の金額を掲げることとする。

 年数
 金額

 1年以上 ~ 2年未満
 0

 2年以上 ~ 3年未満
 0

 3年以上 ~ 4年未満
 0

4年以上5年以上

?

5 年未満

799,506,889

なお、県では、手引き、マニュアル等を設けて、督促、債務者の管理と介済交渉 強制勢行等、履行期限の繰上げ、法的整理・訴訟への対応、徴収停止、履行延期の特 約、介済企の受入・中小機構への償還、債権の消滅等について細かく記載するととも に、貸付先が破綻した時の対応の仕方も定めている。

#### (イ) 回収と実績

## の 延滞債権 (4年以上) について

#### 債権金額

X社に対する貸付金799,506,889円が、4年以上5年未満の延滞債権となっている。 その内容は、平成7年貸付額1,609,524,000円と平成8年貸付額114,064,000円であ

平成 19 年度末現在の残高は 799,506,889 円であり、他に確定した違約金の残高が16,275,353 円ある。

り、ともに、無利子貸付である

### ii 貸付からの経緯

県の説明によると、契約者は、薬小売りのボランタリーチェーンである。高度化資金は、物流倉庫の土地、建物取得資金として貸し付けたものである。

その後、大手ドラックストアの出店攻勢等会員小売店の販売環境が悪化し、加盟店の廃業脱退等で売上が落ち込んでいた。

平成 15 年 10 月 31 日 東京地裁に民事再生手続開始の申立。

平成 16 年 7 月 再生計画認可、担保物件の競売申立。

平成 17年 5月 任意売却による県の回収額 523,820,535 円 平成 17年 6 月 再生計画に基づく弁済金を受領。34,506,259 円

平成19年8月20日 民事再生手続終結決定

県の説明では、主債務者であるX社は、民事再生法の適用を受け、再生計画に基づ

一賃 126-

可能性はないものと考えている, ているとのことである。したがって、県も主債務者による本件貸付金の今後の返済の 〈弁済(別除権不足額の 4%)を行ったことで、その他の債務の支払責任を免責され

が既に講じられてきており、各人それぞれが現在置かれている状況(資産、住居、健 康、年齢、就労等)を勘案すると、県は、連帯保証人からのこれ以上の回収は困難と て、採りうる法的処理(下記のような不動産競売申立、預貯金差押、給与差押申立等) さらに、連帯保証人が代表取締役ほか10名存在する。各人それぞれの状況に応じ

# 【指摘10】債権整理に向け然るべき法的手続きを採るべき

ている。また、諸般の事情を考慮すると、連帯保証人からの回収も不可能と考えられ 本件は、平成 19 年 8 月に民事再生手続きを終結し、主債務者である X 社は破綻し

のではなく、中小機構と協議の上、 続きを講じるべきであると考える 回収不能な債権をそのままにしておくことは、財政の健全化の観点から望ましいも 条件が整い次第、県として採れる然るべき法的手

## $\odot$ 平成19年度に不納欠損処分した2社について

県は、平成19年度に前述の2社について、次の金額を不納欠損処分している。

358,082,189円) である。なお、県が高度化資金貸付金について不納欠損処分を行っ たのは、平成19年度が初めてである 金額は、合わせて 2,265,653,932 円 (内訳 元金 1,907,571,743 円、違約金

理簿にその旨を記載しなければならない」とされている。 が「調定した歳入に係る債権が時効、免除等により消滅したときは、欠損処分伺いに より不納欠損として整理し、直ちにその旨を会計管理者に通知するとともに、債権管 不納欠損については、県の財務規則の 203 条において定められており、債権管理者

に係る債権が次に掲げるような場合に、決算上不納欠損額として処理することをいう とされている。 これに関しては、出納局長依命通達がにおいて、「欠損処分」とは、調定をした歳人

- (i) 消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をしたとき(法律の規定により時効 の援用を要しないものであるときは、消滅時効が完成したとき。)
- (前) 法律者しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより消滅したとき

45 埼玉県財務規則の運用について(昭和 61 年 3 月 31 日通達旧総第 1426 号出納局長依命通達) なお、出納局長は平成 18 年の地方日治法の改正による制度・組織改正で廃止され、現在通達の管理は、会計管理 者が行っている.

-貸127-

- (iii) 法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により権利の放棄の議決があったとき<sup>46</sup>
- (iv) 政令第171条の7第1項の規定により免除されたとき

県の行った不納欠損処分について、調定年度別に区分すると、以下のとおりである。

平成19年度 高度化資金権利放棄による不納欠損処分額 総括表

元金

			(単位:円)
調定年度	埼玉リゾート㈱	新都市開発㈱	Elik
H11年	10,065,889		10,065,889
H12年	388,191,000		388,191,000
H13年	_	1,509,314,854	1,509,314,854
合計	398,256,889	1,509,314,854	1,907,571,743

#### 運約金 (調定済みのみ)

358,082,189	271,034,477	87,047,712	合計
1,108,623	1,108,623		H13∕∓
228,478,760	185,959,500	42,519,260	H12年
128,494,806	83,966,354	44,528,452	H11年
Ξψ.	新都市開発㈱	埼玉リゾート㈱	調定年度

以下それぞれの公社について検討する。

## 埼玉リゾート株式会社

内容は、以下のとおりである 埼玉リゾート(株)に対する貸付金等に関し平成19年度に行った不納欠損処分の

元金  $398,256,889 \ \square$ (全額無利子)

10,065,889 ⊞ (平成12年度に調定) (平成 11 年度に調定)

違約金 388,191,000円 87,047,712 円

44,528,452 H (平成 14 年度に調定

42,519,260 FJ (平成 15 年度に調定

以下のとおりである 元金は、平成元年度と平成 3 年度に貸し付けられたものである。各貸付金の詳細は

資 128

<sup>46</sup> 地方自治法第96条 「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」

398,256,889	271,873,000	126,383,889	不納欠損処分時残高	
764,604,000	386,157,000	378,447,000	貸付金額	
슈카	0	0	貸仆利率	
	12	12	定額償還月	
	H4.4.10	H2.4.26	貸付年月日	
	H3年	H1年	貸付年度	
	構改・特定	構改・特定	資金種類	
	小売商業店舗共同化	小壳商業店舗共同化 小壳商業店舗共同化	資金名称	

県の説明によると、不納欠損処分に至った経緯等は、以下のとおりである。

#### [貸付後の経緯

平成13年1月に高度化事業の継続を断念し、経営が破綻した。 平成11年12月に経営していたドライブインを閉鎖した。 平成6年12月から延滞が発生し、分割納人が始まった。

平成 13 年 7 月に、担保物件の競売を申し立て、翌年 11 月に競売。配当金 68,081,730 円を受領した。

平成 20 年 3 月 24 日に、平成 20 年 2 月定例会に提出されていた権利放棄の議案が可決 された。

#### [県の考え方]

会社の実体もなく、全くの回収不能と判断される。 主債務者である埼玉リゾート(株)は営業店舗所在の土地・建物とも競売に付され

能力がなく、回収は不能と判断した 発株式会社の取締役と代表取締役であり、そちらの方の返済として少額弁済中だが、支 払原資・基盤が弱く、継続性も認められず、債務残高に比べても全く不十分であり支払 力ともになく、かつ高齢である。代表取締役とその弟はともに、次に記載する新都市開 連帯保証人8名のうち、1名は行方不明であり、5名は資産及び支払意思、支払い能

## 新都市開発株式会社について

新都市開発(株)に対する貸付金等に関し下成 19 年度に行った不納欠損処分の内容

は、以下のとおりである。

271,034,477 円

1,509,314,854 円

(平成13年度に調定)

運約金

83,966,354 🖽 (平成14年度に調定)

- 賃 129-

#### 185,959,500 円 (平成 15 年度に調定)

1,108,623 円 (平成17年度に調定)

下のとおりである。 元金は、平成5年度と平成6年度に貸し付けられたものである。各貸付金の詳細は、以

不納欠損処分時残高	貸付金額	貸付利率	定額償還月	貸付年月日	貸付年度	資金種類	資金名称
276,170,854	425,717,000	0	12	H5.12.27	H5年	構改・特定	小売商業店舗共同化
1,233,144,000	1,422,858,000	0	12	H6.12.15	H6年	構改・特定	小売商業店舗共同化
0	26,400,000	2.7	6	${ m H6.12.15}$	H6年	構改・特定	小売商業店舗共同化 小売商業店舗共同化 ソフトウェア開発取得資金
1,509,314,854	1,874,975,000	十二十					

県の説明によると、不納欠損処分に至った経緯等は、以下のとおりである

#### [貸付後の経緯]

ら業績不振を続けていた。 平成11年から延滞発生、分割納入が始まる。営業していたホテルは、開業の当初か

立て、平成 17年 7月競売配当金 173,093,869 円を受領した 可能と判断し、同年 10 月に一括繰上償還を請求した。同年 11 月担保物件の競売を申し 平成13年5月に経営改善計画が会社から提出されたが、県としては、計画達成は不

平成20年3月24日に、平成20年2月定例会に提出されていた権利放棄の議案が可

#### [県の考え方]

名は資産及び支払意思、支払い能力ともになくかつ高齢である。1名は居住の状態から なく、回収不可能と判断する。連帯保証人9名のうち1名は死亡、1名は破産免責。4 が破綻した。ホテルの土地及び建物に設定された抵当権も実行され、会社の実体は既に 支払い能力ないと考えられる。 主債務者である新都市開発株式会社が経営するホテルは平成14年に閉鎖され、経営

額弁済中だが、支払原資・基盤が弱く、継続性も認められず、債務残高に比べても全く 不十分であり支払能力がなく、回収は不能と判断した。埼玉リゾート(株)と同一利害 関係にあり、同様な見解となっている, 代表取締役とその兄は、前述埼玉リゾート株式会社の取締役と代表取締役であり、少

#### ⑤督促等の手続き

**督促の手続きについては、手引きを設けて、要件、手続及び効果について細かく定** 

-貸130-

るといる。

今後もこのष促の手続きに従って、延滞債権の管理を厳格に行うことが重要である。

(1) 貸付金の推移

ω

独立行政法人中小企業基盤整備機構貸付金

独立行政法人中小企業基盤整備機構貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

458,856			77,542	38,822	H19年
497,576			66,467	45,958	H18年
518,085	ı		65,761	71,555	H17年
512,291			60,963	22,189	H16年
551,065			115,603	77,736	H15年
残高	免除額	未済額	償還額	貸付額	年度

また、未収入金の推移は、次のとおりである。

(単位:千円)

113,954	△367	H19年
114,321	△629	H18年
114,950	△367	H17年
115,316	$\triangle 426$	H16年
115,742	$\triangle 546$	H15年
残高	増減	年度

#### (2)制度の目的

前述の2中小企業高度化資金等と同趣旨のもので、貸付規則第20条4に基づき、B方式により、中小機構に対して貸付を行うもので、特別会計により運用されている。

「中小企業高度化資金等」とは、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化又は中小企業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓に必要な資金である。

47時玉県中小企業高度化資金等貸付規則 20 条 県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小機構法第 15 条第 1 項第 4 号に掲げる業務を行う場合には、当該業務に必要な資金の一部を独立行政法人中小企業基盤整備機構に貸し付けることができる。

一賃 131-

#### B方式図解



# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- · 埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則第 20 条
- 過去於下で正来同及10頁で守貞10%別第 20 米 高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付けに関する準則
- 高度化事業に係る都道府県からの借入に関する取扱要領

貸付の対象事業、貸付金の種類・名称、貸付条件等については、中小機構と中小企業者との間に適用される「高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付けに関する準則」(平成16年11月24日規程16第43号)」(以下「中小企業者貸付準則」という。)が基本となる。

また、中小機構がこの事業を行う際の資金を都道府県から借入する際の手続きは、「高度化事業に係る都道府県からの借入れに関する取扱要領」(平成16年11月24日規程16第81号) (以下「都道府県借入取扱要領」という。)によって規定されている。

#### (4)制度の仕組

#### ①貸付対象

中小機構法第15条第1項第4号に規定する中小企業者への貸付事業を行うための一部資金融資として、県は中小機構に対して貸付を行う。したがって、中小機構を通して中小企業者は、中小機構法の高度化資金貸付を受ける。貸付対象事業は中小企業者貸付準則第1条に定める事業(このうち現在実施されている事業は、連銭化事業および設備リース事業)、貸付対象者は同準則第4条に定める要件を満たす者であることが必要である。

#### ② 位 付 条 作

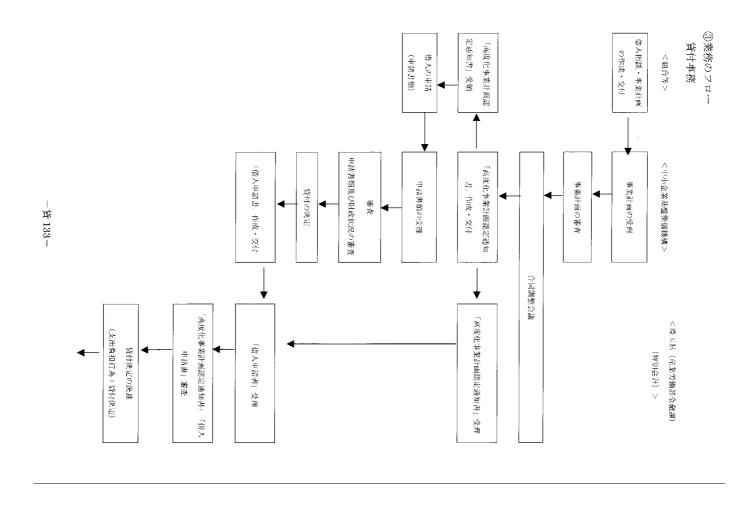
融資期間:20年以內(据置期間3年以內)

貸付利率:中小機構に対する貸付は、無利子である。(中小機構が中小企業者に対する貸付利率は、年利 1.1% (平成 20 年度)、特別の法律に基づく認定事業等については無利子。)

「貸付決定通知書」の受理

「貸付決定通知書」の作成・交付

「貸付決定報告書」



資金貸付契約

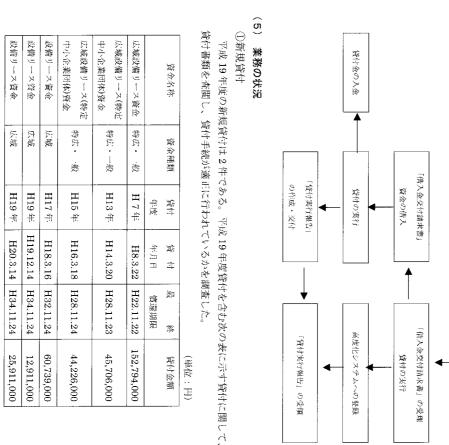
資金貸付契約

(金銭消費貸借契約)

資金借人契約

资金借入契約 (金銭消費貸借契約)

の雑雑



調査の結果、基本的に問題は無かった。

#### ②貸付金回収

B 方式の貸付は中小機構から県に資金が償還されるので、収入処理を行うことになる。

#### [収納事前事務]

- 1. 高度化システムの償還年次表や担当者が作成した年度別償還予定一覧表(償還日毎)を参照し、貸付先別の定期償還期日を随時チェックする(出納の収納・支出予定登録を毎月行うため、上司の決裁を事前に受けるチェック体制ができている)。
- 2. 償還期日の14日前に、調定の起案を行い、中小機構に配達記録郵便で納入通知書を 送付する。

#### [収納後事務]

財務システムから収入済通知書が発行されるので、確認し、総務へ提出する。債権管理簿は高度化システムで、消し込み処理を行う。

中小機構が県に対して借入金を償還する資金は、中小機構の貸付先(以後「最終貸付先」と呼ぶ。)である中小企業者からの貸付金償還資金で賄う。したがって、中小企業者からの貸付金同収と県への借入金償還とは対応しており、中小企業者からの貸付金回収がなければ、県の中小機構に対する貸付金も回収できないことになる。

## (設備共同廃棄資金について)

B 方式による貸付の中に、2 つの最終貸付先に対する設備共同廃棄資金の貸付がある。設備共同廃棄資金は、繊維業界の過剰設備を廃棄する事業 (=設備共同廃棄事業)を賄う資金であり、貸付資金の2分の1を設備の廃棄のために用い、他の2分の1を自己資金と合わせて、商工組合中央金庫(以下「商工中令」という。)4の利付商工債券(リッショー)を購入して、その運用益と満期償還金によって償還財源を確保する制度である。昭和61年までB方式で実施されていた(当時、中小機構は、中小企業事業団)。

この貸付金は、商工中金の利付債の満期償還金と運用利息を償還に充てる仕組みになっており、最終償還期限で満期償還金を弁済に充て、それまでの毎年の償還日には運用利息のみ弁済に充てることとしている。つまり契約上、最終償還期限の償還額を大きくし、それまでの毎年の償還額を小さく定めている。

# 【莨見21】中小機構からタイムリーな情報を入手できる体制を確立すべき

設備共同廃棄資金については、返済計画策定に当たり運用益を当初年7%で計画したが、実際運用益は予想より少ないため、償還期限に満期償還金をもって全額返済できない(不足額が生ずる)可能性があるが、金融課では中小機構との打ち合わせの中で、契

商工組合中央金庫は、平成20年10月1日、株式会社商工組合中央金庫となった。

-貸135-

### ③貸付先に対する管理

においてその情報を有効に活用していくべきである。

入手しているわけではない。県が今後 B 方式による貸付を実施していくのであれば、中小機構から最終貸付先に対するタイムリーな情報を入手できる体制を確立し、債権管理

対し中小機構が回答するといったもので、県は中小機構から最終貸付先の詳細な情報を

約書に基づき約定どおり償還されることを確認している。この確認は県の問い合わせに

### [中小機構からの報告]

県は、中小機構から、最終貸付先の中小企業に対する債権管理の情報(貸付及び回収)を次のように入手し管理している。貸付に関しては、都道府県借入取扱要領に基づき、貸付決定報告、貸付実行報告が中小機構から提出される。回収に関しては、約定償還の場合は、中小機構からの約定期日の償還により、繰上償還の場合は、中小機構からの「繰上償還通知書」により、管理している。延滞債権の場合は、中小機構から償還時に提出される「弁済企充当及び借入令償還通知書」(回収金の明細等に関する添付資料を含む。)により管理している。 延滞に関しては、新たに延滞となった場合機構から報告があるほか、延滞後の状況については、中小機構との間で行われる毎年一回の弁済金の充当方針についての協議の際、及び四半期に1回の中小機構から県への償還時に、回収状況報告により情報を得ている。

#### [債権管理簿の管理]

県は貸付先である中小機構に対する債権の管理を行っており、最終貸付先に対する債権管理は中小機構が行っている。つまり、県の中小機構に対する債権について、「埼玉県中小企業高度化資金貸付金事務処理要領」の第3章第3節の「債権管理」に規定されている「1債権管理簿の管理」事務と「2貸付金の徴収事務」を行っている。

債権管理簿には、年度別の償還債権金額、納入通知書の発行年月日及び納期限、督促状の発行年月日及び納期限、消滅年月日、分割納入、欠損処分額が記載されるようにないのだいるが、債権残高は記載されていない。財務規則では債権管理簿に関する規定はあるが、債権残高の記載を要請する規定はない。。そのため、債権管理簿において債権残高が記載されないのが実態であり、金融課では担当者が別途エクセルにより債権残高が記載されないのが実態であり、金融課では担当者が別途エクセルにより債権残高表を作成している。また、個々の貸付先の債権残高は、高度化資金管理システムの償還年次表により管理しており、収納後、財務会計システムの収入済み通知書に表示されている残高と照合している。

# 【意見22】債権管理簿を債権残高が記載される様式に変更すべき

債権管理簿の様式である財務規則様式第 121 号においては、発生 (帰属) 年度、債権の分類、決裁印、年月日、債権者住所及び氏名、発生原因、債権金額 (調定金額)、

<sup>40</sup>債権管理簿の記載に関しては、財務規則第197条(債権管理簿への記載)、第198条(債権管理簿への記載を行うべき時期の特例等)、第202条(債権管理簿の記載管理)、第203条(債権の時効等による消滅)、第205条の2(債権管理簿への記載の特例)に規定されているが、債権援高の記載に関する規定はない。

めに債権残高が記載される債権管理簿様式を制度化し、運用していくべきである。 の追加改正の要望も併せて受け付けている。したがって、貸付債権を適別に管理するた 各担当部局(担当課)から財務規則に係る改正要望を受け付けており、債権管理簿様式 される債権の管理を想定しているということである。そのため、出納局では毎年9月に が実状である。しかし貸付債権の管理では債権残高を把握することが基本であると考え 債権残高を記載する箇所がない。そのため、債権管理簿には債権残高が記載されないの 納入(返納)通知書、唇促状、消滅年月日、欠損処分額、備考を記載する欄があるが、 られる。そもそも財務規則で示している債権管理簿は、一般的に単年度で調定され回収

#### ④延滞債権の管理

#### A 回収と実績

在する。債権回収は、保証人からの少額な支払いに依存しており、平成 19 年度も債権 ない。Y組合に対する貸付金の債権者は、中小機構および県以外に東京都と千葉県が存 は延滞となった。この延滞債権は、未収入金に科目計上され、貸付金の中に含まれてい 組合は浦和地裁(当時)において破産宣告を受けた。これによりY組合に対する貸付金 形振出を繰り返したが、組合は手形決済の資金調達ができず、平成7年11月22日に 成6年末から平成7年にかけてY組合の理事長は不動産投機のため独断で組合名義の手 残高に対して僅かな回収実績があるだけである。 113,954 千円存在する。これは、中小機構が Y組合に対して貸し付けたものである。平 県が中小機構に対して実施している貸付金のうち、延滞債権が平成 19 年度末に

#### 督促等の手続き

 $\Box$ 

ている。 四半期に1回、回収金額をそれぞれの債権者(埼玉県、千葉県、東京都)に償還してい りである。中小機構では、保証人から毎月一定額の弁済を受けており、中小機構では、 る。この元本充当に関する明細(計算根拠)について中小機構から償還時に連絡を受け 延滞債権のY組合に対する貸付金に関する督促、訪問等の回収手続の状況は次のとお

# 【意見23】延滞債権に対する早期処理の協議を十分行うべき

議中である。すでに保証人も高齢となりつつあることを考えると、早期に決着をつける る。今後の回収方針については、権利放棄・不納欠損処分を含め、県は、中小機構と協 よう、中小機構、東京都及び千葉県と協議を進めていくべきである。 この延滞債権の回収可能性は、少額な返済能力しか持たない連帯保証人に依存してい

## 小規模企業者等設備導入資金貸付金

4

経由して貸付を行うようになったものである。 本制度は、当初は県が直接貸付を行っていたが、平成 12 年度から中小企業振興公社を

#### (1) 貸付金の推移

のとおりである。 小規模企業者等設備導入資金貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付残高は、次

<b>山</b> 15年	年度	■設備貸与
020 01 /	期育残高	(割賦・リース)
200 799	回収額	貸付金
E 41 000	期末残高	(単位:千円)

H19 年	H18年	H17年	H16年	H15 年	年度
176,393	245,201	312,465	541,092	930,814	期育残高
66,886	68,808	67,264	228,627	389,722	回収額
109,507	176,393	245,201	312,465	541,092	期末残高

## ■設備資金貸付金

-	
はっ	
Г	
4	

取開資金貸付金         (中位:十円)           年度         期首残高         回収額         期末残高           H15年         467,060         41,203         425,857           H16年         425,857         69,436         356,421           H17年         356,421         77,499         278,922           H18年         278,922         80,805         198,117           H19年         198,117         76,369         121,748			T-				1
(中位 別首残高	H19年	H18 午	H17年	H16年	H15年	年度	■設備資金貨
(中位 期末 ,203 ,436 ,499 ,805	198,117	278,922	356,421	425,857	467,060	期首残高	行金
(中位: 十円) 期末残高 425,857 356,421 278,922 198,117	76,369	80,805	77,499	69,436	41,203	回収額	
	121,748	198,117	278,922	356,421	425,857	期末残高	(単位:千円)

(2)制度の目的

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和 31 年法律第 115 号)
- 埼玉県小規模企業者等設備導入資金貸付要綱(平成12年4月1日)

#### (4)制度の仕組

①貸付対象

中小企業振興公社

一賃 137—

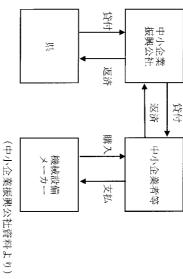
#### ②貸付条件

2年の据置期間も含め8年以内に毎年返済する。利息は無利息である。

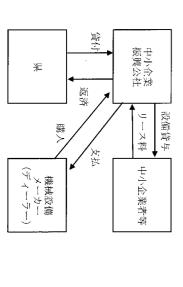
#### ③制度の概略

(ア) 設備資金貸付制度(事業期間:平成12年度から14年度) 下記の2つの中小企業振興公社が行った事業に対して原資を貸し付けていた。

2分の1(一定の要件を満たしている場合は3分の2)以内を無利子で中小企業 等に貸付する事業の原資の貸付である。 県内の中小企業者等が機械設備を購入する際、中小企業振興公社が購入資金の



(イ) 設備貸与制度(事業期間:昭和 48 年度から平成 14 年度) 中小企業振興公社に支払する。この事業に関する原資の貸付である 企業者等に貸与する。中小企業者等は、購入代金を割賦返済又はリース料として、 県内の中小企業者等に代わって、中小企業振興公社が機械設備を購入し、中小



一貸 139-

(中小企業振興公社資料より)

#### (5)業務の状況

#### ①新規貸付

平成15年度から新規貸付は行っていない。

#### ②貸付金回収

は10月末日)回収している。貸付金は2年の据置期間も含め8年以内で返済すること になっている。なお、平成14年度で貸付が終了しているので、平成22年度で回収が完 中小企業振興公社から中小企業等に貸し付けた時期に応じて、年に2回(5月末日又

#### ③貸付先に対する管理

了する子足である。

電話・訪問等で指導し、国(経済産業省)との調整も行っている。 理表を作成して回収を管理している。また、毎年事業報告書を人手し、内容を精査の上、 全額が中小企業振興公社に対する貸付であり、貸付契約の度に債権管理簿及び債権管

#### ④延滞債権の管理

#### (ア) 回収と実績

下定どおりの回収が行われており、延滞は過去にない。

#### (イ) 督促等の手続き

延滞がないので、督促の手続きもない。

## (6) 事業中止に至った経過

資金貸付事業中止承認申請書」を提出しており、以降毎年度承認されている。 平成 15 年 3 月から毎年度 3 月、関東経済産業局長宛てに「小規模企業者等設備導入

貸付事業の中止の理由は、以下のとおりである

企業からの県に対する問い合わせ等がほとんどない。

は下位となる。 この状況では、制度に対するニーズは大分低いと判断せざるをえず、事業の優先順位

# ②貸与機関の収支の悪化・県財政負担の増加

事務経費を削減し、補助金額を削減した。 生する。新規貸付の中止に伴い、債権管理業務に特化し、県の負担となる担当職員数・ いることから、担当職員を他業務と兼務させることは困難であり、固定的なコストが発 資金貸付事業の経費は全額、県の補助金で賄われている。賃与機関が独立会計として

#### -貸140-

## ③受け皿となる制度の存在

県においては、県制度融資が充実しており、特に小規模事業者向けの「小規模事業資金」は、小規模事業者等設備導入資金とほぼ同等の実質利率や貸付期間、無担保・代表者保証人のみで、申請から2週間以内で貸付を行っている。

また、他にも様々な制度が用意されており、借敷制度等の柔軟な対応も可能であり、受け皿としては十分である。

## ④包括外部監査による指摘

貸与機関である中小企業振興公社については、平成 14 年度に包括外部監査が行われ、 「設備資金貸付事業の廃止」の意見が出されている。

#### (7) 今後の対応

現在の中小企業振興公社はハード面よりもソフト面 (ビジネス交流等)のサポートが中心となっている。経済状況が平成 20 年の秋頃から悪化し始め、中小企業の業績や資金繰りに大きな影響を及ぼしていると連日マスコミで報道されている。今まで延滞が発生せず、債権を回収してきたのであるが、経済状況が急転しているかかる状況下、いっそう中小企業振興公社と連携を深め、最後まで気を緩めず債権回収に努める必要がある。

## 創造的企業投資育成事業貸付金

Ø

#### (1) 貸付金の推移

創造的企業投資育成事業貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付残高は、次のとおりである。

699,560	H18年
699,560	117年
699,560	116年
699,560	115年
貸付金残高	年度
(単位:千円)	

(県作成資料より)

H19年

創造的企業投資育成事業貸付金制度は、県の100%出資法人である中小企業振興公社が、 創造的な事業活動を行う地域中核企業に対し、社債又は株式の引き受けを行うことにより

一貸 141-

資金調達の値から支援する事業を行うために、公社に対して当該事業に必要な資金を融資することにより、地域中核企業の発展を支援し、もって埼玉県内の産業構造を高度化することを目的とした制度である。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この貸付金制度の関係法令等は、以下のとおりである。

埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱

#### (4) 制度の仕組

#### ①貸付対象

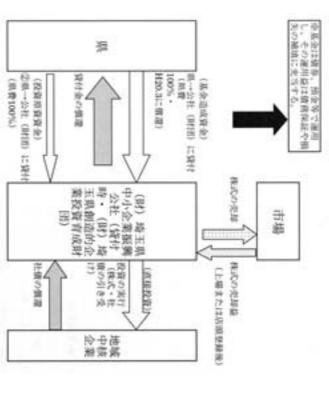
平成 9 年貸付当時は、貸付先は、創造的企業投資育成財団であったが、合併により、 中小企業振興公社に変更された。

#### ②貸付の状況

平成9年に貸付を実行した750百万円の内の150百万円の償還期限は、地域中核企業への投資期間の終了日(ただし、株式の引受にあっては、投資の完了した日から10年を経過した日の前日)であった。平成19年度末までには、繰上げ弁済も含めて全額返済され、残高は0円である。

また、600 百万円については、地域中核企業投資育成事業を行うための基金の造成資金として貸し付け、償還期限は平成 20 年 3 月 31 日であったので、同様に全額返済され、残高は 0 円である。

③業務のフロー



#### (5)実施した手続

①県と創造的企業投資育成財団(現中小企業振興公社)の間で締結した金銭消費貸借契約証書を入手し、内容を確認した。

②県が作成した債権管理簿を入手し、財団からの返済に関する記述を確認した。 ③財団の投資先1件が倒産したが、それに対応する金額の県制度貸付金は返済されていたので、関係資料を中小企業振興公社から入手し、事情の説明を受けた。

④中小企業振興公社における基金のキャピタルゲインの数値資料を入手した

#### (6) 結果

実施した手続きの範囲では、特に指摘するべき事項は発見されなかった。倒産した投資先については、中小企業振興公社の管理上の問題は見られない。公社側で発生した賃倒損失は、基金のキャピタルゲインで充当できる金額であったので、倒産した先の投資に見合う額の県からの貸付金は全額返済された。

## 地域中核企業投資育成事業貸付金(単年度貸付)

O

#### (1) 貸付金の推移

地域中核企業投資育成事業貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付額と残高は 次のとおりである。

0	390,050	H19年
0	540,050	H18年
0	540,050	H17年
0	666,050	116年
0	716,050	115年
年度末残高	貸付額	年度
(単位:千円)		

(県作成資料より)

#### (2) 無威の目的

前述した創造的企業投資育成事業貸付金制度の元での短期貸付金である。中小企業振興公社が、創造的な事業活動を行う地域中核企業に対し、社債又は株式の引受を行うことにより資金調達の面から支援する事業を行うために、公社に対して当該事業に必要な資金を融資することにより、地域中核企業の発展を支援し、もって県内の産業構造を高度化することを目的とした制度である。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この貸付金制度の関係法令等は、以下のとおりである

·埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱

#### (4)制度の仕組

①貸付対象

平成 9 年貸付当時は、貸付先は、創造的企業投資育成財団であったが、合併により 中小企業振興公社に変更された。

#### ②貸付の状況

平成 10 年度から平成 19 年度まで、毎年度中に、地域中核企業に対する投資額に見合う貸付を行い、年度末 3 月 31 日に全額返済を受け、翌年度初 4 月 1 日に、前年度末 残高と同額を貸し付けている。

中小企業振興公社は、3月31日と4月1日の2日間のみ、民間の金融機関から、県への返済額と同額の繋ぎ融資を受けている。

一賃 143-

#### (5) 実施した手続

①平成19年度の当該貸付金に対応する中小企業振興公社からの投資先全件について、中小企業振興公社において、直近の決算書、中小企業振興公社担当者の訪問記録等の資料を閲覧し、管理状況が適切かを確認した。

②民間からの繋ぎ融資を受けてまで、年度末の貸付金残高を 0 円にしている理由の説明を、公社担当者、県担当者双方から受けた。

【意見24】正しい決算書の入手を行うとともに経営状況の調査が必要

投資先の管理資料において、有価証券の評価益が適切に処理されていない決算書があった。当該会計処理を修正した場合に、会社の利益に与えるマイナスの影響は大きかったが、投資資金は全額回収されたので、結果としては、中小企業振興公社及び県に直接損失を与えることはなかった。

しかし、誤りのある決算書には、修正を要求するべきであるし、少なくとも 企業 の経営状況を詳細に調査することは必要であると考える。

【意見25】単年度貸付の見直しが必要

年度末に貸付金残高を0円にする理由は、中小企業振興公社担当者からは、県の指導によるという回答を得た。

県担当者からは、単年度の実績を明確にするためという説明を受けたが、十分な理由とは言えない。中小企業振興公社側の投資は長期の投資であるから、それに対応する貸付金も長期資金として提供されるのが望ましい。中小企業振興公社が民間金融機関からの繋ぎ融資を受ける必要性は薄いと考えられる。

# 第5(財)埼玉県中小企業振興公社における貸付金の状況

## 設立から現在に至るまでの事業の推移

中小企業振興公社は、中小企業の経営の革新及び創業の促進、並びに経営基盤の強化を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的に、昭和 48 年 4 月に県により設立された。その後、平成 16 年 12 月に中小企業振興公社は創造的企業投資育成財団を吸収し、地域中核企業投資育成事業とベンチャー企業投資育成事業を引き継いでいる。

なお、この投資事業は、平成 16 年 3 月をもって新規投資を終了している。また、設備貸与・設備資金貸付事業についても平成 15 年度から新規貸与を中止している。

中小企業振興公社は、「県の中小企業施策の実施機関として、企業の現場を重視し、そのニーズを的確に捉えて事業の選択と集中を行い、がんばる中小企業をとことん支援する。」を経営力針としている。事業の特性として、中小企業のニーズを的確に捉えて新規事業を立上げていくことがあげられる。

平成 50 年度の事業として、振興公社の事業は、県内に事業所を置く中小企業のに対し、以下の支援を行っている。

#### (1) 経営支援

①中小企業支援センター事業

②受注企業振興事業

③環境・品質マネジメントシステム支援事業

④熵業振興事業

⑤市町村等受託事業

#### (2) 產学連携支援

①産学連携支援事業

②オプト関連産業研究開発

③都市エリア産学官連携促進事業

#### (3) 知的財産支援

①知的財産支援事業

50 中小企業基本法では、中小企業の範囲を次のように定義している。即ち、中小企業とは、製造業その他については資本会 3 億円以下または従業員 300 名以下の企業をいい、知定業では資本会 1 億円以下または従業員数 100 人以下の企業を、小売業では資本会 5 千万円以下または従業者数 50 人以下の企業を、小売業では資本会 5 千万円以下または従業者数 50 人以下の企業を、そしてサービス業では資本会 5 下万円以下または従業者数 100 人以下の企業をいう。

(4) 人財育成・情報支援 ①年参中業

②情報提供事業

(5) 設備貸与 ①設備貸与・設備資金貸付事業

(6) 投資育成事業 ①投資育成事業

#### 経営の課題

N

て、以下のものがあると思われた このため、主体的な人材投資を行う余裕がないことの他に、調査を通じて、経営の課題とし を確保し、その他の事業費を賄っている。その収支構造から収支差額はあまり生じていない。 費の甲核である役職員の人件費を負担している。他に国からの受託料や自主事業により収入 県の中小企業振興の一環として、中小企業振興公社は主要な役割を担っており、県が事業

③中小企業の業種として製造業に加えて、サービス業等への事業展開 ②約8年間職員の新規採用を中止し職員年齢の断層が生じていることの解消 ④要員確保を含め中小企業の海外進出の支援体制の整備 ①平成19年度から開始した日標管理制度と連動した人事・給与制度の定着

の承認を得ている **翌年度になる万が一の場合に備えて、金融機関から短期借入を行えるよう、理事会で借入枠** ぬ資金不足が発生するおそれがある。中小企業振興公社では、国からの受託事業費の受取が また、資金繰り的には、収支構造により収支差額はあまり生じていないことから、予期せ

ちなみに、平成 20 年度一般会計の借入金限度額は、以下のとおりである オプト関連産業研究開発事業費 100,000 千円

都市エリア産学官連携促進事業費 120,050 千円

ると称える 将来、短期的な資金不足が発生するかは、事業のあり方と事業収入の回収時期によってい

【意見26】県は中小企業振興公社の経営課題の克服に力を貸すべき

密接な関係を持った組織である。中小企業振興公社にとって、上記の経営課題はいずれも 県が事業費の中核である役職員の人件費を負担しているほど、中小企業振興公社は県と

一貸 147-

の認識を持ち、経営課題の克服に力を貸すべきと考える。 要な役割を果たすことを期待するのであれば、中小企業振興公社を独立した一つの組織と 重要なものである。県の中小企業振興の:環として、今後も中小企業振興公社に対して主

## 県の中小企業振興公社に対する貸付金

ω

課が業務を行っているものも一部ある。 面からみると、産業労働部のうち金融課が主に業務を担当しているが、企業誘致・経営支援 県の中小企業振興公社に対する貸付金には、以下のものがある。これを県庁サイドの業務

お、この貸付は中小企業高度化資金貸付金に含まれている。)が、地域中核企業投資育成事 支援課が担当しているものもある。 業に関わる貸付金のように、県から中小企業振興公社への貸付・償還業務を企業誘致・経営 については、県から中小企業振興公社への貸付(償還)業務は、金融課が担当している(な すなわち、創造的企業投資育成事業に関わる貸付金のうち、ベンチャー企業投資育成事業

に対する状況把握・損失補償等は企業誘致・経営支援課が担当している。 さらに、両事業に共通する、中小企業振興公社から投資先企業(ベンチャーキャピタル)

県の中小企業振興公社に対する貸付金の残高である。 を、県庁サイドの名称で分類すると次のようになる。なお、金額は平成 19 年度末における 県の中小企業振興公社への貸付金((特)は小規模企業者等設備導入資金特別会計の略)

①高度化資金 (金融課)・・・前述第4産業労働部の2で検討済みである

- 地域情報化基盤整備資金 8,445,000 円 (特)
- 中心市街地商業活性化推進資金 450,000,000 円(特)
- ・創造的企業投資育成事業のうちベンチャー企業投資育成事業に関わるもので、旧創造 的企業投資育成財団に貸し付けたものである。

創造的中小企業創出支援基金造成資金 178,750,000 円 (特)

創造的中小企業創出支援投資原資資金 483,165,000 円(特

②創造的企業投資育成事業のうち地域中核企業投資育成事業に関わるもの

· 四点

第4産業労働部の5・6で検討済みである

地域中核企業投資育成事業・・・ 18 年度末は 699,560,000 円

(企業誘致・経営支援課)

19年度末は残局0円

地域中核企業投資育成事業に係る金銭消費貸借

(企業誘致・経営支援課)

19 年度末には残高 0 円

一賃 148-

# ③小規模企業者等設備導入資金貸付金のすべて・・・231,255,000円(年(金融課)

・・・前述 第4産業労働部の4で検討済みである。

設備貸与事業・・・109,507,000 | 1

設備資金貸付事業・・・121,748,000円

なお、上記の県からの貸付金は、中小企業振興公社の側からみると、次のように区分されて決算報告書に計上されている。即ち、①の高度化資金のうち、ベンチャー企業投資育成事業に関わるものを除いた部分と③小規模企業者等設備導入資金貸付金のすべては、中小企業振興公社の一般会計の貸借対照表に計上されている。

これに対して、①のベンチャー企業投資育成事業に関わるものと②地域中核企業投資育成事業に関わるもの(平成 19 年度末の残高 0 円である。)は、投資育成事業特別会計という特別会計が設けられて、そこに組み込まれている<sup>51</sup>。

### 中小企業振興公社の貸付金

4

以上のように県は中小企業振興公社に対して、様々な目的のために貸付を行っており、中小企業振興公社はこれを原資としてさらに、中小企業に対する貸付事業又は投資事業を行っている。

### (1)設備貸与·設備資金貸付事業

前述のように、設備貸与・設備資金貸付事業については平成 15 年度から新規貸付を中止している。したがって、現在は、設備貸与及び設備資金貸付先に対する債権管理を行っているにすぎない。

### ①殻備貸与(国庫・県単)事業

#### 通常債権対策

貸与先企業の経営実態を決算書等を入手するなどして把握することに努めるとともに、設備が適正かつ効率的に使用されるよう経営に関する情報等を提供している。

1 埼玉県地域中核企業投資台成事業実施要綱第7条(地域中核企業投資台成事業に係る会計) 「公社は、地域中核企業投資台成事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。」 埼玉県ベンチャー企業投資台成事業実施要綱第7条(ベンチャー企業投資台成事業に係る会計) 「公社は、ベンチャー企業投資台成事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。」

#### 一賃 149-

#### 未収債権対策

=:

企業倒産や経営不振により償還が滞っている未収債権については、債務者又は連帯保証人に対して継続的に督促し、回収に努めている。

### ②設備資金貸付事業

創業者・小規模企業者等に対し貸し付けた小規模企業者等設備導入資金の債権を管理 している。

#### (2)投資育成事業

前述のように、地域中核事業投資育成事業とベンチャー企業投資育成事業に係るものは、 投資育成事業特別会計を設けて、その中で投資育成事業として投資先への支援を行ってい ス

投資育成事業は、平成16年度に吸収した創造的企業投資育成財団の事業を引き継いで、実施している事業である。平成16年3月をもって新規投資は終了しているが、中小企業振興公社は、投資事業のフォローアップとして、現在は株式公開研修会の開催や個別訪問などを通して経営支援を行っている。

#### [投資概要]

			ベンチャー企業投資育成事業	地城中核企業投資育成事業	事 業 名
			12 † ⊡	9 ∰	企業数
間接投資に対する	間接・直接の投資	直接投資 8 社	間接投資 10 社	直接投資 9 社	
間接投資に対するVCへの債務保証額237,563 下円	間接・直接の投資合計 12 社 379,165 千円	39,790 千円	339,375 千円	340,550 千円	投 資 隽 高

### (3) 基金の造成、運用

県は、中小企業振興公社に対し、地域中核企業投資育成事業の実施に必要な資金として、 基金造成資金及び投資原資資金の2つの資金を貸し付けていた。中小企業振興公社は、県 から借り入れたこの投資原資資金の返済原資を確保するために必要な額の基金を造成し、 それを、元本が保証され、有利な運用が確保される金融債券その他の有価証券、金銭信託 又は預貯金を取得する等により運用する。なお、基金造成資金は、平成19年度中に県へ 全額返済されている。

中小企業振興公社は、運用益等が発生した場合、それを地域中核企業投資育成事業の実施に要する費用のほか、事業で発生した回収不能額などや埼玉県ベンチャー企業投資育成事業における代位弁済額、回収不能額及び関連する費用などに充当することができる。そして、中小企業振興公社は、地域中核企業投資育成事業終了時に運用益などに余剰額があ

る場合、それを知事に納付しなければならない。

回様に、県は、中小企業振興公社に対し、ベンチャー企業投資育成事業の実施に必要な資金として、基金造成資金及び投資原資資金の2つの資金を貸し付けている。中小企業振興公社は、県から借り入れたこの投資原資資金の返済原資を確保するために必要な額の基金を造成し、それを、元本が保証され、長期にわたり有利な運用が確保される金融債券その他の有価証券、金銭信託又は預貯金を取得する等により、運用する。

中小企業振興公社は、運用益が発生した場合、それを債務保証事業に係る代位弁済額等、 間接投資事業における預託金回収不能額等、直接投資事業における回収不能額等に充当することができる。そして、中小企業振興公社は、ペンチャー企業投資育成事業終了時に、 運用益などに会剰額がある場合、それを知事に納付しなければならず、知事は、それを(独) 中小企業基盤整備機構に対し、借入時の負担割合に応じて納付しなければならない。 両事業のこれまでの運用益及び株の売却益は、以下のとおりである。

349,305,806	
25,927,864	ベンチャー企業計
25,927,864	社債等利息・預託利息収入累計
	ベンチャー企業
323,377,942	地域中核企業計
78.260.986	社債利息等累計
237,158,118	ドラッグストア株式売却益
7,958,838	ゴルフ用品製造会社株式売却益
(甲位:円)	<u>H19年</u> 皮までの連用益及び株の売却益

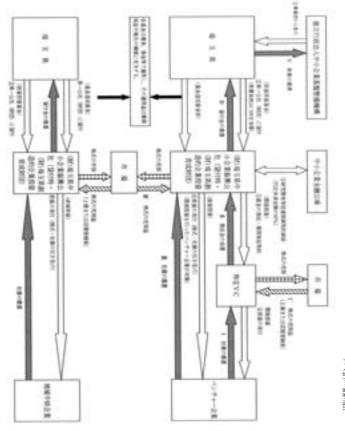
これに対して、経営破綻して、投資額が損失となった会社と投資損失の額は、以下のと おりである。

ベンチャー企業計	王孝士	D社	C社	B社	A社	ベンチャー企業	地域中核企業計	地域中核企業 1社	H19年度までの投資損失等
217,030,000	55,000,000	52,030,000	55,000,000	25,000,000	30,000,000		50,000,000	50,000,000	(単位:円)

# (4) 創造的企業投資育成事業に係る資金の流れ(貸付~償還)

創造的企業投資育成事業に係る資金の流れ(貸付~償還)

立:上数字・・貸付~投資の流れ ロー・マ数字・・・ 信遣の流れ



### (5) 今後の投資の回収について

前述のように、平成 19 年度末で地域中核企業投資育成事業では、直接投資が 9 社に対して 340,550 千円残高として残っており、またベンチャー企業投資育成事業では、投資先は 12 社で残高は 379,165 千円(内訳は、間接投資が 10 社・残高 339,375 千円、直接投資が 8 社・残高 39,790 千円)である。

地域中核企業投資育成事業における投資先は、第4産業労働部の6で述べたように、いずれも財務状況は優良であり、株式上場による株式売却益等のキャピタルゲインを、平成19年度までに、323百万円得ており、今後の振興公社の投資額の回収についても特に問題はないものと思料される。

これに対して、ベンチャー企業投資育成事業における投資先は、過去に5社が経営破綻しただけでなく、決算書から判断すると、連続赤字、債務超過のものも数社あり、平成25年度の回収完了まで、残りの全額回収について、予断を許さない状況にある。

参考までに、中小企業振興公社が、その保有する投資事業資産について、投下資金の回収の危険性や資産の毀損度合いを適正に評価し算定することを目的として定めた、「投資事業資産算定に関する要綱」に則って、平成19年度末のベンチャー企業投資育成事業における投資先を分類した場合の分類結果を下に記載する。

上記要綱に定められた基準は、投資債券及び債務保証を、定量評価基準(債務償還年数、 売上高経常利益率、自己資本比率の合計)と定性的評価基準(債務超過の有無、1ヵ月以 上の社債利息の延滞の有無)の2つの基準により算定した償還能力に応じて、5段階の投 資先区分に分類し、これを基に償却・引当額を決定するためのものである。

Ħ	D	С	В	Α	投資先 区分
0社	1社	4社	0社	7社	H20/3 月

#### [投資先区分]

A:正常先・・・ 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる先で、その債券は安全性が高く、債務償還能力の確実性は高く、債還に懸念はない先をいう。

C・ (賃還に懸念はない先をいう。

B:要注意先・・・業況が低調ないし不安定な先乂は財務内容に問題がある先で、債 務償還能力の確実性はやや乏しく、今後の管理に注意を要する先 をいう。

C:破総懸念先・・・現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後 経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先で、債務償還能 力に重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い先をいう。 D:実質破綻先・・・ 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、債務 超過に陥っているなど深刻な経営難の状態にあり、再建の見通

E:破綻先・・・ 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、具体的には、破産・清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先をいう。

っている先をいう

しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥

一章 153-

## (6)中小企業振興公社に対する管理

県は、中小企業振興公社から投資先リストや投資先企業への訪問により把権した経営状況等について逐次報告を受け、情報の共有化を図っている。

また、埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱第9条や埼玉県ベンチャー企業企業投資育成事業実施要綱第12条では、知事が中小企業振興公社に対し、必要に応じて現地議査等を行い、地域中核企業投資育成事業やベンチャー企業投資育成事業の実施状況、基金の運用状況及び会計処理の状況等を把握し、振興公社が適正に事業を実施するよう必要な措置をとることができるものとしている。

# 【意見27】地域中核企業及びベンチャー企業の業績の推移を注視していくべき

米国のサブプライム問題に端を発した金融危機の影響が我国経済にも多大な影響を与えている。この金融危機を起因とする不況が中小企業振興公社の投資先である地域中核企業及びベンチャー企業に及ぼす影響も、きわめて大きいものと予想される。特に、前述のように、ベンチャー企業は業績や財務状況の悪いものもあり、今後の経済状況次第では、危険な状況になる可能性がある。

この場合、地域中核企業投資育成事業が生み出したキャピタルゲインをベンチャー企業 投資育成事業の損失に充当したとしても、補いされない状況に陥ることが、十分予想される。今後の各社の業績の推移を注視していくことが肝要である。 林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向

この制度は、林業従事者等にその経営の改善等に必要な資金を貸し付けることによって、

(2)制度の目的

#### 部0 腰林鸮

林業·木材産業改善資金貸付金

#### (1) 貸付金の推移

は、次のとおりである。 林業・木材産業改善資金貸付金の平成 19 年度を含む過 4.5 年間の貸付実績と貸付残高

1. 現金 2. 預金 3. 貸付金

65,333 2. 国庫受入余 74,416 3. 業務勘定より受入金

> 91,722 45,863

2,164

(貸付勘定)

資本の部

(単位: 千円)

一般会計受人金

(貸付勘定

資産の部

【埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計】

平成20年3月31日現在

貸借対照表

(業務勘定

139,749

139,749

預金 現金

4,382	4	70,034	0	11,314	31,600	H19年
4,580	4	49,550	0	13,426	20,400	H18年
3,000	3	44,156	0	16,748	15,200	H17年
3,000	3	45,704	0	27,798	5,000	H16年
3,000	ట	68,502	0	26,977	13,800	H15年
済額	収入未済額	貸付金残高	免除金額	年度返還額	年度貸付額	年度

### (単位: 千円)

## 損益計算書

2,559

2,559

2,559 2. 当年度利益

1. 前期繰越利益

2,198361

(操務勘定)

平成19年4月1日から平成20年3月31日

361	当年度利益	
154		4. 維費
	30	3. 貸付勘定への繰入
	ı	2. 事務委託于数料
	124	1. 管理指導費
		(費用の部)
515	_	4. 雑収入
	40	3. 違約金収入
	475	2. 資金預託による利子収入
	ſ	1. 事務費充当金
		(収益の部)
(革位:千円)		

・「林業・木材産業改善資金助成法」(昭和 51 年法律第 42 号)

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

上に資することを目的としている。

- ・「林業・木材産業改善資金助成法施行令」(昭和51年政令第131号)
- ・「林業・木材産業改善資金助成法施行規則」(平成15年農林水産省令第55号)
- ・1埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則」(昭和 52 年 8 月 30 日規則第 60 号)

木材産業改善資金特別会計」を設けている。 なお、各都道府県は特別会計を設けて行うことと規定されており、県は「埼玉県林業

#### (4)制度の仕組

#### ①貸付対象

以下のAからFの事業を行う場合に貸付の対象となる。なお、会社の場合、資本金 1,000 ことが条件となる 万円以下岩しくは従業員数 100 人 (林業関係者及び木材製造業者は 300 人) 以下である 業者、素材生産組合、林業を行う市町村、木材製造業、木材卸売業又は木材市場業者は、 森林所有者、林業労働從事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産

新たな林業部門の経営の開始

③業務のフロー

【借受者】

A.

- 新たな木材産業部門の経営の開始
- 林産物の新たな生産方式の導入
- 林産物の新たな販売方式の導入

D. С.

林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入 林業労働に係る安全衛生施設の導入

②貸付条件

(ア) 貸付限度額

(イ) 償還方法

(ウ) 利率 長の3年とした場合は、その後7年での返済となる。 償還期間10年以内(据置期間3年以内)での均等年賦払いである。据置期間を最

「林業・木材産業改善資金助成法」第5条に基づき、無利子の貸付である。

業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合には1億円である。 個人が 1,500 万円、会社が 3,000 万円、団体が 5,000 万円である。ただし、木材産 (貸付額500万円未満) 林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の提出 林業・木材産業改善資金貸付申請書の提出 林業・木材産業改善資金貸付資格の認定 申請書の記載内容の審査・指導

申請書を森づくり課へ進達

(貸付額500万円以上)

【檪んへで鰈】

改善資金運営協議会の意見聴取

【檪んへり課】

【地域機関】※1

(貸付額500万円未満) 貸付金請求書の提出 借用証書の提出 【偕受者】 林業・木材産業改善資金実施報告書の提出 林業・木材産業改善資金貸付決定 実施報告書の記載内容の審査 確認結束を揉んへの誤へ報行 事業実施、支払の確認 貸付事業の実施・完了 実施報告書の受理 【蒸んへり誤】 一体心への誤 【地域機関】 資金の貸付 【借受者】 (強制執行の受諾の記載があるもの) 金銭消費貸借契約公正証書の作成 (貸付額500万円以上) 貸付金請求書の提出 貸付契約書の作成 「無反対」

※1地域機関:秩父農林振興センター・川越農林振興センター及び寄居林業事務所

(貸付条件に反する場合、繰上償還の実施)

一貸 157—

一賃 158-

#### (5)業務の状況

①新規貸付

が行われている。 毎年の予算枠(平成 16 年度以降)は 38,800 千円であり、その範囲内での新規貸付

#### ②貸付金回収

約金の支払の延滞が1社2件(1,822千円)であり、合計3社5件の延滞債権がある。 貸付先があり、元金返済の延滞は3社3件(4,382千円)となっている。この他、違 貸付事業開始から合計で 730 件の貸付実績がある。平成 19 年度末現在では 14 件の

### ③貸付先に対する管理

相手先別・償還月別の「林業・木材産業改善資金償還実績一覧表」をエクセルシート にて作成し、網羅性を確保している。 は債権先ごとの管理をし、後者では年度ごとの管理を行っている。また担当者独自に、 「林業改善資金貸付金管理カード」及び「債権管理簿」にて管理している。前者で

#### (4)延滞債権の管理

カード」には督促の日付が書いてあり、かなりの督促を行っている形跡が残っている。 また、別途「林業・木材産業改善資金返済指導記録」を作成し、指導内容を詳細に 必要に応じて督促(電話・郵便・臨戸)を行っている。「林業改善資金貸付金管理

者へ確認する場合に、迅速に対応できないおそれがある しかし実際に行なった担当者の名前が記載されていないので、何か問題が生じ前任

済がある。なお、延滞先をまとめると、以下の通りである。 延滞先の3件とも当初の計画どおりではないが、唇促に応じて継続して現在まで返

一賃 159-

	延滯
-	先のま
	8

(単位:円、残高は平成20年3月31日現在)

			9,742,000		
0 H20.8.6	0	1,160,000	1,860,000	5,800,000	15-2
0 H20.10.30	0	4,200,000	5,950,000	10,500,000	13-7
695,254 H20.10.7	695,254	0	1,932,000	4,000,000	11-7
	1,127,063	0	0	7,700,000	10-5
最終返済日	当初予定残高 未回収違約金 最終返済日	当初予定残高	現在残高	当初貸付	貸付No
7	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1		

貸付 No は、「平成×年一番号」となっている。

×

Ж

- 10-5 及び 11-7 は、同一貸付先である
- 10-5 及び 11-7 は平成 20 年 10 月に 172,580 円の返済があった。

×

- 13-7 は平成 20 年 5 月から 10 月にかけて 4,500,000 円の返済があった。
- 15-2 は平成 20 年 6 月から 8 月にかけて 700,000 円の返済があった。

Х ×

【意見28】記録の一覧性の確保と担当者名の記載を行うこと

のような貸付金の性格上、延滞債権の発生も十分ありうることから、債権管理体制を今ま 本貸付を行った後に、貸付当初の計画どおりに経営が行われない可能性も十分にある。こ で以上に構築していく必要がある。 本貸付は、借受者の新たな経営等の計画に基づいて行うものである。裏返して言えば

変わっても継続して適切に管理できるようにするべきである。 木材産業改善資金返済指導記録」には、実際に担当した担当者の名前を記載し、担当者が ード」と同じファイルで保管し、相互に参照できるようにするべきである。また、「林業・ 具体的には、「林業・木材産業改善資金返済指導記録」は「林業改善資金貸付金管理カ

### 本多静六博士奨学資金貸付金

N

#### (1) 貸付金の推移

次のとおりである 本多静六博士奨学資金貸仆金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は

(単位:千円)

215 476	4.748	210.728	0	15.508	37.260	H19年
192,489	2,400	190,089	0	25,192	33,600	H18年
185,281	1,200	184,081	0	28,319	26,280	H17年
186,965	1,074	185,891	0	30,595	28,740	H16年
189,209	944	188,265	0	28,513	28,180	H15年
債権の総額	収入未済額	貸付金残高	免除金額	年度返還額	年度貸付額	年度

- 賃 160-

(5)制度の仕組

①新規貸付

(ア) 出願資格

### (2)制度発足の経緯

28 年度に奨学金制度が発足した。 から得られた収入を基金として、昭和7年に「本多静六博士育英基金」が創設され、昭和 昭和5年に菖蒲町出身の本多静六博士から寄附された秩父市の中津川県有林 (2,632ha)

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- 本多静/博士奨学資仓貸与条例
- 本多静六博士授学資金貸与条例施行規則

## (4)貸付金の原資である基金の状況

①基金総額

284,436 千円

#### ②積立金

毎年、次の (ア)、(イ) を基金に積立てる。

(ア) 基金運用収益の4分の1相当 (運用収益は特別会計に収納)

(イ)中津川県有林人工林の立木売払収入の内、100 分の 30 相当及び天然生林の立木 売払収入から売払経費を差し引いた額

#### ③積立·取崩実績

(単位: 千円)

(イ) 貸付額の推移

年度	中津川県:	中津川県有林積立金	基金運用積立余	積立余	荷兰	立 余 計	取崩額	基金残高
	現年度	累計	現年度	無計	現年度	無料		
H15年	16,451	184,246	20	80,516	16,471	264,762	0	264,762
H16年	24,834	209,080	60	80,576	24,894	289,656	0	289,656
H174	3,016	212,096	60	80,636	3,076	292,732	0	292,732
H18年	720	212,816	80	80,716	800	293,532	9,300	284,232
H19年	0	212,816	204	80,920	204	204 293,736	0	284,436

## 除き、予算額に対し 95%を超える高い水準にあり、活用されていることが認められる 平成 19 年度を含む 10 年間の実績は、次のとおりである。 平成 17 年度と 18 年度を

95.1	37,260	39,180	H19年
84.5	33,600	39,780	H18年
89.8	26,280	29,280	H17年
95.8	28,740	30,000	H16年
96.2	28,180	29,280	H15年
98.1	27,080	27,600	H14年
97.3	26,860	27,600	H13年
97.5	26,920	27,600	H12年
98.5	27,180	27,600	H11年
98.2	25,920	26,400	H10年
消化率 (%)	貸付額 (千円)	新規予算枠 (工円)	年度

能である。 例外が明示され、具体的要件が記載されている。)。また、他の奨学金制度との併用も可 以下の出願資格があれば、応募可能である(本多静六博士奨学生募集案内には、一部

一貸 161-

#### 人参言してい

分耐え得ると認められる者で、かつ将來良識のある社会人として活動できる見込みがあ 学習活動その他の生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十

- 2 住所が次のいずれかに該当する者 高等学校またはこれに準ずる教育課程在学者(最終年次在学者)にあっては、出願 時に県内に住民登録されている者
- 住民登録されていた者 高等学校若しくはこれに準ずる教育課程を修了した者は、最終修学期間中に県内に
- 又は既に在学している者 次のアからエのいずれかの学校(以下「学種」という)に入学・編入学を希望する者、
- アー大学院
- 大学
- 短期大学
- **専修学校専門課**程

(学校教育法第 124 条、第 125 条で定める学校の専門課程で 2 年以上の課程のもの)

- 4 成績が基準を満たす者
- 学校長等から推薦を受けた者

បា

世帯の「認定総所得金額」が、「収入基準額表」の基準額以下であること

- (ウ) 貸与金額 (無利子貸与) 入学一時金:30万円以内
- 月額奨学金:月額3万円以内

 $\bigcirc$ 

#### (工) 出願書類 (応募者)

- 奨学生願書
- ・写真1枚(6ヵ月以内に撮影したもの) 奨学生志望理由
- ・成績証明書 (未開封のもの) ・合格通知書の写し (進学先が決定している場合)
- ・推薦書 (未開封のもの)
- ・本人及び世帯員の所得等に関する調書
- ・住民票(6ヵ月以内に発行されたもの 世帯全員、本籍・続柄が記載)
- · 所得証明書 (「(市町村民税) 課税証明書」)
- ・「特別控除」を証明する書類 (該当者のみ)

(連帯保証人)

・住民票 (6ヵ月以内に交付されたもの)

### ・直近の所得証明書

- ・印鑑登録証明書 (6ヵ月以内に交付されたもの)
- ・誓約書 (応募者と連署押印)

## 【指摘11】誓約書における記載の不備事項

記入を求めるべき項目については、もれなく記載を求めるべきである。 誓約書の本人ないしは連帯保証人の記名に際し、日付が未記入のものが散見された。

マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。 なお、この指摘に関しては、適正な事務処理を図るため、貸付金一覧表及び事務処理

### ②貸付金回収

いては、次のとおり案内している。 12年以内の期間において均等半年賦で返還することになっているが、実際の返還につ

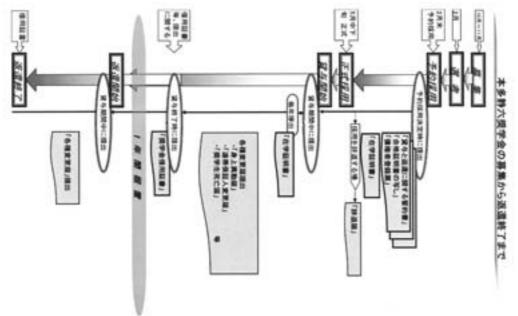
(ア) 入学一時金:在学しなくなった年度の翌々年度から、2年以内に全額返還 年2回、7月末及び12月末

(イ) 月額奨学金: 在学しなくなった年度の翌々年度から、貸与期間の2倍の年数の期 間で全額返還 年2回、7月末及び12月末

-賃163-

(注) 併用している場合は、(イ) による。

#### ③業務のフロー



#### (6)業務の状況

平成 20 年 7 月 10 日の朝刊各紙に、本奨学金に関しての事務手続きで不適正な処理が行われていたとの報道があった。担当課である森づくり課と事務処理について検査を行った出納総務課の報告結果を踏まえて、調査を進めた結果、以下のことが判明した。調査結果は、県により既に公表され、再発防止対策が講じられ実行に移されているところであるが、記載すると以下のようである。

#### ①管理方法の欠陥

(ア) 上司が担当者の職務内容について十分把握しておらず、管理監督を怠っていた

【指摘12】上司による定期的な検証が欠如しており、定期的な検証が必要

不適正処理は16年度から行われており、しかも単純なものが多い。定期的な検証を行っていれば、早期に発見できたと思われる。また、担当者の仕事内容を十分把握しておれば、要点を踏まえての管理監督が行えると考える。

なお、この指摘に関しては、適正な事務処理を図るため、貸付金一覧表及び事務処理マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。

(イ)担当者の調定もれ、納入通知書未発行、督促のもれ等を発見する対策がとられておらず、担当者から上がってきた起案のみの処理となっている。

【指摘13】上司の管理が不十分であり、改善が必要

公務員の職務倫理は職務を確実かつ公平に遂行する重要な要素であるとしても、過失あるいは不適正なる処理の発生を完全に防止するものではなく、また、緊張感を持って職務に臨むためにも、上司としての正当なる管理義務を果たすべく部下の職務の進捗状況を検証する対策が取られるべきと考える。

なお、この指摘に関しては、適正な事務処理を図るため、貸付金・覧表及び事務処理マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。

(ウ)担当者が他の者が債権管理簿を見ることを嫌っていたなど、勤務態度に違和感を持っていたとのことであるが、割当てていた職務を減少させるという当面の対策に終わっている。

【意見29】職務点検が不十分であり、メンタル管理も強化すべき

勤務態度に違和感を持っていたのであれば、職務点検を十分行うべきであって、異動後において後任者が貸付金台帳の不備に気付くまで放置していたのは問題である。上司の部下のメンタル面での管理も不足しており、人事管理の問題である。

なお、この意見に関しては、適正な事務処理を図るため、貸付金一覧表及び事務処理 マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。

一貸 165-

(エ) 債権管理において、貸付金の全貌を把握する一覧表が作成されていない。前任の担当者までは、本多静六博士奨学金奨学生台帳(氏名、奨学生番号、住所、電話番号、貸付金額を記入。)を作成し一覧管理をした上で、債権管理簿、誓約書、借用証書等の書類の種類毎にファイリングしていたようであるが、担当者の提案で書類を貸与者毎にファイリングすることに改められた。

書類を貸与者毎にファイリングすることは、関連する書類を一体として見ることができるメリットがありこれ自体は否定されるものではないが、貸付金一覧表が作成されない状態でファイリング方法を変更したために、貸与者の全体把握が困難となり、事務の混乱につながったのではないかと思われる。また、このことが、上司の全般的なコントロールを難しくした一因と考える。

【指摘14】貸付金一覧表の作成と業務処理マニュアルの整備が必要

貸付金---覧表を作成するとともに、債権管理簿を---括管理すべきである。こうした基本的な業務手順が理解されないで業務が行われることを防ぐためには、業務処理マニュアルの整備が必要である。

なお、この指摘に関しては、適正な事務処理を図るため、貸付金一覧表及び事務処理 マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。

【指摘15】事務管理方法を変更する場合には、課内で十分検討すべき

また、従来の事務管理方法を改める場合は、変更によるメリットとデメリットを十分検討し、担当者のみならず担当課において管理レベルが向上するものであるのか十分検討した後で移行することが必要である。

なお、この指摘に関しては、今回の事件を踏まえ、課内の協議を経て、債権管理簿及び借用証書は簿冊管理を行い、年度内で措置がなされている。

### (オ) 重要書類の保存期間の徹底

債権管理簿は永久保存とされ、支出負担協議書と支出命令書は5年保存とされているが、遵守されていない。書類は作成時には重視されるが、一旦作成されると日常業務で使用されない限りその存在が忘れがちであり、紛失又は廃棄されたとしても、気付かない。

【指摘16】重要書類保存期間の理解の徹底と廃棄での複数人による確認作業が必要

重要書類保存期間の理解を徹底させるとともに、廃棄に際しては複数の人間が介在することによる確認手続きがなされることが必要と考える。

なお、この指摘に関しては、文書の廃棄は決裁を経て行うとの原則に立ち返り、適正 な事務処理を図るため、貸付金一覧表及び事務処理マニュアルが作成され、年度内で措 置がなされている。

### ②貸付金額の奨学生への通知

号外第14号

得られない状況となっている。 学生は返還残金額を自ら認識できたはずであるが、かかる作業を行っていなかったため に、債権管理簿の復元に当たり、奨学生に残債権金額を確認しているが、十分な回答を 求前残高、今回請求額などの情報を通知しているかいずれかの作業を行っていれば、奨 返還計画書を作成し交付するか、又は、返納通知書の送付時に前回残高、返還金額、請 予定表を作成していない。こうした場合には、奨学金返還に係る契約書を締結する際に 返還に先立ち納付通知書を奨学生に送っているが、借用証書の作成時に貸付金の返還

スの向上につながると考える 今後のことを考えると、上記の作業を行うことが必要であり、奨学生に対するサービ

#### ③規定に関して

## (ア) 返還基準、返還猶予、返還免除

行規則を制定しているが、返還基準 (第13条2項52)、返還猶予 (第14条1項53)、 知事が定める」と委任規定を定め、それを受けて、本多静六博士奨学資金貸与条例施 返還免除(第15条34)の規定は具体的な取扱が示されていない。 本多静六博士奨学資金貸与条例の第12条は、「この条例施行について必要な事項は

# 【指摘17】奨学金の返還免除に関し、具体的かつ明確な判断基準の作成を

第九条の規定による奨学金返還完了前に死亡したとき、又は知事が特別の理由がある れることが必要である ないと考える。かかる事務手続を遂行するに当たっては、具体的な判断基準が明示さ と認めたときは、貸与を受けた奨学金及び延滞利息の全部又は一部の返還を免除する 貸与条例の第 11 条(奨学金の返還免除)の「奨学生若しくは奨学生であった者が、 ことができる。」を受けて、事務手続きを公正かつ明確に進めるものでなくてはなら 施行規則は、条例を実施するために制定されたものであり、本多静六博士奨学資金

判断基準が明確となった。年度内で措置がなされている なお、この指摘に関しては、平成20年9月1日付けで事務処理要綱が作成され、

## 学金の全部界しくは…部について均等半年賦以外の方法で返還させることができる。」 「前項の規定による返還が困難な特別な事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は奨

第13条2項

#### 貸 167-

#### ④延滞債権の管理

平成19年度末で1年以上延滞している貸付金は、以下のとおりである。

4,748,000	54	
192,000	4	5年以上
48,000	1	4年以上5年未満
288,000	4	3年以上4年未満
1,392,000	16	2年以上3年末満
2,828,000	29	1年以上2年未満
金額	件数	

### 就農支援資金貸付金

ω

#### (1) 貸付金の推移

だり がある。 就農支援資金貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、 次のと

_
4
1
11.
#
1
Ac.

217,745	0	0	13,853	42,699	H19年
188,899	0	0	11,601	31,374	H18年
169,126	0	0	3,477	31,636	H17 年
140,967	0	0	1,710	0	H16年
142,677	0	0	250	21,400	H15年
121,527					H14年
残高	免除額	未済額	返還額	貸付額	年度
: 十里)	(甲位:				过付金雅移

#### (2) 制度の目的

定し、当該就農者を貸付の対象とするものである。 期待される意欲的な就農者の「就農計画」を都道府県知事が「就農促進方針」に照らし認 就農支援資金は、一定の技術・経営能力を有し、将来、農業経営の担い手となることが

行われており、また就農施設等資金は、融資機関(農業協同組合等)(以下「農協」とい ンダー う。) 雑曲が貸付が行われている 下記の資金の種類のうち、就農研修資金と就農準備資金は、埼玉県青年農業者等育成セ (社団法人埼玉県農林公社に設置、以下「育成センター」という。) 経由で貸付が

なお、本業務は、農林部の農業支援課が担当しており、「農業改良資金特別会計」の中

順を知事に提出しなければならない。 第14条1項 「疾病その他特別の理由により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、様式第八号の返還猶予

知事に提出しなければならない。」 第15条 「奨学金及び延滯利息の全部又は一部の返還の免除を受けようとする者は、様式第九号の返還免除願を

### で、楽務が行われている。

#### 農業支援資金の内容

12(5)年以内	<b>7</b> (2)年以内 (条件不確度 12(5年以内)	7(2)年以内 (条年列數 12/5年以內	資選(据置) 期間
2700 万円	200 万円	·農業大学校等 → 5万円/月 ・先進農家等 → 15万円/月	貸付限度額
	知事特認で 65 才未満まで可)	(40 才以上 55 才未満、知事特	中高年の場合
12(5)年以内	12(4)年以内 (条件环)數 20(9年以内)	12 (4) 年以内 (条件平地域 2009年以为)	償還(据置) 期間
3700 万円	200 万円	·農業大学校等  → 5 以印//3  ·先進農家等  → 15 万円//9  ·指導研修  → 200 万円	貸付限度額
		(15 才以上 40 才未満の者)	青年の場合
就 農 施 設 等 資 金 農業経営を開始する際の機 機の購入、施設の設置等に 必要な資金	就 農 準 備 資 金 資格の取得、就農先の調査、 住民の移転等就農にあたっ ての準備に必要な資金	就 農 研 修 資 金 農業技術を習得するため の研修に必要な資金	資金の種類資金の内容

②貸付条件

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法
- ・青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について
- ・青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について
- ・就農支援資金国の貸付仓貸付等要領
- ·埼玉県就農支援資令貸付金貸付等要領

#### (4)制度の仕組

#### ①貸付対象

県が、農業改良資金特別会計の中で、下記の機関に必要な資金を貸し付け、これらの機関が対象者に対し就農支援資金として貸付を行う。

- ・育成センター経由の貸付金
- 育成センターを通して行う貸付金である。 対象者は15歳以上55歳未満(知事特認で65歳未満まで可)
- ・農協経由の貸付金

・咖啡用の具内室 融資機関の農協を通して行う貸付金である。

対象者は15歳以上55歳未満(知事特認で65歳未満まで可)

れぞれ同一条件となる。

定就農者に貸し付ける就農支援資金の償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日とそ

県が農協に貸し付ける場合の貸付条件については、農協が県の貸付金を原資として認

資金の内容としては、就農施設等資金である。

③紫紫のフロー図 貸付の申請~貸付の決定~貸付実行までの業務フロー図は、以下のとおりである。

### 就農施設等資金フロー図



4月20日-—借入申込書締切(農業者→融資機関 県新規就者総合融資制度推進協議会開催 (資金利用計画等承認)

4月30日-**県貸付金貸付申請書提出** (融資機関→振興センター)

5月31日 県貸付金貸付決定通知 (農業支援課→融資機関 5月10日-

**具貸付金貸付申請書提出** 

(振興センター

→農業支援課)

6月15日 貸付決定通知() 支払請求書提出 (融資機関→農業者) 田(融資機関→振興センター)

6月30日-6月20日— 県貸付金交付(農業支援課→融資機関) 貸付実行(融資機関→農業者) 支払請求書提出(振興センタ 一→農業文援課

火火 図中の(4 月 19 日以前)埼玉県新規就農者総合融資制度推進協議会 という。)の業務フロー図は次図のとおりである (D) T 「推進協

審査する。 それに基づく融資の実行によって認定就農計画の達成が確実と見込まれるかどうかを 計画に即したものであること及びそれが認定就農計画の達成に必要なものであり、かつ、 この推進協議会は、認定就農者が作成する資金利用計画について、それが、認定就農

#### **必須把送班:非常法定數者的心理按照同路追踪關公院開發回** 奈良民職者等企業資金及基連協議会フロー図 他事業実施におたり必要ならののなし、外部が関係を取りなって、自己のないない。 小路 (国名を知らなる)。 ・民権書の写したの書類を助けする。 朱zz中諸者(別志様元士) 発金利用計画(別由株式~ 認定収集者と構造し機体展開センター の教式機関に近付する 書のなしをあらかじの推進協議会 森林御覧センターは保全利用計画 (単に対する意見者 (別的様式 tr)) (を対抗計画・実施的) 数本品数センター→数 **表面分類的由在外面分類分面外面的直接的** 化素医研究工程的 第二篇語一部正教教育者 (本) 海市市 (市市市大学) ター(別途通知する単位は異様がある)

(育成センターを通して行う融資について)

<u>5</u>

①新規貸付 実績はなく、予算も計上されていない。平成 19 年度末現在の融資額機高は 81,552 F円 続き1~3」に従って、融資を実施している。 業務の状況 名が、「社団法人埼玉県農林公社就農支援資金貸付業務方法書」と「就農支援資金の手 **県から育成センターへの貸付金については、過去10年間(平成10年度以降)の融資** 業務フロー図は特に作成していないが、県から融通された資金を育成センターの職員

また、農協を通じての貸付は、 平成 13 年から始められており、予算の範囲内で行わ

資 172-

貸171-

れている。

(単位:千円

1	ı	0	149,832	0	14	ı	1	Dik.
81,552	136,193	0	42,699	0	4	0	60,000	H19年
90,546	98,353	0	31,374	0	2	0	32,526	H18年
97,690	71,436	0	31,636	0	3	0	59,636	H17年
98,850	42,117	0	0	0	0	0	40,451	H16年
98,850	43,827	0	21,400	0	1	0	60,000	H15年
98,850	22,677	0	6,140	0	1	0	60,000	H14年
98,850	16,583	0	16,583	0	ಬ	0	60,000	H13年
98,850	_	0	1	0	ı	0	. 1	H12年
98,850		0	ı	0	1	0		H11年
98,850		0	1	0	1	0		H10年
センター	農協	センター	票。	センター	無確認	チンター	報落	
貸付残高	貸	資付額	) III	資付件数(件)	真何件	新規 <b>件</b> 丁昇額	初规个	_

育成センターから過去 10 年間 (平成 10 年度以降) の認定就農者に対する貸付金の推移は、以下のとおりである。

62,100	91		
2,250	2	H19年	
3,400	3	H18年	
2,350	2	H17年	
2,100	ప	H16年	
2,800	4	H15年	
600	1	H14年	
4,800	7	H13年	
7,700	12	H12年	
18,200	29	H11年	
17,900	28	H10年	
貸付額	<b>仁数</b>	午度	
(単位:千円)			

#### ②貸付金回収

①で述べたように、県から育成センターへの貸付実績は平成 10 年度以降の各年度に

-貸173-

はなく、平成 17 年度以降肯成センターから県へ県貸付金の償還が開始されたことに伴い、残高自体が減少傾向にある。

なお、育成センターの認定就農者からの同収業務は、前述の「社団法人埼玉県農林公社就農支援資金貸付業務方法書」等に則り、適正に処理されている。

### ③貸付先に対する管理

県の貸付先に対する管理については、「埼玉県就農支援資金貸付金貸付等要領」に定められた方法によっている。特に、同要領の「第3 貸付条件等 8県からの指示」の中で以下のとおりの規定を置いている。即ち、育成センターは、県貸付金の交付を受けた年度の9月30日現在の貸付事業の遂行事業を、翌月の15日までに知事に報告しな

また、育成センター及び農協は、貸付業務を行った場合、前者は、貸付を行った年度の22年度の6月20日までに、後者は、認定破農者からの就農支援資金借受事業実施報告書及び就農支援資金手帳の受理後速やかに、就農支援資金貸付業務実績報告書を知事に提出しなければならない。

ければならない。

知事が、債権の保全管理上必要があると認めて、貸付金に関する帳簿書類等の提出を要求したときは、提出しなければならない。

他方、育成センターは、認定就農者への貸付金の回収については埼玉県信用農業協同組合連合会(以下「県信連」という。) に業務委託している。

#### ④延滞債権の管理

#### (ア) 回収と実績

就農支援資金貸付については、農協に対するもの、育成センターに対するものともに、現在までのところ延滞しているものはない。

また、平成 19 年度末で育成センターの認定就農者に対する貸付金で延滞しているものが 3 件 636 丁円であった。うち 2 件 240 丁円については、平成 20 千度に回収済みである。 残り 1 件 396 千円については、条件変更によって対応している。

育成センターの担当者によれば、延滞償権に対しては、延滞発生時に即時に対応するように努めているとのことである。

# 【指摘18】 育成センター及び艦資機関(農協)に関する財務情報を入手すべき

就農支援資金貸付金について、育成センター及び融資機関(農協)に関する財務情報を得ることを制度化すべきである。

即ち、県は貸付金の管理として、転借者である認定就農者の情報とともに、県の直接の債務者が育成センター及び農協である以上、それらの財政状況・業績を把握するために、決算書等の財務情報を当然把握しておくべきである。

現在、何らかの形で、当然かかる情報を人手しているであろうが、これを規則等で定めて おくことが必要ではないかと考える。

-貸174-

### 4 農業改良資金貸付金

#### (1) 貸付金の推移

農業改良資金貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位: 千円)

313,898	23,768	290,130	0	122,872	16,260	H19年
420,510	21,298	399,212	0	141,025	16,935	H18年
544,600	19,971	524,629	0	167,607	13,270	H17年
698,937	21,930	677,007	0	200,645	23,810	H16年
875,772	20,516	855,256	0	296,245	0	H15年
債権の総額	収入未済額	貸付金残高	免除金額	年度返還額	华度貸付額	14.)英

### (2) 制度の目的

農業改良資金貸付制度は、昭和 31 年に制定された農業改良資金助成法に基づき、国の助成の下に都道府県に造成された貸付財源をもって農業者等(当該資金の貸付を行う融資機関に対する貸付を含む。)に無利子の資金を貸し付ける制度である。 11 日本等においたが重素の単位が基本によって企業といっていませた。

県は、農業の担い予が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは新技術を導入する場合等、高リスク農業にチャレンジすることを支援するために、特別会計(農業改良資金特別会計)を設けて資金の貸付を行っている。

なお、本業務は、農林部の農業支援課が担当している

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・農業改良資金助成法
- ·農業改良資金助成法施行令
- 農業改良資金助成法施行規則
- 埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱
- 埼玉県農業改良資金貸付規則
- · 埼玉県農業改良資金事務処理要領

#### (4) 制度の仕組

①貸付対象

(二) 当十二

(ア) 認定農業省

(イ) 認定就農者

-黄175-

- (ウ) 主業農業経営の経営者
- (エ) 経営主以外の農業者で家族経営協定を結んでいる農業者
- (オ) 集落営農組織等
- (カ) エコファーマー

#### ②貸付条件

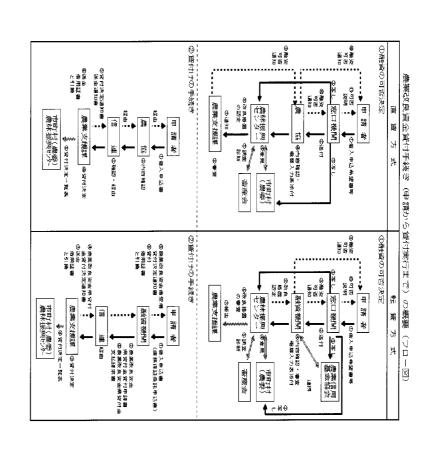
貸付の限度額は、農業者 1,800 万円、法人又は農業者の組織する団体は 5,000 万円である。 なお、認定農業者の融資率は 100%、それ以外の者の融資額については、当該農業改良措置の導入に必要な経費の額の 8 割相当する額と上記の額を比較し、低い方の額

償還期間は、10年以内(特定地域に住んでいる者、エコファーマー及び就農計画の認定を受けた農業法人等については12年以内)

据置期間は3年以内(特定地域に住んでいるもの、就農計画の認定を受けた農業法人等については5年以内)

利率は無利子である。

③業務のフロー



【指摘19】融資の可否決定と貸付の手続き以外についても業務フロー図の作成を 業務フロー図は、融資の可否決定と貸付の手続きにのみ作成されており、債権管理及び回収業務等については作成されていない。融資の可否決定と貸付の手続き以外は、

1埼玉県農業改良資金事務処理要額」の規定に従って行っている。 しかしながら、業務フロー図を作成することによって、業務内容を視覚化でき、事務 処理要領等の文章よりも業務内容を早く把握できる、そして大きな組織の場合、業務の 非効率な箇所を発見し改善することができるメリットがある。

また、個々の担当者にとっても自己の業務の改善につながり、さらに、担当者の交代

賃 177—

あるいは病欠等の不測の事態が発生した場合にも即時の対応ができると考える。 したがって、融資の可否決定と貸付の手続き以外の業務についても業務フロー図を作

#### (5) 業務の状況

成すべきである。

#### ①新規貸付

下記の表のとおり、平成14年度までは、農業者に県が直接に貸付を行っていたが(直貸)、平成14年5月29日の法改正により、そのような方法に加え、県が農協等融資機関を通じ農業者に貸付を行う融資機関転貸が行えるようになった。県では、平成15年度から融資機関転貸に移行しており、直貸で新規貸付は行っていない。

なお、県では当貸付事業の取扱いの細部について、「埼玉県農業改良資金事務処理要領」を定めて、貸付の条件、貸付資格の認定、農業收良資金の内容、貸付事務処理等を定めている。

-	1	75,403 734,850	75,403	78	15	1	I	Dk.
251,283	62,615	0	16,260	0	6	0	56,260	$19^{7\mp}$
369,640	50,870	0	16,935	0	2	0	54,115	18年
506,714	37,886	0	13,270	0	ω	0	64,200	17年
671,617	27,320	0	23,810	0	3	0	60,000	16年
871,560	4,212	0	0	0	0	0	28,000	15年
	5,128	25,000	5,128	2	1	40,000	30,000	14年
1,515,828	ı	62,018		6	ı	180,000	I	134∓
1,814,020	ı	92,129	1	9		187,000		12 +
2,233,543	-	306,923	ı	26	ı	400,000	ı	11年
2,549,471	-	248,780		35	ı	350,000	1	104
農業者	羅	農業者	農協	農業者	最落	農業者	農協	
残高	年度末貸付残高	額	貸付額	数(件)	賃付件数(件	新 <u>規</u> 枠子算額	新規枠	

нниннинн

#### ②貸付金回収

債権の回収については、「埼玉県農業改良資金事務処理要領」の中に、「第7 償還の事務処理」を設け、これに則って回収に努めている。

### ③貸付先に対する管理

「埼玉県農業改良資金事務処理要領」第6 事業実施の事務処理の項では、借受者が事業を実施する期間・報告及び確認の手続き等について定めている。これによると、借受者は、原則として、貸付決定後速やかに事業に着手し、貸付決定通知書受領後3ヵ月以内に完了しなければならない。これは事業効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点からである。

また、借受者は貸付に係る事業実施後 30 日以内に事業実施報告書等を直貸方式の場合は農林振興センター(農協経由)に、転貸方式の場合は融資機関に提出する必要があ

やかにその内容の審査と現地調査を行わなければならない。 (転貸方式)、同様に農林振興センターが受けた場合、農協と共同して(直貸方式)、速 さらに、事業実施報告書等の提出を受けた融資機関は、農林振興センターと共同して

金事業実施報告書を農林振興センター経由で報告する。 そして、現地調査の結果が適正である場合、融資機関は、知事に農業改良資金県貸付

告書(直貸方式を含む。)に取りまとめ、事業年度の翌年度8月末日までに農業支援課 に提出する必要がある。 なお、農林振興センターは、現地調査の結果を農業改良資金事業実施状況確認調査報

必要な措置がとられることになる。 ただし、不適正な状況が認められた場合、農林振興センターが農業支援課に報告し、

了するまで保管する。 新規の貸付があった場合、農林振興センターが農業改良資金台帳を作成し、償還が完

#### ④延滞債権の管理

している。 直貸方式による貸付については、平成19年末において、下記の表のような延滞が発生

(単位 千円)

17,184	11	H.
1110		11
228	1	5年以上
2,300	1	4年以上-5年未満
6,049	2	3年以上-4年未満
2,300	1	2年以上-3年未満
6,307	6	1年以上-2年未満
金 額	年 数	

延滯発生後 15 日以内に報告する。 会が直ちに適切な償還指導を農業者に行うとともに、県に対して延滞状況報告書によって 直貸方式による貸付について、延滞が発生した場合には、埼玉県信用農業協同組合連合

農協経由で督促状を発行する。なお、償還されないときは、現地督促及び調査を行う。 その結果、償還が著しく困難であると県が認めるときは、延滞した償還金に係る償還計 次いで、県は延滞発生後30日を経過してもなお納入されないものについて、県信連・

**画の樹立を指導し、納入を図っていくことになる。** 以上は、「埼玉県農業改良資金事務処理要領」の「第7 償還の事務処理 直貸方式

の場合 (1) 約定償還の手続き 延滞の処理」に定められている

> 6) 回収と実績

返済する意思もあり、回収の可能性はあるものと判断される。 前記の滞留債権の表にある延滞者は、いずれも農業を続け分割で返済を行っている。

過去10年間不納欠損処分の対象となるものはなく、不納欠損処分は行っていない。

#### (7)債権の督促

督促等の手続き督促の手続きについては、前述したとおりである

### (社)埼玉県農林公社貸付金

Œ

農林公社への貸付金は、以下の4種類が存在する。

- (1) 分収林事業に対するもの(長期貸付)
- (2) 農林公社の経営安定のための運転資金貸付 (単年度貸付)
- (3) 就農支援資金貸付(長期貸付・農業收良資金特別会計の一部)
- (4) 農地保有の合理化を促進するための貸付金(単年度貸付

以下、それぞれの貸付金について述べる。

### 5一1 分収林專業貸付金

(1) 貸付金の推移

県が実施している分収林事業貸付金の、平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

		7,104,129	①+②
		1,366,981	H19 年度末末払利息(②)
0.0%	260,743	5,737,148	H19年 (①)
1.1%	281,148	5,476,405	H18年
1.1%	295,854	5,195,257	H17年
1.1%	305,200	4,899,403	H16 年
1.1%	316,200	4,594,203	H15 年
新規貸付利率	新规貸付	残高	年度等
× - 1 - 3 ×			

#### (2)制度の目的

この制度は、公的な森林整備の担い手である農林公社の分収林事業に必要な資金を貸し付けることによって、農林公社の育成助長と円滑な運営を図り、農山村の振興に寄与することを目的とする。ここで、最初に分収林につき説明を加える。

①分収林の仕組み(分収造林及び分収育林)

分収造林は、土地所有者が経営できない森林を農林公社が造林者となり、植栽・保育

一貸 181-

管理を行い、伐採時の収益を分け合うものである。なお、造林・保育に必要な費用は農林公社が立替負担し、土地の公租公課は土地所有者が負担する。

平成 15 年度までの分収方法は、分収林の収益(売上)を「農林公社:所有者」が「60:40」又は「75:25」で分ける方法であった。現在の分収方法は、伐採時に得た収益から農林公社が立替負担した事業資金を差し引いたものを「60:40」で分収(純収益分収方式)するもので、分収林の経営リスクを軽減するために農林公社が全国に先駆けて導入したなお、契約面積は平成 20 年 3 月 31 日現在で 4,024ha である。

#### 分収造林の分収率

H16 年以降	Н9年∼Н15年	S59年~H8年	契約年度
純収益分収 [60:40]	[75:25]	[60:40]	農林公社:所有者

分収育林は、土地所有者が植栽した後のある程度年数が経過したスギ・ヒノキの人工林 (林齢がスギ 30 年年以下・ヒノキ 35 年生以下) について農林公社が育林者となり、林 (林齢がスギ 30 年年以下・ヒノキ 35 年生以下) について農林公社が育林者となり、所有者に代わって間伐等の保育管理を行い、伐採時の収益を分け合うものである。分収率は、契約時の森林の状況が契約ごとに異なるため、契約ごとに決定している。なお、契約面積は平成 20 年 3 月 31 日現在で 338ha である。

-92-

### ②分収林事業の契約期間

契約期間は、対象森林の林齢が50年生に達するまでの期間となっている。

## ③分収林事業の農林公社の公計処理方法

分収林事業にかかる費用は、分収森林勘定として資産計上されている。(半成 20 年 3 月 31 日現任で、帳簿価額 17,060 百万円)。分収森林勘定については、借入金利息をその取得原価に算入する方法を採用している。分収森林勘定に算入された借入金利息の累計額は約 5,496 百万円であり、分収森林勘定の約 3 分の 1 が借入金利息となっている。(「第7(社) 埼玉県農林公社における貸付金の状況」の「3 財政状態」を参照。)

【意見30】維持コストと借入利息の取得原価への算入中止の検討を

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づく総務省告示」によって、県が

分収林の現在価値を DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法によって算定したところ、現在の価値は 8,026 百万円となった。つまり、農林公社の現在の貸借対照表上の金額(17,060 百万円)の 2 分の 1 以下である。

このことは、現状の会計処理として、借入金利息を取得原価へ算入していることが大きく影響している。一般事業会社における棚卸資産会計では、時価が貸借対照表価額より大きく下回る場合には、これまで貸借対照表価額を時価まで強制評価減することになっていたが、今では低価法が採用されている。
一般事業会社のやり方を農林公社にそのまま当てはめることはできないとしても、こ

一般事業会社のやり方を農林公社にそのまま当てはめることはできないとしても、この会計処理によって、農林公社の含み損が将来的に顕在化する可能性を抱えていることを認識するべきである。

一つの対応方法として、分収林事業の成果を将来確実に土地所有者に収益を分配できるか不確実な状況下においては、時価が貸借対照表価額を上回る状況になるまでは、分収林事業費用及び借入金利息の取得原価への算入を見送ることを提案する。

また、県の過年度の借入金の無利子化 (「(5)業務の状況 ②貸付金回収」以下で述べる。) も、そのためには不可欠なことであり、検討していただきたい。

一方で、日本学術会議会長答申(平成 13 年)による方法で、県が算定した県の森林全体(12万 ha)の公益的機能評価額は、年間 457,200 百万円である。

【意見31】森林の公益的機能に着目した新たな収入の確保の検討を

## ■県の森林全体の公益機能評価額 (単位:百万円)

457,200	<u>"</u>
22,700	化石燃料代替
5,700	大気保全機能
18,500	野生鳥獣保護機能
83,200	保健休養機能
122,000	士砂流出・崩壊防止機能
205,100	水源かん養機能
評価額	公益的機能の種類

これを基に、農林公社が管理する社営林(林地面積 3,114ha)の評価額を算定すると、年間およそ 11,700 百万円となる。むろんこれらの森林の持つ公益的機能は、森林が適切に管理されないと発揮することができない。農林公社による社営林の適切な管理が一層期待されるところである。

また、森林の適切な管理の原資として、森林の二酸化炭素吸収機能に着用したカーボン・オフセット制度の導入等により、企業等から斯たな資金を獲得する道も探究すべきレ老さス

-**☆** 183-

### ④現場における状況

ここで、分収林事業の行く末に関して、農林公社における森林管理の実態を、農林公社森林局の職員からの聞き取りにより実施した。分収林事業における収益性の確保(資付金の回収)には良材を生産し、高価格での販売が不可欠であるが、それには、社営林の適切な管理とともに職場環境の改善も図られなければならない。今回、その観点から実態解明を図るために職員から現状の聴取を行い、要約した内容が以下のとおりである。聴取した限りにおいては、耳を傾け改善すべき事項が多いと思われた。

- 『近年、分収林事業の借入金や採算性の問題が新聞等でセンセーショナルに取り上げられている。農林公社では、より一層の経営改善を進めていく中で一般県民に森林・林業を理解してもらうために、「企業・団体の森づくり」等、新たな取り組みを実施している。しかし、職員の負担が増加し、休日出勤の回数も多くなっている。今後更なる経営改善を図るためには、一層のコスト削減に努めるのはもちろんであるが、人員の確保が必要である。また、低コスト造林の推進には今まで以上に現地での精査が必要となり、社営林及び県営林受託面積合計約12,000haを職員12名で管理するのは困難になりつつある。』
- 『農林公社事業の主な請負者である森林組合において、近年、職歴の長い職員が退職している。そのため、森林組合には礼営林の場所や境界を熟知している職員が少なくなっており、農林公社職員が現場案内などを行う事が多くなってきている。』
- 『以前の分収林は、県内の見本林とも言えるような山が多かった。しかし現在は、低コスト施業の弊者として、一部に十分な管理を行うことができないことがあり、林内が暗く下草も生えていないような山や、ツルや竹が侵入している山、枯れ枝がついたままのピノキ林などが見受けられる。将来、立木を販売する時に材価に影響がでる可能性が懸念されるだけでなく、土地所有者には、「 農林公社に貸してあるのだから、農林公社が適切に手入れをしてくれる 」という認識から、「最近、手入れが悪い」という皆情が一部出ている。』
- 『予算削減のおり、「-律何%カット」というような手法では、施業基準に沿った必要な施業が行き届かない場所も年じており支障をきたしている。』
- 『林野火災等の自然災害は、時と場所を選ばず発生し、しかも長時間にわたることが多いため、その対応は体力的、精神的にハードな作業である。また近年、新規採用をしていないことから、職員の平均年齢が年々上昇し体力的に厳しい状況にある。管理技術を継承していくためには、職員の年齢構成の適正化を図り、計画的な職員採用が必要であると痛感している。』『適正な森林の管理を通じて、県内の森林・林業の振興に貢献してきたと自負しているが、
- ・ 『週刊名兼称の日母を通って、米YAの兼命・奈米の数果で見取してされて日兄しているが、他果では杯業公社の廃止、県では公社等の改革・あり方が検討される中で、身分の保障等将来への不安を覚える。』
- 『社営林の現地調在を、一人で実施することがあるが、近年はクマの日撃情報もあり、また、落石、倒木、滑落などの事扱にあうことも否定できない。 安全而からも複数職員による調査の実施が可能となるような人員の確保が必要である。』

# 

農林公社の職員の一部から『農林公社の存廃がとりざたされ、将来への不安を覚える』との声がある中、予算 -律カットという手法では、職員のモチベーションは下がるばかりか、山が荒れ良質な木材を確保する上で問題が生じている。加えて職場では、他の仕事の増加に翻弄されていて、本来のプロの仕事が十分に行えていない焦りや苛立ちの様子も窺える。

以上の現状を踏まえて、土地所有者からの負託に応えていくためには、農林公社の存在意義と分収林事業の必要性及び、今後どのように分収林の管理を行っていくのか、その方向性を整理し、明確にしていくことが必要と考える。

また、農林公社は、「森林・林業のプロ集団として森林の保全を図るとともに良材を供給していく」使命のもと、分収林事業の効率化を図り、長期間の事業に耐え抜く組織力をつけていくべきである。そのためには、森林・林紫に精通し専門性を持った後継職員の確保が必要となるが、そのことは新たな費用負担が生じる。管理コストの増加を避けるために、長期的な計画に基づき「増加人件費<削減施業コスト」を守っていく必要がある。

これらは、実際に奥秩父で森林の状況を見て、手入れ不足と思われる山も散見され、 一刻の猶乎もないと痛切に感じたことである。

## ·社团法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

①貸付対象 農林公社 (4)制度の仕組

#### ②貸付条件

サースに		THEN	L L'Park	年/11月11日
一年任用極語	ı	1 年以太	十二年第一	海田谷小会
から元金年賦償還	15 十次7	00 +×1	Jan July	# Z :
据置期間満了の日	<b>45</b> 年已 <b>3</b>	50 無三歩	無利之	电类设计会
償還の方法	据置期間	償還期限	利率	種類

一貸 185-

無利子になったのは平成19年度からであり、利率の推移は以下のようになっている。

利率の推移

H19年~	H10年~H18年	H9年	H8年	S59年~H7年	年 度
0.0%	1.1%	2.6%	3.0%	3.5%	利率

平成 19 年度から無利子になった理由(県からの回答)は、以下の(ア)から(ウ)の通りである。

### (ア) 厳しい経営状況

木材価格がピーク時の約3分の1に下落し、農林公社は経営改善に努めてきたが、 分収林事業は投資資金の回収に長期の年月を要することから、借入金の利息が大きな

負担となるなど厳しい経営環境におかれている。

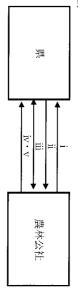
### (イ) 新たな地方財政措置

総務省と林野庁が協力し、都道府県による公社への支援に対して地方財政措置が 下成18年7月に新設された。県が農林公社に対し、公庫等からの借入金への利子補給をした場合や無利子資金を貸し付けた場合に特別交付税が交付される。この支援を受け、平成19年度から新規貸付金の無利子化を実施している。

#### (ウ) 他県の動向

林業公社のある38都府県のうち、31都府県で無利子化が実施されている。

#### ③業務のフロー



i:農林公社貸付金申請書(様式第1号)を知事に提出する。

ii:知事は申請書を審査し適当であると認める場合には、貸付を決定し(様式第2号)、その旨を農林公社に対して通知する。

iv:農林公社に事業計画の重要な変更を行う必要が生じた場合には、知事に対して、農林公社貸

ii:知事と農林公社の間で、農林公社貸付金貸付契約(様式第3号)をする。

一貸 186一

付金変更承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受ける。

v:農林公社は事業を完了したときは、翌年の3月31日までに農林公社貸付金実績報告書式第5号)を知事に提出する。

#### (5)業務の状況

#### ①新規貸付

新規貸付の状況は、以下のとおりである。

単位:千円)

7,104,129	H19 年度末貸付金残尚	Н
1,366,981	未収利息	
5,737,148	260,743	H19年
5,476,405	281,148	H18年
5,195,257	295,854	H17年
4,899,403	305,200	H16年
4,594,203	316,200	H15年
4,278,003	322,100	H14年
3,955,903	351,600	H13年
3,604,303	355,900	H12年
3,248,403	351,200	H11年
2,897,203	393,300	H10年
借人累計	単年度借入增	年 度

#### ②貸付金回収

利息も含めた据置期間が 45 年間のため、回収はゼロである。回収は平成 31 年度から始まる。前述したように平成 19 年度からの貸付金は無利子になっているが、過年度の貸付金は石利子であり、今後利息は約定償還が始まる平成 42 年度まで毎年 114,856 千円発生し、その後減少していく。

## 【意見33】過年度貸付金に対する利息軽減の検討を

平成19年度から分収林事業貸付金の新規分は無利子となったが、平成18年度以前の既往分は有利子(「(4)制度の仕組②貸付条件」を参照)であり、前述したように農林公社には重い負担となっている。新規分を無利子にした趣旨を反映し、既往分の無利子化を図るなどの利息軽減を検討すべきである。

### ③貸付先に対する管理

毎年度事業報告書の提出を受け、事業状況を把握している。

一貸 187—

#### ④延滞債権の管理

(森

据置期間が45年間で回収が始まっていないため、省略する

# 【意見34】伐採時期に合わせた償還が可能となるよう検討を

ここでの事業貸付金は、具体的には森林整備事業に係る貸付金をいい、分収林関係事業 費から日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)借入金及び補助金等を差し引いた不足 額を貸し付けるものとされている。ここで懸念されることは、分収造林事業は山林土地 所有者との間で契約期間 50 年を経て植林して育てた木を伐採販売した後に土地を返還 することになっており、据置期間が 45 年であるので、伐採以前に償還が始まり、資金 が不足する可能性がある。本格的伐採が開始されるまでには20数年間あるわけであり、 直ちに耕置期間の見直しには至らないと考えるが、検討しなければならない課題ではあ る。

## ⑤農林公社の県以外からの借入金の状況

(単位:千円)

年度	期首残高	新規借入等	赵济等	期末残高	純増
H15年	9,343,343	383,829	349,226	9,377,946	34,603
H16年	9,377,946	288,325	269,111	9,397,160	19,214
H17年	9,397,160	501,137	470,675	9,427,622	30,462
H18年	9,427,622	1,062,392	1,047,984	9,442,030	14,408
H19年	9,442,030	3,569,627	3,552,634	9,459,023	16,993

分収林事業の実施に伴い、県以外にも日本政策金融公庫(旧 農林漁業金融公庫)から借入を行っている。日本政策金融公庫からの借入は県が損失補償しているので、農林公社が返済不能となった場合には、最終的に県が負担することになる。そのため、分収森林に関する農林公社の借入金は県単体で議論することはできない。2つの借入を合計すると、16,563 百万円となり、ほぼ農林公社の貸借対照表に計上されている「分収森林」勘定(17,060百万円)と同じ額になる。

昭和 33 年の分収林特別措置法制定を契機に、全国に林業公社が設立され、国家事業として分収林事業が行われてきた。他県においても農林公社と同様の団体が存在し、同様の貸付を行っている。しかし、このままでは借入金の残高が増え続け、さらに木材の価格下落による影響で、県に対して返済が出来ないおそれがあり、また、日本政策金融公庫に対する県の損失補償が生じる可能性がある(以下の「⑥農林公社のシミュレーションに対する検討」にて検証している。)。

なお、他県の状況であるが、滋賀県では「滋賀県造林公社」及び「ぴわ栁造林公社」

が特定調停の申立でにより調停中であり、岩手県と大分県は、「岩手県林業公社」と「大分県林業公社」をそれぞれ、平成19年5月31日と平成19年8月31日に解散し、分収林を県営林として県が管理を行っている。また、神奈川県の「かながお森林づくり公社」(平成22年度前半に解散予定)も、同様の模様である。

## ⑥農林公社のシミュレーションに対する検討

- この貸付金の回収可能性が、検討すべき課題である。
- この点に関して、平成 18 年度の包括外部監査人が監査テーマ 2 において、「森林整備事業に係る財務執行について」と題して、分収林事業の収益性について述べている。以下に平成18 年度の報告書を抜粋する。

・シミュレーションのまとめ       前提条件     丸太価格 (円/㎡)     当初     ①     ②     ③     ④       東借入金 (百万円)     1.10%     1.10%     1.10%     1.10%     0.00%     0.00%       田75年度末 (百万円)     総借入残高(注) (百万円)     22,977     29,727     19,303     19,303     27,115       借入金残高 (古万円)     再借入に関する 支払利息     525     0     1,264     0     0						(百万円)	
シミュレーションのまとめ       丸太価格 (円/㎡)     30,400     41,085     24,583     24,583       県借入金 利息(%)     1.10%     1.10%     1.10%     0.00%       収入額累計 (百万円)     22,977     29,727     19,303     19,303       総借入残高(注) (百万円)     7,081     0     10,943     7,811	0	0	1,264	0	525	支払利息	
シミュレーションのまとめ       対水価格 (円/m)     当初     ①     ②     ③       県借入金 利息(%)     1.10%     1.10%     1.10%     0.00%       収入額累計 (百万円)     22,977     29,727     19,303     19,303       総借入残高(注) (百万円)     7,081     0     10,943     7,811						再借人に関する	
ジミュレーションのまとめ	0	7,811	10,943	0	7,081	(百万円)	H75 年度末 借人金残高
ジミュレーションのまとめ 当初 ① ② ③						終無入稱点 (注)	
ジミュレーションのまとめ 当初 ① ② ③ 丸太価格 (円/㎡) 30,400 41,085 24,583 24,583 県借入金 利息(%) 1.10% 1.10% 0.00%	27,115	19,303	19,303	29,727	22,977	収入額累計 (百万円)	
シミュレーションのまとめ 当初 ① ② ③ 八円/㎡) 30,400 41,085 24,583 24,583	%00.0	0.00%	1.10%	1.10%	1.10%	県借入金 利息(%)	} }
© ©	36,950	24,583	24,583	41,085	30,400	丸太価格 (円/㎡)	哲
ジュレーションのまとめ	4	©	©	Θ	当初		
			<b>S</b>	ョンのまと	サレージョ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	

(注) 未払利子を含む

本報告書では、県が半成 18 年度以降の貸付金利息をゼロとして、貸付金を同収できる丸太価格 (スギとヒノキの加重平均) は 36.950 円/㎡ (現在 24.853 円/㎡) であり、木材価格の急騰も望めないことから、作業効率の改善が必要不可欠としている。そして、現在の丸太価格と施業コストのままでは、1 ㎡当たりの機出費用 4,000 円を達成しないとDCF (ディスカウント・キャッシュ・フロー) はプラスにならないこととしている。

これに対して、農林公社は独自に長期シミュレーションを行っている。このシミュレーショ

☆ 189—

ンによれば、農林公社は平成 75 年度の主伐終了時に 4億1千万円の黒字となり、借入金の返済が終了するとしている。その試算内容を以下で検討する。

このシミュレーションは、以下の (ア) ~ (ウ) を前提としているため、この前提についてまず検討する。

## (ア) 木材価格を過去8年間の平均としている。

木材価格は下げ止まってきたものの、8 年前の価格は現在の価格の 1.5 倍以上である。これら過去8年間の価格を平均することによって算定された平均価格は、現在の価格の約 1.2 倍になっている。今後は全国的に分収林の伐採時期が重なることからも、木材価格は下落するおそれがある。

## (イ) 搬出経費の削減を前提としている

1 ㎡当たりの機出経費を 5,000 円としてシミュレーションしている。これは、作業道の整備等が完了した場合には達成される水準と考えられる。今後、35 年生以上に行う収入間仅の実施に伴い、作業道の整備を順次進める予定とのことである。この整備が順調に進むかが焦点である。なお、作業道の整備費用は、1m 当たり 1,000 円から 3,000 円である。

## (ウ) 分収造林契約の変更を前提としている

過去の契約実績は、以下のとおりである

565 ha	_	44 ha	11件	純収益分収 60:40	H16年以降
2,494 ha	-/	444 ha	149件	75:25	II9年~H15年
228 ha	/_	2,278 ha	1,228/4	60:40	S59年~H8年
面積	件数	面積	件数	(公社:所有者)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
ョンでの数値	シミュレーションでの数値		既契約	分収割合	<b>契</b> 约任 庄

既契約の「農林公社:所有者」の分収割合を、「60:40」から「75:25」に 2,050ha 行うことが前提となっている。

なお、過去の分収造林契約変更実績は、以下のとおりである。

334	91	<u> </u>
50	41	H19年
38	24	H18年
65	17	H17年
159	7	H16年
0	0	H15年
22	2	H14年
卣積 (ha)	件数	年度

平成 20 年度以降は年間 80ha 契約変更を実施する計画であり、この契約変更が順調に進むのかが焦点である。

# 【意見35】分収造林契約の変更を進めるとともに、より…層のコスト削減を

前述した3つの前提が成立した場合に、貸付金の回収が可能となるシミュレーションであるが、前提が成立しなければ、木材価格が上昇しない限りは回収不可能になってしまう。平成75年度の主伐終了時まで半世紀の時間があり、貸付金の回収に対し軽々な判断はできないが、前述した検討が示すように、達成するためのハードルは相当高い。木材価格の上昇を過度に期待するのではなく、分収造林契約の変更を計画的に推進するとともに、施業コストや搬出終費を削減するなど、より一層コスト削減を図ることが必要である。

# 【意見36】ヒノキの新たな用途開発により収益の確保を

日本全国で分収林事業は行われており、一斉に伐採が行われた場合、木材価格の下落も懸念される。農林公社の分収林はヒノキの割合が 93%と、全国的にも高いという特色がある。そこで、県と農林公社が連携してヒノキの特性を活かし、建築用材としての付加価値を一層高めるほか、新たな用途開発を試験研究機関等の協力を得て進めてみてはどうであろうか。そのためには新たな財源が必要になるが、県の広報誌やホームページ等で新たな寄付を募ることや、「彩の国みどりの基金」等からある程度の研究開発予算を確保することも視野に入れてみてはいかがであろうか。

### 5一2 運用貸付金

#### (1) 貸付金の推移

平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである

(単位:千円)

H19年	II18 年	H17年	1116年	1115年	年度
0	0	0	0	0	残高
70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	新規貸付

#### (2) 制度の目的

農林公社の育成助長と円滑な運営を図り、農山村の振興に寄与するために貸付を行う。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

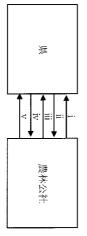
·社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱(昭和 59 年 5 月 1 日決裁、平成 19 年 6 月日最終改正)

#### (4)制度の仕組

#### ①貸付条件

貸付金の利子は無利子とし、償還期限は毎年3月31日までであり、貸付額は毎年度の予算の範囲内において知事が定めるものとする。

#### ②業務のフロー



ⅰ:農林公社は「農林公社貸付金申請書(様式第1号−2)」を知事に提出。

- ii: 県が上記申請書を受理後審査し、貸付を決定し「農林公社貸付金貸付決定通知書(様式第2号-1)」を通知。
- 説:農林公社は「農林公社貸付金交付請求書(様式第2号-5)」及び「農林公社貸付金貸付契約書(様式第3号)」を県に提出。
- iv:貸付が実行される。
- v : 農林公社は、事業を完了した場合には、翌年度3月31日までに「農林公社貸付金実績報告

一賃 191-

書(様式第5号)」を県に提出する。

#### (5) 業務の状況

実に返済されている。 単年度貸付となっており、8月から10月に貸し付けて、翌年の3月31日までに毎年確

### 5-3 就農支援資金貸付金

の項にて併せて記載する。 農林公社だけではなく、農協に対しても行っている為、前述の3の「就農支援資金貸付金」

### 5 - 4 農地保有の合理化を促進するための貸付金

(1) 貸付金の推移 でに回収されている。 平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである なお、平成9年からは毎年4月に40,000千円の新規貸付を行い、同額が翌年3月31日ま (単位:千円)

40,000	0	H19 年
40,000	0	H18年
40,000	0	H17年
40,000	0	H16年
40,000	0	H15年
貸付額	残高	年 度

(2)制度の目的

農林公社の円滑な運営を図り、農業の発展と農地保有の合理化を促進することを目的と

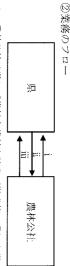
## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

・ 平成 19 年度社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱 昭和47年から実施されており、毎年要綱が決裁されている。

#### (4)制度の仕組

#### ①貸付条件

**西内で知事が定める。** 貸付金の利子は無利子とし、償還期限は毎年3月31日までであり、40,000千円の範



i : 農林公社は県に「貸付金貸付申請書(様式第1号)を提出。

ⅱ:農林公社は翌年度の4月30日までに、「貸付金実績報告書(様式3号)」を知事に提出する。 前:知事は貸付の決定後、「貸付決定通知書(様式第2号)」を農林公社に通知し、貸付を実行する。

#### (5) 業務の状況

いる。結果として、無期限・無利子で貸付していることと回様である。 毎年3月31日までには、確実に回収されている。ただし、4月中旬頃に再度貸付して

## 第7(社)埼玉県農林公社における貸付金の状況

### 農林公社の設立目的

を目的に設立された。 び森林の公益的機能の増進を図り、もって農山村の振興と住民の福祉の向上に寄りすること るとともに、造林・保育等の森林整備を促進し、森林の維持培養、林業経営の健全な発展及 県の農業の発展と農地保有の合理化、青年農業者の育成及び新規就農者の確保等を促進す

#### 農林公社の沿革

N

平成 15 年 4 月 1 日 社団法人埼玉県森林公社と社団法人埼玉県農業振興公社が統合	平成15年4月1日
昭和 58 年 11 月 1 日 社団法人埼玉県森林公社発足	昭和58年11月1日
昭和 46 年 5 月 20 日 社団法人埼玉県農業振興公社に改組	昭和 46 年 5 月 20 日
昭和39年8月24日 社団法人埼玉県農業機械化公社設立	昭和 39 年 8 月 24 日

現在、県からの出資金は876,300千円(出資率65.3%)である。

農林公社の平成20年3月31日現在の財政状態は、以下のとおりである。

(単位千円)

18,990,133	負債及び正味財産合計	18,990,133	資産合計
1,461,807	正味財産	(11,000,014)	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
17,528,326	<b></b> 負債合計	(17,080,019)	回行 <b>以</b> 所
(9,456,946)	(うち日本政策金融公庫からの借入金)	19 571 065	田 資料
(7,185,681)	(うち埼玉県からの借入金・未払利息)		
17,208,482	固定負債	419,068	流動資産
319,844	流動負債		

#### 貸付金の状況

農林公社が行っている独自の貸付金には、以下の2つがある。

① 就農支援資金貸付金

「第6農林部 3就農支援資金貸付金」にて述べている

②受託料前払資金貸付金

(ア) 貸付金の推移

一賃 195-

#### (年位: 千円)

4,000	5,400	0	H19年
9,400	7,800	0	H18年
17,200	14,500	0	H17年
31,700	23,900	0	H16年
55,600	21,900	20,000	H15年
残高	山収	新規貸付	牛度

#### (イ)制度の目的

と実施面積の拡大を図ることを目的とする。 で貸し付ける農作業受委託促進特別事業を実施することにより、農作業受委託の安定 農作業を受託した生産組織等及び農業協同組合等に対して、受託料相当額を無利子

## (ウ) 監査に当たり参照した根拠法令等

- 農作業受委託促進特別事業実施要綱(平成元年9月1日 農林水産事務次官) (以下「実施要綱」という)
- ・農作業受委託促進特別事業実施要領(平成元年 9 月 1 日 農林水産省構造改善局
- 社団法人埼玉県農林公社受託料前払資金貸付規程(以下「規程」という)

#### (エ)制度の仕組み

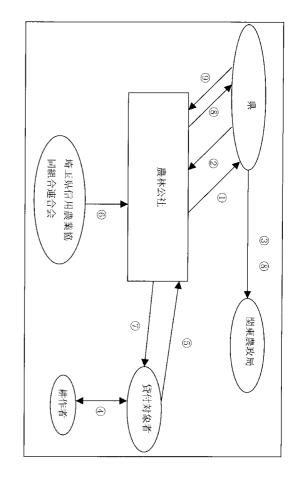
#### i 貸付対象

めの事業を行うことを目的として、民法第34条の規定により設立された法人に対し 者又は農業協同組合若しくは農地保有合理化事業その他農業構造の改善に資するた て貸付を行う。 農作業を受託した生産組織若しくは経営規模の拡大を志向する地域の中核的農業

#### ii 貸付条件

還方法は均等年賦償還となっており、農林公社があらかじめ定めた日までに償還す 当額を県が助成している (平成19年度175千円)。 農作業受委託契約で定められた受託料の額を上限とし、無利子である。なお、償 。農林公社は有利子で借入し無利子で貸付しているので、農林公社の支払利息相

#### 当業務のフロー



②実施計쁴承認 ①実施計画承認申請 î 尴 极规规定 実施要綱第4 実施要綱第 4

実施要綱第8 共施要綱第5の4

実施要綱第9

⑨助成 (利子)

⑧事業実績報告

⑦受託料前払資金貸付

6番人

⑤受託料前払資金借入申込 ④農作業受委託契約 ③実施計쁴承認報告

実施要綱第5の3

実施要綱第5の1

実施要綱第 4

(オ) 業務の状況 i新規貸付

していない。 平成 15 年度に 10,000 千円ずつ 2 件の新規貸付があった。その後、新規貸付は発生

#### ii 貸付金回収

上記 2 件の貸付金に対して、毎年 2,000 千円ずつ合計 4,000 千円回収している。

一貸 197-

### iii 貸付先に対する管理

告義務負わせて貸付先を管理している (規程8条) 債権管理簿によって管理している。また、借受者が以下に該当する場合は報

- ・受託料前払資金に係る農作業受委託契約で定められた受託農作業を実施したとき
- 受託料の支払を受けたとき
- 次の⑦から⑪に掲げる重要な変更を行ったとき
- 各年の受託農作業面積の総計の2割を超える減少
- 各年の受託料の総額の2割を超える減少
- 第5条第3号の要件を満たす農作業ごとの作業面積の3割を超える減少

以上の管理の結果、延滯債権は生じていない。

# 【意見37】県の農業の維持発展のために今後も融資の継続を

ためにも、今後も継続させるべき貸付金であろう。 貸し付けるこの貸付金は、農作業受託者にとって生命線である。県の農業を維持発展させる 託料を手にする。しかし、農作業を行うためには事前に資金が必要であり、その資金を先に 農作業の受託者は、農作物を収穫して委託者が販売し委託者に入金があって、はじめて受

#### 解 8 県土整備部

### 埼玉県道路公社貸付金

#### (1) 貸付金の推移

りである。 埼玉県道路公社貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、次のとお

(単位:千円)

400,000	1	H19年
400,000		H18年
400,000		H17年
401,800		H16年
9,946,600		H15年
貸付残高	貸付実績	年度

#### (2)制度の目的

の増進と産業経済の発展に寄与する目的をもって埼玉県道路公社(以下「道路公社」とい 的幹線道路の整備充実と交通の円滑化を図り、生活環境の向上をはじめ、地域住民の福祉 う。)に対して貸付を行うものである。 県の道路整備計画の一翼を担い、有料道路の新設改築等とその管理を行い、県内の地方

·地方道路公社法(昭和45年法律第82号)

(3)監査に当たり参照した根拠法令等

#### (4)制度の仕組

①貸付対象

道路公社

②貸付条件

埼玉県道路公社貸付金 富士見川越有料道路建設事業 富上見川越有料道路建設事業 28 年後 28 年後 償還期限 無利子 無利子 世奉 金額 320,000 400,000 80,000 S56年3月19日 856年7月1日 (単位:千円) 田謡田

が満了し、平成21年8月1日から無料開放される予定である。

部(首都高速道路)を設ける構想があった。なお、有料道路の償還対象区間は、木野目(北) より前の段階では、片側3車線の平面構造の一般部に加え、片側2車線の高架構造の専用 事が着工され、昭和 56 年 8 月 1 日から供用が開始された有料道路である。都市計画決定

富士見川越有料道路は、一般国道 254 号の混雑緩和のために昭和 52 年 10 月 7 日にエ

交差点より一般国道 463 号との交差点までであり、平成 21 年 7月 31 日に料金徴収期間

路線名:一般国道 254号

起点:埼玉県富士見市下南畑

• 終点:埼玉県川越市大字木野目

延長:8.0km

車線数:4車線

車線幅員:3.25m

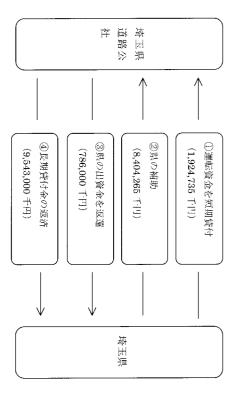
設計速度:60km/h

ち出資金:約17億円、貸付金:4億円)) • 事業費:約 108 億円 (国:約27億円、金融機関:約60億円、埼玉県:約21億円(う

#### (5)業務の状況

#### ①新規貸付

として短期貸付されたものを長期貸付に振り替えたものである。無料開放時の処理フロ 貸付は、平成 16 年 11 月に熊谷東松山有料道路を無料開放した際、道路公社の連転資金 一は、以下のとおりである 平成 20 年 4 月 1 日に新規の長期貸付 1,924,735 千円を行っている。この新規の長期



-貧200-

迷迷	) 是 形 积		<b>社育</b> 貝
県出資金返還	786,000	県補助金	8,404,265
<b>吳貸付金返還</b>	9,543,000	県短期貸付 <b>金</b>	1,924,735
	10,329,000 合計		10,329,000

出資金及び貸付金の一部が回収できず、また、県の貸借対照表において新規の貸付金が計 上されることになった。 上記のような処理の結果、県に新たな負担は生じていないが、過年度における県からの

# 【意見38】有料道路無料開放時の貸付金の処理について

引き続き管理する有料道路の採算性を踏まえ、無料開放時に全て補助金として処理するこ とを十分検討すべきであったと考える. 付金貸として付けられたが、当時の道路公社全体収支において返還する原資がないことや 料道路の収支計算に基づいて算定された損失補填引当金相当分等 1,924,735 千円が短期貸 このときの問題点として、熊谷東松山有料道路及び過年度に無料開放された新浦和橋有

理を行うことが望まれる されている他の有料道路においては、道路公社の将来の経営状況などを踏まえた適切な処 されることから、県の新たな貸付金(1,924,735 千円)のうち、この収支差を差し引いた 1,280,689 千円を対象に補助金とする方法もあったと考えられる。 (644,046 千円) については、現行の有料道路に係る運転資金として使用されていると解 また、熊谷東松山有料道路の料金徴収期間中に貸付を行ったことにより生じた収支差 今後、無料開放が予定

# (参考) 熊谷東松山有料道路における貸付金内訳 (単路線決算ベース)

( 1,280,735 )	(参考:損失補填引当金計 [a]+[b])
1,924,735	合計事業費計 [a]+[b]+[c]
644,046	熊谷東松山収支差 [c]
132,606	新浦和橋損失補填引当金 [b]
1,148,083	熊谷東松山損失補填引当金 [a]
(単位:下円)	

#### ②貸付金回収

開放されることとなっており、同年度において貸付金の回収が行われる予定である。昭 最終年度まで回収は行われない。富士見川越有料道路は、平成 21 年 8 月 1 日から無料 道路公社に対する貸付金は、すべて有料道路建設に係るものであり、有料道路事業の

(単位:千円)

和 56 年度から平成 19 年度までの富士見川越有料道路の収支は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	実績	計画	<b>備</b>
収入 (a)	23,007,885	31,933,978	23,007,885 31,933,978 有料道路通行料金ほか
支出 (b)	15,043,455	21,779,137	15,043,455 21,779,137 借入金利息+経費 (維持費) 等
収支差額 (c)=(a)-(b)	7,964,430	7,964,430 10,154,841	
損失補填引当金 (d)	2,212,767	3,193,385	3,193,385 支出のうち、非現金支出費用
正味キャッシュ・フロー	10 177 107	19 9 40 990	# 1
(e)=(c)+(d)	10,177,197	10,040,220	10,177,197 13,940,220 旧人建及角於實

# 【意見39】道路公社の経営実態に即しての貸付金回収措置を講ずること

ら補助金等を導入する等、将來的に県の負担を軽減するような措置を講ずることが望まし きれば単路線の収支上は返済可能であるが、損失補填引当金が実際には公社の運転資金と を約32億円下回るが、実際に返済の対象となる金額は、総事業費の108億円である。無 料開放までの期間で平成 19 年度と同等の正味キャッシュ・フロー(約 5 億円)が維持で して使用されており、キャッシュとして公社に留保されていないということを考えれば 「①新規貸付」で述べたとおり、無料化にあたっては、新たな負担が生じない範囲で県か 借人金の返済の原資となる正味キャッシュ・フローで比較してみると、実績値が計画値

### ③貸付先に対する管理

ないことを確認している 貸付先に対しては、毎年度の事業報告書・事業計画書を入手し財務の健全性に問題が

#### ④延滞債権

延滞債権は、存在していない。

-貸201-

## 2 連続立体交差緊急整備事業貸付金

#### (1)貸付金の推移油続力休売差

連続立体交差緊急整備事業貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残 高は、次のとおりである。

(単位:千円)

0 2,292,200	1111 . I.
0 1 001 900	H17 (F)
0 1,991,200	H16年
0 1,991,200	H15年
貸付実績 貸仆残高	年 度

#### (2)制度の目的

本制度は、街路事業を促進するため、知事の認可を受けて街路事業を施行する民間事業者などに対して、予算の範囲内において費用の一部を無利子で貸し付けするものである。東京都に隣接する草加市及び越谷市はその地理的利便性に加え、東武鉄道伊勢崎線と都心に直結する東京メトロ日比谷線、半蔵門線との相互乗り入れによって、人口が増加し典型的な首都近郊都市として急速に発展してきた。しかし、急激な都市化により両市を南北に走る鉄道は、路切での交通渋滞や事故、市民生活の分断、鉄道輸送力の限界等の諸問題を抱えるに至った。そこで、県はこれらの問題を抜本的に解決するために都市計画街路事業として既設線の連続立体交差事業を行うことにした。

越谷地区の連続立体交差事業は昭和62年11月24日の都市計画決定を受けて、昭和62年12月21日に基本協定が県と東武鉄道の間で締結され、平成元年11月から工事が着手年12月21日に基本協定が県と東武鉄道の間で締結され、平成元年11月から工事が着手された。このうち貸付金の貸付は平成2年度を第1回として平成8年度まで毎年行われ、貸付金総額は1,991,200千円となった。事業開始当初の貸付先は、埼玉県都市整備公社であったが、その後、埼玉県行政組織・定数等改革検討委員会報告(平成9年10月27日)等を踏まえ、平成12年4月に埼玉県住宅供給公社(以下「住宅供給公社」という。)と総合をしたことにより、貸付金は現在、住宅供給公社に引き継がれている。

## (2) 監査に当たり参照した根拠法令等

・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条第 4 項の規定により知事の認可を受けて街路事業を施行する者(民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和 62 年法律第 62 号)附則第 14 条第 1 項第 1 号に規定する者に限る。)

#### (3)制度の仕組

D貸付対象

貸付の対象となる事業は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による道路の新設又は

一貸 203-

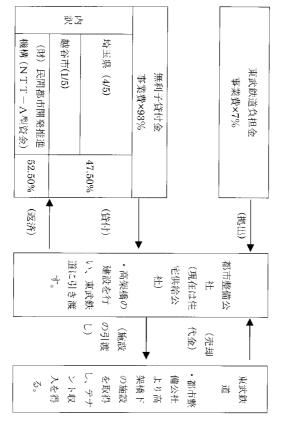
改築であって、同法第 56 条その他の法令の規定等により、国がその費用の一部を補助することとされている事業に相当する事業とする。

#### ②貸付条件

無利子による貸付(同は、公共施設を整備する地方公共団体以外の事業者に対して、NTT株式の売払い収入の一部を利用して無利子で貸付するNTT無利子貸付金制度を創設した。県においても、街路整備促進の観点から、街路整備事業を実施する地方公共団体以外の事業者に対して、事業費の一部を貸付する連続立体交差緊急整備事業貸付金制度を創設し、県は国のNTT無利子貸付金制度の趣旨を踏まえ、同貸付金制度に準じて無利子としたものである。)

償還期間は、30年(23年据置期間を含む)とする。 償還方法は、均等半年賦償還とする。 償還期日は、毎年度 9 月 10 日及び 3 月 10 日とする

### ③業務のフロー (今回貸付の事例)



- (ア)事業費のうち、93%は無利子貸付金で、7%は東武鉄道(株)の負担金によってまかなわれる。
- (イ) 高架橋の完成後、高架橋下の施設は東武鉄道 (株) に売却される
- (ウ) 東武鉄道 (株) は、高架橋下の施設をテナントとして賃貸し、賃貸収入を得る
- (エ) 借入金の回収は、高架橋完成後23年の据置期間を経て行われる。

-貸204-

#### (5)業務の状況

#### ①新規貸付

ため、新規の貸付金は発生していない。 連続立体交差緊急整備事業は既に平成9年3月31日に完成し、事業が終了している

#### ②貸付金回収

回収はまだ行われていない。以下の表が貸付金の償還予定である。 収日として、以降平成39年3月10日まで行われる予定である。したがって、貸付金の 貸付金の回収は、高架橋完成後 23 年の据置期間を経て平成 26 年 9 月 10 日を初回回

(連続立体交差緊急整備事業貸付金償還計画表)

(単位:千円)

操作年度         H2年         H3年         H4年         H5年         H6年度         H7年         H8年         公計           4度度         信懲日         27,154         27,154         27,154         27,154         27,154         27,154         27,154         27,154         27,142	284,460	34,296	7,600	74,284	24,970	54,284	34,742	54,284	파	-
貸付年度         H2年         H3年         H4年         H5年         H6年度         H7年         H8年           個選印         27,154         34,296         37,142         34,296         34,296         34,296         34,296         34,242         34,748         34,742         34,242         34,242         34,242         34,242         34,249	142,224	17,142	3,800	37,142	12,485	27,142	17,371	27,142	H33.3.10	£ 42
貸付年度         H2年         H3年         H4年         H5年         H6年度         H7年         H8年           假還日         27,154         4<	142,236	17,154	3,800	37,142	12,485	27,142	17,371	27,142	H32.9.10	H29
貸付年度         H2年         H3年         H4年         H5年         H6年度         H7年         H8年           假還日         27,154         4<	250,164		7,600	74,284	24,970	54,284	34,742	54,284	<u>⊒</u> µ.	_
貸付年度         H2年         H3年         H4年         H5年         H6年度         H7年         H8年           6         H26.9.10         27.154         37.142	125,082		3,800	37,142	12,485	27,142	17,371	27,142	H32.3.10	Ĥ É
貸付年度   H2年   H3年   H4年   H5年   H6年度   H7年   H8年   日曜日   日曜日	125,082	1	3,800	37,142	12,485	27,142	17,371	27,142	H31.9.10	H21
貸付年度         H2年         H3年         H4年         H5年         H6年度         H7年         H8年           假還日         27,154         4<	242,576			74,296	24,970	54,284	34,742	54,284	=in	_
<b>貸付年度</b> H2年 H3年 H4年 H5年 H6年度 H7年 H8年 <b>保</b> 選印 H26.9.10 27.154 3 54.296 H27.3.10 27.142 17.377 3 54.296 H27.9.10 27.142 17.371 3 54.284 34.748 34.748 34.748 34.748 34.748 34.742 17.371 27.154 34.284 34.742 17.371 27.142 17.371 27.142 17.371 27.142 17.371 27.142 34.284 34.742 54.296 34.33.10 27.142 17.371 27.142 12.495 34.284 34.742 54.285 37.154 34.742 54.286 37.154 34.742 17.371 27.142 12.485 37.154	121,282			37,142	12,485	27,142	17,371	27,142	H31.3.10	# 5
<b>貸付年度</b> H2年 H3年 H4年 H5年 H6年度 H7年 H8年 <b>保</b> 選日 27,154 H26,9.10 27,142	121,294	1	1	37,154	12,485	27,142	17,371	27,142	H30.9.10	H20
貸付年度         H2年         H3年         H4年         H5年         H6年度         H7年         H8年           假還日         27,154         3         4<	168,290				24,980	54,284	34,742	54,284	Egi	_
貸付年度     H2年     H3年     H4年     H5年     H6年度     H7年     H8年       假選日     27,154     34,296     34,296     34,296     34,742     34,748     34,748     34,748     34,748     34,748     34,748     34,748     34,748     34,748     34,742     34,742     37,142     34,742 <t< td=""><td>84,140</td><td></td><td></td><td></td><td>12,485</td><td>27,142</td><td>17,371</td><td>27,142</td><td>H30.3.10</td><td>fi fi</td></t<>	84,140				12,485	27,142	17,371	27,142	H30.3.10	fi fi
貸付年度         H2年         H3年         H4年         H5年         H6年度         H7年         H8年           假壓口         27,154         34,296         34,296         34,296         34,296         34,296         34,296         34,296         34,284         34,748         34,748         34,748         34,748         34,748         34,748         34,748         34,742         37,142         37,142         37,142         34,748         34,748         34,742         37,142         37,142         34,748         34,742         37,142         34,742         37,142	84,150		1	1	12,495	27,142	17,371	27,142	H29.9.10	Нэа
貸付年度     H2年     H3年     H4年     H5年     H6年度     H7年     H8年       假還日     27,154     27,142 <t< td=""><td>143,322</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>54,296</td><td>34,742</td><td>54,284</td><td>110</td><td>-</td></t<>	143,322					54,296	34,742	54,284	110	-
<b>貸付年度</b> H2年 H3年 H4年 H5年 H6年度 H7年 H8年 <b>賃</b> 選日 H26.9.1.0 27.1.54 6 H27.3.1.0 27.1.42 計 54.296 H27.9.1.0 27.1.42 17.377 H27.9.1.0 27.1.42 17.377 H28.3.1.0 27.1.42 17.371 3計 54.284 34.748 34.748 B H28.9.1.0 27.1.42 17.371 27.1.54	71,655					27,142	17,371	27,142	H29.3.10	#
貸付年度     H2年     H3年     H4年     H5年     H6年度     H7年     H8年       假選日     27,154     27,154     27,142 <t< td=""><td>71,667</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>27,154</td><td>17,371</td><td>27,142</td><td>H28.9.10</td><td>H28</td></t<>	71,667				1	27,154	17,371	27,142	H28.9.10	H28
貸付年度     H2年     H3年     H4年     H5年     H6年度     H7年     H8年       假選日     27,154     4	89,032						34,748	54,284	±£.	-
貸付年度     H2年     H3年     H4年     H5年     H6年度     H7年     H8年       債還日     #26.9.10     27.154     #27.3.10     27.142     #3.4.296	44,513						17,371	27,142	H28.3.10	<b>A</b>
貸付年度     H2年     H3年     H4年     H5年     H6年度     H7年     H8年       貸還日     27,154     4	44,519						17,377	27,142	H27.9.10	H97
貸付年度     H2年     H3年     H4年     H5年     H6年度     H7年     H8年       何题日     27,154     4	54,296							54,296	Tidy.	_
貸付年度 H2年 H3年 H4年 H5年 H6年度 H7年 H8年 賃還日 27,154 H3年 H4年 H5年 H6年度 H7年 H8年	27,142							27,142	H27.3.10	11 ff
貸付年度 H2年 H3年 H4年 H5年 H6年度 H7年 H8年 賃還日	27,154							27,154	H26.9.10	Пос
H2年 H3年 H4年 H5年 H6年度 H7年 H8年	<u> </u>								償還口	年度
	<b>&gt;</b> ⊭	H8年	H7年	H6 年度	H5 年	H4年	H3 年	H2年	貸付年度	

520,000 53,200	$\vdash$	174,800	380,000	243,200	380,000	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
						Ea,i	-
						H39.3.10	) (4)
						H38.9.10	Нэе
7,600						E.L.	_
3,800						H38.3.10	Ĥ Š
3,800						H37.9.10	H27
74,284 7,600						19g.;	-
37,142 3,800						H37.3.10	Ĥ G
37,142 3,800						H36.9.10	<b>4</b> 36
24,970 74,284 7,600	97	24,				<u> </u>	+
12,485 37,142 3,800	420	12,				H36.3.10	Ĥ 5
12,485 37,142 3,800	48	12,				H35.9.10	II 25.
970 74,284 7,600	97	24,970	54,284			<u></u>	-
12,485 37,142 3,800	46	12,	27,142			H35.3.10	Ĥ C
12,485 37,142 3,800	44	12,	27,142			H34.9.10	H <sub>2</sub> /
24,970 74,284 7,600	97	24,	54,284	34,742		art.	-
12,485 37,142 3,800	48	12,	27,142	17,371		H34.3.10	AT 150
12,485 37,142 3,800	26	12,	27,142	17,371		H33.9.10	T 33

【意見40】貸付金の回収原資である企業の業績把握が必要

の売却代金の未収入金を3,464,776千円保有(事業全体の借入金総額と同額)しており、 かどうかについては、東武鉄道(株)から確実に返済が行われることが前提になってお り、東武鉄道(株)は上場会社ではあるが、会社の経営状況を把握しておく必要がある。 貸付金の返済はこの未収入金の回収により行われる。したがって、貸付金が回収される 次に、平成 20 年 3 月 31 日現在、住宅供給公社は東武鉄道(株)に対して鉄道施設

ことにより行われている。

貸付先である住宅供給公社の管理については、毎年度の公社の事業報告書を入手する

③貸付先に対する管理

回収期日が到来していないため、延滞債権はない。

#### ④延滞債権

一賞 206—

4

### ω (財) 埼玉県河川公社運営資金貸付金

#### 空

(財) 埼玉県河川公社の運営を支援するための資金を貸し付ける。

#### (<u>2</u>) 貸付金の内容

①貸付金額:15,000,000円

②貸付期間: 平成13年3月30日から平成23年3月29日 (据置期間13年3月30日

から5年間)

③貸付利息:無利息

④償還方法:19年3月29日を初回とし、均等年賦償還とする

⑤貸付金残高:9,000,000円

### (直近 5 年間の貸付金の推移

H16年 H18年 H17年 H15年 H19年 年庾 資件 0 0 0 0 0 回失 3,000 3,0000 0 0 (単位:千円) 髮圖 15,000 15,000 12,00015,000 9,000

### 監査に当たり参照した根拠法令等

 $\widehat{\omega}$ 

根拠法令なし。

·寄付行為

- ·財団法人埼玉県河川公社設立趣意書
- 契約書

#### (**4**) 貸付金の管理の状況

「4 (財) 埼玉県河川公社設備更新資金貸付金」と一括して記載する。

### **#** 埼玉県河川公社設備更新資金貸付金

#### (1) 四

(##) 埼玉県河川公社のマリーナの設備更新を支援するための資金を貸し付ける

#### (2) 貸付金の内容

- 貸 207-

①貸付金額:53,220,000 円

②貸付期間: 平成 18 年 9 月 25 日から平成 28 年 9 月 24 日(据置期間 18 年 9 月 25 日

から5年間)

③貸付利息:無利息

④償還方法:24年9月24日を初回とし、 **均等午賦償還とする。** 

⑤貸付金残高:53,220,000円

### (直近2年間の貸付金の推移)

(浜佐: 千円)

H19年	H18年	年度
0	53,220	貸付
0	0	回収
53,220	53,220	残高

#### $\widehat{\omega}$ 監査に当たり参照した根拠法令等

H

(財) 埼玉県河川公社運営資金貸付金」に同

ယ

### **4**)

債権管理簿で管理しているが、年度毎の債権管理簿となっており、しかも当初の貸付 貸付金の管理の状況

## 【意見41】債権管理簿の様式の見直し等が必要

金額と未回収残高が記載されていない。

収金額、貸付金残高が記載されていなければならず、かつ、貸付条件(同収条件、利率、 債権管理簿は、貸付金の全容を示すものであって、当初貸付金額、新規貸付金額、回

なお、様式の見直し等の改善を依頼し、本年度中に対応が図られている

保証人の有無等)が記載されるものでなくてはならない。

### [参考:埼玉県河川公社の概要]

#### (1) 設立背景

などの新たな機能を備えた河川に関係する施設の整備を進めていた 発を促進する必要性が高まりつつあり、また、(財) 埼玉県河川公社の設立当時の状況と して、県は水辺の有効利用を増進するため、河川マリーナ、レイクタウン、多目的遊水地 河川の適正な利用を図り、河川に関する情報を県民に積極的に提供し、知識の普及、啓

の管理・運営を主たる事業とする(財)埼玉県河川公社等が設立された こうした、背景により、平成6年に河川・水辺環境の愛護思想の普及・啓発とマリーナ

55

を高め、河川蛟磯思起の華及を図るとともに、河川管理者が塔玉県内で進める河川整備に関する施歓に協力し、もって県民の福祉の河上に哲与することを目的とする。 (別) 埼玉県河川公社帯附行為の第3条(目的)には、以下の記載がある。 公社は、県民の安全で保適な生活環境を削出するため、県民の河川や水辺空間に対する正しい理解と ・層の関心

貸 208-

#### (2) 主な事業内容

②大場川マリーナ及び芝川マリーナの管理・運営 ①河川・水辺環境の愛護思想の普及・啓発 ③小型船舶免許講習会

### 1 住宅新築資金貸付金

第9 都市整備部

### (1) 貸付金の推移

とおりである。 住宅新築資金貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の貸付実績と貸付残高は、次の

(年位:千日)

0	20,546	H19年
0	39,218	H18⁄∺
0	70,982	H174÷
0	115,163	H16年
0	172,371	H15年
新規貸付	残高	

#### (2)制度の目的

善を図るため、当該地域に係る住宅の新築について必要な資金の貸付を行う県内の市町村 に対し、貸付を行ったものである。昭和 61 年度まで行われていたが、現在は新規貸付を 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改

本貸付余は、いわゆる同和地区に対するものである。

行っていない。

区内外の格差は概ね解消され、特別措置法も平成14年3月で失効している。 育が実施されてきた。その結果、生活・住環境等の整備は大きく進み、同和地 環境の整備や産業・就労対策が行われ、同時に、差別意識解消のための啓蒙教 置に関する法律(地対財特法)」により、特別法を設けて、同和地区の生活・住 「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措 1969 年(昭和 44 年)に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

· 住宅新築資金貸付金要綱(昭和 48 年 1 月 1 日施行)

①貸付対象

(4)制度の仕組

市町村に対する貸付であったが現在は、回収業務のみとなっている。

一賃 210-

一貸 209-

② 資本条件 分字器

貸付額は毎年度の予算の範囲内で決定していた。 無利息で 25年以内 (1年据置) に毎年均等返済する。ただし、繰上償還は可能である。

(単位:円)

③業務のフロ

現在、新規貸付は行っていないため、省略する。

(5) 業務の状況①貸付金回収

すべて、計画どおりの回収が行われている。今後の予定は以下のとおりであり、平成 22 年度にて全ての返済が終了する。なお、繰上げ返済も認めている。

-貸211-

さいたま市 市町村名 東松山市 河河河 常用町 鳩山町 風山町 草加市 深谷市 鴻巣市 狭山市 行田市 熊谷市 菖蒲町 吉見町 伊奈町 幸手市 北本市 久喜市 桶川市 羽生市 加須市 上尾市 上里町 合計 旧南河原村 旧大宮市 旧行田市 旧人里町 旧熊谷市 (旧市町名) 田吹上町 旧江南町 H19年度末残高 20,545,036 1,074,000 4,523,198 1,125,000 1,050,000 1,008,000 1,028,000 1,883,000 1,350,000 225,000 593,838 975,000 278,000 250,000 825,000 500,000 375,000 940,000 225,000 194,000 150,000 181,000 394,000 107,000 74,000 750,000 467,000 11,668,509 2,242,671 H20年度 136,000 600,000 983,000 224,000150,000 250,000625,000 689,000 250,000 250,000 500,000 940,000 494,000 108,000 450,000 882,000 525,000 201,000 286,838 600,000 33,000 66,000 75,000 33,000 75,000 翌年度以降定期償還見込 6,448,746 1,562,746 H21年度 300,000 525,000300,000 264,000 112,000 375,000 250,000 112,000 375,000 125,000 211,000 398,000 600,000 192,000 125,000 191,000 58,000 41,000 75,000 74,000 75,000 33,000 75,000 2,427,781 H22年度 116,000 225,00C 225,000717,78 250,000 300,000 58,000 58,000 96,000 41,000 75,000 75,000 75,00C 75,000 41,000

②貸付先に対する管理

「債権管理簿」によって、市町村別、年度ごとの償還予定及び実績を管理している。 繰上償還があった場合にも適切に管理されている。

#### ③延滞債権の管理

る貸付金であるので延滞債権もなく、不納欠損のリスクもほぼない。 平成 22 年度に は回収が完了する予定である。 -部繰上返済があるが、それ以外は予定どおりの回収が続いている。市町村に対す

#### (6) 今後の対応

たと考えられる。今後は確実な回収業務を進めていただきたい。 本貸付金も前述したように現在は新規貸付を行っておらず、その役目を終え

### 埼玉県緊急住宅復旧資金貸付金

(1) 貸付金の推移

N

高は、次のとおりである。 埼玉県緊急住宅復旧資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残

(単位: 千円)

0	3,627	H19∕∓
0	3,725	H18#
0	3,861	H17年
0	3,955	H16年
0	3,991	Н15%
新規貸付	残高	年度

#### (2)制度の目的

という。)の住民の福祉の向上を図るため、当該地域内で災害時に緊急に住宅の復旧を要 し、自己資金のみでは復旧が困難な者に対して貸付を行ったものである。 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域

本質付金は、いわゆる回和地区に対するものである。

環境の整備や産業・就労対策が行われ、同時に、差別意識解消のための啓蒙教 区内外の格差は概ね解消され、特別措置法も平成14年3月で失効している。 育が実施されてきた。その結果、生活・住環境等の整備は大きく進み、同和地 **置に関する法律(地対財特法)」により、特別法を設けて、同和地区の生活・仕** 「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措 1969 年 (昭和 44 年) に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

・埼玉県緊急住宅復旧資金貸付金要綱(昭和50年7月1日施行)

#### (4)制度の仕組

のみでは住宅の復旧が困難な者 対象地域の住民であって、災害時において緊急に住宅の復旧を要し、かつ、自己資金

#### ②貸付条件

無利息で8年以内(半年報置)に毎年均等返済する。ただし、繰上償還・返済猶予 貸付限度額は250万円

#### ③業務のフロー

可能。

いため省略する。 昭和50年度から昭和61年度に行われていたもので、現在は新規貸付を行っていな

#### <u>(5</u> 業務の状況

#### ①貸付金回収

円が滞留している。 平成 19 年度末の残高等は、以下のとおりである。 うち2名からは少額を分割回収しているが、1名は所在が不明となっており1,869 T 全部で 13 名が利用しているが、10 名からは全額回収し 3 名の返済が滞っている

#### (単位:円)

			3.627.000 7.000.000	3.627.000	
H20年8月	C氏 1,252,000 2,500,000 S58年 月5,000円の回収	S58⁄⊞	2,500,000	1,252,000	СÆ
Н94:8Л	所在不明		1,869,000 2,500,000 S57年	1,869,000	вπ
H20年10月	月3,000円の回収	S53年	506,000 2,000,000 S53年	506,000	ΑÆ
最終回収	現状	货付用	貸付金額	残高	

(注) 残高は、平成 20 年 3 月 31 日現在である。

②貸付先に対する管理

「債権管理簿」によって管理している。

#### ③延滞債権の管理

ア:唇促状の送付

イ:市町村人権課からの事情聴取

一賃 213-

一賃 214-

以上の事項について、新たに事実が発生した場合は、報告書を作成して保存している。

## ④滞納者の現状の詳綿

A氏: 現在無職である。平成 20 年 3 月 17 日に臨宅したが、本人は不在であった。 平成 20 年 5 月 26 日、10 月 3 日、10 月 28 日に 3,000 円ずつの返済がある。

B氏:上記同日に臨宅するも、人が住んでいる気配がなかった。近所で事情聴取するも、5年程度音信不通との事であった。

B氏の連帯保証人: 上記同日に臨宅したが不在であった。保証人自身も市からの借入があり滞納している。回収できる資産はない。

C氏:上記同日に臨宅し本人と面会した。現企無職で、子供の障害者年金で生計をたてているとのことである。平成 20 年 4 月 25 日、5 月 22 日、6 月 25 日、7 月 22 日、8 月 21 日に 5,000 円ずつ返済があった。

## ⑤過去の臨宅の状況

B氏に関しては平成17年10月13日、平成18年7月12日、平成19年5月9日に臨宅している。いずれも家屋は荒れており、本人は不在であった。A氏・C氏に関しては、上記を除き過去には臨宅していない。

# 【指摘20】不納欠損処分する合理的基準の策定を行うべき

B氏への貸付金に関しては、本人が5年間消息不明(住民票の移動はなく、当該町役場とも情報交換済)であり、連帯保証人にも資産がなく回収の見込みが立たない。よって、これ以上の臨宅等は人件費等の無駄になってしまう。以上から、不納欠損処分を行うべきである。

この点、現在は「不納欠損処分する・しない」は、担当者レベルの判断になっている。そして、不納欠損処分するためには、議会での承認が必要になるため、先送りする傾向にある。そこで、全庁的に不納欠損処分する合理的基準を明示し、担当者の考え方に左右されないで、不納欠損処分ができるシステムを導入すべきである。

# 【意見42】延滯利息の計算と連帯保証人の返济余力の調査が必要

A氏・C氏からは延滞利息は計算せずに、少額の回収が続いているが、回収が遅れていることに合理的な理由はない。また、月々3,000 円~5,000 円の回収では返済が長期化する。さらに、両氏とも高齢(現在70歳超)であり、全額回収される可能性は低い。この点、県からは「このまま継続して少額でも良いので回収を続け、万が一の場合は相続人に引継いでもらうよう交渉する」との回答を得ている。しかし、債務者にプラスの財産がない以上、相続人が相続放棄をする可能性が高く、回収不能となるおそれがある。したがって、延滞利息もきちんと計算したうえで、連帯保証人からの回収も視野に入れるべきである。連帯保証人も債務者と同様に高齢化しており、先延ばしは問題の解決にはならない。まずは、連帯保証人の返済余力の調査をするべきである。

#### 一貸 215-

### 第10 教育局

# 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸付金

## (1) 貸付金の推移

埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸付金の平成 19 年度を含む 過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

3,428	516	2,912	5,866	252	3,416	19年
6,150	536	5,614	6,762	0	5,950	18年
6,873	554	6,319	6,048	276	7,056	17年
6,748	671	6,077	6,048	0	7,028	16年
5,884	729	5,155	7,748	456	6,058	15年
債権の総額	収入未済額	貸付金残高	年度允除額	年度返還額	年度貸付額	+度

田田田田

### (2) 制度の目的

この貸付金制度は、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する勤労青少年に対し、修学奨励費を貸与することにより、これらの課程における修学を促進し、もって教育の機会均等を図ることを目的としている。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この貸付金制度の関係法令等は、以下のとおりである。

・埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例

・埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則

・高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助金交付要編

・高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与事業実施要領

埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費事務取扱い

## (4)制度の仕組

### ①制度の概要

本貸付金制度は、元々は、国から補助金を受けて県が行ってきた事業であった。国の補助事業は平成 16 年度をもって廃止され、税源移譲により、本貸付金制度は県の単独事業となった。

なお、上記の高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与事業実施要領の第17条第3項に基づき、県は、平成16年度までに貸与された者から返還された額の2分の1を、国庫に返納することになっている。

貸与を受けた勤労青少年は、卒業することにより返還義務を免除されることが、制度の大きな特徴である。

### ②貸付対象者

県内高等学校の定時制課程又は通信制課程(単位制による課程を含む。)に任学する 生徒で、次のいずれにも該当している者

- ・経済的理由により著しく修学が困難であって、所得要件を満たしている者
- ・経常的収入を得る職業に従事している者
- ・埼玉県高等学校等奨学金及び独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていない者
- ・通信制、単位制課程に在学する生徒については、高等学校における所定の科目等を 4年以内で履修する学習計画を有し、当該年度の履修単位数が 18 単位以上である者

#### ③貸与額

月額 14,000 円

#### ④貸与期間

定時制の課程、通信制の課程、又は単位制による課程を修了する月までの間で、4年を限度とする。

#### 子野類図⑤

貸与の期間満了後、引き続き定時制の課程、通信制の課程又は単位制による課程に在学するときはその期間、返還債務の履行を猶予される。

#### ⑥返還免除

以下の要件に該当する場合、返還の債務が免除される

- ・定時制の課程、通信制の課程又は単位制による課程を卒業したとき
- 貸与を受けた者が死亡し、又は心身の著しい障害により返還することができなくなったとき

## (5) 業務の状況

#### ①新規貸付

- 平成 19 年度の新規貸付は 5 件、継続貸付は 16 件であり、当該貸付額は 3,416,000 円であった。

上記新規貸付5件について、審査資料を閲覧した。全て、関係法令に則って処理がなされており、特に指摘するべき事項は発見されなかった。

### ②貸付金回収

平成 19 年度の回収は、返還猶予取消による返還者 1 名分 28,000 円と、高校退学者 1 名分 224,000 円であった。返還関係書類を閲覧した結果、回収手続は法令等に従って適正になされていて、特に指摘するべき事項は発見されなかった。

## ③貸付先に対する管理

関係法令に基づき適切に管理を行っていた。特に指摘するべき事項は発見されなかっ。

### ④返還猶予

7

平成 19 年度に返還猶予の申請を受理されたのは 6 名で、当該貸与金額は 1,260,000 円であった。全件について申請書類を閲覧した結果、手続は法令等に従って適正になされていて、特に指摘するべき事項は発見されなかった。

### ⑤返還免除

平成19年度に返還免除の申請を受理されたのは14名で、当該貸与金額は、5,866,000円であった。全件について申請書類を閲覧した結果、手続は法令等に従って適正になされていて、特に指摘するべき事項は発見されなかった。

## ⑥延滞債権の管理

平成 19 年度末における延滞債権は、5 件、515,980 円である。全件につき、管理資料を閲覧した。

資料によると、在学していた高校の職員が家庭訪問、電話による督促を行っており、 県は高校から報告を受けている。引き続き高校と協力して、回収に努めるとの担当者の 回答を得た。

# 【意見43】制度の運用にあたっては柔軟かつきめ細かい対応が望まれる

本制度における貸付金と、埼玉県高等学校等奨学金との相違点は、卒業すれば、返還が免除されるという、修学奨励の意味合が強いところにある。申請者は年々減少しているが、勤労学生の学びの機会を資金面からサポートするものであり、またニーズがある以上、行政の役割として重要な制度と言える。

しかしながら、20年度に貸与申請が不可となったのは次の1件であるが、その事例を見ると、不可理由が、「埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費事務 取扱い」に規定する、労働時間週4日、1日4時間以上という条件に合致しないためとあった。申請書に添付された勤務証明書には、週3~4日と記載されていたが、上記「事務取扱い」には、「基準を満たしていない場合で、特に「経常的収入を得る職業に従事している者」と考えられる理由があるとき、又は本人に経常的就労の意思があるがやむを得ない事情により基準を満たしていないときは、それを証明する書類等を提出するこ

とにより、貸与を申請できる」とある。

県担当者からは、県としても事情を考慮したいという思いがあり、高校を通じて本人に、経常的就労の意思の有無を確認したところ、本人から申請を取り下げたとの返答を得たとのことである。

取下げた申請者の気持ちを推し量ると、経常的就労の意思確認は気分的に重いものであり、形式的な要件に捉われるのではなく、制度の趣旨を踏まえ、今後は高校と協力して、教済ができる余地がある者に対しては、きめ細かい対応が望まれる。

また、数年来、予算を下回る貸付実績が続いているが、昨今の高校中退者の増加傾向を抑止するためにも、本制度の積極的な活用を、定時制課程及び通信制課程を設置する各高等学校に促すことが必要と考える。

## 埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金

N

## (1) 貸付金の推移

埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金と19年度以降の損失補償の小成19年度を含む過去5年間の実績と残高は、次のとおりである。なお、平成19年度から、県が直接貸付を行う方式から県が貸与資格を認定し、金融機関が奨学会を貸与する方式に実施方法を変更したため、当年度の県からの貸与額は0円である。

(単位:千円)

6,483	723,311	0	15,104	0	H19年
	742,111	330	14,119	390,890	H18年
	367,732	0	4,513	217,535	H17年
_	155,300	0	745	78,072	H16年
~	78,068	0	144	54,630	H15年
	貸付金残高	年度免除額	年度返還額	年度貸与額	年度

## (2)制度の目的

-貸 219-

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この貸付金制度の関係法令等は、以下のとおりである。

- ・埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例(平成17年4月1日施行)
- 埼玉県高等学校等奨学企貸与条例(平成14年埼玉県条例41号)
- ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与に関する規則
- (平成 14 年埼玉県教育委会規則第 20 号)
- 埼玉県高等学校等奨学金に関する貸与要領(平成 18 年 4 月 1 日施行)

## (4)制度の仕組

#### D楔架

平成 18 年度までは、上記の関係法令等に従い、県が対象者に直接奨学金の貸付を行う事業であった。この奨学金事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、高等学校等奨学金事業特別会計が設置されている。

平成 19 年度以降は、金融機関が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸与に伴い、金融機関に損失が生じた場合は、当該損失の一部を県が補償する制度に移行した。

## ②融資の内容(平成 18 年度以前)

(貸与対象者)

(ア) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

埼玉県高等学校等奨学金貸与条例(以下「貸与条例」という。) より

- i 高等学校等に在学する者であること。ii 報権を行う者 V († 未砂年※目 ) が直内に住所を占っ
- ii 親権を行う者又は未成年後見入が県内に住所を有すること。ただし、貸与希望者が成年者であるときは、当該貸与希望者が県内に住所を有すること。 ii 品行方正であって、学業に優れ、かつ、経済的理由により者しく修学が困難
- 品行方正であって、学業に優れ、かつ、経済的理由により著しく修学が困難な者であること。

Ŋ.

- 独立行政法人日本学生支援機構法による修学資金の貸与、母子及び寡婦福祉法による修学資金の貸付、埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例による修学奨励費の貸与又は埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例による奨学金の貸与を受けていない者であること。
- (イ) (ア) の i 、 ii 及びivに該当し、品行方正であって、学業に特に優れ、かつ、 経済的理由により修学が困難な者であること。

## 〔奨学金の種類及び貸与の限度額〕

35,000	自宅外通学	学している生徒
30,000	自宅通学	私立の高等学校等に在 自宅通学
23,000	白宅外通学	文画 できる 子文 年で 在学している生徒
18,000	自宅通学	国又は地方公共団体が、設置する直径学校等に
月額奨学金(円)	区分	任籍する学校

### 「貸りできる期間

- ・高等学校等における正規の修業年限
- ・上記(ウ)に該当する者においては、貸与の決定を受けた日の属する月からその月の属する年度の3月まで。ただし、当該貸与期間が終了した月の翌月の初日において、借受人が引き続き経済的に修学が困難であると知事が認めるときは、貸与期間を1年延長することができる。

#### G G

高等学校等に在学しなくなった月の翌月から起算して 6 ヵ月を経過した後、12年以内に返還する。

なお、1 年当たりの返還額は、特別な事情がある場合を除き、以下の金額を下回ってはならないとされている。

額の1/12に相当する額	
貸与を受けた奨学金の総	100万円超
90,000	80万円超100万円以下のもの
80,000	70万円超80万円のもの
70,000	60万円超70万円以下のもの
60,000	50万円超60万円以下のもの
50,000	40万円超50万円以下のもの
40,000	20万円超40万円以下のもの
30,000	20万円以下のもの
1年当たりの返還額(円)	貸与を受けた奨学金の総額

#### (石賦賦)

以下のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還が猶予される。 (ア) 高等学校等、大学乂は専修学校の専門課程に任学するとき

一貸 221-

- (イ) 災害又は傷病により奨学金の返還が困難であると認められるとき
- (ウ)その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められると

#### [返還免除]

以下のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還の債務の「部又は全部の免除を受けることができる。

- (ア) 死亡したとき
- (イ)心身の著しい障害その他やむを得ない事由により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき

### 業務の状況

(<del>5</del>)

平成 19 年度には、当該奨学金事業は補償制度に移行したため、新規の貸付はなく、既存の貸付金の管理のみとなった。既存の貸付金の内、平成 19 年度末において 1 年以上滞留している債権は、43 名に対する 2,379 千円である。

## (6)実施した手続

①平成 18 年度免除者 1名 (全件) について、免除許可関係書類を閲覧し、免除が適切に行われているか確認した。免除手続は、関係法令等に則って適正に行われていた。

②滞留者リスト等より抽出した 25 件について、個人別債権管理簿、督促経過記載表、収入済通知書等の管理資料を閲覧し、管理が適切に行われているか確認した。状況の記録は、適切に行われていた。督促については、意見として後述する。

# 【意見44】回収、督促業務の具体化と督促の強化が必要

督促文書の送付は、手続を実施した範囲では漏れなく行われていたが、滞留者への督促の状況は十分とは言えない。 電話、家庭訪問等により、借受人や保証人に直接接触できた件数は少ない。

本制度は平成14年度に開始した事業で、平成21年度には平成14年度分の返還猶予期間が人部分終了するので、今後回収事務の人幅な増加が予想される。それに伴い、滞留案件も増加することが予想されるので、効果的な管理方法の考案と、対応する人員の整備を早急に行う必要がある。現在、奨学金の督促手順のマニュアル化を進めているということなので、実効性のある内容となることを期待したい。

## ω 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金

## (1) 貸付金の推移

貸付金の平成19年度を含む過去5年間の推移は、次のとおりである。

(単位: 千円)

137,523
159,833
183,545
203,325
221,478
具刊 宏然向
(表/-/ A) 看七

### (2)制度の目的

をいう。)を無利息で貸与し、教育の機会均等を図ることを目的としている。 的な理由により高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に進学後修学が困難なものに 対して、奨学資金(奨学金並びに入学時における通学用品及び学用品の購入のための資金 この貸付制度は、法律の規定する対象地域に居住する同和関係者の了弟であって、経済

## $\stackrel{(a)}{\otimes}$ 監査に当たり参照した根拠法令等

から構成されている。 「埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金」に関する関係独合等は、以下のもの

- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令
- 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例 (昭和 57年 10月 9 日条例第 62 号)

埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則

地对財特法経過措置事業経費実施要綱

(昭和57年10月19日教育委員会規則第15号)

(平成14年4月1日文部科学大臣决定)

埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止する条例

## (4)制度の仕組

①貸付対象

以下の要件に該当するもの

- ・県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟であること
- 高等学校等に在学する者であること

貸 223-

・低所得世帯に属し、経済的な理由により修学が困難な者であること

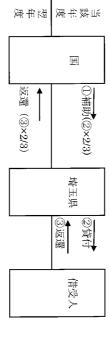
#### ②貸与額

(平成 16 年度:貸与事業最終年度)

	¥ 1.4.	や分替		
大学	短期大学	高等専門学校	高等学校	区分
私立	国公立	私立	国公立	
月額	月額	月額	月額	
82,000	48,000	43,000	23,000	単価
王	田	田	E	

当該学校を卒業後、半年の猶予を経て 20 年以内に、原則として、半年賦又は年賦の 方法により県に返還する。

### ③業務のフロー



せた。平成17年度以降は、 貸付は行っていない。経過措置として貸与を受けていた者が卒業するまでは貸与を継続さ 国の要綱に基づく国庫補助事業であり、平成13年度末をもって事業が終了し、新規の 貸与事業は行わず返還事業のみとなった。

### 業務の状況

①新規貸付

なし。既に記載したとおり、平成16年度末をもって貸与事業は終了した。

### ②貸付金回収

平成 19 年度中の回収の内、4 件について、関係書類を閲覧した。手続を実施した範

囲では、回収について、特に指摘する事項はなかった。

## ③貸付先に対する管理

個人別債権管理簿に貸付当初からの履歴を記載している。特に指摘する事項はなかっ

## ④延滞債権の管理

### (ア) 回収と実績

収納未済額は、25,690,224 円である。平成 19 年度の収納未済額、3,421,942 円と合 わせて、29,112,166 円を延滞債権として把握している。 平成18年以前の延滞債権28,861,110円の内、平成19年度収納額は3,170,886円.

となった件数とその金額は、7件3,649,702円であった。 平成 19 年度の免除額は 6,609,076 円、その内、過去に返済実績がなく免除が許可

#### (人) 免除

平成 19 年度中の免除決定者の内、14 件の免除決定時の書類を閲覧した

項に基づき、適正に免除手続が行われていた。 実施した手続の範囲では、埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例第9条2

一賃 225-

## 埼玉県地域改善対策高等学校等授学資金貸与条例

- 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号の「に該当するときは、当該各号に 掲げる理由が継続する期間、奨学資命の返還の債務の履行を猶予することができる。
- 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学等に在学しているとき
- 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、奨学資金を返還すべき日 に返還することが著しく困難であると認められるとき
- 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、奨学資金の 返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

第9条

- 死亡したとき
- 心身の著しい障害その他やむを得ない理由により、奨学資金を返還することができ なくなったと認められるとき

第2項

- 知事は、前項に規定する場合のほか、奨学資金の貸与を受けた者(父母と同居して 父母の申請により、奨学資金の返還の債務を免除することができる。 該当することにより奨学資金の返還が著しく困難であると認められるときは、その により生計を維持する者をいう。)であり、かつ、その父母が次の各号のいずれかに た者がその父母と同居していない場合で、その者が被扶養者(主として他人の収入 の授学資金の返還の債務を免除することができる。ただし、奨学資金の貸与を受け 貸与した奨学資金の額の20分の5を限度として、当該年度以後5年度以内の年度分 り奨学資金の返還が者しく凶難であると認められるときは、その者の申請により、 いる場合には、その者の属する世帯)が、次の各号のいずれかに該当することによ
- 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けているとき。
- (0) 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定による市町村民税の所得割が課せられ
- (3) 第1号に規定する場合を除くほか、収入の年額が、生活保護法第8条第1項の規定 (用内であって、かつ、著しく生活に困窮していると認められるとき。 により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の年額の 1.5 倍の範
- 前項の規定による免除を受けた者に係る奨学資金の返還の債務の免除の額は、 ない。ただし、その者に第 1 項の規定が適用されることとなったときは、この限り 年度以後5年度間において、貸与した奨学資金の額の20分の5を超えることができ でない。

第3項

## (ウ) 督促等の手続

居先の確認、分割納付の提案等が個々の案件ごとに選択実行されている 督促状の送付、訪問、免除手続、所在不明者に対しては、住民票の取得等による転

平成19年度末時点の延滞債権15件につき、管理状況を記録した書類を閲覧した。

- 掻 226-

サンプリングの結果は、以下のとおりである。

②訪問時不任や、面談に応じなかったもの、3件 ①父母でない連帯保証人に対して、督促等の接触を一切していないもの、4件。

③返済義務のない給付金と誤認していたもの、1件

①父母等が奨学生本人に事情を知らせないまま手続を行い、奨学生本人が借入の事実 を認識していないもの、2年

なお、件数は延件数である。

の要件に連帯保証人の収入は関係しないため、との説明を受けたが、制度として連帯保 証人を設ける意味が希薄となっている。 また、父母以外の連帯保証人については、所得証明を取得していない。条例上、免除

## 【意見45】 満納者への督促の継続を

延滞者への督促及び回収の成果は充分とは言えない。特に、父母以外の連帯保証人に対 し、接触していない点は、問題である。 滞納者への哲促手続きにおいての県の対応は、回収に向けての努力は感じられるが

他の奨学金制度の例を挙げると、連帯保証人に迷惑をかける可能性を明示することに

変更された経緯があり、返済義務への誤解や抵抗が借受人側に存住する場合もあるが、 より、返済の努力を促すことができたケースもあるので、接触の努力が望まれるところ 国から移管された事業で、当初給付金制度であったところが、途中から貸付金制度に

行い、返済能力のある借受人には、返済を促す努力が今後も必要である

きちんと返済している借受人との不公平が生じてはならない。免除の手続きは、厳格に

## (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団貸付金

4

## (1) 貸付金の推移

次のとおりである。 (財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団貸付金の平成 19 年度を含む過去 5 年間の残高は

(単位:千円)

	(#	(中世:丁四)
年度	返済額	残高
H15年	11,500	80,500
H16年	11,500	69,000
H17年	11,500	57,500
H18年	17,553	39,946
H19年	9,986	29,959

(県作成資料より)

## (2) 制度の目的

いて、当該事業団が大里村(現熊谷市)の占有面積 635.66 m<sup>3</sup>の建物施設の他に、旧大 都市交通(株)から賃借し、敷金・保証金を支払う資金として県が融資したものである 宮市内に整理事務所を確保するため、新幹線高架下施設 (建物面積 583.2 ㎡) を埼玉第 この貸付金制度は、県の100%出資法人である(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団にお

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この制度の関係法令等は、以下のとおりである。

(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団に対する貸付要項

## (4)制度の仕組

#### ①貸付対象

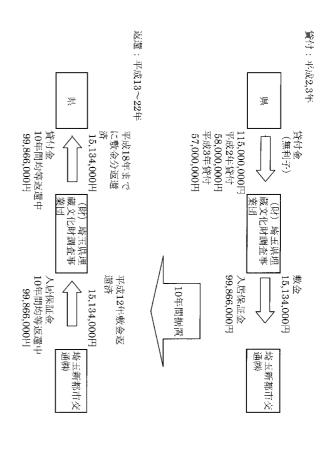
(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

#### ②貸付条件

付けている。当初の契約では、平成 13 年度から平成 22 年度の各年度 10 分割で、1 回 11,500 千円を返還することとしていた。 平成2年度に58百万円、平成3年度に57百万円、合計115百万円を無利息で貸し

たので、平成 19 年度以降は、各年度 9,986,600 円を返還することになった。 その後、平成 18年3月に契約を変更し、敷金分の15,134千円の残額が一括返還され

③業務のフロー



#### (5 5 業務の状況

#### ①新規貸付

なし。平成2、3年の2度の貸付のみである

### ②貸付金回収

当初の契約では、平成 13 年度から平成 22 年度の各年度 10 回分割、1 回 11,500 千円

成 18 年 3 月に平成 3 年締結の資金貸借契約の一部を変更し、平成 18 年度に敷金分の残 ら敷金が全額返還されていることから、貸付目的を果たしている敷金分については早急 玉県埋蔵文化財調査事業団は大宮整理事務所から既に退去し、埼玉新都市交通(株)か 会7,567 千円が一括返還された。 に返還させるよう手続きを進めるべき。」との意見があったため、既に述べたとおり平 その後、平成17年9月に行われた監査事務局の財政的援助団体等監査において、「境

半成 52 年度をもって終了予定ためる 平成19年度以降は各年度、人居保証金の10回均等額9,986,600円が返済されており、

財務規則による自己検査(217条56)を行っている。

③貸付先に対する管理

④延滞債権の管理 (ア) 回収と実績

(イ) 督促等の手続き

延滞債権は発生していない。

## (6)実施した手続

①県の当該貸付金に関する起案書類を閲覧した。

②県と(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団の契約書を閲覧した。

③ (財) 埼玉県埋蔵文化財調菅事業団と埼玉新都市交通(株)の契約書を取り寄せ、閲覧

⑤(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団の事業量の年度別推移データを取得して、内容を確

④埼玉新都市交通(株)の施設賃貸に関する資料を取り寄せ、閲覧した。

実績なし。

## (7) 監査の結果

認した。

①において、埋蔵文化財調査の重要性から当該貸付金が必要であるためという起案理由を 確認した。

②においては、特に言及するべき事項はない。

③の契約書によると、施設物の使用期間は、平成3年8月1日から平成6年7月31日ま に異議がなければ、1年毎に自動更新される契約となっていた。敷金は、15,134,000円、 での3年間、ただし、(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団と埼玉新都市交通(株)双方

主である埼玉新都市交通(株)が負担する工事費の8割である。 敷金の算定根拠は、月額使用料 1,693,300 円の 10 ヵ月分、保証金の算定根拠は、貸 人居保証金(建設協力金)は、99,866,000 円であった。

④敷念、保証金の金額の算定式、返還スケジュール、使用貸借契約期間については、埼玉 新都市交通(株)の作成した「新幹線高架下施設物利用のご案内」に定められている。

金の返済スケジュールが当初から長く設定されていたことに違和感を覚える 「ご案内」に沿った契約であるということだが、施設賃貸借契約期間に比べて人居保証

## 56 財務規則第 217 条

いて、毎月1回以上検査しなければならない。 課長又は所長は、その所擎に係る財務事務並びに所属の出納員、分任出納員及び資金前波担当者の処理した事務につ

-貸229-

一賞 230-

⑤ (財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団の事業量の年度別推移 (単位:千円)

5       77,311       481,238         11       124,591       876,408         13       217,321       955,962         11       236,104       954,745         13       245,425       854,211         11       238,972       878,983         7       153,942       976,695         9       197,934       1,502,112         14       257,936       1,502,112         13       307,863       52,330       1,451,569         12       270,249       1,502,112         13       307,863       52,330       1,451,569         14       461,890       59,231       1,536,571         11       461,890       59,231       1,536,571         15       439,045       62,347       1,613,601         14       452,355       54,762       1,839,925         16       457,874       49,777       1,713,417         16       473,540       49,779       1,563,864         16       531,342       55,858       1,558,744         28       503,643       56,769       1,384,388         25       429,638       57,206       1,488,267         18 <th></th> <th>83,333 82,776 84,541</th> <th>20</th> <th>·  </th> <th>H19</th>		83,333 82,776 84,541	20	·	H19
77,311  124,591  217,321  236,104  245,425  238,972  153,942  197,934  257,936  270,249  1461,890  382,754  461,890  59,231  445,874  449,777  4473,540  449,779  1531,342  55,858  503,643  56,769  1429,638  57,206  339,275  555,966  3344,951  555,966  3344,951  555,435  562,587  371,673  59,285  1  377,673  59,285  1  347,704  58,781		83,333 82,776	1.7		
77,311  124,591  217,321  236,104  245,425  238,972  153,942  197,934  257,936  270,249  307,863  52,330  1439,045  62,347  452,355  445,874  449,777  473,540  49,779  1473,540  49,779  1473,540  49,779  1473,540  49,779  1473,540  49,779  1473,540  551,858  503,643  567,966  334,951  555,966  3344,951  555,966  555,435  568,258  1581,044  584,877  161,036  171,673  59,285  1		83,333	ე1		H18
77,311 124,591 2217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 307,863 382,754 461,890 59,231 4452,355 54,762 457,874 49,777 1473,540 49,779 1531,342 553,858 503,643 567,69 1429,638 57,206 339,275 555,966 3344,951 555,435 56,258 1565,911 61,036			27	16	H17
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 1307,863 382,754 461,890 59,231 452,355 54,762 457,874 49,777 1473,540 49,779 1531,342 55,858 1503,643 567,69 1429,638 57,206 334,951 555,966 1344,951 555,966 1555,435 56,258 1		54,255	18	14	H16
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 307,863 52,330 1 382,754 461,890 59,231 1452,355 54,762 1452,355 54,762 1473,540 49,777 1473,540 49,779 1531,342 55,858 1503,643 567,69 1344,951 555,966 1344,951 555,966 1368 156,258		46,273	18	15	H15
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 1307,863 382,754 461,890 59,231 452,355 54,762 457,874 49,777 1473,540 49,779 1531,342 55,858 1503,643 56,769 1429,638 57,206 339,275 55,966 1		54,020	25	19	H14
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 307,863 52,330 1 382,754 461,890 59,231 1452,355 54,762 457,874 49,777 1473,540 49,779 1531,342 55,858 503,643 56,769 1 429,638 57,206 1 339,275 55,966	i	92,042	29	18	H13
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 1307,863 52,330 1461,890 59,231 445,874 449,045 62,347 1452,355 54,762 4473,540 49,777 1473,540 49,779 1531,342 55,858 1503,643 56,769 1	i	107,781		16	H12
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 1307,863 52,330 1461,890 59,231 4452,355 4452,355 54,762 4473,540 49,777 1473,540 49,779 1531,342 55,858 1503,643 56,769 1	1 001 423	137,443	21	17	H11
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 1307,863 52,330 1461,890 59,231 445,855 445,874 449,045 62,347 1452,355 54,762 1473,540 49,779 1531,342 55,858 1	823,976	101,970	ည	26	H10
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 197,863 52,330 1 270,249 307,863 52,330 1 461,890 59,231 4452,355 54,762 1 457,874 49,777 1 473,540 49,779 1		134,678	30	23	$_{ m 6H}$
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 307,863 52,330 1 382,754 461,890 59,231 4452,355 54,762 1 457,874 49,777 1	1,040,545	159,230	35	23	8H
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 307,863 52,330 1 382,754 461,890 59,231 1 439,045 62,347 1 452,355 54,762 1		246,153	34	25	H7
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 307,863 52,330 1 382,754 461,890 59,231 1 439,045 62,347 1	1,332,808	267,525	35	26	$^{6}$
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 307,863 32,754 461,890 59,231 1	1,112,209	215,800	38	15	$^{ m H5}$
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 307,863 52,330 1 382,754 57,078 1	1,015,450	163,340	41	20	H4
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249 307,863 52,330 1	1,085,185	255,050		. 20	H3
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 270,249	1,091,376	328,820	50	. 21	H2
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934 257,936 1	1,231,863	429,185	39	16	H1
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942 197,934	808,250	221,280	33	18	S63
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972 153,942	672,448	212,990	24	12	862
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425 238,972	822,753	206,300	19	12	S61
77,311 124,591 217,321 236,104 245,425	640,011	164,020	22	14	S60
77,311 124,591 217,321 236,104	608,786	173,048	23	14	S59
77,311 124,591 217,321	718,641	288,980	_	16	S58
77,311 124,591	738,641	206,470	-	12	S57
77,311	751,816 1	140,510	31	16	S56
	403,926	170,010	26	13	S55
约 全額 全額 全額	金額 契約 件数	調査面積 (㎡)	遺數數數	 禁件 然数	
数4年・報告書作成 その句 2mg	議	<b>光</b> 掘調	_	-	平英

(県作成資料より)

# 【怠見46】借受人側の随意契約の検討資料となる書類保管の必要性

埋蔵文化財の整理場所を確保するために、これほど多額の資金を使う必要があったのか、大里村(現態谷市)の施設で十分ではなかったのかという視点で監査手続きを実施したところ、県の説明は以下のとおりであった。

従来利用していた県立大宮工業高校跡地が使用できなくなり、県南地域の発掘調査に係る整理作業を行う技術を有する人員確保と作業効率のためには、県南の広い場所を確保する必要があり、代替地としては、他に適当な施設がなかったとのことである。

確かに、(7) ⑤のとおり、平成 2 年以降、事業量は拡大しており、当時の整理作業をこなしていくためには、大具村の施設のみでは、容量的に施設が足りない状況であったという事情は、納得できる。しかし、他の施設と比較し、検討した書類は残っていない。新幹線高架下の建物の工事には多大なコストがかかり、費用対効果の検討が充分であったかどうかは、確認できなかった。正当な手続きでなされた随意契約であるからには、その正当性を示す十分な根拠書類の保存が必要と考える。このケースは、借受人側の随意契約であるが、借受人は果の100%出資法人であるから、県と同等の文書保存のルールをもって管理するべきではないかと思われる。

なお、現在は、(7)⑤のとおり事業最が減少したため、高架下施設は閉鎖して、文化財の整理場所は熊谷市のみとなり、(財)埼玉県埋藏文化財調査事業団の退去後は、当該施設はトランクルームに改装され、不特定多数の第三者に対して貸し付けられている。

-貸231-

部上

監査の種類

### 第一章 包括外部監査の概要

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

## 能って 選定した特定の事件(テーマ)

損失補償・債務保証に係る財務事務の執行について

## 第3 特定の事件(テーマ)を選定した理由

が金融機関から事業資金を調達する際に損失補償をし、あるいは、民間企業が金融機関から ずる連帯債務を除く。)となっている。 損失補償をしている。その他、制度融資に係る金融機関の貸付に係る損失補償をしている。 借入を行う際に埼玉県信用保証協会から保証を受けることがあるが、その再保証という形で 保証という形で出資団体や民間企業等の資金調達の支援を行っている。すなわち、出資団体 その総額は、平成 18 年度末において、153,371 百万円(地方債証券の共同発行によって生 埼玉県(以下「県」という。)は、貸付金という直接金融の手段に加えて、損失補償・債務

補償・債務保証の金額は将来負担比率の算定に当たり、その構成要素をなすものである。 義のあることであると考える 額の削減のための施策が適切になされているかを検討することは、県費の投入の観点から意 また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行が平成 21 年度と目前に迫り、損失

県民の税金投入による形でなされる。かかる損失補償・債務保証が適正になされ、またその 履行として回収不能額の支払を求められることとなる。この損失補償・債務保証の履行は、

金融機関が貸付金を回収できない状況になると、県は、金融機関から損失補償・債務保証の

策目的達成のため有効になされているかを検討することは意義のあることであると考えるの 泉における損失補償・債務保証とそれらの履行の状況を明らかし、損失補償・債務保証が政

## 第4 監査の対象機関

機管理防災部、企業局、病院局を除いて、全て対象としている。 監査の対象とした部局は、以下のとおりである。債務保証(補償)のない県民生活部、 百

知事部局	
	企画財政部、総務部、環境部、福祉部、保健医療部
	産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部
教育委員会	
	教育局
補償 (保証) の対象	の対象
	埼玉高速鉄道(株)、(財)埼玉県中小企業振興公社
	埼玉県信用保証協会、(社)埼玉県農林公社、埼玉県土地開発公社
	埼玉県道路公社、(財)埼玉県河川公社、埼玉県住宅供給公社

#### 第05 外部監査の方法

### 監査の着眼点

-118-

**.** 

③保証先に対する情報が適切に入手され、保証先の管理に活用されているか。 ②損失補償・債務保証手続は、法令及び要綱等に従って適正に行われているか ①各々の損失補償・債務保証制度は、政策目的を達成するために有効に機能しているか。

④履行債務の管理は適正になされているか

⑤損失補償額削減のための施策が適切になされているか。

⑥損失補償・債務保証の開示は適切になされているか。

⑦効率性、経済性及び有効性の観点から見直すべきものはないか。

## 2. 監査の主な手続

監査の着眼点に沿って、具体的には以下の手続を実施した

①諸規程、要綱、決算書、予算書、工事契約書、業務委託契約書、積算資料、会計帳簿・台 帳その他必要書類の閲覧

②関係者(担当職員等)への質問

-保2-

一年 1 —

包括外部監査人

第7

監査従事者

④現地視察 ③請求書、領収書等、証憑書類との照合

⑥その街必販と認めた手続

## 第6 監査の実施期間と監査の対象年度

## 監査の実施期間

自平成 20 年 7 月 10 日 至平成 21 年 2 月 24 日

#### , 監査の対象年度

原則として、平成 19 年度の執行分を対象として、必要に応じて過年度執行分に遡及し

包括外部監査人補助者 英二 英 佐野勝正 公認会計士 公認会計士

金井千尋 公認会計士

公認会計士 公認会計士 河合明弘 公認公計士 公認会計士

佐久間仁志

七屋文実男

池田博行

#### 能 8 利害関係

む。) との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。 包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人(包括外部監査人補助者を含

### 第2章 監査対象の概要

## 第1 損失補償・債務保証制度の意義

業等の事業運営の安定化と雇用の確保を図る等の政策を実現していく機能を有している。 対し一定の範囲内で損失補償を行うことにより、中小企業等の円滑な資金調達を図り、中小企 の資金調達の便宜を図るため、あるいは県の制度融資の一環として、保証先が被る事業損失に 県における損失補償又は債務保証は、出資団体等の保証先が事業遂行に際し、金融機関から

不安により、100年に一度とも形容されるような世界的な経済の混沌と停滞が始まった年でも 特に、監査を行った平成 20 年度は、アメリカ合衆国のサブプライム問題を震源とする金融

国の100%保証によるセーフティネット保証制度(中小企業信用保険法第2条第4項)が実施 我が国においても例外ではなく、とりわけ景気の落ち込みの影響を受ける中小企業に対し、

れている。県の経済の一翼を担っている中小企業者に対し、機動的かつ効果的な信用創造と信 用保証制度の維持が県の大きな役割の一つと考える。 されている。 県においては、こうした信用保証制度の速やかな実行を確実なものとしていくことが求めら

証協会等がある。 なお、保証(損失補償)対象としては、埼玉県高速鉄道(株)等の出資団体、埼玉県信用保

一条 3-

状況に示した数字と概念が異なることから、記載を行っていない。

況調」平成 20 年 2 月』があるが、債務負担行為限度額を開示するものであり、1 埼玉県の

## 絶ら 損失補償・債務保証の推移

### 埼玉県の状況

& & 県における平成 19 年度を含む最近 3 年間の損失補償・債務保証の推移は、次のとおりで (単位:千円)

年 度	余 額
H17年	154,905,389
H18年	153,371,503
H19年	154,855,859

なお、全国ベースでの比較については、次の理由で行っていない。

ればならない偶発債務金額を意味するものではない。 ということは、財政年度末で負うべき偶発債務の極度額を示しており、各年度末で負わなけ 額は債務負担行為限度額として議会で承認を受けることになる。債務負担行為限度額である 全国ベースでの債務負担行為の状況を表す資料としては、『「平成 18 年度都道府県決算状 損失補償あるいは債務保証は債務負担行為として地方公共団体では認識されるが、その金

## 監査対象部局の損失補償・保証債務の状況

N

平成 19 年度末における全部局の損失補償・保証債務の状況は、以下のとおりである。

154,855,859		<u>⊏</u> lap +	ΕŞ
1,319,990	財務課	教育局	埼玉県高等学校等奨学金損失補償
14,684	住宅課	都市整備	埼玉県住宅供給公社借入企損失補償
194,016	住宅課	都市整備	半以14年及積至分讓生毛等建設資金 損失補償
173,290	河川砂防課	界土整備	河川公社借入金損失補償
327,215	道路政策課	県土整備	有料道路整備貸付金債務保証 (民間)
3,226,038	道路政策課	県 七整備	名科坦路整備其內茲懷務採註(公宮至 業金融公庫)
9,977,055	道路政策課	県   整備	
8,083,944	<b>用地課</b>	県十整備	4
148,996	農地活用推進室	農林	農地保有合理化事業資金損失補償
5,805,310	株	農林	埼玉県農林公社造林資金等損失補償
3,653,714	<b>徐</b> ろう 製	農林	埼玉県森林公社造林資金損失補償
2,000	農業支援課	票本	農業災害復旧経営資金損失補償
225,721	勤労者福祉課	産業労働	勤労者支援資金損失補償 
38,376	金融課	産業労働	小規模企業者等設備導入資金損失補償
266,077	金融課	産業労働	企業再生資金損失補償
339,311	<b>余融</b> 課	産業労働	企業活力強化資金損失補償
3,693	<b>企融課</b>	産業労働	魅力ある産業造り資金損失補償
8,566,976	金融課	産業労働	事業資金損失補償
5,814,020	金融課	産業労働	企業パワーアップ資金損失補償
24,934	金融課	産業労働	事業開拓支援資金損失補償
2,625	余融課	産業労働	新技術開発資金損失補償
765,197	金融課	産業労働	経営支援緊急融資損失補償
4,422,355	金融課	産業労働	経営支援特別融資損失補償
851,163	金融課	産業労働	経営安定資金損失補償
2,298,164	金融課		起業家育成資金損失補償
190,794	金融課	産業労働	無担保無保証人資金損失補償
11,011,529	<b>金融課</b>	<b></b>	小規模事業資金損失補償
499,121	企業誘致・経営支 援課	産業労働	地域中核企業・ベンチャー企業投資育成 事業に係る損失補償
400,000	産業労働政策課	産業労働	埼玉県火災共済協同組合共済金支払い 資金貸付金補償
218,523	<b>薬務課</b>	保健医療	血液センター建設費補助
65,846	介護保険課	福祉	介護サービス振興支援融資損失補填
14,738,775	高齢者福祉課	福祉	特別養護老人ホーム等整備支援融資事 業損失補償
27,500	高齢者福祉課	福祉	社会福祉施設経営安定化融資事業損失 補償
5,261,525	社会福祉課	州州	民間社会福祉施設整備促進事業損失補 償
1,151,684	青空再生課	環境	青空再生低公害車導入資金損失補償
187,457	学事課	総務	私立学校振興資金融資損失補償
64,558,241	交通政策課	企画財政	) 催
H19年度損失補償金額(千円)	描述業	部局	名 教

## 能 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

## 財政の健全化に関する法律の概要

会報告として課題を次の4つに整理し公表している。 制度研究会」が設けられ、現行制度の課題が検討された。同研究会は、同年 12 月に、研究 の適切な兄直しが明記され、この方針を受けて、同年8月に総務省に「新しい地方財政再生 平成 18年7月に閣議決定された「肯太の方針 2006」の中で、地方公共団体の「再建法制

- ①各団体において、常日頃から、早期是正・再生という観点を念頭に置いた分かりやすい 等を担保する手段が十分でない。 財政情報の開示がなされていない。また、財政指標及びその算定基礎の客観性・正確性
- ②再建団体の基準しかなく、早期に是正を促していく機能がない。このため、本来早期に 財政の健全化に取り組むことにより対処すべきものが、事態が深刻化し、結果的に長期 な負担を求めることになりかねない。 間にわたる再建に陥ってしまいかねない。また、このことにより、最終的に住民に過大
- ③実質収支 (赤字) 比率のみを再建団体の基準に使っているため、例えば実質公債費比率 らない。また、主として普通会計のみを対象とし、公営企業や、地方公社等との関係が 等他の指標が悪化した団体や、ストックベースの財政状況に課題がある団体が対象にな **掲慮されていない。**
- ④再建を促進するための仕組みが限定的である.

化、早期健全化に向けてのルールづくりが必要であることが提言された。 このように課題を示し、地方自治体の財政破綻を事前に予防するための制度、財政の透明

を招くなど地方財政再建促進特別措置法の欠陥が明らかとなった。 体として指定され、夕張市民に更なる財政負担を強いる、病院の閉鎖等住民サービスの低下 続く平成 19 年 3 月に北海道の夕張市が地方財政再建促進特別措置法に則った財政再建団

され、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則が平成20年2月5日に公布され 財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)として公布されるに至った。 |体財政健全化法案が平成 19 年 3 月にまとめられ、平成 19 年 6 月 22 日に「地方公共団体の 続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令が半成19年12月28日に公布 こうした背景により、破綻に至る前の段階で早期是正できる仕組みを創設する地方公共団

健全化計画の策定)が義務付けられることになった。 から計画策定義務に該当する団体は財政健全化計画・財政策定計画の策定(公営企業は経営 成 20 年 4月 1日から施行されている。これに伴い、平成 20 年度から前年度の決算に基づ く健全化判断比率と資金不足比率(公営企業に係る会計に適用)が公表され、平成 21 午度 法令の施行日は平成21年4月1日であるが、財政指標の公表等に係る規定については平

- 宋 7-

を算出し、監査委員の審査に付し議会に報告し公表することを義務付けている。 項の規定で、公営企業会計を除く決算で健全化判断比率を、公営企業会計では資金不足比率 総務省が公表した資料をもとに、比率を示すと以下のようになる 財政健全化法の詳細はここでは省略するが、財政健全化法第3条第1項及び第22条第1

### ①実質赤字比率

実質赤字比率 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模1

- -般会計等の実質赤字額:---般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質 ボ子の窓
- ・実質赤字の額:繰上充当額+(支払繰延額+事業繰越額)

## ②連結実質赤字比率

連結実質赤字額

- 連結実質赤字比率 標準財政規模
- ・連結実質赤字額:イとロの合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額
- П 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、 実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ・般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

公営企業の特別会計のうち、資金余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額

- ③実質公債費比率
- (3 ヵ年平均)

実質公債費比率 II 標準財政規模一(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) (地方債の元利償還金+準元利償還金)

1「標準財政規模」は、地方財政法の第5条の4第1項第2号に「標準的な規模の収入の額として政令で定めるところ により算定した額」と規定され、地方財政施行令第13条において標準財政規模の算定方法が規定されている。

突機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額 」と規定されている。 別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方道路譲与税、石油ガス譲与税、動 政収入額から同条の規定により算定した地方道路護与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策料 すなわち、「地方交付税法第 10 条の規定により算定した普通交付税の額、同法第 14 条の規定により算定した基準原

なお、臨時財政対策債発行額も標準財政規模に含まれることになっている

- 余 8 -

- ・準元利償還金:イからホまでの合計額
- 7 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元余均等年限償還とした場合にお ける1年当たり元金償還金相当額
- U **光 たた と 認 め ら れ る も の** 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、 公営企業債の償還の財源に
- $\rangle$ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担念・補助金のうち、組合等が起こした地方債の 質量の財源に充てたと認められるもの
- 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

11

時借入金の利子

끍

### ④ 将来 負担比率

将来負担比率 標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 将來負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高に係る 基準財政需要額算人見込額

・将来負担額:イからチまでの合計額

- --般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- П 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- $\rangle$ ·般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる--般会計等からの負担等見込額
- 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- 삵 11 退職手当支給予定額(全職員に対する期未要支給額)のうち、 般会計等の負担見込額
- > の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合
- 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額:イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

### ⑤資金不足比率

資金不足比率 資金の不足額 事業の規模

資金の不足額

資金の不足額(法適用企業)=(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために返 した地方債の現在高一流動資産) 一解消可能資金不足額

資金の不足額 (法非適用企業) = (繰上充当額+支払繰延額+事業繰越額+建設改良費等以外

の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消

可能資金不足額

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事

-保9-

情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算法に関する特例がある。

事業の規模(法適用企業)=営業収益の額-受託工事収益の額

事業の規模 (法非適用企業) =営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入

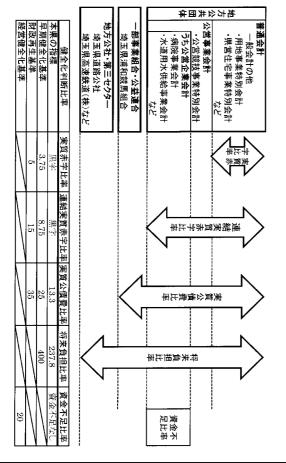
※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関す

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、 (調達した資金規模) を示す資本及び負債の合計額とする 「事業経営のための財源規模」

## 埼玉県の健全化判断比率等の概要

N

次のとおりである。県の比率はいずれも早期に健全化を図ることとされている基準を下回っ 検計委員会(仮称)を設けて、「改革プラン」を策定するものとされる、損失補償債務等負担 見込額における評価が B 評価以下となっている (注を参照されたい。)。 ているが、将来負担比率において、後述する埼玉高速鉄道 (株) と埼玉県農林公社が、経営



平成 19 年度 ・般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく健全化判断比率等は、

- (注)平成 20 年 3 月 19 日に総務省から発表された、「損失補償債務等評価基準(告示案)及び留意 失補償債務等負担見込額の算定基準」に記載されている評価の考え方である。 事項(案)の概要」の「第 : 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損
- 1. 地方公共団体の法人への財政的援助として金融機関等からの借入に対し、地方公共団体が損 (1) 標準評価方式 失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額は、(1) 又は(2) のいずれかの 方法によって算定するものとする。

②外形事象評価方式(経济的取引や旧資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法) ①財務諸表評価方式 (公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法) ③格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

### (2) 個別評価方式

①資産債務個別評価方式 ③損失補償付債務償還費補助方式 ②経営計画個別評価方式

2. 標準評価方式は、地方公共団体が損失補償を付した法人に対する金融機関等からの融資(以 領に、それぞれの区分ごとの損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負 下「損失補償付債務」という。)を次の5段階に区分し、当該損失補償を付している借入金等の 担見込額とする。

## 正常償還見込債務(10%以上)

A

○当該法人の収益(地方公共団体からの補助金等を除く。)で、損失補償付債務を償還で きる見込みの債務

## 地方団体要閱与債務(30%以上)

₽

○損失補償付債務の償還に定率ではあるが一定の地方公共団体負担が予定され又は見込 ○経常損益が赤字である等財務内容等に注意を要する法人に対する損失補償付債務 まれている債務

## 地方団体要支援債務(50%以.E)

C

○繰越欠損金を持つ等財務内容等から地方公共団体が今後、一定の追加支援を要すると 見込まれる法人に対する損失補償付債務

○損失補償付債務の償還に、1/2程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれて

## 地方団体実質管理債務(70%以上)

U

〇経営難の状態にあり、財務内容等から地方公共団体の相当程度の今後の追加支援を要 すると見込まれる法人に対する損失補償付債終

○損失補償付債務の償還に、70%程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれてい

#### -保11-

## 地方団体実質負担債務(90%以上)

(L)

○実質的に経営破綻している法人に対する損失補償付債務

○損失補償付債務の償還のほぼ全額程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれて いる債務

## 第3章 監査の結果と意見

### 監査の結果と意見(総括) 第1 指摘事項と意見の総括

損失補償あるいは債務保証に係る財務事務の執行について、監査した結果を取りまとめたのが次の表である。なお、指摘と意見には、テーマ1とテーマ2を通じて、通しの番号を付している。

19	ω		<b>□</b> >	
3	1		保証協会	埼玉県信用保証協会
1	1	埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金損失補償	財務課	教育局
1	1	埼玉県住宅供給公社借入金損失補償		
1	1	平成14年度積立分讓住宅等建設資金損失補償	住光製	都市整備部
1	1	河川公社借入金損失補償	河川砂防課	
	1	上地開発公社借入金債務保証	川地課	
Н	1	有料道路整備貸付金債務保証	道路政策課	界土整備部
	ı	農業災害復旧経営資金損失補償	農業支援課	
<b>,</b>		農地保有合理化事業資金損失補償	農地活用推進室	
I		農林公社造林資金損失補償	株人へで買	農林部
-	Ī	埼玉県勤労者支援資金損失補償	勤労者福祉課	
		金補償		
ł	1	埼玉県火災共济協同組合共济金支払資金貸付	産業労働政策課	
		業投資育成事業への貸付事業に係る損失補償	支援課	
1		地域中核企業事業投資育成事業・ベンチャー企	企業誘致・経営	
2	ı	埼玉県信用保証協会との損失補償契約		
		損失補償		
ı	1	小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る	<b>金融課</b>	産業労働部
		補償		
1	1	日本赤十字社埼玉支部血液センター建設借入金	薬務課	保健医療部
1	1	介護サービス振興支援融資損失補償	介護保險課	
_	3	民間社会福祉施設整備促進事業損失補償	社会福祉課	
		育		
-	ı	特別養護老人ホーム等整備支援融資事業損失補		
1	-	社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償	高齢者福祉課	福祉部
2	ı	青空再生低公害車導入資金損失補償	青空再生課	環境部
1	ı	私立学校振興資金融資損失補償	学事課	総務部
2		埼玉高速鉄道(株)借入金損失補償	交通政策課	企画財政部
夢見	指櫥	損失補償 (債務保証)	課 名	当

一保 13-

## 第2 まとめと課題

今年度の監査を通じて、今後の事務改善のために要望したいことは、以下のとおりである。

## (1) 出資法人等への対応について

損失補償(あるいは保証債務)は、財政健全化比率の将来負担比率の構成要素であり、 比率算定に影響するものである。今年度の監査においては、県が出資(あるいは出捐)している埼玉高速鉄道(株)、埼玉県農林公社及び埼玉県河川公社の金融機関からの借入に対対する県の損失補償と、埼玉県土地開発公社、埼玉県道路公社の金融機関からの借入に対する県の保証についても、監査の対象にしている。

これらの法人は、県からの出資等の形態は異なるにしても、県の行政の一翼を担い、また、県と人的な結びつきも深い法人である。県の行政の一翼を担う法人であるが故に、純粋の民間企業のように、社会貢献を図りながらも利益確保を図り、川資者へ配当を行っていく観点のみから事業を行っているわけでなく、採算に乗らない事業でも、公益性の観点から事業を行っていくことになる。それだからこそ、法人の財政状態の悪化もあるわけであり、県として、法人の事業運営が、公益性の確保を図りながら、効果的かつ効率的に行われているが指導監督していくとともに、法人の財政状態に気配りしての政策的展開が必要と考える。

本来であれば、県の財政状況が厳しさを増す中で、新たな資金負担を行うことは、県の財政状態の悪化につながることではあるが、現実的な問題として、公的負担がなければ、 沿入の存続は難しいと考える。

限りある歳入を前提にすれば、県民の理解を得て、法人への公的負担のあり方を示し、資金負担の半準化をも図りながら、行政を進めることが必要と考える。

## (2)制度融資に関して

景気の悪化・低迷期においては、県の中小企業への支援は益々重みを増すと思われる 県の機動的かつ効果的な施策が望まれるところである。

県が埼玉県信用保証協会に対し損失補償を行うことにより、平成19年度は約8億円の損失補償で、中小企業は金融機関から約2,775億円の資金調達が可能となった。

サブプライム問題を起因として、ここしばらく世界的な景気の悪化・低迷状態が継続するものと思われ、大企業に比し資金調達力の劣る中小企業は、景気悪化による仕事量の大幅な減少もあって、資金繰りは緊急性を増しているが、反面、金融機関においては貸倒リスクが高まるわけであり、資金調達での困難の度合いを深めている。こうした状況下においては、信用保証制度の役割が高まっていくとの認識は、誰も異論がなかろう。

反面、景気低迷による歳入減と緊急経済対策等による歳出増で、県の財政余力にも限界があることも、また、事実である。限られた財源の中で、金融機関による中小企業への機動的な資金供給をサポートしていく、シンプルかつ利便性に富む制度の構築が望まれるところである。

信用保証制度は、元々信用力の劣る中小企業が、一定の保証料を負担することにより、金融機関が信用保証協会の保証を得て融資を行うものであり、信用保証協会は、株式会社日本政策金融公庫(旧 中小企業金融公庫)と保険契約を締結し、保険料を支払うが、代位弁済額の内、一定の割合の金額を株式会社日本政策金融公庫から保険金として受領することにより発生する損失リスクを回避している。

県も制度融資を行うに当たり、この仕組に乗っているわけであるが、中小企業から別途保証料を受け取っているわけではなく、県の政策実現の観点から制度融資に取り組み、埼玉県信用保証協会が負担した代位介済額の一部負担を行っている。

県費投入は、金額が少額であることは望ましいことではあるが、県費の投入により、中小企業がどれだけ資金調達を行うことができたのか、事業の立ち上げから企業の発展までつなげることができたのか、窮状を敷い立ち直りのきっかけとなったのか、県費を投ずるにしても、経済効果が期待できる県費投入であるべきである。

そのためには、指導監督に当たり、第一義的には、埼玉県信用保証協会が中小企業の資金調達に迅速的な対応をしているか情報把擬に努めることが重要であるが、埼玉県信用保証協会が保証実行した中小企業が、直に経営破綻したのでは、政策が効果的に行われているとはいえないわけであり、埼玉県信用保証協会が保証を行うに当たり審査が十分なされていたかについても留意していくべきである。また、代位弁済債権の回収への取り組みにも、視点を注ぐべきである。

## (3) 損失補償の発生に備えての対応について

県は、(1) と (2) に記載した損失補償(あるいは保証債務)を除いて、これまで金融機関等の求めに応じ、損失補償を行うような事態に至っていなかったのは事実である。ただし、このことが、今後も損失補償の発生はないと信ずることにつながらない。金融機関は、信用リスクがあると考えるから、県に損失補償を求めるのであって、損失補償のリスクはあるのである。

なかでも、「埼玉県高等学校等奨学金損失補償」は、平成19年度から、県が奨学金を直接貸与する方式から、金融機関が奨学金を貸与、それに対して県が損失補償する制度に変更されたものであって、「埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金」で滞留債権が増加することの懸念が、そのまま当てはまると考える。

第一義的には債権の回収は金融機関が負うが、一定の期間内に介済が行われない場合には、貸付元本の内未回収額を県が損失補償することになる。新制度発足まもなく補償の実行はないが、早晩求償債権の管理が必要な事態となることが予想される。

- 損失補償はないことが望ましいことであるが、損失補償の発生に備えて対応を講ずることが必要と考える。

## (4) 損失補償等の残高金額の把握について

監査に当たり、損失補償等のデータは決算統計の債務負担行為等のデータを参照した。 決算統計の債務負担行為限度額は、当該年度中の限度額を示すものであるが、監査におい ては、年度末における損失補償等に係る金額を把握するため、損失補償等の平成 19 年度 を含む過去 3 期間の年度未残高の再確認を依頼したところ、決算統計と異なる多くの損失 補償等の金額修正があった。金額の確定時に補償の対象としていた借入金の返済が反映さ れていなかった、金融機関からの融資実行報告が遅れ反映できなかった等、それぞれ理由 はあるが、財政健全化法における将来負担比率の算出に影響するものである。

平成 18 年度についていえば、調査前の金額は 165,209 百万円であったのに、調査後の金額は 153,371 百万円で 11,838 百万円の差が生じている。損失補償等の残高金額の数字把握の精度を上げるための対策をとるべきである。

## (5) 文書管理について

第1テーマの「貸付金に係る財務事務の執行について」の「1監査の結果と意見(総括)第2まとめと課題」として、「(1)研修会の実施について」の①で文書管理の問題点を記載したが、損失補償においても課題が生じている。研修会の実施が、貸付金同様に必要である。

## 監査の結果と意見(個別)

#### 能上 企画財政部

## 埼玉高速鉄道(株)借入金損失補償

(1) 損失補償額の推移

額の平成19年度を含む過去3年間の実績と残高は、次のとおりである。 埼玉高速鉄道株式会社(以下「埼玉高速鉄道」という。)に対する借入金損失補償限度

(単位:千円)

9,523,833	64,558,241	H19年
8,393,000	62,910,357	H18年
7,059,666	60,882,048	H17年
	(A)	Š
3 市損失補償分	債務負担行為限度額	角

## (2) 制度の目的

埼玉高速鉄道株式会社借入金に対する損失補償は、以下に示すように、2 つの制度があ

## ①建設資金に係る損失補償

が困難となるとともに、事業全体の進捗にも影響を及ぼしかねないため、県と金融機関 との間において、損失補償契約を締結したものである。損失補償は、借入元本及びこれ 件として県に損失補償を行うことを求めてきた。損失補償を実施しない場合、長期借入 を実施することにしたが、厳しい金融情勢下において、金融機関としては国際決済銀行 に対する支払利息が対象となっている。 (BIS) による自己資本比率規制の厳守が重要な経営課題となったことから、融資の条 埼玉高速鉄道線建設費の見直しに伴い、埼玉高速鉄道は市中金融機関等から長期借入

31 日現在で、政策投資銀行に対するものが、123.2 億円、市中銀行に対するものが、236.6 億円、合計 359.8 億円である (次表参照) 元本及び支払利息の損失補償をしている。県の損失補償対象借入金は、平成20年3月 行借入 239.5 億円のうち 67 億円を除く 172.25 億円、市中銀行借入 260.3 億円に対して 中金融機関および日本政策投資銀行からの借入に対しての損失補償であり、政策投資銀 埼玉高速鉄道建設事業費 2,587 億円の資金調達のうち、平成 10 年度から 12 年度の市

## 政策投資銀行借入

12,325,500	17,164,700		23,950,000	<b>☆</b>
1,745,200	1,745,200	対象分	2,350,000	H12 华
4,800,000	4,800,000	対象分	7,000,000	H11年
5,780,300	5,780,300	対象分	7,900,000	H10年
1	3,951,300	柘	5,400,000	H9年
-	887,900	石	1,300,000	H8 ¥
H20/3/31 残高(千円)	戏高 (千円)	債務か否か		
損失補償対象債務の	等人提 18/8/05H	県の損失補償対象	借人額 (千円)	借入年度

## 市中金融機関借入

借人年度	借入額 (千円)	県の損失補償対象	H20/3/31 借入金	借入額(「円) 県の損失補償対象 H20/3/31 借入金 損失 補償 対象債務の
		債務か否か	残高 (千円)	H20/3/31 残高(千円)
H10年	7,000,000	対象分	7,000,000	7,000,000
H11年	6,000,000	対象分	5,269,555	5,269,555
H12 4	13,030,000	対象分	11,391,686	11,391,686
	26,030,000		23,661,241	23,661,241

## 損失補償の対象となる建設資金借入金と掲失補償潛在額 (単位: 石ガ円)

	267	H43年	23,776	1,745	H26年
267	650	H42 4	25,521	1,744	H25 44
917	1,350	H41年	27,265	1,745	H24 4
2,267	1,350	H40年	29,009	1,745	H23 4:
3,617	1,350	H39年	30,754	1,745	H22年
4,967	1,350	H38年	32,499	1,745	H21 4
6,317	1,350	H37 4	34,244	1,744	H20年
7,667	1,350	H36年	35,987	1,745	H19年
9,017	1,350	H35年	37,732	1,971	H18 4
10,367	1,735	H34年	39,703	1,362	H17年
12,102	1,385	H33年	41,065	970	H16年
13,487	1,616	H32 年	42,035	853	H15 年
15,103	1,694	H31年	42,887	393	H14年
16,797	1,745	H30年	43,280		H13 年
18,542	1,745	H29 ₩	43,280		H12年
20,286	1,745	H28 <sup>‡‡</sup>	27,900		H11年
22,031	1,745	H27年	14,900	1	H10年
借入残高=損失補償潜在額	弁済金額	年度	<b>借人残高</b> =損失補償潜在額	弁済余額	年度
(井戸・口277)	, III JENES IIII.	F ( 5%)	表《是文》的《《《··································	100 PM	

一保 18-

一保 17—

## ②P線償還資金に対する損失補償

|||(P線区間)の鉄道施設の譲渡を受け、同機構に対して、その購入価格約881億円を 平成 13 年度から 25 年間にわたって償還していくことになっている。 機構(譲渡時 日本鉄道建設公団。以下同じ。)から、鳩ヶ谷駅~浦和美園駅の鉄道区 埼玉高速鉄道は、平成 13 年 3 月 27 日に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

け、金融機関からの資金調達を可能にするため、沿線3市(川口市、さいたま市及び場 県及び沿線市の支援姿勢を明確に表す具体的な支援策が必要である旨の申し入れを受 ヶ谷市)と協力して支援策を講じたものである(下記「埼玉高速鉄道㈱に対する財政支 は厳しく、金融機関側からは、融資団の結成には県の損失補償は不可欠であり、加えて、 結成を依頼して、継続的に借人を行っていく事態が生じた。前述したように、金融情勢 埼玉高速鉄道は、当分の間、その償還資金が不足するため、市中金融機関に融資団の

市:鳩ヶ谷市=10:3:1:1」という負担関係で行っている 損失補償は、下記の図のように、沿線3市と協調して行い、「県:川口市:さいたま

(埼玉高速鉄道㈱に対する財政支援について)

政支援が行われており、7年間で追加出資金 229 億円、追加補助金が 78 億円、合計 307 社の経営基盤の強化(資本の増強)と財務内容の改善を目的として、平成 15 年度から ことになっている。 億円の財政援助が実施され、加えて、金融機関からの融資に対する損失補償が行われる 平成21年度まで7年間、県と沿線3市(川口市、さいたま市及び鳩ヶ谷市)による財 埼玉高速鉄道の経営の安定化と安全・確実な輸送サービスの提供を保障するため、会

1)財政支援の目的

①経営基盤の強化 (資本の増強)

②財務内容の改善 債務超過の回避

・運営資金不足に対する手当て

損益収支の改善(赤字の縮減)

①出資及び補助

2)支援策

②金融機関からの借入に対する損失補償

氧万円)	の実績額(単位:百万円)	年度の財政支援(	4)平成 15 年度~平成 19 年度の財政支援の実績額	<b>4</b> ) <del>1</del> / <del>-</del> /-
307	102	205		
78	26	52	補助	
229	76	153	出資	
op 計	3 市	県		
億円)	間計画 (単位:億円)	財政支援の7年	3)埼玉高速鉄道に対する財政支援の7年間計画	3)埼

補助 河河 汇 12,7843,2253 <del>]</del>† 1,613 6,392

라 막

19,176 4,838

5)平成 20 年度~平成 21 年度の財政支援の計画額(単位:百万円)

16,009

8,005

24,014

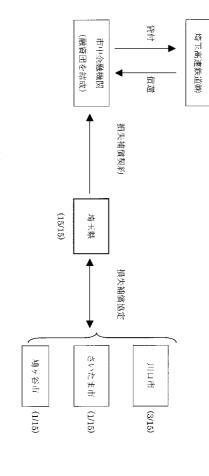
学

5,828	1,943	3,885	合計
2,130	710	1,420	補助
3,698	1,233	2,465	出資
	3 =	海	

一保 19一

-保20-

## P 線償還資金に対する損失補償関係図



### $\widehat{\mathbb{H}}$ ( )の数値は損失補償負担割合

## ③P 線償還資金損失補償の潜在的リスク

補償をしていくことになっている。この損失補償は、借入元本だけでなく支払利息もカバー 質償還することになる。そしてこの償還資金に係る借入に対して県は3市と共同して、損失 長期借入金に変換されていき、40年(長期末払金返済25年+長期借入金返済15年)で実 置で以降 10 年にわたって返済していくことになっている。すなわち、P 線の鉄道設備購入 代金である 25 年間償還の長期末払金の返済を長期借入金で賄うため、毎年、長期末払金が P線購入代金の償還を賄うため調達した市中金融機関(融資団)借入金の返済は、5年据

おりで、約291億円となっており、県は元本で約190億円の損失補償を負っている。 平成 20 年 3 月 31 日現在、P線償還資金に係る損失補償対象借入金の残高は、次のと

半成 20 年 3 月 31 日現在のP線償還資金に係る損失補償対象借入金の残高

(単位: 千円)

9,523,833	19,047,667	28,571,500	29,179,000	
		4,000,000	4,000,000	H19年
	/	4,000,000	4,000,000	H18 4
/	/	4,170,000	4,170,000	H17年
	/	4,336,000	4,336,000	H16年
/	/	4,329,000	4,329,000	H15年
	/	4,213,150	4,321,000	H14 4:
		3,523,350	4,023,000	H13年
[A] ×5/15	(A) ×10/15	[A]		
H20/3/31 残高	H20/3/31 残高	H20/3/31 残高		
三市の損失補償債務	県の損失補償債務	損失補償対象債務の	借入額	借人年度

な損失補償リスクは、最大で 292 億円程度になると予想される(次表の B 欄参照)。 埼玉高速鉄道は、以下の去のようにP線償還資金を調達、償還する計画であり、これに対 して県及び 3 市で損失補償を行っていかなければならない。県の平成 20 年以降の潜在的 今後のP線資金についても、市中金融機関の融資団から借入で調達しなければならない。

## P 線資命の借入命と掲失補償港存額

GGF.71	24./11	07,000	1,507	1,110	11. 7711
1000	0/711	27 066	1 007	4 410	H99 行
11,521	23,042	34,363	1,402	4,417	1121 +
11 501	00000	27 262	1 489	1 117	H91 4E
10,543	21,086	31,629	943	4,000	H20年
9,524	19,048	28,572	608	4,000	H19 4
8,393	16,786	25,179		4,000	H18年
7,060	14,119	21,179		4,170	H17 4:
5,670	11,339	17,009		4,336	H16 4:
4,224	8,449	12,673		4,329	H15年
2,781	5,563	8,344		4,321	H14年
1,341	2,682	4,023	I	4,023	H13年
額	額	未残高	ş		
三市の損失補債潜在	県の損失補償潜在	P線償還資金借入	i i	今年入益	年度
C=A×5/15	B=A×10/15	A	<b>宇</b> 爾蘇鎖	D繼續節項	
(単位:百万円)		P練質位の借入金と損失補償潜任額	位の借入金	ア薬河公	

一保 22-

-保21-

3,739     29,160     14,580       13,755     29,170     14,585       13,727     29,152     14,576       13,671     29,114     14,577       13,551     29,034     14,517       19,167     26,112     13,056       14,793     23,196     11,598       10,419     20,280     10,140       16,056     17,370     8,685       11,695     14,463     7,232       17,564     11,710     5,855       3,867     9,244     4,622       0,612     7,075     3,537       7,789     5,193     2,596       5,408     3,605     1,803       3,457     2,305     1,152       1,946     1,297     649       867     578     289       216     144     72       -     -     -		216		H52年
29,160 29,170 29,170 29,152 29,114 29,034 26,112 23,196 20,280 17,370 11,463 11,710 9,244 7,075 5,193 3,605 2,305 1,297 578				
29,160 29,170 29,170 29,152 29,114 29,034 26,112 23,196 23,196 20,280 17,370 14,463 11,710 9,244 7,075 5,193 3,605 2,305 1,297		651	ı	H51年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,1034 26,112 23,196 20,280 11,370 14,463 11,710 9,244 7,075 5,193 3,605 2,305		1,079	1	H50年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,134 26,112 23,196 20,280 117,370 114,463 117,710 9,244 7,075 5,193 3,605 2,305		1,511	I	H49年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,114 29,112 23,196 23,196 20,280 17,370 11,463 11,710 9,244 7,075 5,193 3,605		1,951	ı	Н48 ी≒
29,160 29,170 29,170 29,152 29,114 29,034 26,112 23,196 20,280 17,370 14,463 11,710 9,244 7,075 5,193		2,381		H47年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,034 26,112 26,112 23,196 20,280 17,370 14,463 11,710 9,244 7,075		2,823	1	H46年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,134 26,112 23,196 20,280 17,370 14,463 11,710 9,244	10,612	3,254		H45 年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,034 26,112 23,196 23,196 20,280 17,370 14,463 11,710	13,867	3,698	ı	H44年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,034 26,112 23,196 20,280 17,370 14,463	17,564	4,131	ı	H43年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,034 26,112 23,196 20,280 17,370	21,695	4,360		H42年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,034 26,112 23,196 20,280	26,056	4,364	1	H41年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,034 26,112 23,196	30,419	4,374	1	H40年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,034 26,112	34,793	4,374	1	H39年
29,160 29,170 29,152 29,114 29,034	39,167	4,383	l	Н38年
29,160 29,170 29,152 29,114	43,551	4,383	4,263	H37 年
29,160 29,170 29,152	43,671	4,395	4,338	H36年
29,160 29,170	43,727	4,371	4,343	H35 华
29,160	43,755	4,334	4,350	H34年
	43,739	4,297	4,355	Н33 4≒
,681 29,121 14,560	43,681	4,268	4,360	H32 年
589 29,060 14,530	43,589	4,260	4,366	H31年
,483 28,989 14,494	43,483	4,364	4,370	H30 年
477 28,984 14,492	43,477	4,349	4,377	H29 4
28,966 14,483	43,449	4,323	4,383	H28 ⁴F
389 28,926 14,463	43,389	3,977	4,387	H27年
979 28,652 14,326	42,979	3,536	4,392	H26 4

## (3)監査に当たり参照した根拠法令等

及び議会の議決により決定している。 両制度とも要綱なし。損失補償契約あり。損失補償の条件等については、銀行との合意

(4)制度の仕組

回对级站

(ア) 建設資金に係る損失補償

埼玉高速鉄道の建設資金を融資する市中金融機関及び日本政策投資銀行である。

(イ) P線償還資金に対する損失補償

市中金融機関(協調融資団を形成)である。 場ヶ谷駅~浦和美園駅間の鉄道区間 (P線区間) の購入代金の返済資金を融資する

(ア) 建設資金に係る損失補償

損失補償の期間:平成10年度以降

損失補償限度額:埼玉高速鉄道が、埼玉高速鉄道線の建設のために借り入れた資金の

うち、回収されない元本及び利子(遅延利子を含む。)について、

最終弁済到来後3ヵ月を経過しても償還できない額

[補償対象借入金の借入条件]

i 市中金融機関からの借入

償還条件:20 年据置後 -括返済等

利率:下記の条件による変動利率

信託銀行に対する利率・・・長期プライムレート その他の金融機関に対する利率・・・短期プライムレート+0.5%

利払目:9月末及び3月末等

ii 日本政策投資銀行からの借入

償還条件:4年据置20年元金均等返済等

利払口:2月末及び8月末 利率:借入日の条件による固定利率

(イ) P線償還資金に対する損失補償

損失補償の期間:平成 13 年度以降

損失補償限度額:埼玉高速鉄道株式会社が、鳩ヶ谷駅~浦和美園駅間の鉄道区間(P

い元本及び利子(遅延利子を含む。) について、最終弁済到来後3 線区間) の購入価格返済のために借入れた資金のうち、回収されな ヵ月を経過しても償還できない額

一保 23-

## 〔補償対象借入金の借入条件〕

i 市中金融機関からの借入(のみ)

償還条件:5年辦置後10年元金均等返済

利率:変動金利となっており、利払日にその時点での以下の利率を適用 信託銀行に対する利率・・・長期プライムレート

その他の金融機関に対する利率・・・短期プライムレート+0. 利払日:3 月及び 9 月末日に向こう 6 ヵ月分を前払い

### ③業務のフロー

損失補償契約締結に関する業務の流れは、下記のとおりである。

- | [議会による承認]
- ・県議会が次年度予算案の損失補償の設定に関する債務負担行為を承認する
- [埼玉高速鉄道が県に損失補償契約締結を依頼]

7 Д

金融機関が埼玉高速鉄道への融資条件として県による損失補償を求めるため、 埼玉高速鉄道が県に依頼する。

## 8月 [起案作成~決済]

※下半期の融資は1月に実施

埼玉高速鉄道からの依頼を受けて損失補償契約の意志決定を行う。 案①:県と金融機関の損失補償契約

案②:損失補償が実行された場合の県及び沿線3市による損失補償協定 ※下半期の融資は案①を2月に実施

## 9月 [契約締結]

金融機関から埼玉高速鉄道への融資支行日と同日付で、案①及び案②の契約を締結する。

※下半期の融資は案①を3月に実施

## (5) 業務の状況

## ①補償契約の締結

県と各金融機関との間で、借入金ごとに損失補償契約が締結されている

## ②補償先に対する管理

補償先を管理するために入手する資料は決算書等である。県では、財政支援措置を実施しているため補償先への補償履行リスクの検討は行っていない。

また、財政健全化法によれば、健全化判断基準比率の一つである将来負担比率には、 第三セクターの負債・債務のうち一定部分が一般会計等負担見込額として算入されることとされている。この地方公共団体財政健全化法施行を踏まえ、「経済財政改革の基本

-保25-

方針 2008」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととしている。これを受け、埼玉高速鉄道について、第三セクター等に係る標準評価方式による評価を行った結果として、評価Bが付されている。B評価以下の対象法人については、原則として経営検討委員会における評価・検討を行う対象とすることが求められているため、埼玉高速鉄道に関しても経営検討委員会を設置しての評価・検討が必要になる。

## ③補償の実行・返納金の回収

履行の実現がまだないため、求償権等の請求、返納金に関しては管理していない。

# 【意見47】損失補償に関する管理マニュアル等の作成が必要

損失補償の実行・その返納金の回収に関しては、履行が現実化していないため管理の必要が生じていない。しかし、要綱がないので、今後、具体的にどのような管理をしていくのかは分からない状態となっている。損失補償の履行の可能性は低いかもしれないが、事前に管理マニュアル等の作成が必要と考える。

## (キャシツュ・フロー分析)

損失補償の実現可能性に関しては、損失補償が付されているか否かにかかわらず全ての借入 念の返済可能性を考えなければならず、それには企業全体の収入支出、すなわちキャッシュ・ フローを十分に吟味していかなければならない。多額の損失補償が実現しないためには、埼玉 高速鉄道が継続的に債務を返済できるキャッシュ・フローがあることが前提になる。

まず、埼玉高速鉄道の過去のキャッシュ・フローを検討してみる。埼玉高速鉄道の過去6年間の財政状態及び経営成績は、以下の表のとおりである。決算書類を閲覧することにより以下の事実が判明する。

①営業収益は、平成14年度から継続的に増加している。

②当期純損益は、平成14年度の9,039百万円の損失から毎年減少し、平成19年度は3,979百万円の損失となっている。キャッシュ・フローの指標となる減価償却前当期純損益%、平成17年度まではマイナス(損失)であったが、平成18年からプラス(利益)に転じて202百万円計上され、平成19年度は672百万円の利益が計上されている。ただし、平成15年度から毎年、県及び3市の財政支援に基づいて約9億から10億円程度の補助金を受けており、この補助金は特別利益に計上されている。すなわち、補助金収入を計上して初めて利益となるのであって、支援がなけなければ依然、損失であり、平成計上に

<sup>2</sup> 般的に、キャシュ・フローの指標となるのは、償却部利益(=利益+減価償却費)である。利益は、「収益―費田」の光整概念であり、大雑吧に「収益=収入」、「費用=又田」と描らえれば、利益は収支送額をあらわすことになる。また減価償却は、回途資産の取得原価を、その資産の利用「能年数すなわち利用年数に渡って費用化していく金計の単定ある。この減価償却は非資金的支出すなわち現金支出を伴わない支出であるため、利益と共にキャッツュ・フローを形成する。

18 年度及び平成 19 年度の滅価償却前経常損益をみると、各々521 百万円及び 295 百万円の損失となっている。

③平成19年度末の純資産は32,668 ゴ万円となっており債務超過ではないが、累積損失は、47,489 百万円となっている。資本金については、平成14 年度の60,650 百万円から平成19年度の80,157 百万円~19,507 白万円の増資が行われている。これは、県及び3市の財政支援によるものである。

④有形固定資産 159,307 百万円のうち 123,018 百万円は地下鉄のトンネル工事原価(簿価)である。

過去6年間の経営成績の推移(単位: 百万円)

年度	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
営業収益	5,813	6,244	6,670	6,903	7,493	7,932
運送費	4,555	4,406	4,185	3,912	4,206	4,186
被価償却	5,246	5,248	5,242	5,218	4,698	4,651
その他の営業費	1,339	816	813	749	724	943
<b>岩業費計</b>	11,141	10,470	10,240	9,878	9,628	9,780
営業損益	△ 5,328	△ 4,226	△ 3,570	△ 2,975	△ 2,136	△ 1,848
<b>営業外収益</b>	65	10	67	50	41	75
支払利息	3,351	3,305	3,284	3,198	3,084	3,133
その他対案外費用	420	455	448	57	41	40
経常損益	△ 9,033	△ 7,975	△ 7,235	△ 6,180	△ 5,220	△ 4,946
補助金	1	1,001	972	939	951	976
その他特別技益	-	△ 19	△ 10	△ 34	△ 222	△ 4
税引前当期純損益	△ 9,033	△ 6,994	△ 6,273	△ 5,276	△ 4,491	△ 3,974
法人税、住民税及び事業税	6	9	6	5	5	. 51
<b>当期純損益</b>	△ 9,039	△ 7,000	△ 6,279	△ 5,280	△ 4,495	△ 3,979
<b>域価償却前</b> 当期純摂益	△ 3,793	△ 1,751	△ 1,037	△ 63	202	673
減価償却前経常損益	△ 3,787	△ 2,727	△ 1,993	△ 963	△ 521	△ 295
マナーオーナー ナー・ボート	+-+-+					

(注) △は、マイナスを意味する。

過去6年間の財政状態の推移(単位:百万円)

The state of the s		H . I	,			
年度	H14年	H15 年	H16年	H17年	H18年	H19年
現金及び預金	4,944	7,045	9,678	12,394	14,236	14,827
その他の流動資産	385	447	536	516	508	778
鉄道事業有形固定資産	182,819	177,928	173,083	168,209	163,770	159,307
鉄道事業無形固定資産	7,813	7,438	7,062	6,748	7,157	7,153
及期前払费用	1,836	1,726	1,646	1,625	1,564	1,510
その他投資その他資産	0	0	11	11	11	11
繰延資産 (開業準備費)	816	408	ı	I	1	
資産合計	198,614	194,993	192,016	189,504	187,247	183,587
1年以内の長期借入金	2,286	2,459	2,851	3,341	3,841	6,741
未払金	2,904	2,954	3,041	3,206	4,151	3,681
その他流動負債	907	979	1,173	1,151	1,185	1,286
及期借入金	74,219	76,089	77,574	78,403	78,442	75,700
長期未払金	78,009	75,250	72,430	69,488	66,429	63,295
引当食その他	96	125	123	141	177	214
負債合計	158,420	157,856	157,193	155,731	154,224	150,918
資本金	60,650	64,593	68,558	72,789	76,533	80,158
利益剰余金	△ 20,456	△ 27,456	△ 33,735	△ 39,015	△ 43,510	△ 47,489
純資産合計	40,194	37,137	34,823	33,774	33,022	32,668
負債・純資産合計	198,614	194,993	192,016	189,504	187,247	183,587
(35) (45)						

(注) △は、マイナスを意味する。

会社の過去の実績を見る限り、補助金を受けなければ償却前利益、すなわちキャッシュ・フローはマイナスとなる。したがって、将米のキャッシュ・フローをどのように考えるべきかが重要な問題となる。

会社のキャッシュ・フロー計画は次の「(A表)会社の将来キャッシュ・フロー計画]

にぶしたとおりである。しかし、次の2つの前提に焦点を当てて検討すると会社の将来キャッシュ・フローが計画どおり実現することについては懐疑的に考えざるを得ない。

①1月当たりの輸送人員の増加(率) ②運賃の引上げ(輸送単価の増加)の可能性

| |-|-

一保 27-

(A 表) 会社の将来キャッシュ・フロー計画

(単位:百万円)

画の実現には疑問が残り、何らかの追加資金調達が必要になる可能性も否定できない。

営業キャッシュ・フローの主たる要素である営業収益に関して、会社は「(B表)会社の

5,272	△ 2,381	△ 5,000	12,653	H47年
9,760	△ 2,919	1	12,679	H46年
9,283	△ 3,332	1	12,615	H45年
9,654	△ 3,775		13,429	H44年
6,908	△ 4,475	1	11,383	H43年
2,812	△ 5,310	△ 3,000	11,122	H42年
1,892	△ 9,036		10,928	H41年
3,606	△ 7,189		10,795	H40年
5,379	△ 6,234		11,613	H39 4
3,223	△ 6,243		9,466	H38年
△ 2	△ 6,251	△ 3,000	9,249	H37 4
3,022	△ 6,078	1	9,100	H36年
3,079	△ 5,934	1	9,013	H35年
3,307	△ 6,251		9,558	H34年
2,262	△ 5,618		7,880	H33 4≠
△ 2,688	△ 5,682	△ 4,500	7,494	H32年
1,750	△ 5,814	_	7,564	H31年
2,611	△ 6,405		9,016	H30年
3,489	△ 6,306	-	9,795	H29年
868	△ 6,194		7,062	H28年
△ 1,360	△ 5,767	△ 2,000	6,407	H27年
△ 843	△ 3,925	△ 2,639	5,721	H26年
388	△ 4,711	1	5,099	H25年
233	△ 3,908		4,141	H24 4÷
△ 738	△ 3,082	1	2,344	H23年
△ 1,304	△ 2,628		1,324	H22年
292	△ 1,154	1	1,446	H21年
△ 329	△ 571	△ 543	784	H20 行:
ネットキャッシュ・フロー	財務キャジュ・フロー	投資キャッシュ・フロー	)当業キャッシュ・フロー	年度
A+B+C	С	В	A	

(注) △は、マイナスを意味する。なお、この表は、会社のデータに基づき我々が作成したもので、若下数字の製差がある。

会社の計画は、ネット・キャッシュ・フローが---部の年度を除きプラスとなっており、この結果、長期的には現金預金残高が増加していくことになっている。しかし、ネット・キャッシュ・フローの重要部分を占める営業キャッシュ・フローを検討する限りでは、計

一保 29一

Dil.
-
100
100
-
6.
1 1
- 10
ж=
ست
-
0 1
O,
_ ~.
15.0
40,
Mark
₩E
A last.
7
×
′.~
BY
3/t
. ~
$\sim$
TT.
-1
<del></del>
ÆIIII
100
_
77
63
Ğ
17.
に水が
にがみ
に示さ
に示され
に示され
に示される
に求された
に示された
に示された。
に示されたよ
に示されたよ
に示されたよう
に示されたよう
に示されたよう
に示されたように
に示されたように
に示されたように言
に示されたように割
に示されたように計
に示されたように計算
に示されたように計算
に示されたように計算
に示されたように計算し
に示されたように計算し
に示されたように計算し、
に示されたように計算して
に示されたように計算して
に示されたように計算してい
に示されたように計算してい
に示されたように計算してい
に示されたように計算している
に示されたように計算している
計画に関する営業収益の前提」に示されたように計算している。

$\widehat{\mathtt{B}}$
(B ≵)
$\forall \Diamond$
£Ø.
甲圖
型型
4
)会社の計画に関する営業収益の前提
業収益のご
熱の
<u>\$111</u> 6
Æ.º

	í	H ·/	H-VH EIGH	9 1	74 Ltd / 1111 / 123/					
	輸送人	紅米	輸送単	輸送収人	輸送外	収入合	人員增加	人員增	輸送単	輸送単
华英	ス と と に に に に に に に に に に に に に に に に に	口数	館(円)	(育万円)	坂人(古	(王)	E)	加率	(田)	章
H20	84	365	218	6,684	1,667	8,351	7	9.1%	ယ	1.4%
H21	91	365	221	7,341	1,667	9,008	7	8.3%	co	1.4%
H22	100	365	224	8,176	1,667	9,843	6	9.9%	ယ	1.4%
H23	110	366	228	9,179	1,667	10,846	01	10.0%	4	1.8%
H24	120	365	251	10,985	1,667	12,652	10	9.1%	23	10.0%
H25	130	365	251	11,900	1,717	13,617	10	8.3%	0	0.0%
H26	136	365	251	12,450	1,717	14,167	9	4.6%	0	0.0%
H27	142	366	251	13,035	1,717	14,752	9	4.4%	0	0.0%
H28	148	365	251	13,548	1,717	15,265	6	4.2%	0	0.0%
H29	160	365	276	16,113	1,717	17,830	12	8.1%	25	10.0%
H30	161	365	276	16,213	1,769	17,982	1	0.6%	0	0.0%
H31	162	366	276	16,359	1,769	18,127	1	0.6%	0	0.0%
H32	163	365	276	16,415	1,769	18,183	1	0.6%	0	0.0%
H33	164	365	276	16,515	1,769	18,284		0.6%	0	0.0%
H34	164	365	304	18,168	1,769	19,936	0	0.0%	28	10.0%
H35	165	366	304	18,328	1,822	20,150	_	0.6%	0	0.0%
H36	166	365	304	18,389	1,822	20,211	1	0.6%	0	0.0%
H37	167	365	304	18,500	1,822	20,321	_	0.6%	0	0.0%
H38	167	365	304	18,500	1,822	20,321	0	0.0%	0	0.0%
H39	168	366	334	20,531	1,822	22,352	1	0.6%	30	10.0%
H40	168	365	334	20,475	1,876	22,351	0	0.0%	0	0.0%
H41	168	365	334	20,475	1,876	22,351	0	0.0%	0	0.0%
H42	169	365	334	20,597	1,876	22,473	_	0.6%	0	0.0%
H43	169	366	334	20,653	1,876	22,529	0	0.0%	0	0.0%
H44	169	365	367	22,657	1,876	24,534	0	0.0%	33	10.0%
H45	169	365	367	22,657	1,933	24,590	0	0.0%	0	0.0%
H46	169	365	367	22,657	1,933	24,590	0	0.0%	0	0.0%
H47	169	366	367	22,720	1,933	24,652	0	0.0%	0	0.0%

一保 30-

の可能性に関して、以下に記載した前提で試算されている。しかし、後述するように、こ の会社の前提に関しては疑問が残る この表は、①1日当たりの輸送人員の増加(率)と②運賃の引上げ(輸送単価の増

輸送人員が、今後 10 年間は、かなりプラスの率で増加していくと考えていることである。 --に、「1日当たりの輸送人員の増加率」に関して、会社の計画では、1日当たりの

29 年度には約 8%(12 千人)の増加を見込んでいる。平成 19 年度の 1 日当たりの輸送人 千人と2倍(8 万人増)になっている。それ以降は平成 39 年度まで 0.6%の微増で、以降 員実績は 80.4 千人であるが、10 年後の平成 29 年度には、1 日当たりの輸送人員が 160 を見込み、平成 26 年度から平成 28 年度にかけては 4%台の増加(6 千人の増加)、平成 は増加なしと想定している。 平成 20 年度から平成 25 年度にかけて、8%から 10%の増加(7 千人から 10 千人の増加)

1 日には 45 万人へと 6%増加しており、1 日当たりの輸送人員実績は、平成 13 年度の 4

過去の沿線人口の推移を見ると、平成 14 年 1 月 1 目の 42 万 3 千人から平成 19 年 1 月

完了する平成 31 年までには 71,070 人増加すると子測している。 平成 20 年 3 月現在の進 り、8 地区の開発が完了する平成 27 年までには沿線の人口が 47,270 人、全地区の開発が 万 7 千人から平成 19 年度の 8 万人へと 70%増加している。 平成 15 年度から平成 19 年度 こうした輸送人員の増加に繋がっていくと予想している。 美園駅周辺の大規模ショッピングセンターの開業、沿線の住宅建設の進展状況を考慮し、 捗率は、34.6%となっている。沿線人口の伸びと 10 区画整理事業の進展に加えて、浦和 ており、今後 10 年間も同程度の増加が見込まれると予想しているのである にかけての実績は、毎年 6%から 10%程度の増加率(約 5 千人から 7 千人の増加)となっ 現任、埼玉高速鉄道沿線の開発は 10 地区において次表に示すような計画で進行してお

員は会社の計画のように実現することには疑問が残る 単純利用率は、過去の実績率よりも緩慢になると考えられる。したがって、将来の輸送人 慢になってきている 単純計算では10ポイント増加すると考えられるが、平成14年度から平成19年度にかけ 万 3 千人)となるため、平成 19 年度までの 6 年間で単純利用率が 5 ポイント増加してい となる。同様に平成14年度の単純利用率は約13%(1日輸送人員5万4千人沿線人口42 る。)を計算すると、平成19年度には、約18% (1日輸送人員8万人沿線人口45万人) きる。一方で、沿線人口に対する1日輸送人員の割合(これを単純利用率と便宜上定義す ない。仮に新規に7万人増加したとして、平成31年には、52万人となっていると想定で 年度までの人口に一部含まれており、将来の人口増加に7万人全てが反映されるわけでは ての1日平均利用者数のうち定期利用者の増加率が前半の3年間に比べ後半の3年間は緩 しかし、10区画整理開発事業により増加する7万人の人口については、すでに平成19 平成 19 年度から平成 31 年度まで 12 年間あるので、同様の増加傾向を示すとすると (後半の平均増加率は、前半の平均増加率の半分程度) ので、今後の

1 日平均利用者数実績(単位:人)

年度	H14年	H15年	H16 年	H17年	H18 fF	H19 年
定期	35,300	38,900	43,200	46,300	49,700	53,900
定则外	18,900	20,300	21,700	22,300	25,500	26,500
<u>.</u>	54,200	59,200	64,900	68,600	75,200	80,400
增加率一定期	17.3%	10.2%	11.1%	7.2%	7.3%	8.5%
增加率一定期外	11.8%	7.4%	6.9%	2.8%	14.3%	3.9%
增加率一部	15.3%	9.2%	9.6%	5.7%	9.6%	6.9%
中期計画日標	54,000	60,000	63,000	67,000	71,000	77,000

営業収益の実績(平成 15 年度から平成 19 年度)

							¥			
	輸送人	ķ ŧ	******	輸送収人	輸送外収	収入合	増加	\_	輸送車	輸送単
华度	Ŧ) Ħ	10 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	111 月	(音方	人 (百万	計 (百	$\widehat{+}$	增加	価増加	価増加
	(H/7	Ž	1 <u>II</u>	13)	王	(EH.9C.	≿	-Mi	<u> </u>	杀
							Н)			
H15	59	366	213	4,607	1,637	6,244			į	
H16	65	365	211	5,009	1,661	6,670	6	9.6%	△ 1	-0.6%
H17	69	365	209	5,228	1,675	6,903	4	5.7%	∆ 3	-1.2%
H18	75	365	211	5,780	1,713	7,493	7	9.6%	2	0.8%
H19	80	366	211	6,214	1,718	7,932	ڻ.	6.9%	1	0.3%

2 1 47	市町村市町村さいたま市		海 市 潜行者	**   ** == ==   **		回程 回程 55.9ha 183.9ha
	さいたま市	油和東部第 . 岩槻南部新和西	機構	1	183.2ha 73.8ha	183.2ha H12~H30 73.8ha H12~H27
44 18	さいたま市	大門上・下野田 土田公	* さ   さ		36.3ha	36.3ha H 6~H26
, ,	E 6	1. 2. 3.	\$ 3 > C		70.0118	
7	JH D III.	[] 一次 19 19 19	治へ			76.3ha H 4~H27 52.7ha S62~H24
œ	川口市	石神西心野	⇒		33.7ha	
9	川口市	安行藤八	∄		33.7ha 99.1ha	
10	場ヶ谷市	<u>.=</u>			33.7ha 99.1ha 68.1ha	
			∄		33.7ha 99.1ha 68.1ha 80.7ha	

-保31-

第二に、「運賃の引上げ可能性」に関して、会社の計画では、輸送単価について、治線の開発状況に合わせ段階的に上げ、平成 24 年度以降 5 年毎に 10%の値上げが実施されることを前提に計画を作成している。平成 19 年度の平均単価の実績は、211 円である。平成 20 年度から平成 22 年度まで年々1.4%自然増加、平成 23 年度に 1.8%増加して 228 円となり、平成 24 年度から 10%引上げられ 251 円となる。それ以降も 5 年毎に 10%引上げられ、平成 29 年度は 276 円、平成 34 年度は 304 円、平成 39 年度は 334 円、平成 44 年度は 367 円となっていくと想定している。

平成 18 年度に運賃の 10%引上げを計画していたが、すでに他の鉄道に比べ運賃が高い(初乗り 210 円) こともあり実施されなかった3ことを鑑みると、運賃の水準は既に高く、容易に引き上げできる状況ではないと思われる。

以上 2 つの前提について検討したが、今後、この2つの前提に関する状況が大きく変化した場合、近い将来キャッシュ・フローが著しく悪化する可能性もある。

# 【意見48】損失補償の実現を回避するための工夫を検討すべき

会社の計画は平成 16 年に考えられたものであり、現実の状況は計画当初から考えてかなり変化してきている。営業収益に関する2つの前提だけに焦点を絞っても、その状況は厳しく、キャッシュ・フローが「有利」から「不利」に変化していく危険性は高いと考えられる。そしてこうした実態は、いずれ県の損失補償実現の可能性が高まることにつながると言える。

一般的に、損失補償の実現を回避する解決策として考えられる選択肢は、4 つあると考えられる。

①毎年のキャッシュ・フローを補うために県及び3市が財政支援(補助金、増資等)を継続的に行っていく。

②P 線購入負債 (平成 20 年 3 月 31 日現在残高 664 億円) の償還資金を県及び 3 市で肩代わりし、返済期間にわたって弁済していく。

③他の鉄道会社に鉄道事業を譲渡する。

④埼玉高速鉄道を他の鉄道会社と合併させる

上記①及び②の選択肢は、「県:3市=10:5」という現在の負担割合を踏襲することになるであろう。どちらを選択しても重い追加負担となるが、②のほうが①よりも多くの支出を強いられることになるにしても、根本的な解決策である。これらが実現するか

東京及びその近郊の鉄道の初乗運賃は、以下に示すとおりであり、埼玉高連鉄道の初乗運賃 210 円は高いということがわかる。JR130 円(山手線など・部を除く)、京士連鉄 120 円、小田急連鉄 120 円、東京急行連鉄 120 円、京 京急行連鉄 130 円、東京メトロ 160 円、京成電鉄 130 円、 西武鉄道 140 円、東武鉄道 140 円、相撲鉄道 140 円、 富工急行 160 円、都営地下鉄 170 円。

否かは、県及び3市の支援能力すなわち財政状況にかかっている。

③は、少なくとも事業の純資産価額以上の価格で売却すれば、税効果を考えても 部余剰資金が残ると考えられる。県及び3市に追加支援は起こらない。しかし、会社の清算を考えなくてはならない。

④は、新たな追加負担なくして他の鉄道会社が合併を受け入れてくれるのかの課題がある。また、会社の消滅を意味し、県及び3市が他の鉄道会社の株主となるという別の問題が発生する。

将来の経営状況の変化に備え、何らかの対応策を県としても十分考え、埼玉高速鉄道および他の 3 市と議論を深めていくことが今後必要であると考える。

(<u>a</u>

### 第2 総務部

## 私立学校振興資金融資損失補償

を超えない範囲で、対象事業の50%又は70%が補助されることとなる。

む。)、幼稚園、専修・各種学校] とし、融資の費途等は、以下のとおりである。なお、 限度額は、下記の表の①~③の内、最も低い額とする。正味財産の 30%と①の限度額

(1) 損失補償額の推移

私立学校振興資金融資損失補償の平成 19 年度を含む過去 3 年間の補償額と債務負担行為限度額は、次のとおりである。

(単位:千円)

.1. 6111	U10/4:	H18年	H17年	I	年度 {
101,401	107 /57	185,307	200,704	限度額	債務負担行為
211,000	911 000	143,500	55,000		貸付額
21,100		14,350	5,500		当年度補償額

(県作成資料より)

## (2)制度の目的

この損失補償制度は、知事の所管に属する私立学校の施設及び設備の整備だ実に要する資金の融資を促進することにより、私立学校の振興発展を期することを目的とする。<br/>
) 監査に当たり参照した根拠法令等

「私立学校振興資金融資損失補償」制度に関する関係法令は、以下のとおりである。

埼玉県私立学校振興資金融資要綱

## (4)制度の仕組

#### 少姨我

果が、埼玉県私立学校振興資金融資要網に基づく貸付を行ったことにより金融機関が受けた損失を補償する制度である。

貸付期間の満了に伴う最終弁済期限到来の後 6 ヵ月を経過して、なお元本及び利子(延滞利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかったときは、金融機関の請求により、回収されない元本及び最終弁済期限到来後 3 ヵ月間の利子の合計額について、当該貸付契約による貸付額の 100 分の 10 を限度として、金融機関の受けた損失を補償するものである。また、合わせて長期プライムレートを基準とした利率を基準に、利子補給も行っている。

### ②融資の内容

融資の対象は、知事の所管に属する私立学校を設置する私立学校法第 3 条の学校法人及び同法第 64 条第 4 項の法人〔高等学校等(中学校、小学校、盲学校、養護学校を含

-保35-

		é			対サノく
	100%	8千万円 (ただ し、 <b>50万</b> 円以上と サろ)	各学種	5年以内、 作利1.5%	の調理室、食
	50%以内		3年以上の高等課 程を設置する専修 3千万円 学校	5年以内、 年利1.5%	②教育機器の 購入
超えない	50%以內	校舎の建 築と同額	各学種	10年以内、 年利1.5%	の校地の購入
  正味財産  の30%を	70%以内 正味財産 の30%を	2億円 8千万円 1億円	高等学校等 <u>幼稚園</u> 専修・各種学校	10年以内、 年利1.5%	<ul><li>③上記以外の 校舎等の建築</li></ul>
		1億円	専修・各種学校		<u></u>
-	10 % X X	1億円	幼稚園	年利1.5%	同土を目的で した校舎の改 近
	700/81+	5億円	高等学校等	15年以内、	の地震等に対する安全性の
第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年	②対象事 第費に対 3 正味財 する割合 産基準	①限度額	学種	貸付期間及 び利率	融資の貴途 (事業区分)

(県作成資料を基に、監査人が作成)

## (5) 実施した手続

①平成 19 年度新規補償承諾全件につき、審査資料を閲覧し、審査が適切に行われているかを確認した。

特に問題は発見されなかった。

②県が作成した私立学校振興資金融資の残高明細書に記載された15件の債務高につき、銀行から提出を受けている報告書と突合した。 特に問題は発見されなかった。

③中小企業向け制度融資における県損失補償負担率一覧を入手して内容を確認した。

# (6) 国の制度との比較 (ただし利子補給制度として)

国にも同様の目的で利子補給制度があり、以下に概要を示す。

国の制度においては、融資限度額の計算力法は、(4)で記載した表の②③に担保物件の評価額の80%(便宜的に④とする。)以内という要素が加わり、②~④のうち最も低い額とされている。④のために、校舎等の老朽化が若しく、より改修、改築を必要としている学校が、優良な担保物件がないために十分な融資を受けられないという事態が発生する場合がある。県制度では、限度額の算定に④は加味されないので、上記のような老朽化校舎等の改築等のニーズにも応えることができ、校舎等の劣化状態に応じての、適時・適切な改修、改築が行われるという点で評価ができる。

また、貸出利子の見直しは、国の制度では、ほぼ毎月行われるのに対し、県制度では、3月と9月(平成20年度からは2月と8月)の年2回だけのため、資金計画が立て易いという利点がある。

県の制度を利用しているのは、30 件中 27 件が幼稚園である。小規模な学校法人に利便 件が高い制度であると言える。

本補償制度は、昭和35年に設けられたものであり、その当時から現在に至るまで、県の損失補償限度額は変わらず、当初貸出残高の10%とされている。現状では、利子補給制度としての機能の方が高いようにも見える。

当該補償制度の必要性、補償限度額の設定額について、再検討するべき時期ではないかと考えたが、以下の理由により、指摘するべき事項はないと判断した。(ア)「中小企業向け制度融資における県損失補償負担率・覧」において、他の制度融資と県の損失補償負担率を比較すると、特に本補償制度の負担率が低いとも言えず、10%と県の損失補償負担率を比較すると、特に本補償制度の負担率が低いとも言えず、10%

よ満の制度も少なくなかった。 (イ)県の補償と利子補給制度が組み合わされていることに、金融機関の融資を促進する 怠義があるとのことである。

### 第3 環境部

## 青空再生低公害車導入資金損失補償

## (1) 損失補償額の推移

青空再生低公宮車導入資金損失補償の平成 19 年度を含む過去 3 年間の実績と残高は 次のとおりである。

債務負担行為額(損失補償限度額)、損失補償実現額及び返納額(単位:千円)

<b>永償権残高</b>	<b>达納額</b>	損失補償額	<b>予算額</b>	務負担行為額	年度	
3,542		2,883	5,600	1,083,737	H17年	
2,986	861	305	4,800	1,287,806	H18年	
3,850	2	866	4,000	1,151,684	H19年	

庙

平成 19 年度の損失補償の対象となる金融機関の債権残高の年度別内訳は、以下のとおりである。

## 損失補償対象債権(単位:千円)

11,971,725			다 다 다
2,544,264	3,995,300	370	H19年
4,093,227	5,062,200	513	H18年
1,681,503	2,644,,300	293	H17年
741,408	2,570,900	327	H16年
2,130,813	9,027,150	1,222	H15年
780,507	2,869,000	204	H14 年
金額	金額	件数	À
19 年度貸付残高	对象贷付額	×	角
単位: 十円)	<b>包大僧包刈条良権(単位:十円)</b>	1月大	

### (2) 制度の目的

青空再生低公害車導入資金貸付とは、大気中の浮遊粒子状物質等による大気汚染の改善に取り組む県内中小企業者等に対し、低公害車への買い替えや電気自動車、天然ガス自動車等の購入、粒子状物質減少装置の購入を行うために要する資金(青空再生低公害車導入資金)を長期・低利で融資する制度で、平成18年度に導入され、県の窓口は環境部温暖化対策課である。

融資を行った金融機関に対し代位弁済を行うため、損失を被る。そこで、県がその損失の 資を受けた中小企業者が返済不能となった場合、信用保証協会は、債務保証契約に基づき 目的としている。損失補償業務は、環境部の青空再生課で行っている。 用保証協会(以下「信用保証協会」という。)の保証を付する融資が主となっている。融 · 部を補償することで信用保証を付け易くし、中小企業者への金融の円滑化を図ることを 中小企業者に対する青空再生低公害車導入資金融資は、金融機関からの融資に埼玉県信

## 根拠法令及び条例はない。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

用保証協会に対する損失補償については、「損失補償契約書」がある。 「必要に応じ埼玉県信用保証協会の信用保証を付するものとする」と規定されている。信 融資に関しては、「青空再生低公害車導入資仓貸付要綱」があり、その第7条において、

### (4)制度の仕組

書」を毎年締結している。 により被る損失の一部を県が補償する。信用保証協会と県との間では、「損失補償契約 小企業者が返済不能になった場合、信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行うこと 締結した場合には、金融機関が「青空再生低公害車導入資金」制度に基づき融資した中 損失補償対象者は、信用保証協会である。信用保証協会は金融機関と信用保証契約を

#### ②条件

ち、契約時から 10 年間に発生した損失となっている。損失対象債権と損失の発生期間 との関係は以下のようになる。 損失補償契約により、補償対象損失は、各契約時から1年間に債務保証したもののう

H20年4月1日~H30年3月31日	H20年4月1日~H21年3月31日	H20 年
H19年4月1日~H29年3月31日	H19年4月1日~H20年3月31日	H19年
H18年4月1日~H28年3月31日	H18年4月1日~H19年3月31日	H18年
H17年4月1日~H27年3月31日	H17年4月1日~H18年3月31日	H17年
H16年4月1日~H26年3月31日	H16年4月1日~H17年3月31日	H16 4
H15年4月1日~H25年3月31日	H15年4月1日~H16年3月31日	H15年
H14年4月1日~H24年3月31日	H14年4月1日~H15年3月31日	H14 4F
補償対象となる損失の発生期間	補償対象となる保証契約の期間	契約年度

である。信用保証協会負担部分は、次の2つの算定方式により算定される 損失補償額は、「信用保証協会負担部分 (20%)」の 50%、すなわち、代位弁済額の 10%

# 部分保証方式:信用保証協会負担部分=代位弁济元金一回収額一保険金

20%)	(元金部分の	債務保証契約外	
請求時までの返済)	返済額(代位弁済後、保険	債務者からの全額又は一部	
SE YOU AN		中心のはないできるなる。	代位弁済額(元余部分の80%)
(BC) (B)		每三 <b>年</b> 后数令名担义分	

負担金儿式:信用保証協会負担部分=代位弁済元金—回収額—保険金—金融機関負担部分

10000	16. 100 vo	請求時までの返済)	20%)
(90%)	13731.米比亞拉夫275×2天家	返济额(代位弁济後、保険	(元金部分の
使用免益故 全有超级分	日子今秋を軽くませいら足移	債務者からの全額又は一部	金融機関負担分
	代位介济額 (元金部分)	代位介的	

のように算出されている。 平成 19 年度末における債務負担行為限度額は 1,151,684 千円であるが、この限度額は以下

青空再生低公害市導入資金指失補償限度額の算出根拠

	1,151,684		2,292,572	9,170,297	11,462,868	11,971,721	학
	203,542	50	407,083	1,628,329	2,035,411	2,544,264	H19 4
	409,323	50	818,646	3,274,582	4,093,227	4,093,227	H18年
	168,151	50	336,301	1,345,203	1,681,503	1,681,503	H17 #
	74,141	50	148,282	593,127	741,408	741,408	H16年
数 精置 资 资 金	10,788	100	10,788	43,150	53,937	53,937	H15 年
	207,688	50	415,375	1,661,500	2,076,875	2,076,875	H15年
	78,051	50	156,102	624,406	780,507	780,507	H14 年
	TAX TIX	(%)		80%)			
油		補償率	協会負担額	(左記の)	代位弁济額	D: 10 4.1%	貸付年度
	若 千 二 二	損失		保険金		10 4: 手 计拼	
	(単位:千円)	(単)	前の算出根拠	員失補償限度額	青空再生低公害車導入資金損失補償限度額の算出根拠	<b></b> 宇空再生低公	714

一保 39-

[条件]

債務負担の限度額を算定するため、平成19年度末貸付残高が全て回収不能と仮定し て算出する。

③業務のフロー

県の補償額は信用保証協会負担額の 50%(半成 15 年度装置装着資金のみ 100%)

信用保証協会代位弁済額 (=平成 19 年度末貸付残高) -信用保険法 5 条による保険金

(算出方法)

平成 13 年度~平成 18 年度まで

(代位弁済額の8割) =信用保証協会負担額

平成 19 年度

保険金(代位弁済額の8割)=信用保証協会負担額 信用保証協会代位弁済額(=平成 19 年度未貸付残高×80%)-信用保険法 5 条による

- 採 41-

(債務者・連帯保証人) 融資申込者 ①期限の利益喪 失・債権の回収 **①**学政発生 **⑦**糖資実行 の水質債券 (債権) の回収 班 醙 燕 ₽ 動代位弁済金の支払い 团代位介济請求 債務保証契約 ⑤事故報告 5> 麩 胃 亲  $\boldsymbol{\Xi}$ II. 泣 <del>].</del> 左 回損失補償金返納の通知 ②損失補償金の支払い ②返発金の後人 砂返納金の清末 **③**損失補償請求 損失補償契約 延失 팙

⑦融資実行

①事故発生

⑨事故報告・・・・事故発生後、10 日以内に報告をする。

②期限の利益喪失・債権の回収

め代位弁済請求・・・期限の利益喪失後、90 日から 2 年間のうちに請求する(信用保 証協会と金融機関との約定書による)

の代位弁済金の支払い

・・・・前年度中に代位弁済となった資金の損失補償額を算定し、 日までに請求する。 6月末

②損失補償金の支払い・・・内容を審査し、請求書受領後6ヵ月以内に支払う。

⑦求償債務(債権)の回収・・・求償債務者に対し、回収にあたる。

⑤損失補償金返納の通知・・・過去代位弁済した資金のうち、前年度中の回収額から返 納額を算定し、6月末日までに報告する。

②返納金の納入・・・毎年度、8月末日までに納入される。 労返納金の請求・・・内容を審査し、請求する。

一保 42-

#### (5) 業務の状況 ①補信型約の総

## ①補償契約の締結

信用保証協会と県との間で「損失補償契約書」を毎年締結している。

## ②補償先に対する管理

金融機関が融資している中小事業者の貸付金のデータは、信用保証の有無を問わず全件、温暖化対策課において専用の貸付金管理ソフトにより管理されている。青空再生低公吉車導入資金には、利子補給の制度も実施しているため、利子計算の目的で、年に2回賃付金管理ソフトの貸付金状況をすべての金融機関に照会し貸付金残高を確認している。

温暖化対策課は、信用保証の有無を金融機関の作成する「青空再生仮公害車導入資金貸付実行報告書」で確認し、データ入力する。信用保証を付した貸付金を集計して損失補償対象債権の全体額を把握している。信用保証協会から信用保証対象債権のデータを入手し県の集計データと照合することは行っていないが、年2回実施する金融機関への残高照会の際に借入者の保証の有無について確認・照合をしている。

現る限金の際に借入者の保証の有無について確認・照合をしている。

一方で、青空再生課においては、信用保証協会から、毎月、i代位弁済(損失補償)及び返納金の月次報告を受けており、年度末には、ii損失補償の年次請求書とその明細書及びiii年次還付報告書とその明細書を入手する。この報告書によって損失補償及び返納金を把握し管理しており、青空再生課においては特に管理資料は作成していない。損失補償の件数が少ないため、損失補償に関する管理業務に関して文書化されているものはない。

また、青空再生課において、保証先のリスク判定は行っておらず、損失補償が実現しないような対策についても特に行っていない。信用保証協会と金融機関の業務にすべて依存している。

# 【意見49】損失補償先の管理に関する業務指針の文書化が必要

青空再生課においては、損失補償の管理は信用保証協会から入手されるデータのみの管理であり、全て信用保証協会の業務に依存している。損失補償の件数が少なく、過去に管理上の問題が発生していないという事実があり、また今後この損失補償制度を継続させるか否かの議論もあるが、県側の管理業務に関して統一的な手続きを継続していく上では、損失補償の管理に関するマニュアルを作成することが必要である。

### ③補償の実行

損失補償実績は、以下のとおりである(単位:円)。

6.930.056	6,930,056				66,238,600	(13 /4)	<del>=</del> #
	186,000	20 年	商児不振	Н20 ी: 3 Д	932,779	H15	13
	337,149	20年	商況不振	H20 年 3 月	3,381,577	H15	12
2,210,090	328,000	20年	商況不振	H19年10月	1,640,000	H15	11
9 9 16 856	659,900	20 4:	商況不被	H19年9月	6,633,169	H17	10
	196,207	20年	的況不振	H19年9月	1,962,067	H15	9
	509,600	20年	災害・事故	H19年4月	5,122,386	H15	œ
000,010	139,000	19 行	商況不振	Н19 年 2 Л	696,758	Н15	7
86.7.8 87.8	726,848	19年	商况不振	H18年12月	7,268,481	H15	6
305,400	305,400	18年	商況不振	H18年2月	3,069,549	H15	Ö
	861,000	17年	趙光不振	H16年12月	8,635,016	H15	4
2,883,000	1,260,000	17年	競争激化	H16年8月	12,647,844	H15	ယ
	762,000	17 年	商況不振	H16年6月	7,659,456	H15	12
658,952	658,952	16 4:	商况不被	H16年3月	6,589,518	H14	-
1-(8:11:01	12人制度放	償年度	Aire	101111111111111111111111111111111111111	TVINUUTSH #R	行年度	
£ ₩ ▷ ±1.		損失補	2 <del>}</del>	华件专家	(+1)+××	融資実	

### ④返納金の回収

返納金及び求償債権残高は次のとおりである(単位:円)

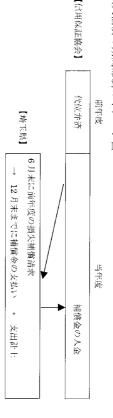
6,045,441	21,631	1,984	861,000	6,930,056	計 (13件)	*
186,000	0	0	0	186,000	H20 'F	13
337,149	0	0	0	337,149	H20 年	12
328,000	0	0	0	328,000	H20 ' <del>†</del> -	11
659,900	0	0	0	659,900	H20 ' <del>†</del>	10
196,207	0	0	0	196,207	H20年	9
509,600	0	0	0	509,600	H20年	8
139,000	0	0	0	139,000	Н19 4	7
708,441	18,407	0	0	726,848	H19年	6
305,400	0	0	0	305,400	H18年	OT.
0	0	0	861,000	861,000	H17年	4
1,260,000	0	0	0	1,260,000	H17年	ಬ
756,792	3,224	1,984	0	762,000	H17年	2
658,952	0	0	0	658,952	H16 ₩	1
不同误惟汉同	H20 华度	H19 年度	H18 年度	19人制度假	償年度	
<b>小鸡种种形式</b>		返納金		11.4.抽貨物	損失補	
	],	800 (世世・口)。	欠り こ かり こ	次門出及り、不同民権	WINE X	X

一保 43-

【意見50】損失補償および返納金の財務会計上の処理が1年遅れることの是正を

請求し、県は請求書受領後6ヵ月以内に補償金を支払う。したがって、損失補償の実現 が存在することになる。 は、1年ずれることになる (下記図参照)。これにより、県の損失補償に関して簿外債務 信用保証協会は前年度に代位弁済した分から当年度6月末日までに補償額を算定して

損失補償の期間帰属のイメージ図



定して当年度の6月末日までに報告し、それを受けて県は請求書を発行し、8月末日まで 回収と考えるべきであって、1 年間分の簿外未収金が存在することになる に入金される。8月入金分が当年度の収入として計上されるが、実態は前年度の末収金の 同様に、求償権の返納額については、信用保証協会が前年度中の回収額から返済額を算

なり、発生している損失補償に係る債務を適時に認識するという観点からみれば、適正な 償金の支払い及び返納金の回収については、発生期から1年遅れて会計処理されることに 続きを変える必要がある。 あれば、年度末までに信用保証協会から損失補償分の請求と返納金の通知を受ける様に手 記帳の仕方とはいえない。これらを発生した期に適正に記帳するためには、全てが可能で 金は 21,631 円であり、平成 20 年 3 月末において簿外扱いとなっている。このように、補 半成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月における青空再生損失補償額は 2,216,856 円、返納

の分割交付への変更等の損失補償契約の契約内容の変更などを検討するべきである。 当年度に帰属するような工夫、例えば、補償金の一括請求から分割請求への変更、補償金 同一期間内の計上はある程度実行可能であると考えられ、当年度発生の損失を可能な限り 与えることが必要であり、実現は難しいということであった。しかし、以下の理由により、 を課してなるべく少額の損失補償金を支払うべきであって、それには回収する時間を十分 度 3月 31 日までにその履行の事実を確認する必要があり、手続的に難しいこと、第二に、 予算策定との関係で無理に短縮すると不都合が生ずる、第三に、信用保証協会に回収努力 この処理の短縮については、青空再生課では、第一に、債務負担行為を行う場合、当年

通知)と定めている。したがって、県の主張するように、信用保証協会の代位弁済の履行 令第 143 条によれば、「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行 とあり、「「当該行為の履行があった日」とは、履行確認の日をいう。」(昭和 38・12・19 第一の手続的な困難性に関しては、歳出の会計年度所属区分を規定した地方自治法施行 「があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」(第4項)

> はなく、年度内に数回に分けて実施すれば、完全な形ではないが、当年度の履行の確認を および求償債権の回収に係る支払予定通知を、年度末以降に1年間分を一抵的に行うので いることになる。このことはすなわち、信用保証協会から代位弁済後の損失補償金の請求、 県は信用保証協会から毎月代位介済額と求償債権の回収額の通知を受け取っているわけ 請求等の手続きでは、来年度の計上とならざるを得ない。しかしながら、前述したように、 の事実を 3 月 31 日までに確認することが必要であり、現在採用されている補償金年一括 年度内に行えることを意味する。 であり、信用保証協会ではもちろん県でも毎月補償に係る損失発生額・回収額を把握して

生したものを当年度の会計年度に帰属させるという意義のほうが事務手続の問題よりも 損失補償金の請求を受ければ、ある程度の確からしさで予算超過するか否かを事前に判断 ことができる、ということである。これに関しては、信用保証協会から年度内に定期的に 年度6月末に確定額を認識すれば、予算超過した場合でも補正予算を時間的に容易に組む 月実績を参考にして翌年度の予算を策定しているということであった。当年度に当年度発 の関係で好ましいという意見である。すなわち、損失補償は、偶発的なものであり具体的 でき、補正予算を組む場合でもさほど煩雑にならないと考えられる。むしろ、当年度に発 生分を組み込む場合、年度末近くに予算額を超える多額の損失補償が確定した場合、補正 に金額ベースの予算計上が難しいため、信用保証協会からの月次報告のうちで当年度 6 ヵ 大きいと考える。 予算の承認が必要となるが、その手続きを行うことは時間的に難しいので、1年遅れで数 第二の予算策定上の不都合とは、損失補償金を1年遅れで計上する方が、予算の設定と

係にあり、支払う損失補償金額と求償債権の回収額のネットの最終効果、つまり最終的な 求を受けるべきであるという考えである。しかし、損失補償と求償権の発生は不可分の関 協会で回収努力をしてもらい、なるべく損失補償額を少なくしてもらってから補償金の註 県の負担額は同じである。そうであれば、損失をなるべく早く認識する方が適正な処理と また、第三の損失の遅延認識の考えとは、代位弁済後ある程度の期間を置き、信用保証

るため、実行可能性という観点では問題はないはずである(なお、市町村の場合でも、永 の支払いは請求から 30 日以内に市町村が履行するという手続きが既に実務で行われてい が制度的にも望ましいといえる。実際、信用保証協会が市町村に対して損失補償金の請求 うことは、その分信用保証協会側の資金負担が増すことになるため、早めに精算を行う方 質権の返納金については毎年 3 月に前年の 3 月から 2 月までの 1 年分を一括還付してい を行う場合、代位弁済の翌月に信用保証協会から請求が行われ、これに対する損失補償金 さらに、信用保証協会の側に立った場合、代位弁済に対する損失補償が1年ずれるとい

交付している事例も存在する 他県の制度として、神奈川県や千葉県では、信用保証協会に対して損失補償金を年4回

るため、同様の解決策を検討すべきである。 この問題は、信用保証協会と県との他の損失補償についても同じように生じてい

## (6) 信用保証協会での調査結果について

調査対象は、以下のとおりである。 青空再生低公害車導入資金融資に関して、信用保証協会での管理状況について調査した。

②損失補償実行先(平成 16 年から平成 19 年までに発生した代位弁済先)から 10 件 ①新規保証対象融資先(平成 19 年から平成 20 年にかけて実行された融資先)から 10 件

## ①新規保証対象融資先について

・融資条件に合致しているか。 新規の場合、以下のポイントについて適正な管理が行われているかを調査した。

- ・保証先の実態把握が十分に成されているか。
- ・金融機関との情報共有・連携は十分であったか。
- ・保全上考慮すべきことはなかったか。
- 決算書、申告書を用いて保証先の経営実態を十分把握しているか。

十分な分析がされているかに関して疑義の残るものがあった。 調査の結果、大きな問題は発見されなかった。ただし、1つの案件で返済能力に関する

の実績から兄ると、減価償却費での返済は難しい先である。 近い金額であるため、金融機関が融資先から入手した将来3年間の見積キャッシュ・フロ 一より、借入金の返済が可能と判断したと考えられる。しかし、過去3ヵ年の償却前利益 であった。この融資先は現在延滞等の発生はないようであるが、借入金残高は年間売上に 融資決定理由として減価償却により借入金の返済は可能という判断を下しているもの

## ②損失補償実行先について

損失補償先に関しては、以下のポイントについて適正な管理が行われているかを調査し

- ・保証先、保証人の状況を十分把握しているか(接触状況、返済能力の把握、返済計画作 成の有無及びその妥当性)
- 担保がある場合の対応は適切か(担保処分の適切性、保全の適切性、競売等法的手続の
- 法的措置は適切に行われているか
- 回収強化、効率的な回収を行うための対策が行われているか

前記の損失補償実行の表に基づいて、調査対象及び調査結果を記載すると、以下の表に

			調査対象		湖杏結果	<b></b>	
	代似弁済額	相失補償額	カングラカン	①债務者、	②担保の管	③法的措	①阿坎廷関
	- 41::21 97 98	) 		保証人の把	准	Ħ	する対策
				摊			
	6,589,518	658,952	端企	Δ	$\Diamond$	Δ	٥
.,	7,659,456	762,000	調査	0	<b>\langle</b>	×	0
	12,647,844	1,260,000	調査	•	$\Diamond$	×	0
	8,635,016	861,000	石	-	1	Í	1
	3,069,549	305,400	調査	٥	<b>\langle</b>	٥	D
	7,268,481	726,848	量外	•	<b>\$</b>	×	•
"	696,758	139,000	置介	0	<b>\( \)</b>	×	0
~	5,122,386	509,600	抛介	<b>&gt;</b>	$\Diamond$	×	×
	1,962,067	196,207	置介	, ×	$\Diamond$	×	0
0	6,633,169	659,900	題格	<b>&gt;</b>	<b>\( \)</b>	×	•
1	1,640,000	328,000	調査	Þ	<b>\qquad</b>	×	٥
2	3,381,577	337,149	穴			I	ı
ω	932,779	186,000	桕	I		I	
E 1		上記の「調査結果」の記号の意味は、以下のとおり。	味は、以下	のとおり。			

- ◎・・・管理は十分行われている
- ○・・・現況できる管理が行われている
- △・・・外的制約により管理に限界がある(弁護上介人(破産、民事再生、債務整理等)により接触、 入手困難
- ▲・・・行動しているが目的達成されず
- ×・・・何も実施されていないか、管理に不備がある
- ◇・・・存在しないので管理対象にならない

(注 2) 調査対象9については、①債務者、保証人の把握の調査結果がo、×の両方付しているが、調査対象9は 2 つの貸付金の合計であるため、一方が○、他方が×ということを意味している。

た結果、気の付いた点をまとめると以下のようになる。 青空再生低公害車導入資金融資に関する、信用保証協会の債権管理状況について調査し

必要である (特に▲の付された案件)。 第一に、弁護士介入していない補償先に対しては積極的に法的措置を考えていくことも

の把握等を行っていないのが現状である。 の×印)。保証人の選定に関して、一度保証人を選定してしまうと以降は保証人の資産状況 第二に、代位弁済実行以前に、保証人の返済能力が欠如している場合があった(9 の①

立建

#### 第4

社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償

## 損失補償額の推移

債務負担行為限度額は、次のとおりである。 社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償の平成 19 年度を含む過去 5 年間の補償額と

(単位:千円)

貸付残高	貸付額	貸付件数	千英
9,800	14,000	1件	H17年
24,250	30,000	2 1/4	H18年
27,500	38,000	2 件	H19年

## (2)制度の目的

た場合、県が損失補償を実施する。 社会福祉施設経営安定化融資制度は、県内の社会福祉施設を経営する社会福祉法人に対 社会福祉施設経営安定化融資制度において、取扱金融機関が償還金を回収できなくなっ

を図ることを目的としている。 県が損失補償を実施することにより融資の健全化が図られ、制度利用の促進を図ること 施設経営に必要な資金の融資を行い、施設運営の円滑化及び施設の入所者処遇の向上

機関に対して予算の範囲内で利子補助金を交付している。 を目的としている。また、上記融資を受けた事業者の余利負担を軽減するため、取扱金融

埼玉県社会福祉施設経営安定化融資制度要綱

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- 埼玉県社会福祉施設経営安定化融資制度要綱取扱要領
- 埼玉県社会福祉施設経営安定化融資利了補助金交付要綱

### (4)制度の仕組

援費指定施設又は特別養護老人ホームで政令指定都市所在の施設を除く。)を経営する 社会福祉法人とする 以下の施設(措置費(保育所においては運営費負担金)の支弁を受けている施設、支

- (ア) 生活保護法 (昭和 25年 5月 4日法律第 144号) による保護施設
- (イ) 身体障害者福祉法(昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号)による身体障害者更生 接護施設

-保49-

- (ウ) 老人福祉法 (昭和 38 年 7 月 11 日法律第 183 号)による老人福祉施設
- (工) 売春防止法 (昭和 31 年 5 月 24 日法律第 118 号)による婦人保護施設
- 児童福祉法 (昭和 22 年 12 月 12 日法律 164 号) による児童福祉施設

4

- (カ)知的障害者福祉法(昭和 35 年 3 月 31 日法律第 37 号)による知的障害者援護施
- (キ) 社会福祉法(昭和 26年 3月 29日法律第 45号)による授産施設

#### ②条件

- 資金使途・・施設の運転資金(施設会計における事務費及び事業費)
- ·融資限度額· · 5,000 万円

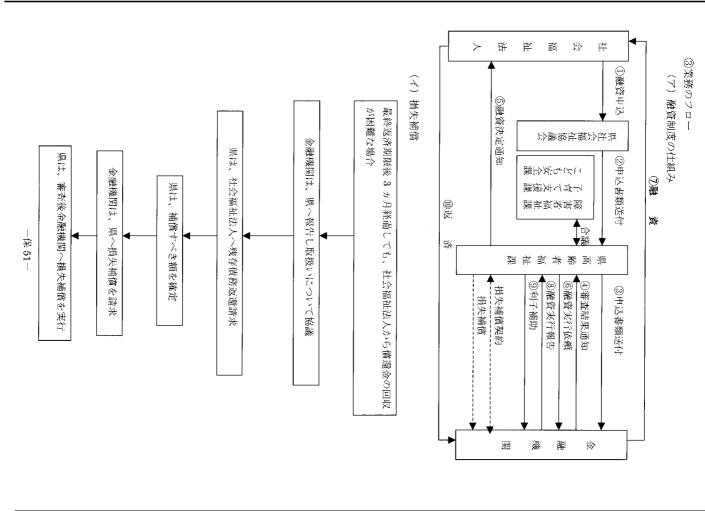
ただし、直近3ヵ月間の平均措置費(介護報酬)月額の3倍を限

融資利率・・別に定めるものとする。

現行では実行利率 2.8% Y定 (短期プライムレート連動)

うち 0.9%相当は県費補助、 融資利率 1.9%相当は法人負担

- 償還方法・・元金均等毎月返済 償還期間・・1年以内(貸付決定から)
- 保 託 人・・法人理事長
- ・債務負担行為限度額・・回収されない元本及び最終弁済期到来後 3 月までの利子 の合計額



## (5)業務の状況

## ①補償契約の締結

元本及び最終返済期限到来後3ヵ月までの利子の合計額を当該金融機関の受けた損失と 全部又は一部が回収されなかったときに、上記金融機関の請求によりその回収されない た場合においては、 いては、要綱に定める資金の最終返済期限(借受人が返済についての期限の利益を失っ 県が指定する2つの金融機関との間で損失補償契約を締結している。損失補償額につ 当該失った日。)後3ヵ月を経過して、なお、その元本及び利子の

## ②補償先に対する管理

して補償する。

いる。分析指標として以下の項目を検討している。 施設整備指導担当において、融資を申し込んだ社会福法人の経営状況の分析を行って

- A. 自己資金比率
- B. 流動比率

D. 固定比率

- C. 当座比率
- F. 事業活動収入事業活動利益率

G. 事業活動収入経常利益率

- H. 事業活動収入仲び率
- I. 人件費率
- J. 人件費伸び率

K. 支払利息率

して損失補償残高及び利子補助金交付における計算資料として利用している。 融資実行後は、3月と9月に金融機関から社会福祉法人ごとの融資残高報告書を入手

### ③補償の実行

過去に、返済が滞った事実はなく損失補償額が発生したことはない。

# 【意見51】融資決定過程を明確にし、規則への織り込みを

付資料である経営上の分析において記載されているが、融資は決定されている。 平成19年度の融資先の2法人の経営状況の懸念事項が融資申込起案や融資申込書の添

月1日至平成19年9月30日)をみると、法人合計の当期資金収支差額合計△10,103,295円、 の必要な資金の…部となっている。また別法人は、添付資料である計算書類(白平成19年4 2法人のうち特に1法人については、当該融資制度を数年間にわたり利用しており毎年

当期末支払資金残高34,333,044円、次期繰越活動収支差額△7,322,881円となっており今後の事業運営に懸念がある。

債権管理強化の - 環として、県においては、平成 20 年度からより実質的な審査を実施できるように、従来の必要書類に追加して以下の書類の提出を求めることとした。

①過去3会計期間の決算報告書

②月次試算表

③連帯保証人 (理事長) の所得・課税証明書

④借入金返済予定表(安定化融資以外に借入がある場合)

⑤資金不足改善計画書

県では、経営分析等を実施して融資申込法人の経営状況を把握しており、その結果を 略まえて融資を決定しているが、経営状況の分析把握から融資決定の判断がどのようにさ れたのか不明確なことに問題がある。 相当者に下るて静容判断が思わることが、 第二者によ曲線でする陽容判断の独立プ

担当者によって融資判断が異なることなく、第三者にも理解できる融資判断の決定プロセスを確立する必要がある。

さらに、当該融資決定プロセスを埼玉県社会福祉施設経営安定化融資制度要綱又は埼玉県社会福祉施設経営安定化融資制度要綱取扱要領に盛り込む必要があると考える。

## **民間社会福祉施設整備促進事業損失補償**

N

## (1) 損失補償額の推移

民間社会福祉施設整備促進事業損失補償の平成19年度を含む過去3年間の事業実績は以下のとおりである。整備数の減少や補助対象者の見直しにより、新規の貸付が減少している。

(単位:千円)

5,261,525	7,019,304	9,018,038	貸付金残高
2,041,408	2,419,052	2,532,260	補助額
282 件	313件	339 件	補助件数
227,445	338,930	204,879	貸 付 額
6件	17件	7件	新規貸付数
H19年	H18年	H17年	年 度

# 【指摘21】決算統計の債務負担行為限度額の検証が不十分

社会福祉課が報告している決算統計の債務負担行為限度額は、平成17年度は12,516,360千円、平成18年度は7,019,716千円、平成19年度は5,272,420千円であった。正しい金額は、上記表の貸付金残高である。

このように差異が生じている原因を社会福祉課担当者に確認したところ、債務管理システムの不具合によるものであったと回答を得たが、今回の指摘まで長年にわたり上記差異に気付かず、放置されていたことに問題である。

これは、次算報告の起案文書に根拠文書の添付が規定されておらず、担当職員の上司等複数の職員がチェックする体制が取れていなかったことが原因と考えられる。

- 起案文書は、担当職員のみならず上司も決裁印を押印し確認することになっているのであるから決裁手続きを適正に運用する必要がある。

### (2)制度の目的

民間社会福祉施設整備促進事業において、取扱金融機関が償還金を回収できなくなった場合、県が損失補償を実施する。

民間社会福祉施設整備促進事業は、予算の範囲内において、社会福祉施設の整備資金を貸し付けるとともに、当該貸付に係る償還金および利子を補助する。

社会福祉施設の量的整備とともにその質的向上を図り、利用者の処遇向上のための環境整備を促進することを目的としている。

県が損失補償を実施することにより融資の健全化が図られ、制度利用の促進を図ることを目的としている。

一年 53-

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等(関連法令等を含む) · 社会福祉法

- 埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業実施要綱
- 社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱

- ·次世代育成支援対策施設整備県費補助金交付要綱
- 交付要綱 社会福祉施設等施設整備費(アスベスト除去等及び耐震化整備等)県費負担(補助)金
- 社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例(昭和 38 年埼玉県条例第 15 号) 社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準について(通知)

補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)

(4) 制度の仕組

ゆる補助金の10年分割交付である。 結するが、その返済金額の元金及び利息相当額を県が全額補助するスキームであり、いわ この事業は、社会福祉法人等と指定金融機関との間で 10 年間の金銭消費貸借契約を締

スキームの流れは、以下のとおりである。

①県は指定金融機関に貸付相当額の10/15を預託する。

④社会福祉法人等は、金銭消費貸借契約に基づき指定金融機関に元金及び利息金額を支払 ③県は社会福祉法人等に対し、返済元金及び利息の10/10を補助する ②県は指定金融機関に社会福祉法人等に対して国庫補助基本額の1/4相当額に対象施設 ごとの補助率を乗じた額で貸付を実施させる

①交付の対象

$\widehat{\Xi}$	ယ	ю	1		
障害福祉サービス事業所	障害福祉サービス事 業所等	社会事業授雇施設	保護施設	施改の種類	
障害福祉サービス事業所 地方税法 (昭和25年法)   職害え 独盤996昇第348条9項10 × ora		社会福祉法人	社会福祉法人又は日本 赤十字社	設隘者	
皆自立支援法第79		社会福祉法第2条2項7号	生活保護法第41条	設置根拠等	
<b>小須措置</b>		予算措置	生活保護法第74条1 項	補助根拠等	
2/4		2/4	2/4	県補助	

13	1.2	11	3.0	(2)	9	œ	7	22	£ 6	5	4.	(2)	9		8	-	П
その街橋設	応急仮設施設	福祉ホーム (既存施設を改修し て転換する場合限 る。)	精神障害者退院支援 施設	重症心身障害児 (者)通興事業施設 (A型)	児政哲社施設等児政裕礼施設	精神障害者社会復帰 施設	知的障害者福祉工場	知的障害者通勤發	知的障害者摄護施設 知的障害者更生施設 及び知的障害者擾底 輪認	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者接底施設	身体障害者社会参加 支援施設	障害者支援施設	医希留语 化二二乙基苯酚	4	社会事業授罹施設	保護施設	施設の種類
社会福祉法人又は日本 赤十字社	本表中の施設の種類ご とに定められている設 匿者		社会福祉法人等	社会福祉法人	社会福祉法人又は日本 赤十字社若しくは民法 第33条の規定により設 立された法人	社会補他法人又は医療法人	<b>社会福祉法人</b>	社会福祉法人	社会描祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人等(医療 法人を除く。)	第第228号第348条空間/0 の4号及び10708号の超 時により回信管を設定 はいる第十分により回信管を設定 はいる第十分に会議人 はお人 日本寿十学 十、民法 (明治29年4 年第89号) 第34条の想 がにより設立された法 人郷、以下「存金額柱		社会福祉法人	社会福祉法人又は日本 赤十字社	設隘者
別途厚生労働大臣が定 める基準等	「社会額祉施設等における 行急反応設整備及び整備整 備の原費補助の取扱いにつ いて (平成18年3月1日 社福2232号本職通知)	障害者自立支援法第79 条2項	「厚先労働大臣が定め る施設基準」(平成18 年9月29日厚生労働省告 示第551号	「重症心身障害児 (者) 通關事業の実施 について」(平成8年5 月10日児発第496号厚生 毎児童家庭局長通知)	児童福祉法第35条4項	精神原填者協能ボームB型の成故について」(障害 型の成故について」(障害 者自立上療法財則48条又は 下成14年1月22日障務第 12200号厚工労働省社会・ 提廣局障害保健福祉部長通 知)	知的障害者福祉工場の設置及び運営について、 (昭和60年5月21日で、) (昭和60年5月21日厚生省発児第104号厚生 年務次官通知	障害者自立支援法附则 第58条1項	障害者自立支援法附则 第58条1項	廠害者自立支援法附則 第41条1項	身体障害者福祉法第28 条8項	障害者自立支援法第83 条4項	障害者自立支援抵棄79条2項		社会福祉法第2条2項7号	生活保護法第41条	設置根拠等
予算措置	予算措置	予算措置	予算措置	予算措置	児童福祉法第56条 の2第1項	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	子算措置	下算措置	下算措置	予算措置	<b>子算措置</b>	予算措置	· 安治 [6]		予算措置	生活保護法第74条1 項	補助根拠等
2/4	2/4	2/4	3/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4		2/4	2/4	県補助率

\*平成 19 年度以降の県補助率である。

一保 55-

一保 56—

額の 100 /100 を補償

-保 57-

回収されない元本及び最終返済 期限到来後3か月までの利子の合計

損失補償

**a** 

法人から元本及び利子の全部又は 整備資金の最終返済期限後3ヶ月を経過して

一部が回収

されなかった場合

・賃付利率 0.93% (平成 18年 10月 1日現在の長プラより算出)

(5)業務の状況

①補償契約の締結

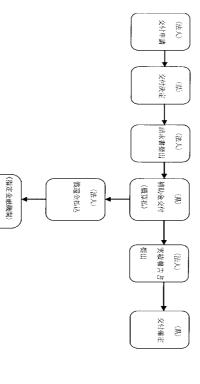
指定金融機関との間で毎年度において損失補償契約書を交わしている。

②補償先に対する管理

必要に応じて報告を義務付けている。

- ·償還期間 10年
- 償還方法 元余均等年賦償還 (年1回)
- · 担保科 無担保無保証
  - 利子年賦償還(年1回)

損失補償



## ③業務のフロー (補助金の交付)

指定金融機関が弁済期限経過後、元金及び利子を回収できなかった場合 に、回収されなかった元金及び最終弁済期限到来後 3 ヵ月までの利子の

## 合計額を県が全額損失補償する

### ③補償の実行

書類は指摘事項以外については、適正に整理保存されていた。

界では補償先の社会福祉法人ごとに書類をファイリングしている。監査の結果、当該

指定金融機関及び惜受人においても、帳簿及び証拠書類の整備保管を義務付け、県の

指定金融機関が介済期限経過後、元金及び利子を回収できなかった場合に、回収され

る。ただし、過去において、県が損失補償を実行した事例はない。 なかった元金及び最終弁済期限到来後3ヵ月までの利子の合計額を県が全額損失補償す

## 【指摘22】書類の保存期間の設定が不適当

祉施設整備促進事業実施要綱」における様式1)等の書類は廃棄処分されていた。 グしたが、そのうち平成 14 年度以前の貸付についての融資申込書(「埼玉県民間社会福 平成 19 年度末の貸付金残高のうち多額な貸付先を当初に監査対象としてサンプリン

福祉部高齢者福祉課からの回答は、以下のとおりである

は、既に5年の保存期間が満了したことから、「埼玉県文書管理規則」第10条に基づき この第3種文書の保存期間は5年であり、貸付年度が平成14年度以前のものについて 通知、申請、届出、報告、新達等で重要なもの」に該当するもとして取り扱ってきた。 月30日規則第61号)の第8条第1項における文書種類のうち別表中第3種文書等の「2 廃棄処分したものである 民間社会福祉施設整備促進資金融資申込書は、「埼玉県文書管理規則」(平成 13 年 3

の指定口座から 償還期日に法人

指定金融機関から県に請求

四月一日」(「埼玉県文書管理規則」(以下「規則」という。)第八条第三項)である。 この完結とは、「事業の処理が終了すること」(規則第二条第一項第九号)である。 上記保存期間の起算日は、「当該文書が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の

なければならない。」と文書課より回答を得た。 であり、そのような観点を踏まえて、各担当課所長が当該文書の保存期間を適正に定め 「一般的に、事案処理により生じる書類は当該事案処理に当たっての根拠となるもの

課との確認が不十分で、償還期間 10 年の資金に関する書類を 5 年の保存期間と定めた ことは適当ではなく、少なくとも10年以上の保存期間とすべきであったと考える。 福祉部高齢者福祉課において保存すべき書類量が多いとの現況には理解するが、文書

なお、上記問題点について、平成 20 年 11 月 13 日に文書課から以下の回答を得た

#### -保 58-

「文書管理規則別表で定める基準に基づき、課所長が当該文書等に係る法律関係の継続する期間を考慮して、適正な保存期間を定めることを徹底する。」

## 具体的対応策として

①「文書事務の手引き」及び「ファイリング・システムの手引」の改正には、 「大書事務の手引き」及び「ファイリング・システムの手引」の改正には、 「大書記される」と

保存期間の基準の考え方を明確化し、課所長が適正な保存期間を定められるように保存期間に係る文書を、「保存期間は、文書管理規則の別表の基準により、課所長が当該文書等に係る法律関係の継続する期間等を考慮して適正に定めます。」(アンダーライン部分を追加改正)に改正し、県庁LAN電子掲示版に掲載する。

②「文書だより」、「メールマガジン」による周知徹底

上記改正内容を「文書だより」、「メールマガジン」で全庁に通知し、周知徹底を図。。

る。 ③文書管理状況(実地)調査による個別指導(平成 21 年度予定)

文書の管理状況を書面で全庁的に実施しており、そのうち詳細な調査を要する課所を絞り込んで実地に調査している。当該実地調査の調査項目に新たに組み込む。 世典祭祖正修 フェスルボ (正本な) たみさい

④文書管理研修による指導(平成 21 年度予定)

各悪所内の文書事務に関する指導体制の強化を図るため、文書管理責任者等を対象 とした研修のテーマとして取り上げる。

上記対応策が全庁的に周知徹底されれば、福祉部高齢者福祉課と同様の認識はなくる。

【指摘23】文書の廃棄手続きの一部不実行、「廃棄文書一覧表」へ廃棄印等の押印を 上記廃棄処分された文書のうち一部につき文書保存(引継)台帳を確認したが、廃 棄年月日欄が空欄となっていた。

「埼玉県文書管理規程」(平成13年3月30日訓令第22号)の第49条第1項において上記文書等についての廃棄の決定は「廃棄予定年月日及び廃棄の方法を記録した文書等を作成して行わなければならない。」とし、同第2項において当該文書等について「文書保存(引継)台帳が作成されているときは、主務課長にあっては当該文書等に係る文書保存(引継)台帳に、文書課長にあっては当該文書保存(引継)台帳の写しに、廃棄年月日を記入しなければならない。」と規定している。

文書課によると、平成19年度の文書廃棄手順は、以下のとおりである。

- ①平成19年1月31日に、各課所に対して保存期間が満了する文書の廃棄に係る協議文書を施行
- ②各課所から回答があった文書については、各課所への引継ぎ又は保存期間の延長を実施、残りの文書については、廃棄手続に入る。
- ③廃棄決定手続(平成19年4月10日起案、4月12日決裁)

一保 59-

金の発育支施(平成19年4月16日、17日)サルト未記 ココイノケー 振型で必然が加温される

**業者に委託し、リサイクル施設で溶解処理を行った。** 

文書保存(引継) 台帳における廃棄年月日欄が空欄となっていた理由は、文書課において、上記④の廃棄実施を福祉部高齢者福祉課に通知することを怠ったため、福祉部高齢者福祉課で文書保存(引継) 台帳に廃棄年月日を記載しなかったことによる。

文書課においては、文書廃棄手順を順守することはもちろんのこと、福祉部高齢者福祉課においても、文書保存(引継)台帳の管理保存を怠ることなく、年度の終了時までには文書課に文書廃棄の確認を実施する必要がある。

また、文書課では、上記台帳での項目が膨大な数になるため、当該台帳に廃棄年月日を記載することに替えて、当該台帳を「廃棄文書一覧表」の別冊にファイルし、その巻頭に廃棄年月日を記入している。

この「廃棄文書・覧表」の中身自体は、文書保存(引継)台帳の写しと同じ内容であるため、「廃棄文書一覧表」のページ毎に廃棄年月日を記載した廃棄印等を押印する等文書保存(引継)台帳の写しと区別する必要がある。

# 【意見52】申請時における長期事業計画の検討が必要

この事業は、社会福祉法人等と指定金融機関との間で10年間の金銭消費貸借契約を締結するが、その返済金額の元金及び利息相当額を県が全額補助するスキームであり、いわゆる補助金の10年分割交付である。しかし、指定金融機関が弁済期限経過後、元金及び利子を回収できなかった場合に、回収されなかった元金及び最終弁済期限到来後3ヵ月までの利子の合計額を県が全額損失補償する。

したがって、県においては、損失補償を行う上で上記リスクを考慮するために、施設整備を実施した場合における事業計画を把握することにより財務面での健全性を検討する必要がある。また、当該補助金の適正支給基準を把握分析するための検討資料とするためにも、社会福祉法人等と指定金融機関の金銭消費貸借期間である 10 年間に亘る長期事業計画を申請時における添付書類とする必要がある。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

・埼玉県特別養護老人ホーム等整備支援融資要綱取扱要領

・埼玉県特別養護老人ホーム等整備支援融資要綱

## ω 特別養護老人ホーム等整備支援融資事業損失補償

## (1) 損失補償額の推移

業実績は、以下のとおりである。 特別養護老人ホーム等整備支援融資事業損失補償の平成 19 年度を含む過去 3 年間の事

(単位:千円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	* \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
14.738.775	10.240.906	5.194.734	貸付残高
4,905,700	4,593,100	4,669,600	貸付額
14件	17件	8件	貸小件数
H19年	H18 4	H17年	年度

## 平成 16 年度から天施された事業である。

### (2) 制度の目的

等の施設及び設備資金の融資を受けた取扱金融機関からの借入金を返済できなくなった 特別養護老人ホーム等整備支援融資事業において、社会福祉法人が特別養護老人ホーム 

法人の特別養護老人ホーム等整備資金の調達を支援することで特別養護老人ホーム等の 整備促進を図ることを目的としている。 県が損失補償を実施することにより金融機関の長期かつ低利の融資を実現し、社会福祉

## (4)制度の仕組

#### ①対象者

別養護老人ホーム等(地域密着型特別養護老人ホームを除く。)を整備する社会福祉法 知事が別に定める特別養護老人ホーム等の整備に係る県費補助金の交付を受けて、特

②条件

#### (ア) 田忠

以下の施設又は設備に要する経費にあてるもの

- 特別養護老人ホームの創設又は増床整備を行うための施設・設備整備資金
- 設備整備資金 特別養護老人ホームの創設又は増床整備に伴い整備される短期入所用居室の施設・
- 特別養護老人ホームの創設整備に伴い整備される老人デイサービスセンターの施 設・設備整備資金

上記に係る施設整備の用に供する土地取得資金(ただし、既設法人に限る。)

### (イ) 融資限度額

別に定めた基準事業費から上記県費補助金を差し引いた額に、融資率 90%を乗じ た額の範囲内とする。(貸付最低額 200 万円で 10 万円単位) て得た額とする。ただし、実整備額から市町村補助金と法的・制度的補助金を除い

### (ウ) 融資利率

知事が別に定める。

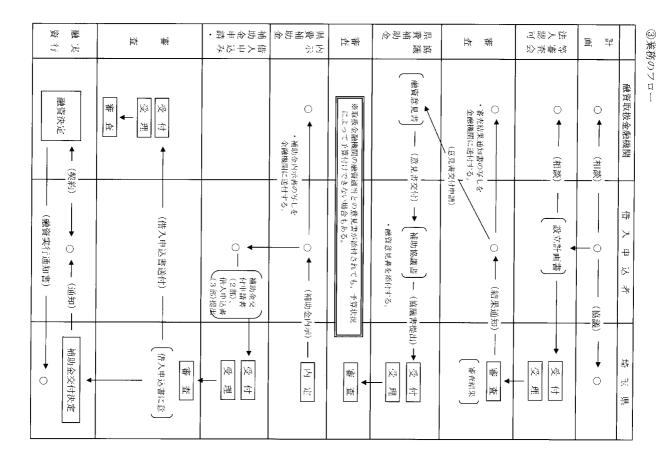
### (工) 償還期間

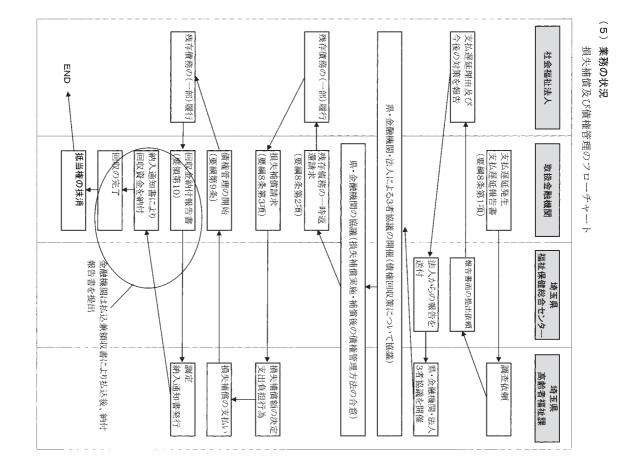
### (オ) 償還方法

- 資金貸付契約締結の日から20年以内とする。
- ・償還方法は、原則として元金均等年賦償還又は元金均等定期償還とする。
- ・利息は、年利建先取分割方式又は年利建後取分割方式とする
- 元金の償還据置期間は、資金貸付契約締結の日から2年以内とする

### (カ) 担保等

することはできない。 する等債権の保全に必要な措置をとらなければならない。ただし、根抵当権を設定 取扱金融機関は、借入申込者の所有する融資にかかる土地、建物に抵当権を設定





-保63-

### ①補償契約の締結

**吓成 19 年度においては、11 の金融機関と損失補償契約を締結している** 

## ②補償先に対する管理

取扱金融機関が融資の管理を行い、融資残高報告書により当該年度の4月末日と8月末日までの貸付残高を9月15日までに、10月末日と2月末日までの融資残高を3月15日までに知事に報告しなければならない。

#### ③補償の内容

取扱金融機関は、資金貸付契約締結の日から 20 年以内の貸付期間満了に伴う最終弁済期限到来の後 3 ヵ月を経過して、なお元本及び利子(遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかったとき、その他償還金の回収が困難と認めるときは、その事実を知事に報告する。協議の結果、知事が当該取扱金融機関の被った損失の補償をする必要があると認めるときは、取扱金融機関が借受者である社会福祉法人に対し残存債務の一時返還の請求を行い、補償すべき金額が確定した後に取扱金融機関に損失補償を行うものとする。

ただし、過去に返済が滞った事実はなく損失補償額が発生したことはない。

# 【意見53】申請書類への事業計画の添付を求めるべき

特別養護老人ホーム等整備支援融資事業の申請書類の添付資料として借入金償還計画表の提出を必要としている。この借入金償還計画表は償還年次ごとの償還額と償還財源内訳を記載した表である。償還財源内訳はホテルコスト(ここでのホテルコストとは、建設費、器具備品費、水道光熱費の入居者負担金額である。)と介護保険報酬充当等を記載する。

大まかには借入金償還計画を把握することは可能であるが、施設運営の結果として生じる資金余剰が借入金償還財源となりえるのであるから、上記借入金償還表では社会福祉法人の借入仓返済能力を判断することはできない。

また、介護保険収入で償還する場合のみ社会福祉法人に任意で資金収支(見込)計算書を添付させている。

これらの理由により、すべての融資案件について、資金収支 (見込) 計算書及び融資 実行後の中長期予想事業計画を添付書類として提出を求めるべきである。

## 介護サービス振興支援融資損失補償

## (1)損失補償額の推移

介護サービス振興支援融資損失補償の、平成 19 年度を含む過去 3 年間の債務負担行為限度額は、次のとおりである。なお、平成 15 年度をもって新規貸付は終了した。

(単位:千円)

年度	保証協会保証債 務残高	債務負担行為限 度額
H17年	622,676	124,535
H18年	447,760	89,552
H19年	329,230	65,846

(県作成資料より)

### (2)制度の目的

この損失補償制度は、介護保険法(平成9年5月9日法律第48号)によるサービス等を提供する事業者の債務に対して、信用保証協会が損失を被った場合に、その一部を県が補償することにより、介護保険制度における基盤整備及び円滑な運営を図ることを目的とする。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

「介護サービス振興支援融資損失補償」制度の関係法令等は、以下のとおりである

- ・埼玉県介護サービス振興支援融資制度要綱(半成 16 年 3 月 31 日をもって廃止)
- 埼玉県介護サービス振興支援融資制度取扱要綱
- 参考:中小企業信用保険法第5条

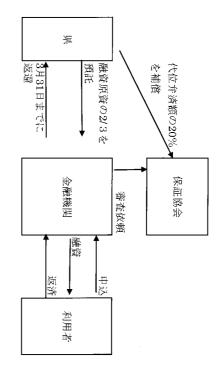
### (4)制度の仕組

#### ①概要

指定居宅サービス事業者、又は指定居宅介護支援事業者(予定者を含む)に対して信用保証協会の保証を付与した貸付を金融機関が行い、債務の不履行があった場合、信用保証協会に生じた損失額の一部を再補償する制度である。

すなわち、代位介償額の元金から中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した金額の全額(元金の2割相当額)を補償するものである(補償の範囲には、利息その他の経費は含まれない)。

②業務のフロー



### (5) 業務の状況

### ①補償契約の締結

平成 12 年 4 月 1 目付で埼玉県信用保証協会と締結した。

## ②補償先に対する管理

銀行から、融資状況報告書を入手しているが、利率別元本残高合計額のみで、個別の案件についての報告はない。保証協会からは、銀行別補償残高の報告を受けるのみである。

### ③補償の実行

返済期限が平成23年3月31日であるため、補償の実行はない。

補償の実行がないことから返納金の実績はない。

④返納金の同収

平成 16 年度以降新規融資に伴う補償実績はない。銀行からの報告によると、返済が滞っている貸付先もない。

### (6) 実施した手続

①平成 19 年度末補債残高上位 5 件の補償について、信用保証協会に保管されている融資・補償決定時の書類を閲覧し、補償決定が適切に行われていたかを確認した。手続を実施した範囲では、融資・補償決定の過程に特に指摘するべき事項は発見されなか

一宋 67—

ارده

②平成 19 年度末の保証残高について、信用保証協会からの報告と融資担当銀行からの報告に差異があったため、原因を調査した。 結果については、意見として以下に記載する。

# 【意見54】決算における補償残高の算定方法の検討が必要

信用保証協会から報告を受けた3月末の補償残高は、決算整理を行っていないものであった。3月末に発生しながら処理されなかった貸付金の返済額や新規融資額は反映されていない。改善を要請したが、システム対応ができていないので不可能との返答を得た。他の制度融資・補償制度にも関係することなので、検討が必要である。

#### 能で 保健医療部

# 日本赤十字社埼玉支部血液センター建設借入金補償

#### (1) 損失補償額の推移

損失補償の平成19年度を含む過去3年間の推移は、次のとおりである。

(単位: 千円)

218,523	10,898	207,625	H19年
260,847	15,472	245,375	H18年
295,015	11,890	283,125	H17年
末残高			
損失補償年度	利息部分	元本部分	年度

(県作成資料より)

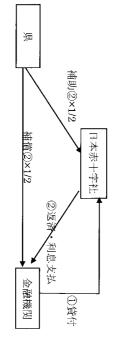
(2) 制度の回的

ることを目的としている。 る資金の借入に対し保証を行うことにより、県民の必要とする輸血用血液の供給を確保す この補償制度は、日本赤十字社が第3血液センター建設事業を実施するために必要とす

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

補償に係る要綱はない。 参考:埼玉県赤十字血液センター建設費補助金交付要綱 この補償制度に関する要綱は、以下のとおりである。

### (4)制度の仕組



たときは、県が当該損失を補償する制度である。当該年度分元利償還額の2分の1につ 年度分元利償還額の2分の1について、償還をしないことにより金融機関に損失を与え 日本赤十字社埼玉県支部が、埼玉県赤十字血液センターの建設に要した借入金の当該

一年 69-

なお、融資に係る利息の利率は、長期プライムレートに連動する

いては、別途県から補助金が交付される

## (5) 業務の状況

### ①補償契約の締結

(株) (現 UFJ 信託銀行 (株)) と締結した。 平成5年2月26日、同年5月31日、同年8月20日の3回にわたり、東洋信託銀行

## ②補償先に対する管理

実績報告書、償還金支払の事実等の実地調査を毎年行っている。 県の担当者が日本赤十字社埼玉県支部に出向き、補助金交付先への管理方法に則って、

### ③補償の実行

実績はない。

④返納金の同収 実績はない。

## (6) 実施した手続

- ①損失補償契約書を閲覧し、補償契約の締結が適切に行われているかを確認した。補償凈 意見として後述する, 諾の過程には、特に指摘するべき事項は発見されなかった。書類の保管状況については
- ②日本赤十字社埼玉県支部での現地調査の報告書を閲覧し、補償先への管理が適切に行われて いるかを確認した。管理状況には、特に指摘するべき事項は発見されなかった。

## 【意見55】書類の保管方法の改善が必要

は5年、重要な契約書は10年とあるが、薬事課内部のルールでは、契約書は永久保存 れたが、契約書の管理状態に問題があったと言える。文書保存規定では、通常の契約書 の内、第2、3回目分が提出されるまでに時間を要した。最終的には薬事課内で発見さ とされている 監査の際に補償契約書の提示を求めたが、平成5年に3回にわたって締結した契約書

者の引継ぎを確実に行うべきと考える。 類を速やかに見つけることができないのは問題であり、課内の保存場所の徹底と、担当 文書管理簿にも当該契約書は永久保存と記載されており、形式的な不備はないが、書

場所を一箇所に定めるとの改善策を実行している なお、課内では、早速、契約書は PDF ファイルでデータとして保存し、現物の保管

### 第6 產業労働部

## 損失補償の全般的な発生予測に関して

金融課では、損失補償の発生予測を、次に示す2つの方法で計算している。従来から予算編成時において翌年度の損失補償限度額を計算していたが、今年度から地方公共団体財政健全化法に基づく損失補償債務負担見込額を計算することになった。

# (1)予算編成時における翌年度の損失補償請求見込器

資金 (貸付金制度) ごとに、当該年度の代位弁済発生額の対前年度比を出し、当該年度の損失補償額に乗ずることにより、翌年度の損失補償額を推計している。

## (n+1) 年度損失補償見込額

- = (n 1) 年度代位弁済額×代位弁済前年比(a) ×損失補償割合(b) ※代位弁済額は、信用保証協会の金融機関への弁済額をいう。
- (a) 代位弁済前年比 = n 年度代位弁済額 / (n 1) 年度代位弁济額
- 損失補償割合 = n年度損失補償額 / (n -1) 年度代位弁済額

ਭ

代位弁済発生額の対前年度比(a)は、信用保証協会からの月次報告により年度期首から最新報告月までの代位弁済金額を集計し、前年同期の累計額と比較し計算する。 年度損失補償額(b)は、信用保証協会からの損失補償請求額(年度一括)を用いる。

(I)5月実績で試算し、(II)9月実績で精度の高いものとして修正して予算化する

平成 20 年度予算編成における損失補償見込額の計算

## (1) 5月実績による予想

(A) スーパーサポート資金 (SS)、企業パワーアップ資金 (PU) 以外の資金

①平成19年度損失補償概算額(SS, PU除く)・・・・737,201 戶円 ②平成18 年度損失補償対象資金の代位弁済額(SS, PU除く)・・4,791,295 千円 ③損失補償対象資金(SS, PU除く)の代位弁済前年同月比(平成19年 5 月末) =平成19年 5 月末代位弁済額 / 平成18年 5 月末代位弁済額 =716,102 千円 /537,885 千円 =1.33 ≒ 140%

代位弁済は景気変動に左右され今後の推移を見込むのが難しいため、代位弁済前年比は 余裕率を持たせ切り上げとしている。

> = 737,201千円 /4,791,295 千円 = 15.3% ≒ 16.0% ⑤平成 20 年度損失補償所要額 = ②×③×④ = 4,791,295 千円×

④損失補償割合 = 平成19年度損失補償概算額 / 平成18年度代位弁済額

- ⑤平成 20 年度損失補償所要額 = ②×③×④ = 4,791,295 千円×140%×16% = 1,073,251 千円・・・・A
- (B) スーパーサポート資金 (SS)、企業パワーアップ資金 (PU)

スーパーサポート資金 (SS)

損失補償割合=平成19年度損失補償額 / 平成18年度代位弁済額

100,787 F/I / 2,902,545 T/I = 3.47% \(\delta\) 3.5%

平成 50 年度損失補償所要額 = 平成 18 年度保証債務残高×デフォルト率×損失補償 割合

177,724,320 千甲 $\times$ 2%  $\times$ 3.5% = 124,408 千甲 $\cdot \cdot \cdot \cdot$  (X)

企業パワーアップ資金 (PU)

損失補償割合=平成19年度損失補償額 / 平成18年度代位弁済額

= 6,044 FH / 139,338 FH = 4.33% = 4.4%

平成 20 年度損失補償所要額 = 平成 18 年度保証債務残高×デフォルト率×損失補償ニュ

30,351,540 千円×2% ×4.4% = 26,710 千円・・・(Y)

(X) + (Y) = 124,408 千円 + 26,710 千円 = 151,118 千円・・・B

(C) 平成 20 年度損失補償計上額= A+B=1,073,251 千円+151,118 千円=1,224,369 千円

## (II) 9月実績による予想

9月の実績値までを用い、より現実に近い状況で損失の予想を行う。ここでは、以下の表計算により、平成 20 年度の損失補償額を、1,337,120 千円と見込んでいる。

一保 71—

過去 3 年度最高伸長率による損失補償見込額(単位:千円)

1,337,120		19,142,800	5,303,015		<u> </u>
54,210	6.2%	874,300	248,595	351.7%	企業活力強化資金
66,310	18.6%	356,500	175,543	203.1%	経営支援緊急融資
	ı			1	魅力ある産業造り資金
411,750	3.5%	11,764,200	2,668,223	440.9%	スーパーサポート資金
10,440	4.4%	237,200	145,994	162.5%	企業パワーアップ資金
10,780	20.1%	53,600	16,695	321.0%	産業創造資金
96,270	9.8%	982,300	372,502	263.7%	経営支援特別融資
12,420	3.0%	413,700	112,482	367.8%	経営女定資金
137,180	7.8%	1,758,700	417,444	421.3%	起業家育成資金
537,760	19.9%	2,702,300	1,145,537	235.9%	小規模事業資金
=C×D)	(D)	(C=A×B)	9 月末実績 (B)	西年東州 (A)	
大曲肌光达凯(15	1950年1951年1951年1951年1951年1951年1951年1951年	<b>华</b> 度未見込		上 は 大	制度名
T 1# 6% 11 12 #67 (T	医生物性			過十3余字型	
平成 20 年度掲	平成 19 年度	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	-		

平成 19 年度損失補償割合の算出(単位:平円)

	7,833,178	844,035	수라
6.113%	610,873	37,340	企業活力強化資金
18.531%	306,295	56,761	経営支援緊急融資
1	1	1	魅力ある産業造り資金
3.472%	2,902,545	100,787	スーパーサポート資金
4.338%	139,338	6,044	企業パワーアップ資金
20.001%	35,128	7,026	産業創造資金
9.771%	297,806	29,100	経営支援特別融资
2.944%	245,876	7,239	経営安定資金
7.754%	446,224	34,598	起業家育成資金
19.836%	2,849,093	565,140	小規模事業資金
損失補償割合 (Z=X/Y)	平成 18 年度代 位介济実績額 (Y)	平成 19 年度損 失補償額(X)	制度名
	,	20 000 X 1 000 0 X 4 4/	

# (2)地方公共団体財政健全化法に基づく損失補償見込額

21 日)の「第三 基準」の1に基づき、公的信用保証、制度融資等に係る損失補償債務負担見込額は、資金 ごとの保証債務残高に直近の損失補償実行率及び平均残存年数を乗じて推計している。 「損失補償債務等に係る -般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成 20 年 4 月 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償債務等負担見込額の算定の

## 損失補償債務負担見込額

= 資金ごとの対象年度の前年度末の保証債務残高×対象年度の前年度末の損失補償実 行率(a)×平均残存年数

(a) 対象年度の前年度末の損失補償実行率

=対象年度の前年度損失補償実行額 / 対象年度の前年度未の保証債務残高

平成 20 年度における損失補償債務負担見込額の計算

埼玉県信用保証協会に係る損失補償付債務残高×損失補償実行率 (a) ×平均残存年数 (b)

=2,949,741 千円

=332,927,878 千円×0.2%×4.43 (年)

## (a) 損失補償実行率

- (前年度損失補償実行額 前年度返納金) / 前年度末の保証債務残高
- (844,031 千円—157,034 千円) / 337,904,126 千円

П

(b) 平均残存年数・・・資金ごとに加重平均により算出

一保 73-

計算の基礎データについては、適切な数値と認められた。

## (財) 埼玉県中小企業振興公社との損失補償契約

N

育成事業・ベンチャー企業投資育成事業への貸付事業に係る損失補償である。以下、おの 償契約は、小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る損失補償と地域中核企業事業投資 おのについて記述する。 県と財団法人埼玉県中小企業振興公社 (以下「中小企業振興公社」という。) との損失補

# 2 一 1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る損失補償

## (1) 損失補償額の推移

損失補償限度額は、次のとおりである 中小企業振興公社との損失補償契約に係る損失補償の平成 19 年度を含む過去 3 年間の

(単位:千円)

38,376	H19 拝
132,386	H18年
268,173	H17年
損失補償限度額	年 度

### (2)制度の目的

小規模企業者等の活性化と発展を図るために、設備投資を支援する

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・「小規模企業者等設備導入資金助成法第 12 条第 1 項に基づく都道府県の事業計画作成 の基準」(平成 12 年 3 月 31 日通商産業省告示第 172 号)
- ·損失補償取扱基準 (昭和 52 年埼玉県から中小企業振興公社への通達)

### (4)制度の仕組

#### ①対象者

中小企業振興公社

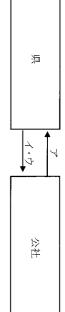
②条件 中小企業振興公社が行った、小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る損失補償を

の損失補償の申請により損失補償を行うものである。 の到来後1年を経過してもなお債権を回収できなかったときは、中小企業振興公社から 中小企業振興公社が滞っている債権の回収の為に必要な措置を講じた上で、履行期日

すべて申請を却下している(下記(5)業務の状況 ③を参照。)。 社から過去 2 回の損失補償の交付申請が提出されたが、「損失補償取扱基準」に基づき ただし、県が必要と認める場合のみ損失補償を行うものとしており、中小企業振興公

-保75-

### ③業務のフロー



ア:損失補償交付申請書 イ:損失補償の可不の通知 ウ:損失補償する場合は、請求書を受理した日から6ヶ月以内に支払

## (5) 業務の状況

## ①補償契約の締結

する。 中小企業振興公社と「小規模事業者等設備導入資金貸付事業損失補償契約書」を締結

## ②補償先に対する管理

### ③補償の実行

県の担当者が定期的に中小企業振興公社を訪問し、事情聴取している

「損失補償取扱基準」に基づき補償の実行はしていない。 中小企業振興公社からの損失補償の交付申請書は2回提出されている。しかし、県は

## [損失補償取扱基準 (要約)]

- (A) 貸倒れが生じたときは、担保の売却・連帯保証人に対する請求等で補填できない 場合は、中小企業振興公社の貸倒引当金により償却を行う。
- (B) 上記により事業会計収支に欠損を生じる場合、取崩可能な準備金により充当する。
- (C) 上記によっても、なお事業会計収支に欠損が見込まれ、実質的な償却原資(当該 年度の賃倒引当金及びリース設備引揚準備金の合計額から繰越欠損額を差引いた 額)では当該年度に予定する償却が不可能となる場合は、その不足額についてのみ のの合計額、又は欠損額のうち小さい方の額である 損失補償する。損失補償の額は、当該年度償却債権のうち損失補償契約の有効なも

### ④返納金の回収

補償の実行が行われていないため、返納金の回収もない。

### ⑤今後の対応

4 04 みとなっている。そして平成22年度には貸付金の回収が終了し、 とな必要なある。 設備資金貸付事業の新規貸付は平成 14 年度で終了しているため、現在は回収作業の 今後は中小企業振興公社の回収作業の進捗状況を適切に継続して把握し続けるこ 事業そのものが終了

## 2-2 地域中核企業・ベンチャー企業投資育成事業に係る損失補償

#### 1 損失補償額の推移

年度を含む過去3年間の損失補償限度額は、次のとおりである 企業誘致・経営支援課と中小企業振興公社との損失補償契約に係る損失補償の平成 19

(単位:千円)

21	499,121	H19年
43	732,543	118年
93	941,293	117年
類	損失補償限度額	平

### (2)制度の目的

地域経済の発展に寄りすることを目的に設立された財団法人である。 は、ベンチャー企業、地域中核企業の育成を図ることにより県産業構造の高度化を推進し 中小企業振興公社(損失補償当時は、埼玉県創造的企業投資育成財団の名称であった。)

資を行った場合(地域中核企業投資育成事業、ベンチャー企業投資育成事業)その貸付等 に対して、県が損失補償を行う場合がある. その中小企業振興公社が、地域中核企業、ベンチャー企業に対して、直接投資、間接投

の引受けという形で直接、投資する事業をいう。投資後は、株式公開に向けてのフォロー 対して、中小企業振興公社が直接投資即ち株式の引受け、社債 (転換社債・ワラント債) アップを行っている。 ここで、地域中核企業投資育成事業とは、株式公開を念頭に置いた、地域中核企業\*に

また、ベンチャー企業投資育成事業には、株式の引受け、社債等の引受けを行うことに

場合(間接投資企業)のほか、間接投資事業のうち社債引受けを行う「特定」VCに対し て投資を行う場合に、中小企業振興公社がその特定VCに対してその投資原資を頂託する 中小企業振興公社の指定するベンチャーキャピタル(特定VC)がベンチャー企業に対し よって、中小企業振興公社がベンチャー企業。に直接投資する場合(直接投資事業)と、 で、投資額の一部について中小企業振興公社が債務保証を行う場合(債務保証事業)もあ

## 監査に当たり参照した根拠法令等

<u>3</u>

9

- 埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱
- 埼玉県ベンチャー企業投資育成事業実施要綱

### (4)制度の仕組

①対象者

中小企業振興公社

ベンチャー企業投資育成事業(直接投資)損失補償対象額は投資額の100% 地域中核企業投資育成事業 ベンチャー企業投資育成事業(間接投資)損失補償対象額は投資額の 35% 損失補質対象額は投資額の 100%

@ @ <del>@</del>

 $\ominus$ 

來 78-

<sup>4</sup> 対象となる地域中核企業は埼玉県内に本社を有する株式会社のうち、次の要件を備える企業

先端的、独創的な技術またはノウハウを持ち、地域の中核として、21 世紀の本県産業を支える高い成長が期待

経営者が田盛な企業家精神を持っていること。 企業の短中期の日標として、株式公開を目指していること。

財務内容が儒全であること。

保 77-

対象となるベンチャー企業は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(1創造活動促進法の認定者))
 およびこれに類すると認められるものであって、株式会社または株式会社を設立する者のうち、次の要件を備える者。
 埼玉県内に本社を設置している企業、または本社を設置する見込みのある企業。 Ø ⊕ Ø ⊝ ⊖

先端的、独創的な技術またはノウハウを持ち、将来高い成長が期待できること 投資対象企業の主要部分が埼玉県内で行われるこ

経営者が旺盛な企業家精神を持っていること。

明確かつ適正な経理処理が行われていること

# 創造的企業投資育成事業損失補償限度額算定の考え方

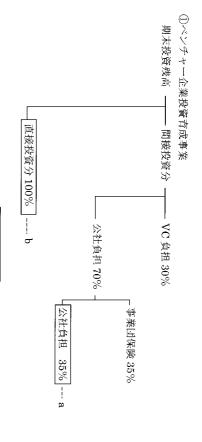
◎紫霧のフロー

损失補償請求

塔玉県

(財) 埼玉県創造的企業投資育成財団[貸付当時]

(財) 埼玉県中小企業振興公社[現在]



損失補償限度額

=a+b+c

②地域中核企業投資育成事業

## 創造的企業投資育成事業損失保証残高

(単位:千円)

年度	地域的中核企業 投資育成事業	ベンチャー企業 投資育成事業	□▶
H9年	149,560	87,635	237,195
H10年	297,560	148,921	446,481
H11年	446,560	241,861	688,421
H12年	596,510	317,798	914,308
H13年	696,510	407,798	1,104,308
H14年	795,610	408,607	1,204,217
H15年	765,610	417,723	1,183,333
H16年	639,610	305,183	944,793
H17年	639,610	301,683	941,293
H18年	489,610	242,933	732,543
H19年	340,550	158,571	499,121

期末投資残高 --- c

<u>(</u>၁ 業務の状況

損失補償支払

①補償契約の締結

損失補償について契約を締結している。 県と中小企業振興公社(契約当時は財団法人埼玉県創造的企業投資育成財団)とは、

②補償先に対する管理

**班事業年度終了後、** 事業報告書及び決算報告書を人手している。

③補償の実行

これまで補償が実行されたことはない。

④返納金の同収

【意見56】投資先の企業業績について注意を払うべき

補償の実行がないことから、返納金の回収もない。

の「貸付仓に係る財務事務の執行について」の「第3章II 振興公社における貸付金の状況」の項で検討している。 中小企業振興公社の行っている企業投資育成事業については、本報告書の第1テーマ 第5(财) 埼玉県中小企業

横について注意を払っていくことが必要である。 そこで述べているように、今後は投資先、とくにベンチャー企業の財務状況、企業業

6 埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱第9条 (公社に対する調査及び指導)

埼玉県ベンチャー企業投資育成事業実施要綱第12条(公社に対する調査及び指導) び会計処理の状況等を把握し、公社が適正に事業を実施するよう必要な措置をとることができるものとする。」 「知事は、公社に対し必要に応じて現地調査等を行い、地域中核企業投資育成事業の実施状況、基金の運用状況及

「知事は、公社に対し必要に応じて現地調査等を行い、ベンチャー企業投資有成事業の皮施状況、基金の選用状況 及び会計処理の状況等を把握し、公社が適正に事業を実施するよう必要な措置をとることができるものとする。

一保 79-

(1)制度の目的と経緯

## 3 埼玉県信用保証協会との損失補償契約

信用保証協会との損失補償契約に係る損失補償限度額の平成 19 年度を含む過去 3 年間の推移は、以下のとおりである。

(単位: 千円)

年 )	H17年	H18年	H19年	
小規模事業資金損失補償	38,398,567	14,027,879	11,011,529	
無担保無保証人資金損失補償		103,540	190,794	
起業家育成資金損失補償		1,758,649	2,298,164	
経営安定資金損失補償		684,572	851,163	
経営支援特別融資損失補償		3,203,349	4,422,355	
経営支援緊急融資損失補償		1,066,047	765,197	
新技術開発資金損失補償		4,068	2,625	
事業開拓支援資金損失補償		2,958	24,934	
産業創造資金損失補償		46,042	7,648	
企業パワーアップ資金損失補償		4,561,740	5,814,020	
事業資金損失補償		10,837,612	8,566,976	
魅力ある産業造り資金損失補償		13,046	3,693	
企業活力強化資金損失補償		1,381,618	339,311	
企業再生資金損失補償		11,892	266,077	
	38,398,567	37,703,012	34,564,486	
		and the state of the state of		-

(注) 平成17年度は、資金が区分されていないため、小規模事業資金損失補償に一括計上されている。

信用保証協会は、信用保証協会法(昭和 28.8.10 法律第 196 号)に基づく法人であり、中小企業等が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等に対する金融の円滑化を図ることを目的としている。

中小企業者に対する県制度融資は、金融機関からの融資に信用保証協会の保証を付する融資が主であり、融資を受けた中小企業者が返済不能となった場合、信用保証協会は債務保証契約に基づき金融機関に対して代位弁済を行うため損失を被る。そこで、リスクの高い制度資金(無担保無保証人、倒産関連、新規開業、企業再生等)について、県がその損失の一部を補償することで信用保証を付け易くし、中小企業者への金融の円滑化を図って

**平成 19 年度を含む過去 5 年間の損失補償等実績は、以下のとおりである** 

一保 81—

()‡ 1) <b>1</b>		中			推 完 空 分	企業活力	Cillian	関いる	報母母報		事業資金		資金	ーアップ	企業パワ	34.85	□ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	TO CO LINE	対理と対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	数岭小花	Į.	斯 (A) (A) (A)	<b>袋</b> (1) (1)	Ž.	1000年100日	西维沙克	) 1	おなる。	一	15 AV 24
無招保無保証人資金は小田積重業資金に会する	返納金	損失補償額	保証債務残高	返納余	损失補償額	保証債務残高	返納金	损失補償額	保証債務残高	返納余	損失補償額	保証債務残高	返納金	損失補償額	保証債務残高	返納金	报失補償額	保証債務残高	返納金	損失補償額	保証債務残高	<b>运</b> 網金	損失補償額	保証債務残高	返納金	損失補償額	保証債務残高	返納金	損失補償額	保証債務残高	
	143,122	1,698,769	235,416,625			93,181,398	85,878	678,257	29,586,507							1,654	28,403	974,326	5,738	20,064	6,466,778	1,048	1,167	10,020,108	3,553	17,300	4,713,079	45,159	953,580	90,474,429	-
アクサカス	195,758	1,237,048	302,703,973		14,006	65,014,288	128,217	405,267	15,567,977			95,559,491			3,669,217	216	17,073	722,005	6,394	12,656	8,904,451	1,854	5,530	17,788,249	5,548	8,782	7,778,064	53,480	773,737	87,700,231	
	251,007	917,704	375,324,209	921	28,513	38,063,510	153,521	227,618	5,535,251	i		195,473,066		1	14,339,535	3,563	11,992	386,785	6,296	11,250	10,862,262	1,642	3,753	18,607,862	6,415	13,281	10,564,467	78,423	621,300	81,491,471	.1. / TIT
	177,292	729,153	375,500,596	1,464	56,391	17,683,137	94,717	111,359	3,247,193		58,007	177,724,320		1,155	30,351,540	2,384	5,502	230,208	7,678	16,802	31,735,679	1,139	9,970	30,489,143	5,443	10,137	16,231,374	64,429	459,832	67,808,002	што
	157,034	844,031	337,904,126	3,217	37,340	3,829,955	80,230	56,761	2,261,661	1,255	100,787	137,262,625	562	6,044	39,911,427	901	7,026	142,643	4,834	29,100	43,501,625	2,051	7,239	37,410,672	4,885	34,598	19,882,886	59,081	565,140	53,700,632	+ 6111

(注 1)無担保無保証人資金は小規模事業資金に含まれる

(注 2) 開業資金は起業家育成資金に含まれる

(注3) 新技術開発資金、事業開拓支援資金、事業資金 (底業創造資金の前身部分に限る)、魅力ある海業造り資金は産業創造資金に含まれる

(注4) 企業再生資金は企業パワーアップ資金に含まれる

(単位:千円)

## (2)監査に当たり参照した根拠法令等 根拠法令及び条例はない。

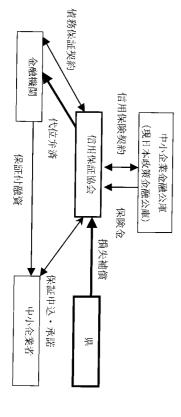
埼玉県と信用保証協会との間の損失補償契約

#### (3) 制度の仕組 ①関係者

損失補償対象資金は、以下のとおりである。

	廃止制度   経営支援緊急副答	借換資金	事業資金(中小	企業パワーアップ資金	無担保無保証人部分)	(8 資金) 産業創造資金(	現行制度 経営支援特別融資	6号、8号に限る))	経営安定資金	起業家育成資金	小規模事業資金	
金	資		事業資金(中小企業応援貸付)※借換制度利用分も含む	ブ資金	、部分)	<b>産業創造資金 (経営革新貸付のうち、創造法認定 2,000 万円までの</b>	166	る))	経営安定資金(指定企業関連、金融円滑化関連(経営安定関連保証	, sy	※借換制度利用分も含む	

### 損失補償の関係図



## ②損失補償の内容

信用保証協会に対する県の損失補償は次の算式により求められる。 損失補償額 = 信用保証協会負担部分×果負担率

信用保証協会負担部分は、次の2つの図のように算定される。

A) 基本的関係:信用保証協会負担部分=代位介済元金—回収額—保険金

債務者からの全額、部返済額(代 位介済後、保険請求時までの返済)	
中小企業金融公民(現日本政策金融公庫)からの保険金 (保険の種類により 70%、80%、90%)	代位弁济額(元余部分)
行用保証協会負担部分 (30%、20%、10%)	

B)責任共有制度対象:信用保証協会負担部分=代位弁济元金—回収額—保険金—金融機関 負担部分

8	金融機関負担 分 (元金部分の 20%)		
	位務者からの全額―部返済 額(代位介済後、保険請求 時までの返済)	代位步	
	<ul><li>(長務者からの全額一部返済 中小企業金融公庫(現日本政策金額(代立介済後、保険請求 融公庫)からの保険金(保険の種時までの返済)</li><li>類により56%、64%)</li></ul>	代位介济額 (元余部分)	
	信用保証協会負担部分 (24%、16%)		

[県負担率の基本的考え方]

- 創造拡認定者に係る無担保保証人の部分については、県が100%を負担する(なお、創造法は平成17年4月に廃止されており、以降損失補償の対象となる新規貸付は行っていない。)。
- ①以外の部分の県負担率については、資金リスクによって定める。

(C)

一保 83-

実際の負担率は下記表のとおりである。

	中小企業向け制度融資における県損失補償負担率(平成19年度・責任)
## PP	失補償負担率
	(平成 19
A	年度・責任!
10 C	度・費任共有制度導入後)

L							1		×				並				Ť			ř	2													
L	59	ア符(	144	7	), <del>};</del> ≢:	→		(経)	產業		禁				₩ 	(所在	<b>公司</b>	ă 					1	符金	※ ← <	6.終色			小粉小					
4	各中接待の語今	経済安定関連保証利用の場合		うち無担保保険各使用の場合*1		一般保証利用の場合		(経営革新貸付:無担保無保証人部分*2)	<b>産業創造資金</b>		経営支援特別融資		8号(金融機関の貸付債権の譲渡)	6号(被総金融機関等)	金融円滑化貸付		無担保保険権使用の場合*1		知事指定	大臣指定	特定企業関連貸付	新事業創出貸付	*2	創造法認定に係る無担保無保証人部分		無担保保険枠使用の場合*1		独立開業貸付	小規模事業資金				逝 汝 名	
7.0	10%	2%		12.5%		19%		16%			8%		3.2%	2%			8%		12%	4%		4%		16%		12%		18%	16%				河	
0 %	200	0%		2.5%		4%		0%			8%		12.8%	0%			%8		12%	0%		0%		0%		4%		6%	4%				革公	機 圓 5
è	703	16%						,						8%						16%		16%										5.5	単合	# # H
			%	20	%	20	%	20		%	20	%	20	,		%	20	%	20				%	20	%	20	%	20		8Ç	# <b>→</b>	34.8	金融	推過
T /0	10%	2%		1%		1%							,									,									信以外	数字法	金融機関	⇒ <u>%</u>
00.00	2000	80%		64%		56%		64%			64%		64%	90%			64%		56%	80%		80%		64%		64%		56%	80%				公庫	
10.0	10%			25/32		19/24		100%			50%		20%	20%			-	50%		20%		20%		100%			75%		80%				通常分	果食品
				,							50%							50%									75%		80%				借拠分	県負担率※2

\*-F \*

小口供付

大口貸付

企業活力強化資金

※1「機関別負担割合」の各項日は次のとおり 県・・・損失補償による負担分、協会・・・埼玉県信用保証協会の負担分、連合会・・・全国信用保証協会

連合会の損失補償金出えん事業による充当分、公庫・・・信用保険法に基づく中小企業金融公庫(現、日本

政策金融公庫)からの保険金による充当分

% \* 創造法認定に係るもので、2,000 万円までの無担保無保証人(法人の場合は代表者を連帯保証人とする。) \*1 中小企業金融公庫(現、日本政策金融公庫)の無担保保険を使った場合

「県負担率」は、公庫及び責任共有制度に係る金融機関の負担充当分を除いた部分に対する県の負担割合

損失補償の対象となる損失額の発生期間満了日は、それぞれ次のとおり、

\* ω

「企業活力強化資金」・・・平成 28 年 3 月 31 日 「経営支援緊急融資」・・・平成 28 年 3 月 31 日(延長措置を含む) 「魅力ある産業造り資金」・・・平成34年3月31日

[損失補償債務負担行為期間の算定]

+代位弁済請求期間2年間+損失補償請求・支払期間1年間 債務負担行為期間=最長の融資期間(+融資のタイムラグ1年間)+保証延長期間5年間

籴
86
1

一保 85-

平成 19 年度末の損失補償限度額は、次のように計算されている。

(単位:下円)

33,217,491	1,346,995	34,564,486	그
249,582	16,495	266,077	企業再生資金損失補償*3
287,414	51,897	339,311	企業活力強化資金損失補償
3,693		3,693	魅力ある産業造り資金損失補償
8,235,758	331,218	8,566,976	事業資金損失補償
5,737,132	76,888	5,814,020	企業パワーアップ資金損失補償*3
7,648		7,648	產業創造資金損失補償*2
20,175	4,759	24,934	事業開拓支援資金損失補償*2
706	1,919	2,625	新技術開発資金損失補償*2
678,498	86,699	765,197	経営支援緊急融資損失補償
4,350,163	72,192	4,422,355	経営支援特別融資損失補償
785,581	65,582	851,163	経営安定資金損失補償
2,121,015	177,149	2,298,164	起業家育成資金損失補償
132,808	57,986	190,794	無担保無保証人資金損失補償*1
10,607,318	404,211	11,011,529	小規模事業資金損失補償*1
予定額 (B)	定額 (A)	度額 (A+B)	
H21 年度以降支出	H20 年度支出子	債務負担行為限	資金名

1,346,995		11,299,312	
51,897	9.0%	576,628	企業活力強化資金
86,699	30.0%	288,998	経営支援緊急融資
	15.0%	1	魅力ある産業造り資金
331,218	6.0%	5,520,295	事業資金中小企業心援貸付
93,383	15.0%	622,556	企業パワーアップ資金
6,678	20.0%	33,389	產業創造資金
72,192	10.0%	721,921	経営支援特別融資
65,582	15.0%	437,214	経営安定資金
177,149	22.5%	787,327	起業家育成資金
462,197	20.0%	2,310,984	小規模事業資金
償予定額	X X S S S S S S S S S S S S S S S S S S	<b>介</b> 猗猗	豆 灭
平成 20 年度損失補	□ <b>位</b> 古 <b>位</b> 古	平成 19 年度代位	क्ष के वि
(単位: 千円)			

各計算方法

(A) 平成 19 年度の確定した代位弁済額に各資金最大の損失補償割合をかけ、損失補償金額を算出。その後、 \*1、\*2、\*3を付した資金については代位弁済額の貸付年度の比率で前身資金・現行資金に割り当てる(以

下の表参照)。なお、計算時は平成 20 年度損失補償額が不明であったため子定額で計算している。

一年88-

-保87-

 $\widehat{\mathbf{B}}$ 

創造資金、\*3は企業パワーアップ資金としてまとめて報告を受けているため。以下の表参照)。 付年度の比率で前身資金・現行資金に割り当てる(信用保証協会からは、\*1は小規模事業資金、\*2は産業 補償制合をかけ、損失補償金額を算出。その後、\*1、\*2、\*3を付した資金については保証債務残高の貸 今後想定されうる最大の損失補償額を計上している。平成19年度末の保証債務残高に各資金最大の損失

1	E	
	÷	
•	٠	
-	;	١
Ī	E	=

		337,928,748	
1,008	9.0%	11,202	企業活力強化資金 小口
286,406	7.5%	3,818,753	企業活力強化資金 大口
678,498	30.0%	2,261,661	経営支援緊急融資
3,693	15.0%	24,622	魅力ある産業造り資金
8,235,758	6.0%	137,262,625	事業資金中小企業応援貸付
5,986,714	15.0%	39,911,427	企業パワーアップ資金
28,529	20.0%	142,643	<b>産業</b> 創造資金
4,350,163	10.0%	43,501,625	経営支援特別融資
726,136	2.0%	36,306,815	経営安定資金 6号
20,851	15.0%	139,007	経営安定資金 知事指定
38,594	4.0%	964,850	経常安定資金 大臣指定
-	2.0%	1	起業家育成資金 再挑戦
508,678	4.0%	12,716,943	起業家育成資金 新事業
1,612,337	22.5%	7,165,943	起業家育成資金 独立開業
10,740,126	20.0%	53,700,632	小規模事業資金
泉保証債務限度額	<b>県負担割合</b>	証債務残高	制度名
		平成19年度末保	dad selection (

**P**融資実行

**①**事故発生

②事故報告・・・・事故発生後、10 日以内に報告をする

国期限の利益喪失・債権の回収

②代位弁済請求・・・規限の利益喪失後、90 日から 2 年間のうちに請求する(信用保証協 会と金融機関との約定書による)

の代位弁済金の支払い

・・・前年度中に代位弁済となった資金の損失補償額を算定し、6月末日ま でに請求する。

◎損失補償金返納の通知・・・過去代位弁済した資金のうち、前年度中の回収額から返納額 の損失補償金の支払い・・・内容を審査し、請求書受領後6ヵ月以内に支払う。 ⑦求償債務(債権)の回収・・・求償債務者に対し、回収にあたる。

砂返納金の請求・・・内容を審査し、請求する

を算定し、6月末日までに報告する。

②返納金の納入・・・毎年度、8月末日までに納入される

(食務者・連帯保証人) 體質中込者 ③業務のフロー ①期限の利益要 失・債権の回収 ⑦融资実行 ②事板発生 ⑦水質債務(債権)の回収 瘷 逛 魙 ₩ **動代位弁済金の支払い** 闭代位并济清求 債務保証契約 ⑤素板張行 Elil 瑟 噩 亲  $\pm$ 汽 E> 回損失補償金返納の通知 ②損失補償金の支払い ②返納金の納人 砂返納金の請求 争損失補償請求 損失補償契約 流 王 李

-保89-

#### (4) 業務執行の検討 ①補償契約の締結

信用保証協会と埼玉県との間で「損失補償契約書」を毎年締結している。

## ②補償先に対する管理

報告書とその明細書を入手する。この報告書によって損失補償額及び返納金を把握し管理 信用保証協会に管理の主体性を持たせている っておらず、損失補償が実現しないような対策についても特に行っていない。県としては、 に関して文書化されているものはない。また、金融課において、保証先のリスク判定は行 次報告を受けており、年度末には、ii損失補償の年次請求書とその明細書及びiii年次還付 しており、金融課においては特に管理資料は作成していない。損失補償に関する管理業務 金融課においては、信用保証協会から、毎月、1代位介済(損失補償)及び返納金の月

# 【意見57】損失補償先の管理に関する業務指針の文書化が必要

することも必要である。 側が統一的に管理業務を継続していくためには、損失補償の管理に関する方針を文書化 るデータのみの管理であり、管理そのものは信用保証協会に主体性を持たせている。県 金融課においても、青空再生課と同様、損失補償の管理は信用保証協会から入手され

### ③補償の実行

月以内に損失補償額の支払いを行う。 末日までに年間補償額を請求してくるので、県ではこの内容を審査し、請求書受領後 6 ヵ 信用保証協会は、前年度中に代位弁済となった資金の損失補償額を算定し、当年度6月

### 金支統令の回収

納額を算定し、6 月末日までに報告する。県は、この内容を審査し返納金の請求を行う 返納金は8月末日までに納入される 信用保証協会では、過去代位弁済した資金のうち、前年度中の回収額から県に対する返

# 【意見58】損失補償および返納金の認識が1年遅れることの是正を

の回収が1年遅れるため、代位弁済と求償権の回収の時点と損失補償の支払いと返納金の 回収の時点が期間的に対応できるような報告・精算手続きを確立することが必要である 青空再生低公害車導入資金損失補償の項でも述べたように、損失補償の支払いと返納金

の監査結果」において記載している なお、信用保証協会自体の業務に関する検討については、 「鶏7 埼玉県信用保証協会

# 埼玉県火災共済協同組合共済金支払資金貸付金補償

## (1)制度の目的と経緯

災共済協同組合と組合員との間に締結した共済契約に基づく共済金の支払いを保証するた めに資金の貸付を県が行うものである 組合員に大規模な火災等が発生し、支払共済金に一時不足が発生した場合に、埼玉県火

ットの性格を有している。 貸付制度はあるが、制度を導入した昭和34年度以降の貸付金実績はなくセーフティネ

## (2) 監査に当たり参照した根拠法令等

共済金支払資金貸付契約書

### (3)制度の仕組

①貸付対象

埼玉県火災共済協同組合

#### ②貸付条件

(ア) 貸付限度額

4億円8

(イ) 貸付対象経費

収入共済掛金その他の諸収入金の額に法定利益準備金、任

加えた額を控除した額を超える場合における、その超える舘 荒積立金及び前年度繰越利益剰余金を加えた額から、基準日本 現任における事業費その他諸支出金額に前年度繰越損失金を

### (ウ) 返済方法

に仮域する。 貸付年度以降の各事業年度において剰余金が生じた場合

#### (4) 業務の状況

①貸付先に対する管理

り、また、県は法令等の違反に対する必要な措置をとることができる等、貸付先は県 定款変更のほか、事業方法書や火災共済規程等の変更についても県認可が必要であ

7 埼玉県火災共済協同組合は、県内の中小企業を組合員として、火災・事故等により被った組合員の財産上の損害を、

-保91-

貸付限度額の推移 組合員の相互扶助によって補てんしあう事業を行う中小企業組合であり、中小企業等協同組合法により報道府県に 1組合の設立が認められている。 昭和 58 年展 昭和 43 年度 昭和 34 年度 昭和 57 年度 半成 6年度 昭和 42 年度 20,000 千円 30,000 千円 100,000 千円 400,000 千円

(2)制度の目的

援資金制度の概要を述べ、次にそれを対象とする損失補償制度について説明する。

本補償は、勤労者支援資金制度における貸付金を対象としている。以下にまず勤労者支

①勤労者支援資金制度について

としている。

勤労者が必要とする生活資金を貸し付け、勤労者の生活の安定と向上を図ることを目的

県が金融機関(中央労働金庫)に対し、預託を行うことで、低利な融資制度を設け、

の監督下にある。

商品説明書等の取寄せなどで内容把握を行っている。 組合員に対する共済金の支払義務の元となる火災共済の共済契約内容についても、

## 埼玉県勤労者支援資金損失補償

σ

(1) 損失補償額の推移 とおりである。 (財) 埼玉県労働者信用基金協会 (以下「労信協」という。) に対する損失補償額は、次の

4,229	225,720	326,308	H19年
6,301	207,591	279,208	H18年
6,500	214,730	286,778	H17 年
	限度額		
損失補償額	債務負担行為	貸付金残高	年度

### (単位:千円)

## ②損失補償について

債務者である勤労者に代わって中央労働金庫に代位介済することになる。 経済状況が悪化し、期限までに保証付き借入金を返済できなくなったときは、労信協が 勤労者支援資金制度では、労信協と中央労働金庫の債務保証契約に基づき、勤労者の

が生じた場合には、その損失額の一部を補償している。 県と労信協とは、毎年度損失補償契約を結んで、この代位弁済によって労信協に損失

に定めた額に限り補償しているのである。 即ち、県は上記損失額のうち、被保証者ごとに、下記の表のとおり貸付対象資金ごと

<b>火業資金</b>	行分)	育児・介護資金(平成13年度以前実	18 年度以前実行分)	・般生活資金(高利借換のみ)(平成 の 100 分の 70 の額	教育資金(平成18年度以前実行分)	子の就学に要する資金	結婚・子育て支援資金のうち扶養する	<b>応急資金</b>	貸 付 対 象 資 金
代位弁済額のうち元金に相当する額				の 100 分の 70 の額	代位弁済額のうち元金に相当する額				補質額

一保 93-

#### [制皮概要]

平成 20 年度の制度概要は、以下のとおりである。

失業資金 失	+ <i>X</i>	子青て     妊       支援資金     光		称	応急資金 災	in i	\$\$ \$\frac{1}{2}\$
失業中の生活資金	入学金、授業料等、扶養する 子の教育に必要な資金	妊娠から小学校入学までに 発生する育児費用	本人、親族の結婚費用	等により必要な資金	災害、傷病、賃金遅払い	<b>知</b> 电电阻	<b>省</b> 全主 新
70~ 100 万円	200 万円	100 万円		100 // 17	100 H	限度額	融資
7年 (1年)	10年 (4年)	(廃休・育休中 は1年6ヵ月)	5年	(6 ヵ月)	5年以内	期間	融資(据置)
						(保証率)	融資利率

r V

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等 埼上県勤労者支援資金制度要綱

### (4)制度の仕組

①対象者

i 心色資金

次のすべてに該当する勤労者

- 県内に住所を有し、かつ、その期間が原則として引き続き1年以上であること
- 原則として 20 歳以上 60 歳以下であること
- 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること
- 中込者及び配偶者の前年の給与収入が合わせて1,000 万円以下であること

ü結婚・子育て支援資金 次のすべてに該当する勤労者

上記に同じ

次のすべてに該当する勤労者であった者

- 県内に住所を有し、かつ、その期間が原則として引き続き1年以上であること
- 原則として 20 歳以上 60 歳以下であること
- 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと
- 艦職前において、主として世帯の生計を維持していたこと
- 離職後、公共職業安定所に求職の申込を行い、求職活動を現に行っているこ

4

離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと

# K

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が行う雕職者支援資金の貸付を受けていない

②条件

i 応急資金

資金使途

災害、傷病、賃金遅払い等により必要な資金

融資限度額

融資利率 100 万円

融資 (据置) 償還方法 5年以内(6ヵ月)

西西

元利均等月賦償還又は元利均等月賦償還と半年賦償還との併

用(ただし、6ヵ月以内の据置可能)

労信協の保証を付する。保証料率は年 0.7%

担保 信用保証

一年 95-

保証人 原則として不要

ü結婚・子育て支援資金

資金使途 の 本人、親族の結婚費用

◎ 妊娠から小学校入学までに発生する育児費用

人学金、授業料等、扶養する子の教育に必要な資金

②、② 100 万円 、⑤ 200 万円

融資限度額

融資(据置)期間

1.9%

Ò

5年(産休・育休中は1年6ヵ月)

<u>(</u>9 元利均等月賦償還又は元利均等月賦償還と半年賦償還との 0 10年 (4年)

償還方法

据置可能、●については4年以内の据置可能) 併用(ただし、**②**については、産休・育休中は1年6ヵ月以内の

労信協の保証を付する。保証料率は年0.7%

保証人 担保 信用保証

原則として不要

資金使途 失業中の生活資金

融資限度額 70~100 万円

融資利率

融資(据置)期間

償還方法 7年(1年)

元利均等月賦償還又は元利均等月賦償還と半年賦償還との併

用(ただし、1年以内の据置可能)

労信協の保証を付する。 保証料率は年 0.6%

信用保証

保証人 原則として不要

勤労者支援資金の過去 10 年間の貸付残高は次の表のとおりである

- 保 96-

#### 勤労者支援資金貸付残高推移

(単位:円)

										(単位: 円)
	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
資付金残高	291,760,037	302,608,934	270,243,576	255,186,566	285,743,654	296,116,996	297,686,668	286,778,265	279,208,739	326,308,987
応急資金	78,052,842	60,093,960	51,394,461	38,492,471	27,985,410	22,298,810	19,818,977	11,479,863	8,620,921	8,224,941
結婚・子育て	_	_	_	_	_	_	_	_	_	279,673,441
般生活資金	75,027,946	93,089,403	82,569,053	65,724,851	62,441,264	53,404,679	46,915,967	37,197,554	31,298,000	
教育資金	66,659,262	75,961,935	62,082,025	73,922,802	120,675,877	145,431,996	164,674,779	182,500,918	194,406,356	_
育児介護資金	8,809,224	5,689,637	4,466,175	2,503,219	3,717,294	2,710,162	3,923,520	2,694,225	1,319,823	418,476
失業資金	63,210,763	67,773,999	69,731,862	74,543,223	70,923,809	72,271,349	62,353,425	52,905,705	43,563,639	37,992,129

- 勤労者住宅資金(新築資金、補修資金)については、損失補償対象外資金のため、除く。
- ※2 平成11年度から、高利借換資金が応急資金から一般生活資金となった。
- 一般生活資金中の進学資金が一般生活資金から分かれて教育資金となった。 平成13年度から、
- ※4 平成17年度から、育児介護資金中の介護資金及び住宅資金の新築資金を廃止。残った育児資金及び住宅補修資金は一般生活資金に繰入れた。

教育資金

194,406,356 43,563,639

136,084,449

252,022,510

176,415,757

5,554,685 5,757,458 限度額

43,563,639

37,992,129

37,992,129

,888,916

207,591,332

306,174,845

225,720,029

沿資金

資金名

H18年

限度額 6,034,644

残邑

H19年

(単位:円)

般生活資金

31,298,000

21,908,600

8,620,921 残高

8,224,9417,935,265

失業資金

- 平成19年度から、一般生活資金を結婚・子育て支援資金に変更し、教育資金を当資金に組み込んだ。
- ※6 育児介護資金については、平成13年度以前に実行した貸付金のみを補償の対象にしているが、表中の金額は平成14年度以降に実行した貸付金も含む。

## 残高及び債務負担行為限度額推移

度額を併記したものが下の表となる。

する子の就学に更する資金のみ補償の対象にしているからである

以上を考慮して、補償の対象となる貸付金の残高とそれに基づいて計算した債務負担限

度の貸付金残高に差があるのは、前述の理由に加え、結婚・子育て支援資金のうち、扶養 13 年度以前に実行した貸付金のみを補償の対象にしているからである。また、平成 19 年

教育資金 大業資金 心色資金 般生活資金 資金名 쾥 293,406,834 145,431,996 53,404,679 72,271,349 22,298,810 残高 227,066,188 101,802,397 37,383,275 72,271,349 15,609,167 限度額 293,763,148 164,674,779 62,353,425 46,915,967 19,818,977 残高 H16年 224,340,229 115,272,345 62,353,425 32,841,176 13,873,283 限度額 284,084,040 182,500,918 52,905,705 37,197,554 11,479,863 残虐 H174 214,730,538 127,750,642 52,905,705 26,038,287 8,035,904 限度額

(単位: 四)

限度額を併記したものである。

前の表と平成 18 年度までの 4 年間の貸付金残高に差があるのは、育児介護資金が平成

また、次の表は、過去5年間の補償の対象となる貸付残高とそれに対する債務負担行為

一保 98-

-保97-

③業務のフロー

損失補償業務は、以下の図のとおりである。

## 損失補償・債務保証の業務フロー

号外第14号



**) 助埼玉県労働者信用基金協会** \*採掘上級は 基本財産の80倍 ③保証の申込 ・承諾 (労働金庫経由) 保証委託契約 **多**損失補償 袘 H 洏 の事業を の債務不履行時の代位弁済 債務保証契約 ①融資の申込 兆 基式(審査(注) 中央労働金庫 ②「債務保証基準」に (注)判断が難しい案件は協会に送付きれ、協会で維 され、協会で維 される。

(5) 業務の状況

①補償契約の締結

県と労信協とは、毎年度損失補償契約を結んでいる。

労信協の事業報告書を入手し、事業報告及び決算報告を分析している。

②補償先に対する管理

④返納金の回収

記10年間合計

4,557,928

7,045,281

897,726

716,866

71 33,688,186

114 46,905,98

H19<sup>(†)</sup> H184

589,719 301,926

25,439

519,12917,047

716,866

3,091,148 3,622,843

4,352,58

4,229,609 6,301,06 6,500,38; 6,280,95 5,304,242 6,664,32 3,119,05 2,890,924 1,262,85

5,887,245 4,485,469 H16<sup>‡</sup> H15年 H14# H13年

254,093 970,301

62,626

1,677,720 1,302,176

274,568

111,896

1,856,129

1,965,865

623,158

2,219,169

3,119,051

1,918,168 1,192,346

4,724,687 3,428,060

905,881

県に支払われている。 労信協が求償権を行使して回収した場合、回収した金額のうち補償額に応じた金額が

過去10年間の回収金は、以下のとおりである

(単位:円)

83	H20 44: 16	H19年 22	H18年 14	H17年 8	H16年 4	H15年 7	H14年 5	H13年 2	H12年 3	H11年 2	年 展 年 数
7,600,504	1,228,072	1,106,172	1,705,343	657,884	99,165	536,920	591,212	617,209	638,483	420,044	金額

③補償の実行

県の平成11年度からの補償の実行額は、以下のとおりである

【埼玉県勤労者向け融資制度 損失補償額の推移(H11~20年度)】

「鋤劣者支援資金(前身の労働福祉資金を含む)」

H11年

70,506

般生活資金

**育児・介護資金** 

数有資金

**弁教** 

金額

件数

金額

华数

金額

427,189

545,567

-保100-

一保 99-

【意見59】損失補償及び回収金を発生した年度に認識するための解決策を講じるべき 果と労信協との間で毎年締結されている「埼玉県勤労者支援資金損失補償契約書」では、その第3条で、労信協から県への損失補償の請求方法について、以下のとおり定めている。即ち、「乙(注:労信協)は、甲(注:県)に損失補償の請求をする場合は、4月1日から9月30日までに生じた代位弁済に係る損失額については、翌年度の4月30日までに、10月1日から3月3日までに生じた代位弁済に係る損失額については、翌々

年度の4月30日までに、請求書を提出するものとする。」 また、第5条第3項では「乙が(中略)甲に回収金を支払う場合は、当該年度中の回収金を取りまとめ、翌年度の4月30日までに甲に通知するものとする。」

この契約書の定めに遵うと、ある年度の4月1日から9月30日までの間に労信協に生じた損失額に係る県の補償額は、その年度ではなく、翌年度の損失補償額として把えられることになり、また10月1日から3月31日までの間の補償額は、翌々年度の損失補償額として把えられることになる。このことは、県の損失補償に関して簿外債務が発生することになり、適正な財務数字の開示という観点からは不合理である。

同様に、回収金についても、こからの通知を受けて甲は回収金を請求し回収することになるので、会計上はその年度に行うべき回収金の会計上の認識が翌年度にずれることになる。

この点に関しては、前述「第3環境部1青空再生低公害車導入資金損失補償」の箇所で述べたのと同様に、損失を発生した期に適正に会計処理するためには、3月末までに労信協から損失補償分の請求を受けられるように手続きを変える必要がある。労信協側では、既に3月の決算時に当期分の代位介済を把握しているはずであり、この問題は、工夫(例えば、前年度の3月分から当年度の2月分を対象とする等)により解消できるものと考える。

そこでも述べたように、手続的な困難性、予算策定上の不都合及び損失の遅延認識の考え、これらいずれについても損失の計上を遅らせる論拠になるとは思われない。発生した期に計上する方向での手続的な解決策を講じるとともに、契約書の見直しを検討すべきである。

## 第7 埼玉県信用保証協会の監査結果

## 埼玉県信用保証協会の現況

## (1) 信用補完制度

「信用保証協会のあらまし」から引用するが、信用補完制度は、次の2つの制度からなる。

信用保証制度 ———— 中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、又は資本市場から事業資金の調達を目的として私募債を発行する際、信用保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業者の資金繰り

を円滑にすることを目的とする制度である。

信用保証協会は株式会社日本政策金融公庫(旧 中小企業金融公庫)と保険契約を締結する。金融機関から融資を受けた中小企業者が返済不履行になった場合、信用保証協会は金融機関に対し代

割合の金額を株式会社日本政策金融公庫より保険金として受領

位弁済を行う。この際、信用保証協会は代位弁済額の内、

りつ。 また、平成19年10月1日から金融機関と信用保証協会との「責任共有制度」が導入されている。これは、平成17年6月に経済産業省の諮問機関である中小企業政策審議会において取りまとめられた「信用構売制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受けてのものである。

0%	余融機関	旧制度
100%	信用保証協会	)庚
20%	金融機関	責任共有制度
80%	信用保証協会	有制度

<u>\*\*</u>2 \*

金融課所管のみ

**金融機関への利子補給は考慮していない。** 

## (2) 信用保証協会の取組状況

創業者、中小企業への資金調達や経営支援のための主な取組状況は次のとおりである。

②埼玉県創業・ベンチャー支援センターと連携しての中小企業支援 ①埼玉県とタイアップし、創業資金である「県起業家育成資金」等の利用促進

③余触よろず相談窓口の設置

④中小企業経営診断システム (MSS) による無料経営診断サービス

⑥セーフティネット保証、資金繰り円滑化借換保証制度による経営の安定化サポート ⑤再生支援体制の強化

に信用保証制度の最大の特徴であるレバレッジ効果だと考える。 小企業に対し大きな資金供給が行われていることが、この表から分かる。このことが、正 具体的な成果は、次の表のとおりである。県の損失補償により、金融機関を通じて中

(単位:億円)

損失補償金支出額 県制度融資額 (保証付) | <u>\*</u> <u>\*\*</u>2 H15年 2,069 17 H16年 1,968 12 H17年 2,417 9 H18年 2,884H19年 2,775 œ

(信用保証協会提供資料より)

本店営業部         3日         ①保証・関中管理・求債権回収業務の処理状況           各支店         ②自主検査の処理状況           ②自主検査の処理状況         ③前回檢查指導事項の整理改善状況           ②前回檢查指導事項の整理状況         ④自主検査の処理状況           ②解上被查の処理状況         ④管理事務停止等の処理状況           ⑥学理事務停止等の処理状況         ④加回檢查指導事項の整理改善状況           ②期中管理の統括管理状況         ②期中管理の統括管理状況           ②期中管理の統括管理状況         ④金融相談業務の状況           総務部         2口         ①原務・福利厚生等の処理状況           総務部         2日         ①経済計画の処理状況           経営企画室         2日         ①経済計画の処理状況           ②電子計算機業務の処理状況         ③自主検査の処理状況           ②電子計算機業務の処理状況         ④自主検査の処理状況           ②電子計算機業的の整理改善状況         ④自主検査の処理状況           ②方法底務の管理状況         ④自主検査の処理状況           ②方法底務の管理状況         ④自主検查の管理状況           ④前回檢查指導事項の整理改善状況         ④前回檢查指導事項の整理改善状況           ④前回檢查指導事項の整理改善状況         ④前回檢查指導事項の整理改善状況	部署名	検代期間	主な検査項目
一	本店営業部		①保証・期中管理・求償権回収業務の処理状況
横	各支店		②自主検査の処理状況
(所) (所) (利) (利) (利) (利) (利) (利) (利) (利) (利) (利			③前回検査指導事項の整理改善状況
画 全 1 日 2 日 1 日	業務統括部		①代位弁済の処理状況
画 全 1 日 2 日 1 日			②自主検査の処理状況
政府       1       2       1			③訴訟事務の処理状況
( )	_		④保証債務残高等の処理状況
<b>接</b> 绝 1 日 2 日 1 日			⑤管理事務停止等の処理状況
<b>政</b>			⑥サービサー委託債権の管理状況
<b>政</b> <b>1</b> 日			②前回検査指導事項の整理改善状況
画名 2 日	企業支援室	1 🖽	①創業関連保証等の管理状況
<b>●</b> 金 2 日 1 日			②期中管理の統括管理状況
<b>雪</b> 密 2 口			③モニタリング業務の状況
画 治 2 1 1 日			④金融相談業務の状況
画 2 1 日	総務部		①庶務・福利厚生等の処理状況
<b>画</b> 密 2 日 1 日			②現金出納処理に関する状況
四 2 日			③重要資産の管理状況
画宝 2 日 1 日			④自主検査の処理状況
画 2 日 1 日 1 日			⑤前回検査指導事項の整理改善状況
11	経営企画室		①経営計画の処理状況等
1			②電子計算機業務の処理状況等
11			③自主検査の処理状況
1 #			④前回検査指導事項の整理改善状況
	総務部		①金銭出納の管理状況
③ 支店原務の管理状況 ④前川検査指導事項の整理改善状況	各支店		②証券・郵券の管理状況
④前回検査指導事項の整理改善状況			③支店庶務の管理状況
			④前回検査指導事項の整理改善状況

(注) 支店は、川越攴店・熊谷支店・春日部支店がある。

⑤その他

- 保 103-

## (3) 内部検査体制

書を拝見したが、検査は適切になされている印象を受けた。 実施し、公長宛に検査報告書を提出している。検査の実施状況を聴取し、最近の検査報告 会長直轄の検査室が内部検査を実施している。要員は3名で、検査日程を立案、検査を

なお、20 年度の主な検査項目は次のようになっている

また、20 年度の検査における要点は次のとおりである。

①コンプライアンスを重視した検査の実施のホーミニ

②審査の過程で、決算書における不良資産(債権・その他)が把握されているか。③求償権の督促もれがないか。

## (4) 期中管理体制

県の損失補償額の削減のためには、信用保証協会自身による期中管理体制の強化が不可欠である。信用保証協会の期中管理体制は、以下のとおりである。

信用保証協会は、近年事故報告、代位弁済が増加していることから、代位弁済抑制に向け、 延滞先企業の早期把握、返済条件緩和等調整措置強化を行っている。

#### [人員配置]

具体的には、平成 20 年度から本店営業部及び 3 支店の管理課に期中管理専任担当として課長補佐以上の役席者を配置し、企業支援室に部長経験者 2 名を配置している。

+

平成 19 年度

期中管理担当

7 2/1

平成 20 年度 14 名

[調整強化策]

①延滞2回以上及び期限経過先リスト「保証付貸付金の延滞管理」を7、10、1月に金融機関に送付

②事故報告書の金融機関管理方針に基づさ、調整対象企業をリストアップ、統 -スキームによる調整を徹底

(注) 信用保証協会が、事故報告を受付した企業の現況によって調整対象先をリストアップし、 返済条件緩和や複数の債務の一本化による借換等を金融機関と協議し、代位弁済への移行を 抑制する。

## ◎リストアップ先企業の条件

- 事故受付時の現況が「事業継続中」で何らかの交渉によって改善・再生が見込まれる
- 金融機関としての方針(例えば代位弁済請求するか条件変更するか。)を検討中である
- 体・廃業、法的整理(予定も含む)で、担保余力があり処分可能である

③金融機関との連携強化のため金融機関本部及び営業店に対し、調整協力を要請 (注) 信用保証協会から各金融機関本部及び営業店に直接出向いて曳売把握、交渉などにより積極的に連携を強化し、調整対象企業に対し金融機関が条件変更、借換等の対応をとるよう要

- 採 105-

#### 請している。

## 〔求償権回収の強化策〕

無担保、第三者保証人なしの保証が増加している環境下において、回収手段と回収先の変化が認められる。

監査対象年度を含む直近3事業年度の回収手段別回収状況は、以下のとおりである

## 回収手段別回収状況推移表(実際回収元損

							重)	(単位: 百万円, %)	7,%)
年度		H17年			H18年			H19年	
回収予段	金額	前年比	構成比	金額	前年比	構成比	金額	前年比	構成比
势的山火	2,050	100.4	18.08	1,870	91.2	19.98	1,663	88.9	23.07
塔約外回収	2,251	84.4	19.86	2,084	92.6	22.26	1,600	76.8	22.19
任意処分	4,076	78.1	35.96	3,378	82.9	36.09	2,287	67.7	31.72
特殊整理	693	154.3	6.11	640	92.4	6.84	745	116.3	10.33
競売配当	1,856	90.4	16.37	1,120	60.4	11.96	747	66.7	10.36
法的回収	335	127.6	2.96	214	64.0	2.29	158	74.0	2.19
その街	75	112.5	0.66	55	73.0	0.59	9	17.1	0.12
±± E>	11,336	88.9	100.00	9,361	82.6	100.00	7,210	77.0	100.00

この表からは、対人交渉等による誓約及び誓約外回収の構成比が増加している。反面、担保の任意処分、競売配当による回収構成比が減少し、求償権の無担保化が進んでいることが分かる。

監査対象年度を含む直近 3 事業年度の回収先別回収状況は、以下のとおりである

## 回収先別回収状況推移表(実際回収元損

(単位:百万円,%)

77.0 100.00	77.0	7,210	100.00 7,210	82.6	9,361	100.00	88.9	11,336	
1.23	26.7	89	3.58	182.0	335	1.62	67.4	184	その街
2.80	70.7	202	3.06	71.0	286	3.56	85.7	403	物上保証人
42.08	72.4	3,034	44.77	83.4	4,191	44.31	78.6	5,023	保証人
53.87	85.4	3,884	48.60	79.5	4,549	50.50	101.9	5,725	* \
構成比	前年比	企額	構成比	前年比	企額	構成比	前年比	企額	回収先
	H19年			H18 ₩			H17年		年度

- 宋 106 —

物上保証人からの回収構成比が減少し、無第三者保証人化が進んでいることが分かる。 この表からは、本人(法人を含む。)からの回収構成比が増加しているが、反面、保証人、

進めるため、委託案件の拡大を検討している サービサーに対する委託案件については、現状では限定的であるが、代位弁済債権の回収を 化している保証協会サービサー を図り、債権回収ノウハウや面談交渉力等を持った金融機関 OB 等を採用し、債権回収に制 こうした傾向があることから、信用保証協会は対人交渉中心にきめ細かな管理・督促強化 (埼玉営業所) 9の活用による回収を進めている。保証協会

## 信用保証制度の現状

N

# [中小企業政策審議会基本政策部会「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」から]

おいては、以下の点を柱として検討が行われた 下「信用補完制度とりまとめ」という。)(平成17年6月20日)」がなされている。部会に 中小企業政策審議会基本政策部会から「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」(以

①保証手続きの合理化、金融機関との連携による中小企業者の経営支援・再生支援の強化 担い手の多様化等の中小企業者の立場に立った新たな制度・運営のあり方

③制度利用の変化、回収率の低減等の構造変化に対応した持続的な運営基盤の確立、国と ②信用保証協会と金融機関との責任分担に基づく効率的な中小企業支援体制の確立

④信用保証協会等のガバナンス強化と評価、適切な協議体制の構築

地方自治体との適切な支援のあり方

字のアフンジを行ったものにある。 以下の記述は、「信用補完制度とりまとめ」をベースとして、監査対象年度に合うよう数

## (1) 信用補完制度の意義

なったある。 「信用補完制度とりまとめ」に制度の意義が記載されている。簡条書きで示せば、次のと

 保証協会サービサー(埼玉賞業所)の状況
 ①人員 所長以下33名(半成20年4月1日現在で前年度より8名期) 所長は協会専②委託案件の基準 金融安定化特別保証・市町村小口・県小規模事業資金利用先求價権
 ②委託案件の基準 金融安定化特別保証・市町村小口・県小規模事業資金利用先求價権 H20年3月末 H19年3月末 H18年3月末 22,446 件  $18,926 /\!\!\!\!/$ 21,806件 18,105件 146,504 百万円 142,145 百万円 124,825 百万円 119,478 白万円

一年 107-

- ①信用保証制度は、民間金融機関が中小企業者に融資を行う際に、公的機関である信用保 証協会が保証を行い、その融資を円滑化している
- ②信用保険が保証の7割ないし8割のリスクを填補することにより、信用保証協会のリス ク分散を図り、信用保証制度の安定経営を支えている
- ③融資額が小さく、金融機関にとって、融資に係るコストに比して1分な収益が見込めな ストを下げている。 い者についても、保証制度にリスクヘッジすることで審査等の事務を簡素化し、融資コ

## (2) 信用補完制度の現状

①中小企業金融に占める比重

平成 19 年度末における信用保証協会の保証債務残高は、次のとおりである。

H20 年 3 月末 1,261,692 4.29% 拉干 全国比 単位:百万円) 29,368,164 全国

※仓国信用保証協会連合会「事業概況報告書

## ②無担保保証・無第三者保証人保証の増加

が、③で示す債権回収率では全国平均と比較して悪化が認められる 全国平均と比較して、無担保保証の割合が高い。保証のあり方としては望ましいといえる 無担保保証は、平成 14 年度から平成 19 年度まで、以下のように推移している。埼玉は、 れ、平成 12 年 12 月には無担保保証を 8,000 万円に限度引き上げが行われたことにより、 無担保融資枠の創設と拡大、第三者保証人を 5,000 万円までは不要とする取扱が進めら

## 保証承諾全体に対する無担保保証の割合

90.9	89.7	86.8	85.5	83.9	81.9	全国
92.8	92.8	86.0	85.7	82.0	76.3	松、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
H19年	H18年	H17年	H16年	H15年	H14年	年度
(単位:%)				j	K	1) 作数ベース

※全国信用保証協会連合会による統計情報

_	
2	
金額	
強く	
Ĵ	
Ж	

(単位:%)

所長は協会専務理事が兼任

85.0	83.3	78.5	75.0	71.4	66.7	全国
89.1	88.8	82.4	82.9	76.6	68.3	村
H19年	H18年	H17年	H16年	H15年	H14年	年度

※全国信用保証協会連合会による統計情報

平成 19 年度における第三者保証(保証承諧件数のうち、代表者以外の連帯保証人)を徴求した割合は、次のとおりである。

H19年	年.度
0.74	埼玉
2.27	全国

(単位:%)

※全国信用保証協会連合会「連帯保証人徽求報告書

この背景として、「信用補完制度とりまとめ」において、不動産担保や保証人に過度に依存しない保証の提言があげられる。すなわち、「本米、信用補完制度は、金融機関からの担保や保証人による債権保全手段の徴収に応じられない中小企業者の信用力を補完し、中小企業者の資金調達の円滑化を図るための制度である。このような制度本来の目的に鑑みれば、求償権を保全するための担保や、個人的関係に基づく保証については、これを徴収すべきでないと考えられる。」との主張である。

例外として、i)企融機関が根抵当で担保を設定している場合、ii)当該企業の信用リスクが高いが、担保や保証人の提供があれば保証が可能となる場合、ii)融資額の増額が可能となる、iv)金融機関が担保と引き替えに保証を求める場合等、中小企業者の資金調達の円滑化の観点から、一概に担保や保証人を徴求することが不適当と言えない場合もあるとの記述がある。

また、保証人の徴求に関して、本人保証については、中小企業者においては企業資産と経営者の個人資産が一体化していることが多く、経営者のモラルハザード防止等の観点から、容認せざるを得ない部分もあると考えられるとしている。

他方、当該企業の経営とは関係のない友人や知人、親戚縁者や従業員等については、その保証債務の重大性に鑑みれば、一義的には保証人として徴求すべきでないが、重要取引 先等の当該企業と事実上関係の深い企業や、当該企業の実質的なオーナー等が経営上必要 性を認め保証人となる場合等、容認せざるを得ない場合も考えられるとしている。

これを受けて、半成18年3月28日に経済産業省の中小企業庁長官名で社団法人全国信用保証協会連合会会長宛に、「第三者保証人徴求の取扱いについて」として通知が出されている。参考までに、示すと以下のとおりである。

保 109-

## 信用補完制度における第三者保証人の徴求について

平成18年4月1日以降に保証申込みがあった案件については、次に掲げる特別な事情がある場合を除き、経営者本人(法人の場合にあってはその代表者、個人事業主の場合にあっては当該個人事業主をいう。以下同じ。)以外の第三者を保証人として徴求すべきではない。また、地方自治体の制度融資で第三者保証人等が必要と定められているものについては、平成18年度中のできるだけ早期に見直しを行うべく、信用保証協会において各地方自治体と調整を図るべきである。

- 1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
- 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- 3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼があった場合であって、当該事業の協力者や支援者(以下「協力者等」という。)から積極的に連帯保証の申出があった場合(協力者等が自発的に連帯保証の申出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。)

これを受けて社団法人全国信用保証協会連合会においても、「連帯保証人の徴求基準について」として解釈基準を定めている。

# 【意見60】担保提供と保証人を求めることで追加保証が可能であれば検討すべき

米国のサブプライム問題が全世界的に波及し、わが国においても株安・円高等による個人消費の低迷と輸出の落込み等により企業経営への悪影響が生ずるのは不可避な状況となっている。大企業の中間業績修正がマスコミで報道されているが、併せて不動産・建築関係を中心として民事再生法申請、破産申請等も最近多く目にするようになっている。

景気の悪化と低迷がしばらく続くとの経済専門家の見方が多い中、多くの中小企業で受注の低迷、模業度の低下、売価の引下げ、代金回収の長期化等により、資金繰りが悪化し、場合によっては経営破綻までいくものもあると想定されるところである。

融資を行う金融機関も既存の貸出債権に毀損が生ずることになれば、最低自己資本比率維持の原則により、融資がより慎重になるものと思われ、それだけ信用保証協会の役割が増すと考える。

そうした反面において、民間金融機関が中小企業者に融資を行う際に、公的機関である信用保証協会が保証を行うことにより、その融資を円滑化することが信用保証制度の意義ではあるが、信用保証協会の全ての保証が信用保険、県の損失補償契約によって補填されるものではなく、補填されない部分は信用保証協会の負担となり、財務の悪化に

つながることは予想できることである。

信用保証協会の財政悪化を最小限に留めるとともに、県の損失補償額を抑えながら、多くの中小企業の資金需要に前向きに応えていくためには、担保余力があるのであれば、 多くの中小企業の資金需要に前向きに応えていくためには、担保余力があるのであれば、 担保の提供と引き替えに保証を実行する。また、中小企業の経営とは関係のない友人や 知人、親戚縁者や従業員等を保証人とするのは問題かもしれないが、前述の「第三者保 証人徴求の取扱いについて」(中小企業月通知)を有効に活用し保証人を徴求すること により、保証枠に余裕があり資金の必要性、事業の継続性等を総合的に判断し新規保証 が可能であれば、新規保証申込に対し、資金調達を支援していくべきである。

## ③代位弁済率の上昇と債権回収率の低下

代位弁済率と回収率は、平成14年度から平成19年度まで、以下のように推移している。 平成17年度まで減少していた代位弁済率は、平成18年度から増加に転じているのに対し、 回収率は、下記の数字が示すように引き続き低下傾向にある。

## |可収率は、下記の数字が示す

代位弁济率推移 拉山 H14年 3.65 4.33 H15年 3.273.22H16年 2.37 2.74 H17年 1.91 2.38H18年 2.372.11H19年 单位:%) 2.712.67

※代位弁済率=代位介済(元利)/保証債務平残

※14~18 年度 全国信用保証協会連合会・中小企業金融公庫 (現日本政策金融公庫)「業務要覧」

19 年度 《全国信用保証協会連合会「事業概況報告書」

回収率推移

(単位:%)

2.54	2.91	3.47	3.88	4.32	4.54	全国
1.84	2.55	3.25	3.78	4.00	4.22	極大
H19年	H18年	H17年	H16年	H15年	H14年	年度

※回収率=実際回収(元本)/期首実際求償権+期中代位弁済

※14~18 年度「全国信用保証協会連合会・中小企業金融公庫(現日本政策金融公庫)「業務要覧」、

19年度 全国信用保証協会連合会「事業概況報告書」

## (3)地方自治体による責任分担と制度融資

「信用補完制度とりまとめ」では、利用実績の少ない制度融資に関して、「利用実績がなく必要性の乏しい制度はもとより、現状のように多数の制度が存在する必要性は考えにくく、利用者にとっても分かりにくくなっており、また、金利等の制度設計が硬直化していることから、制度の趣旨に即した円滑な利用がなされていないとの声も強く、実態を精査の上、廃止を含め、必要な制度の見直しを行うべきである。」としている。

さらに、制度融資に係る地方自治体と保険の役割分担に関して、「制度融資の中には、代

が、弁済率が、10%を超え、かつ、その債務残高も大きい制度も散見される。制度融資は、地方自治体が、地域の実態等を踏まえ、政策判断の下に実施するものであるが、当該融資に係るリスクの多くが信用補完制度によっており、保険収支に与える影響を与えることに鑑みれば、事故率の高い制度融資については、その有効性につき十分な検証を行うべきである。」

また、制度融資に係る地方自治体による協会支援に関しては、「地方自治体では制度融資に対して、保証料補給による利用者支援、損失補償契約による協会支援を行っているが、個々の融資を見ると、保証料率を低く抑えているにもかかわらず、保証料補給も損失補填も行われていない制度がある。このように、地方自治体として十分な運用責任を果たしていない制度については、その必要性を十分吟味の上、見直すことが必要である。」としている。

【意見61】有効性に欠ける制度融資の見直しと制度融資の体系簡素化の検討が必要

また、制度融資の種類が増え体系が複雑化することは、利用者である中小企業が分かり づらいだけでなく、県のみならず信用保証協会においてもそれだけ管理工数が増えると考える。可能な限り整理統合を図り、利用者の利便性の向上に努めるべきである。

次の表は、過去3年間の代位弁済率を制度資金ごとにまとめたものである。代位弁済率が10%を超えている資金は、経営支援緊急融資、産業創造資金及び企業活力強化資金である。経営支援緊急融資及び企業活力強化資金については制度廃止となっているが、平成28年3月31日までに発生する損失を補償することになっている。

産業創造資金の損失補償は創造法認定に係るものに限定しているが、創造法による計画 自体が平成 19 年度で満了し、事実上制度が廃止されている。融資実行も平成 18 年度以降なく、代位弁済率が上昇しているのは保証債務残高が減少しているためである。

信用保証協会における県制度融資

県制度融資の代位弁済率の状況
(単位:%)

	-	-	TITO
小規模事業資金	2.62	4.23	4.33
起業家育成資金	1.38	2.76	4.16
経営安定資金	1.83	0.81	1.17
経営支援特別融資	1.71	0.94	1.67
経営支援特別融資 (旧緊急融資借換)	0.98	1.28	1.61
経営支援緊急融資	10.06	9.48	12.84
中小企業応援貸付	0.63	1.65	4.07
産業創造資金経営革新(創造法無担保無	7.15	15.33	23.53
保証人)			
企業活力強化資金	2.48	3.49	15.24
企業パワーアップ資金	0.65	0.47	1.58
青空再生低公害卓導入資金	0.03	0.06	0.14
県制度全体	1.37	1.56	2.16

TVILI# 
所筆一台則及のIVM.并消観・台則及の保証頂務残局

(注 2) 創造支援貸付(無担保無保証人)」である 「產業創造資金経営革新貸付(創造法無担保無保証人)」は、 「旧事業開拓支援資金

産業創造資金経営革新(創造法無担保無保証人)貸付の代位弁済の金額

(単位:千四)

33,563	35,291	27,662	余額
7	4	57	作数
H19年	H18年	H17年	年度
( <del>                                      </del>			

[埼玉県信用保証協会の保証に占める埼玉県の制度融資の現状]

補填を行っている。信用保証協会の保証債務残高に占める制度融資の割合は平成 19 年度 げ、金利の低利化を伴っていることが多く、制度保証の内容により信用保証協会への損失 で 50%を超えている。 県は信用保証協会と協議し、「制度融資」を行っている。制度融資は、保証料率の引下

## ω 埼玉県信用保証協会での調査

## (1)埼玉県信用保証協会での調査に当たって

形態により行われている。 部の制度は損失補償契約を締結し、代位弁済が生じた際に県が一定の損失負担をする間接 県における制度融資は直接貸付によるものと、信用保証協会による保証実行に対し、一

が適切になされているかの具体的な保証実態を調査するため、次の観点からサンプル抽出 を行ったものである。サンプル年数は、232年となっている。 について、県の制度融資が円滑に実行されているか、損失補償額の削減のための期中管理 以下に示すサンプル抽出基準は、信用保証協会が県と損失補償契約を締結している保証

- 保証が遅滞なく実行されているか。
- 保証を断る場合、正当なる理由が存在しているか。
- 業績悪化先に保証を実行する際に、情報収集が適切に行われ、審査結果は妥当な ものであったか
- 早期弁済が発生した場合、審査手続きは適正なものであり、期中管理は十分なも のであったか。
- 保証先の期中管理は適切に行われているか
- 代位弁済した債権の回収は適切に行われているか。

### (i) 基準期間

原則として平成19年度として、案件により平成18年度以前も含める。

(ii) サンプラ抽五基準

[保証実行] ①業績悪化先(保証先の直近決算で経常赤字、債務超過先)平成 19 年度で保証日の早

い順で30件

内景

法人25件、個人(起業家育成資金で 5件)

②保証承諾遅延 60 日以上 平成 18~19 年度 10 作

③保証承諾実行後 1 年以内で代位弁済請求発生 の短いものから 50 件 なお、代位弁済請求発生は代位弁済請求受付日とする。 平成 18 年度から平成 19 年度で期間

④環境部 青空再生低公害車導入資金 新規 10件 代位弁済 7件

⑤福祉部 埼玉県介護サービス振興支援融資

-保114-

一年 113-

既存 保証残高2千万円以上の保証先から5件

[保証申込の取消]

6保証申込の取消 敗消の中で環境部の青空再生低公害車導入資金が含まれている。 平成 19 年度で無作為抽出により 10 件

[期中管理]

⑦期中管理が適正に行われているか

#### [債権回収]

⑧代位弁済後未回収のもの 代位介済時期が平成16年度から平成18年度まで 金額上位 事故受付処理額 金額大きい順で20件 各年度 20 件

⑨代位弁済後管理回収中であるが、回収実績が債権金額に対し 10%以下のもの及び代 度 10 件 位弁済時期が平成16年度から平成18年度までで回収実績割合の低いものから 各年

(2) 監査結果 の事項に該当するものが検出されたことを意味する(検出件数等は複数該当するものもあ り記載しないことにした)。 監査結果を要約すると以下の表になる。表内の「☆」印は、抽出項目のうち、A から F

1.		IA.				Lo				L		-				Limit	195		1						-						
9	10%以下のも	金額に対し	収実績が債権	かあるが、回	⑨代位弁済中	未回収のもの	⑧代杭弁済後	理額	①事故受付処	取消	⑥保証申込の	融資	ビス振興支援		⑤福祉部 埼	車導人資金	空再生低公害	④環境部 吉	求発生	で代位弁済請	行後 1 年以内	③保証承諾実	延 60 口以上:	②保証承諾選	①業績悪化先			抽出項目			
					30		60	20	90	10	10				೮ಾ			17				50		10	30		* T %X	京 三	禮 <b>永</b> 卒		
																				>	<b>\$</b>				卆	4-93	吟味が不	会礼概况	等による		^ 計算 ₩
						3	<b>\$</b>	×	}											3	<b>\$</b>				\$	とっている。	, H	" } 1 (	電行イのコ	が不十分、	B情報入手
																				1	<b>\</b>				*	7. 雜国	× Ш H	8 H 1	世薫り	C解某	
		r	<b>}</b>			2	<b>\</b>	×	<b>-</b>																	公問題	711. 女子压	车	単元に重	D事務処	
																				Σ	<b>}</b>				圤	がなし	カリンガ	祭のモニ	の財務内	上   本劃:1英	* \ 1.1 #T \ 0.
		×	}			Σ	<b>}</b>																			力が足りなかった	第この光	747 7 100	世籍素が	済発生の	F代似并

(注)相川項目①及び⑤に関しては、それぞれ別の項で説明しているため、この表での記載を省略している。

一保 116—

232

-保115-

この調査から判明した問題点をまとめると、以下のようになる。見出しのアルファベットは、上の表のAからFに対応している。

# 「決算書等による会社概況吟味が不十分」に関する事項

# [将米キャッシュ・フローや事業計画の検討について]

保証先の経営実態を判断する際に、既にキャッシュ・フローに問題があったり、「経営努力で黒字転換が見込まれる」と判断して実質債務超過先に対して保証を行っているものも認められた。将来キャッシュ・フロー(弁済能力)を見積もることは難しいことではあるが、保証付制度融資の主旨(中小企業に資金調達の機会を広く提供するという政策目的)との関係で将来のキャッシュ・フローに関して十分な検討を行っていないものも見受けられた。重要な審査項目が返済能力の有無であるなら、将来キャッシュ・フローについては十分위意すべきである。

また、経営計画書を入手し次年度の損益予想から利益確保が見込まれると判断しているが、前期売上金額から勘案して計画書の月次売上の実現性は明らかに乏しい、と判断できる案件があった。審在段階における経営計画書の実現可能性については十分に検討すべきである。必要であれば、事業スキームの分析を行い、事業の継続性についても留意すべきである。

# 、徐融機関以外からの借入金の源泉や借入理由等の調査について、

長期情入金の大部分を占める代表取締役からの借入金について、代表取締役の資金の減泉は何であるかの調査が行われていない案件があった。また、役員以外の親族借入金について代表者とその親族との関係を明確にしていない案件や、単に借入金についてその借入先等が不明となっているものがあった。借入先の確認や借入理由(貸手の貸付理由)についても法人の資金繰りに影響する可能性があり、財務内容を検討する時点で十分留意すべき事項といえる。

## 【貸借対照表項目並びに損益項目の分析について】

試算表の前期繰越額と前期決算書数値との連続性が保たれていないものがあったが、この矛盾に関して質問等の確認をしていないものがあった。また、3 期間の貸借対照表項目の比較において、棚卸資産、売掛金、支払手形、借入金が著しく増加していることに対しての検討をしていない案件や、前期に計上されていなかった仮払金、開発費、試験研究費が今期新たに計上された理由、内容についての吟味をしていない案件もあった。

事業者の財務を分析する場合は、財務数値の連続性や、貸借対照表科目の推移、勘定科目の関連性にも十分注意すべきである。

損益項目の分析では、3期間で売上は倍増しているものの、営業利益がマイナス、経営利益はプラスとなっている先について分析が不十分な案件があった。減価償却費の計上が十分か、全体の損益状況が矛盾していないかなどに留意すべきである。さらに申請者が複数の事

-保117-

業を経営している場合は、可能なかぎりで事業別の損益状況を検討すべきである。

また、代表者に対する貸付金が多額に計上されている場合や、役員報酬を引上げたことが赤字決算の一因になっているといった場合には、決算書上純資産がプラスであってもその状況等を十分把握して保証を判断すべきである。

# 「情報入手が不十分、銀行とのコミュニケーションに問題」の事項

## [タイムリーな財務データの利用について]

審査に当たり直近の決算書は利用しているが、決算日と保証日とが時間的に間隔があるにもかかわらず、期中の試算表による財務内容を検討することが行われていない案件が見受けられた。期中の試算表の数値が正確でない可能性はあるが、決算日から少なくとも半年経過していれば、可能な限り直近の月次試算表を銀行経由で入手し、決算日からの財務状況の変化を勘案して経営実態を考えるべきである。

## [十分な財務データの入手について]

法人については勘定科目の内容を十分に検討する必要から、確定申告書及び決算書だけでなく、勘定内訳書も必ず人手すべきである。

個人で青色申告をしている場合には、損益計算書だけでなく貸借対照表まで、青色決算書の全てを入手することが必要である。個人事業者の白色申告の決算数値は信頼性が低いため、必要に応じて積算の根拠を示させる等補足データを取るべきである。また、個人に対する融資の場合には、その返済能力に関する情報を入手し検討すべきではないか。

## [情報入手の工夫について]

法人設立まもなくで過去の業績が分からない場合、開業計画書と代表取締役の事業意欲等を勘案して保証承諾している案件については、方法としては妥当であるが、書面審査が中心になっており、経営者との面談なしでどのようにして事業意欲等を感じたのか疑問の残るところである。創業後日が浅い新規の事業者に対する審査には、できる限り面談を行うべきかと考さる。

また、保証後1年以内に代位弁済した先で、業績悪化の要因が近隣への大手同業者進出によるものがあった。このようなケースでは金融機関から審査時に情報を得られないであろうか。

## C 「保証判断の妥当性に疑問」の事項

保証承諾から1ヵ月での事故報告の案件があった。審査の際に、決算書の異常点や内容を確認したうえで保証承諾したのか疑問である。例えば、設備投資はそれほど必要ではないのに借入過多状態の先や、同一利害関係先への貸付の多い先の保証等が認められた。決算書を十分分析し保証承諾が望まれた案件といえる。

## 「事務処理の迅速性・妥当性に問題」の事項

U

金融機関から事故報告が提出された後、信用保証協会が保証先に直接面談等の接触をすることは殆どない。信用保証協会も対応に苫慮しているが、金融機関に協力を求め、また直接面談等も行う必要がある。

弁護士が債務者の破産申請代理人受任後、相当時間が経過している案件が目立つ。これらの案件については、信用保証協会は求償権を行使できないまま、時間のみが経過しているので信用保証協会としては回収の可能性を見極めて、必要により債権者である立場から計算書類等を閲覧して(会社法 442 条第 3 項)、債務者の現況を可能な限り調べるという手段を行使することも必要である。

# 「保証後の財務内容のモニタリングがなし」の事項

保証債務残高2億円超の保証先については、財務状況をモニタリングしているが、その他は基本的にはしていない。保証件数が多い中ではやむを得ないと考えるが、保証後の保証先の介済能力を評価し、悪化していれば、事故に至る前に何らかの手立てを行い、事故の実現を最小限に抑えるという努力も必要である。

また、経営支援特別融資制度は、売上高の減少を要件としており、そもそも、業績が悪化し易い相手先に対する保証である。制度の性質によりリスクの度合いも異なるので、期中管理のレベルに差をつけることも必要ではないか。銀行を通じて月次の試算表を入手し、代位弁済に至る前に返済額減額の手当ができた取引先もあり、きめ細かい管理は不可能ではないと考える。

このように、保証先の経営状況については、保証承諾後もフォローしていくべきであり、銀行との情報の共有という観点からすれば、保証申込時はもちろんのこと保証後も銀行から様々な情報の入手を試みることが必要である。

# F 「代位弁済発生の可能性を避ける努力が足りなかった」の事項

最終貸付実行日から破産および民事再生等の法的手段を講じるまでの期間が1年以内の無いケースが存在している。例えば、最終借入実行から1年を経たずに会社代表が破産宣告し、会社は民事再生法の適用を受けて債務を切り捨てて再生しており、会社代表として破産した旧代表者の長男が就任している案件があった。安易な法的救済措置の実行を防ぎモラルハザードを生じさせないためには、会社後継者に対しても、経営に対する意思確認を行っていくことが必要である。

## (3) サンプル監査を通じて

サンプル監査を通じて意見として述べたいことは、以下のとおりである。県としても、信用保証のレバレッジ効果をより高めていくためにも、信用保証協会の指導監督に当たり考慮

一年 119-

### していただきたい。

# 【意見62】信用保証協会の指導監督に当たり考慮されたい事項

- ① 次算書を十分読み込んでもらいたい。限られた人員で相当数の審査を迅速に行わなければならないのは理解できるが、実態は書面審査が中心であり、決算書はその重要な要素である。決算書から異例な事項を判読し、追加調査を行うことが必要と考える。いわゆる目利き力を持った審査が望まれる。
- ) 保証承諾から短期間で金融機関から事故報告が提出される保証案件がある。書面審査が基本であるにしても、保証案件によっては、経営者との前談や実地調査も取り入れての審査が必要と考える。
- )担保や経営者のほかに保証人をとらない貸付への保証が増加し代位介済後の求償債権の同収率が低下してきている。一般的に債権同収は時が経過するに従い困難となるといわれているが、保証協会が代位弁済するのは、原則として、金融機関が事故報告を提出後、一定期間の回収努力を行った後と定められている。現実には金融機関も回収はできず、代位弁済を待っているケースが大半であり、この間に債権が毀損するおそれがある。

金融機関へ代位弁済が行われた時には、経営者が失踪して所在不明となっていることも多々あることであり、また、代位弁済を実行した後では、金融機関から十分な版力が得られない場合も多い。

保証協会としては、債務超過状態にあり保証金額が多額な企業、決算書に異例事項が認められる企業、収入が減少傾向にあるが経営改善が認められない企業等、…定の基準を設け金融機関と連携し返済状況を重点管理していくことにより、延滞の早期発見や代位弁済の抑制、求償債権回収の早期着手などに努めていくべきである。

) 経営者を保証人に加えることが多いが、事業責任を持たせる意味では有効であると考えるが、代位弁済に至ったときは、無力である場合が多い。

また、法人の吸産開始申立時に経営者も個人破産の開始申立てを行っている傾向が見られる。法的手続を検討し、弁護士が介入している場合も多く、保証人本人とは直接交渉が行えない状況にある。予納金が用意できず法的手続が進行しないと、さらに未交渉期間が長引き回収が進まないことになる。

延滞の発生や事故報告受付時に、代位弁済に至る可能性のある企業について、金融機関に協力を求め、経営者の財産状況を把握する等、早期に回収できるような対策を講じることが必要である。

#### 能 80 農林部

農林公社造林資金損失補償

## (1) 損失補償額の推移

農林公社との損失補償契約に係る損失補償限度額の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

L						
33_	16,993	9,459,023	3,552,634	H19年 9,442,030 3,569,627 3,552,634	9,442,030	H19年
_ vc	14,408	9,442,030	1,047,984	H18年 9,427,622 1,062,392 1,047,984	9,427,622	H18年
22	30,462	9,427,622	470,675	501,137	H17年 9,397,160	H17年
	純增	期末残高 (損失補償限度額)	補償消滅	新規補償	期首残高	年度

### (2)制度の目的

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等 償契約を行っているものである。 補償が適当でないことなどにより、担保・保証による債権保全が困難なため、県が損失権 及び分収林が担保として不適当であることや事業規模が大きく農林公社の役員等の個人 ら借入する。県は借入金全額に対して損失補償を行う。これは、分収林の所有者が多数に 農林公社の行う分収林事業に必要な資金を日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)か

・日本政策金融公庫融資業務規程(昭和 50 年 4 月 1 日農公規程第 2 号)

## (4)制度の仕組

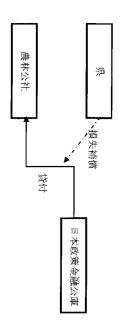
①対象者

農林公社

分収林事業借入金の全額の損失補償

### 一保 121-

### ③業務のフロー



## (5)業務執行の検討

①補償契約の締結

県と日本政策金融公庫の間で「損失補償契約」を締結している。

②補償先に対する管理

毎期農林公社から事業報告書を入手することにより問題がないことを確認している。

③補償の実行

補償の実行はいまだかつて行われていない。

④返納金の回収

補償の実行がないため、返納金の回収はない。

- (意見) 維持コストと借入利息の取得原価への算入中止の検討を
- (意見) 森林の公益的機能に着目した新たな収入の確保の検討を
- (意見) 分収林事業の必要性・方向性の明確化と組織力の充実が必要
- 過年度貸付金に対する利息軽減の検討を

(意見)

- (意見) 伐採時期にあわせた償還が可能となるよう検討を
- 分収造林契約の変更を進めるとともに、より一層のコスト削減を
- ヒノキの新たな用途開発により収益の確保を

(意見) (意見)

行にしいて」の「第3草II 以上の意見については、本報告書の第 1 テーマの「 貸付金に係る事務の財務事務の執 第6、5、5・1分収林事業貸付金」を参照されたい。

## 2 農地保有合理化事業資金損失補償

## (1) 損失補償額の推移

農林公社との損失補償契約に係る損失補償の平成 19 年度を含む過去 3 年間の実績と残高は、次のとおりである。

単位: 円)

年 度 損失	損失補償残額	補貨枠	損失補償額	迈 済 金
H17年   2	240,863,844	320,000,000	153,079,600	147,405,000
H18年 2	206,878,069	352,145,000	134,510,094	209,861,819
H 0:11	148.995.594	404,975,000	221,938,554	238,455,079

- \*損失補償残額は各年度末における累計額
- \*補償枠は各年度における損失補償の対象とする借入限度額
- \*損失補償額は各年度における損失補償の対象となった借人額
- \*返済金は各年度における返済額

### (2)制度の目的

農林公社が実施する農地保有合理化事業に必要な資金を金融機関等から借り入れるに当たり、県が損失補償を行うものである。

## (3) 農地保有合理化事業の説明

農地保有合理化事業とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等農地保有の合理化を促進するため、営利を目的としない法人(農地保有合理化法人)が自ら農地を買い入れ又は借り入れ、一定の期間中間保有した後、一定の基準を満たす担い手農家に再配分する事業である。

農地保有合理化法人になることができるのは、都道府県農業公社、市町村、農業協同組合、市町村農業公社の4形態である。市町村、農業協同組合、市町村農業公社が農地保有合理化事業を始めるときは、まず、市町村の基本構想に、市町村、農業協同組合あるいは市町村農業公社が農地保有合理化事業を行う旨を定める必要があり、その上で農地保有合理化決人自らが農地保有合理化事業規程を定め、都道府県知事の承認を得る必要がある。なお、農業協同組合、市町村農業公社は、農地保有合理化事業規程について、都道府県知事の承諾を受けるに先立って、関係市町村長の同意を得る必要がある。

具体的には、以下の事業を規定している (農業経営基盤強化促進法第4第2項)

## ①農地売買等事業

規模縮小、離農しようとする農家の農用地等を農業委員会のあっせん,市町村等の申し 出等によって買入れ、又は借受けて,一定の要件を満たす担い手農家等に売渡し,交換し,

-保123-

又は貸し付ける事業である。その際,一定期間貸し付けた後に売渡す方式を採用する等, 規模拡大農家の負担を軽減するための措置が講じられている。

(参考) 農地保有合理化法人による買人協議制度農地の流動化を加速的に推進するため, 平成7年2ヵ月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により買入協議制度が創設された。 この制度により農用地を売渡した者は、譲渡所得について1,500万円の特別控除を受けられる

農用地の所有者から農業委員会に農用地の売渡しの申し出があった場合に、農業委員会が認定農業者への利用集積を図るため、農地保有合理化法人の買入れが特に必要と認めた場合は、市町村長へ買入協議の要請を行う。要請を受けた市町村長は、基本構想の達成に資する見地からみて農地保有合理化法人による買入れが必要と認めた場合は、売渡しの申し出があった日から3週間以内に所有者及び農地保有合理化法人に買入協議を行うよう通知することとなる。これにより、所有者と農地保有合理化法人とが買入協議を行い、協議が成立した場合は、農地保有合理化法人は農用地を買入れることになる。

なお, 買入協議期間中は, 所有者に3週間の譲渡制限が課せられる

## ②農地売渡信託等事業

農地価格の下落地域等において農地売買等事業を補完し、雛農農家、規模縮小農家が保有する優良農地を担い手に再配分するため、農用地の売渡信託を引き受け、併せて信託の委託者に対し当該農用地等の評価額の7割以内の無利子資金を貸し付け、農用地等が売れたときにその売却収入より精算する事業である。

## ③農地貸付信託事業

農地保有合理化法人が、土地持ち非農家や不在村農地所有者から所有農用地等の貸付による信託の引受けを行い、当該農用地等を認定農業者等の担い手へ賃貸借による利用集積を促進する事業である。

## ④農業生産法人出資育成事業

農業生産法人の自己資本の充実と経営規模拡大の支援によりその経営体質の強化を図るため、農地保有合理化法人が一定の要件に該当する農業生産法人に、次のいずれかの出資を行い、当出資により付与された持分等をその構成員に分割譲渡する。

A.農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資

B.農地売買等事業,農地売渡信託等事業,農地貸付信託事業により売渡し、交換し、貸し付けた農用地等又は①の事業に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

#### ⑤研修等事業

農地保有合理化法人が中間保有している農用地等を利用して、農業経営を担うべき者を

育成するため,新規就農者等に対して農業の技術,経営の方法に関する実施研修等を行う事業である。

## (4)監査に当たり参照した根拠法令等(4)監査に当たり参照した根拠法令等

- · 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年 5 月 28 日法律 65 号)
- ・埼玉県農地保有合理化事業資金借入れに関する覚書
- ・埼玉県農地保有合理化促進事業担い手支援資金損失補償契約書

### (5) 制度の仕組

)関係者

農林公社は、農地保有合理化事業に必要な資金(以下「事業資金」という。)を埼玉県信用農業協同組合連合会及び、担い手支援農地保有合理化事業"として社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れており、県は埼玉県信用農業協同組合連合会及び社団法人全国農地保有合理化協会とそれぞれ損失報償契約を締結している。

### ②損失補償の内容

平成19年度において県が補償する借入金は、平成26年3月31日までの補償期間を設け埼玉県信用農業協同組合連合会に対しては204,975,000円を限度とし、社団法人全国農地保有合理化協会に対しては200,000,000円を限度として農林公社が県から事業資金として借入承認を受けたものに限定される。

補償すべき損失金額は、最終弁済期限到来後、農林公社が善良な管理者の注意をもって債権の保全回収に努め3ヵ月を経過してもなお回収されなかった金額とする。県は金融機関等から損失補償の請求があったときは、速やかにこれを調査して損失額を確認し、当請求のあった日から60日以内にこれを支払うものとする。

## (6) 業務執行の検討

農林公社と覚書を交わし、社団法人埼玉県農林公社に以下の書類の提出を求めている

- ·借入実施計画書
- 借入承認申請書
- 事業資金借入計画書
- 借入先金融機関等選定及び取決事項協議申出書
- 借入実行状況報告書

## 10 担い千支援農地保有合理化事業

農地保行合理化事業について、資件を中心とした取組に重点化するとともに、担い手のニーズに即した形で面的集積できるよう、農地保有の合理化のためにも資金を統合・メニュー化し、地域の視点に立った活動が展開できるよう措置された事業。

"該事業で必要とされる資金は、社団法人全国農地保有合理化協会が農地保有合理化法人 (農林公社) に対して、無利子貸付を実施する。

社団法人全国農地保有合理化協会は当該資付金の債権の保全のための措置として県と損失補償契約を締結するよう内規で規定されている。

#### 一保 125-

### 弁済状況報告書

また、損失補償契約書において、金融機関等が当該貸付金について月締めで集計し翌月の第1週末までに県に報告することとしている。

## (7)農林公社の農地保有合理化事業実施状況

平成 19 年度における事業実績は、以下のとおりである

## ①農地の買入・売渡事業

$175{,}027~\mathrm{m}^2$	72 件	さいたま市ほか19市町	渡	売
143,277 m²	69 件	さいたま市ほか 18 市町	>	運
面積	件数	市町村	分	[X,

## ②農用地の借入・貸付事業

 $\times$ 

借 資

4	>	分
深谷市ほか 1市	深谷市ほか 1市	市町村
2 件	10件	件 数
$6,912~\mathrm{m}^2$	$6,912~\mathrm{m}^2$	面積

## ③水田利用改革特別事業

熊谷市・羽生市	市町村	
2 地区	地区数	
11,353 m <sup>2</sup>	面積	

## ④農業用機械リース事業

加須市にて農林公社から農地の買入れを行い、規模拡大をした認定農業者に対して農業用機械のリースを行った。

## ⑤農地継承円滑化事業

農林公社保有地や借手のない農地を、利用権設定等促進事業などを活用して鴻巣市の 地権者7人から農林公社が借り入れ、特産農作物普及のため種子生産等の場として利用 した。

## ⑥新規就農希望者への支援

青年農業者等育成センターと連携し、利用権設定促進事業等を活用してさいたま市他10 市町で農林公社が借り入れた農地を、新規就農を希望する者12名に対し研修の場として提供した。

# 【意見63】損失補償に関する要綱・要領作成が必要

きや必要書類については、現状において規程がない。 している。ただし、覚書は県と農林公社との間の取決めであるため、県の内部管理上の手続 県においては、農林公社との間で覚書を交わし、当該覚書の条項に従って手続きを実施

の規定はない スト」に基づき審査を漏れのないよう実施しているが、当該チェックリストの作成について 例えば、農林公社からの借入承認において「上地買人資金事業資金借入計両チェックリ

とを考慮すると、要綱・要領を作成する必要がある さらに、農地保有合理化事業資金の損失補償は、県の事業として長期に及ぶであろうこ

# 農業災害復旧経営資金損失補償

ω

## (1)損失補償限度額等の推移

りだめる。 各年度における農業災害資金の貸付金残高と県が損失補償を行う限度額は、以下のとお

(単位:千円)

500	2,000	H19年
2,222	8,887	H18年
5,710	22,839	H17年
損失補償限度額	貸付金残高	年度

### (2)制度の概要

農業災害資金に係る債権保全は、人的保証(保証人2人)である。

経過しても、元本・利息が回収されないとき、②当該市町村からその貸付額の50%相当額 を限度として損失補償を受けることになる 市町村との間で締結した損失補償契約に基づき、①融資元本の最終償還期限到来後3月を このため、融資機関である農業協同組合は、災害被害農業者から未償還が発生した場合、

した額の1/2に相当する額を交付する。 県は、市町村に対し、損失補償補助金交付要綱の規定に基づき、市町村が損失補償に要

<u>ω</u>

- · 埼玉県農業災害対策特別措置条例"
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則
- 農業災害資金融通事務取扱要領

# 監査に当たり参照した根拠法令等

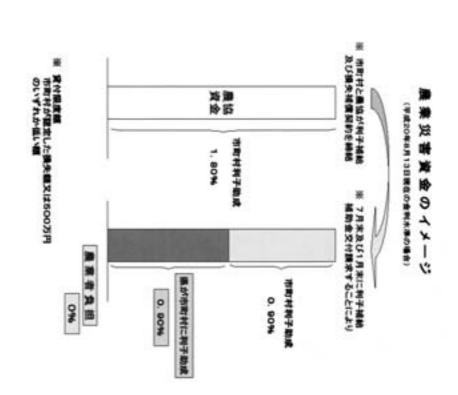
- ・農業災害資金利子補給補助金及び損失補償補助金交付要綱

11 埼玉県農業災害対策特別措置条例では、その第 7 条第 1 項で、「県は、市町村に対し、子算の範囲内で次の各号に 同組合又は金融機関との契約により、当該農業協同組合又は当該金融機関が農業災害資金を貸し付けたことによっ 掲げる経費の一部として、補助金を父行する。」とし、この場合の経費についてはその第2号で「市町村が、農業協 て受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費」とする

た金額とする。」としている。 本又は利子(知事が定める遅延利子を含む。) の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった そして、第4項において、「第1項第2号の損失は、融資元本の償還期限到来後知事が定める期間を経過してなお元 また、第2項で「前項の補助金に係る補助率その他補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。」としている。

(4)制度の仕組 ①対象者

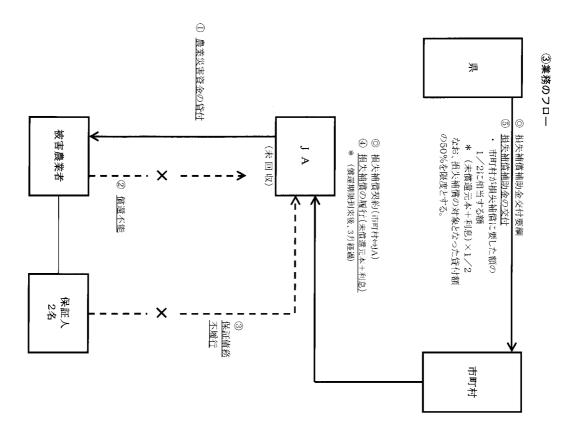
市町村



第 1 項第 2 条例第7条 経費の種類 号の経費 | 償の対象となった貸付金の総額の 100 分の 50 に相当する額を 額の4分の1以内 超えるときは、当該損失補償の対象となった貸付金の総 当該経費の2分の1以内。ただし、当該経費が当該損失補 繿 焸 掛

一保 129

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則は補助率について、次のように定めている。



されない場合に、損失補償するものとされる。 融資元本の償還期限到来後 3 カ月が経過しても元本又は利子の全部又は一部が回収

### <u>5</u> ①補償契約の締結 業務の状況

要綱」の規定に基づいている。 埼玉県と市町村との間では、「農業災害資金利子補給補助金及び損失補償補助金交付

市町村と農業協同組合との間では、損失補償契約を締結している。

関する利子補給及び損失補償契約」というものである。 例えば、「 年 月 日の〇〇災害のよる被害農業者に対する農業災害資金の融通に

現在は、平成19年度の貸付に対する損失補償(貸付額2件で2百万円)があるのみ

## ②補償先に対する管理

第4条で交付決定通知書について、その様式を定めている。 第5条で請求書について、それぞれ様式、部数、提出期限、経由機関を定めるとともに、 定めて管理に努めている。即ち、補助金の交付について、第3条で交付申請書について、 助金交付要綱」の中に、補助金の交付からその後の状況報告、書類の整備まで、規定を 県の補償先は市町村であるが、県は、「農業災害資金利子補給補助金及び損失補償補

らない。」とされている ときは、補助事業の遂行の状況について当該要求に係る事項を知事に報告しなければな また、第 6 条では、交付後の状況報告について、「市町村長は、知事の要求があった

さらに、第7条では、実績報告書について、様式、部数、提出期限、経由機関を定め

金及び損失補償金を受けた日の属する会計年度の製会計年度から 10 年間保管しなけれ 整備保管しておかなければならない。」とし、かかる書類や証拠書類を、「当該利子補給 ばならない。」ものとしている。 書類を備え、かつ利子補給金及び損失補償金に係る収入及び支出についての証拠書類を 「利子補給金及び損失補償金の交付に係る農業災害資金の貸付状況等を明らかにした そして、第9条では、書類の整備についても規定を置いている。即ち、市町村長が

### ③補償の実行

も損失補償補助金については取られたことはない。 現在までのところ、損失補償の発生した事例はない。したがって、②で述べた手続き

### ④返納金の回収

補償の実行の例はなく、したがって返納金が回収されたことはない。

### 第9 県土整備部

## 有料道路整備貸付金債務保証

## (1) 債務保証額の推移

去3年間の実績と残高は、次のとおりである 埼玉県道路公社(以下「道路公社」という。)に対する保証債務の平成19年度を含む過

保証実績	
保証残高	(単位:千円)

H19年	H18年	H17年	年 度	
	-		保証実績	
13,530,307	14,877,137	16,137,191	保証残高	

### (2)制度の目的

ら借り入れた建設資金などについて債務保証をするものである。 は、道路公社の事業運営に当たり経営の健全性を確保しながら、道路新設時に国や民間が 徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理事業を行っている。県 道路公社は、県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

務について保証契約をすることができるとある。 に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、道路公社の債 地方道路公社法の第28条によると、設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限

### (4)制度の仕組

### ①関係者

行等の民間金融機関 道路公社、国土交通省(政府資金)、公営企業金融公庫、埼玉りそな銀行、武蔵野銀

### ②債務保証の内容

到来後3ヵ月を経過しても償還できない額を補償すること確約している 県は、道路公社が政府資金や民間金融機関等から借り入れた資金のうち、 最終弁済期

のなめる。 参考として、平成17年度から平成19年度までの債務保証先及び金額は、以下のとお

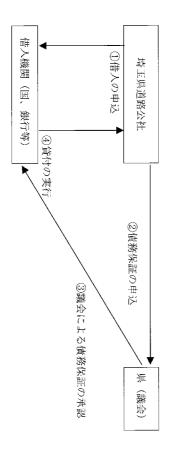
	債務保証明細
--	--------

(単位:千円)

13,530,308	0	8,725,230	3,757,154	1,047,924	H19 年度合計	
3					な銀行等)	
327.215	0	0	0	327 215	民間 (埼玉りそ	
0,000		1,000,000	000,11.1	000,00	公庫	
3 996 038	<b>-</b>	1 969 587	888 914	368 937	公常企業金融	
9,977,055	0	6,755,643	2,868,940	352,471	政府資金	H19年
14,877,138	0	9,441,858	4,247,539	1,187,740	H18 年度合計	
420,110				420,110	な銀行等)	
490 115	>	0	)	۸90 م	民間 (埼玉りそ	
0,000,000		2,144,710	224,001	000,100	公庫	
2 525 020	D .	9 1 / / 719	004 507	205 720	公営企業金融	
10,921,983	0	7,297,145	3,252,952	371,886	政府資金	H18年
16,137,191	0	10,109,531	4,708,004	1,319,656	H17年度合計	
010,910	_	-		010,010	な銀行等)	
510 915	<b>D</b>	o	0	E10 01E	民間 (埼玉りそ	
0,002,200	c	4,010,010	1,000,100	*10,000	公庫	
3 839 908	0	9 21 7 6/7	1 006 755	410 808	公営企業金融	
11,793,979	0	7,793,886	3,611,250	388,843	政府資金	H17年
	( < ) ( =	有料道路	有料道路	有料道路	X 11	† Ķ
> ls:	がら全	<del>哲野</del> 喬居	新見沼大橋	狹山環状	<b>向</b> 崇行	Ť. ₹

※十日未満を四階五人しているだめ、台計額が一致しない園別もある。

### ③業務のフロー



## (5) 業務執行の検討

### ①保証契約の締結

県から債務保証書を入手するという手続きにより行われている。 保証契約については、契約の締結として行われているわけではなく、各金融機関等が

## ②借入先に対する管理

とを確認している。 借入先に対する管理については、毎期事業報告書を入手することにより問題がないこ

### ③補償の実行

の負担が軽減できるよう、計画的な措置をしていくことが望ましい。詳細については 行っている有料道路は、いずれも実績が収支計画を下回っていることから、将来的に県 補償の実行は現任のところ行われていないが、平成19年度末現任、県が債務保証を

# [参考:埼玉県道路公社について]

下記「埼玉県道路公社について」を参照されたい。

### (i) 公社の概要

夷政はしがのとおりためる。 生活環境の向上をはじめ、地域住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する目的をもっ 新設改築等とその管理を行い、県内の地方的幹線道路の整備充実と交通の円滑化を図り、 て地方道路公社法 (昭和 45 年法律第 82 号) に基づき県によって設立されたもので、その 道路公社は、県の道路整備計画の一翼を担い、民間資金を積極的に導入して有料道路の

設立年月日 公社の名称

埼玉県道路公社

昭和46年9月1日

さいたま市浦和区北浦和5-6-5

事務所の所在地

平成 19 年度における埼玉県道路公社の主な業務は、以下のとおりである。 出資金 132億850万円(県の100%出資)

①有料道路管理業務 1) 富士見川越有料道路

- 2) 狭山環状有料道路
- 3)新見沼大橋有料道路
- 4) 皆野寄居有料道路

### ②駐車場事業

- 1) 東通り高架下駐車場
- 2) 254 号高架下駐車場

一保 133-

-保 134-

- $\frac{\omega}{\omega}$ 新浦和橋高架下駐車場 狭山柏原駐車場
- 5 4)
- べに花陸橋高架下駐車場
- 7) 南占谷高架下駐車場 6) 治水橋高架下駐車場
- 8) 岡中央陸橋高架下駐車場 新見沼大橋高架下駐車場

9)

- 1 1) 月吉陸橋高架下駐車場 12)中山陸橋高架下駐車場 10) 丸島大橋高架下駐車場
- 13) 十間通り高架下駐車場

## ③埼玉県からの受託業務

- 一般国道 140 号道路管理業務
- 一般県道所沢堀兼狭山線管理業務
- 花でもてなす埼玉のみち整備事業

# (ii) 有料道路整備貸付金債務保証の今後の見通し

を除いた純収入で、借入金と県からの出資金を返還できれば理想であり、県の金融機関等 に対する補償もないことになるが、現実はどうなのか、今後、償還を控えている有料道路 について現時点での収支見込を検討したものが、以下の検討結果である。 有料道路は、通行料収入から道路の維持管理コスト及び支払利息等の事業上の必要経費

の収支額と考えたからである 公社に留保されていることを前提としている)。平成19年度の収支を前提にしたのは、有 料道路自体の収支が年々減少していく傾向を踏まえ、現時点で得られる可能性のある最大 年度の収支が償還時点まで続くとの仮定のもとで算出を行った(損失補填引当金は、道路 なお、将来のキャッシュ・フローの見積については、現時点で最新の情報である平成 19

### ①狭山環状有料道路

昭和 61 年度から平成 19 年度までの収支

人对 Xt H 収支差額 3,793,450 4,422,921 5,644,326 6,279,873 1,850,876 | 1,856,952 計画 借入金利息+経費 (維持費)等 有料道路通行料金ほか

Į	
寀	
_	
35	
ì	

償還対象事業費総額

正味キャッシュ・フロー 損失補填引当金

2,386,572 2,457,371

535,696

600,419

| 支出のうち、 借入金返済原資

非現金支出費用

5,600,000 (出資金 11 億+借入金 45 億

平成 19 年度単年度収支

118,410	正味キャッシュ・フロー
20,256	損失補填引当金
98,154	<b>収支差額</b>
115,795	支出
213,949	収入
実績	

象金額の56億円には約17億円(出資金は全額回収不能としても約6億円不足。)届か ら、狭山環状道路の収支(正味キャッシュ・フローの合計)は39億円となり、償還対 の正味キャッシュ・フロー(約1億円)が償還年度の平成33年まで維持されるとした ないと見込まれる。 狭山環状道路については、現任約24億円の借入金の返済原資があるが、平成19年度

## ②新見沼大橋有料道路

平成8年度から平成19年度までの収支

(単位:千円)

1,575,545 4,189,078 借入金返済原資	4,189,078	1,575,545	正味キャッシュ・フロー
723,105 支出のうち、非現金支出費用		306,614	損失補填引当金
	1,268,931 3,465,973	1,268,931	収支差額
1,990,338 3,981,998 借入金利息+経費 (維持費) 等	3,981,998	1,990,338	<b>支</b> 出
3,259,269 7,447,971 有料道路通行料金ほか	7,447,971	3,259,269	収入
備老	計画	実績	

平成 19 年度単年度収支

償還対象事業費総額

10,800,000 (出資金 38 億+借入金 70 億)

収入実績収入429,700支出189,901収支売額239,799損失補填引当金40,614	280,413	正味キャッシュ・フロー
光額	40,614	損失補填引当金
4.2	239,799	収支羌額
Ju	189,901	<b>文</b> 出
実績	429,700	収入
	実績	

(単位:千円)

となり、償還対象金額の108億円には約42億円 るとしたら、新見沼大橋有料道路の収支(正味キャッシュ・フローの合計)は 66 億円 19年度の正味キャッシュ・フロー(約2.8億円)が償還年度の平成38年まで維持され 新見沼大橋有料道路については、 現在約 15 億円の借入金の返済原資があるが、平成 (出資金は全額回収不能としても約4

億円) 届かないと見込まれる。

### ③皆野寄居有料道路

平成 12 年度から平成 19 年度

(単位:千円)

	実績	計画	備考
収入	5,003,973	8,689,372	5,003,973 8,689,372 有料道路通行料仓ほか
支出	1,993,912	3,716,486	1,993,912 3,716,486 借入金利息+経費 (維持費) 等
収支差額	3,010,061 4,972,886	4,972,886	
損失補填引当金	475,061	827,559	827,559 支出のうち、非現金支出費用
正味キャッシュ・フロー	3,485,122	5,800,445	3,485,122 5,800,445 借入余返济原資

18,800,000 (出資金 66 億+借入金 122 億)

償還対象事業費総額

平成 19 年度単年度収支

**≱**: **⊞**  $\forall$ 正味キャッシュ・フロー 損失補填引当金 収支差額 587,839 340,944 848,306 洪績 507,36280,477

としたら、皆野衞居有料道路の収支(正味キャッシュ・フローの合計)は170億円とな 年度の正味キャッシュ・フロー(約 5.8 億円)が償還年度の平成 42 年まで維持される される。) と見込まれる り、償還対象金額の 188 億円には約 18 億円届かない (出資金のうち約 48 億円が回収 **特野寄居有料道路については、現在約35億円の借入金の返済原資があるが、平成19** 

【意見64】有料道路無料開放時の道路公社の未償還金の精算処理方法

の便益を増す公益的な性格を有していること、また、その料金は利用者が受ける便益の範 県の負担が軽減できるよう計画的な措置をしていくことが必要と考える ことは必ずしも適切ではなく、現在行われている利用者増加策を増進しながら、将来的に **用内で設定されていることを鑑みるならば、安直に通行料余値上げによる増収策を講ずる** 収支のままでは、借入金の返済原資が不足することを意味している。有料道路は、利用者 狭山環状有料道路、新見沼大橋有料道路、皆野寄居有料道路のいずれも、現状における

付けることで保証債務から直接貸付へとシフトしていった。それでも最終的には長期貸付 熊谷東松山有料道路の場合には、利率の高い政府資金等からの借入を県が代わりに貸し

- 採 137-

資金負担の平準化にもなっている。 支出を伴わない補助金である。利息減額を考えて行った貸付金の肩代わりが、結果として、 産に受入れている。補助金ではあるが、現金の支出は過年度に済んでいる、いわゆる現金

金が未償還金として残ったが、これを補助金により処理し、引き換えに当該道路を県有財

経営状況に留意し、道路公社にキャッシュ・フローの一層の留保を求めていくことは必要 未償還金の精算は県からの補助金により処理することが現実的な対応と考える。 であるが、結果として発生するキャッシュ・フローの不足額は資金負担の平準化を図り 県としても今後の有料道路の無料開放に当たり、引き続き管理する有料道路の採算性や

## 土地開発公社借入金債務保証

## (1)債務保証額の推移

含む過去3年間の補償実績と債務保証残高は、次のとおりである 埼玉県土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)に対する保証債務の平成19年度を

(単位: 千円)

8,083,944	_	H19 年
6,989,200	1	H18年
11,345,471		H17年
債務保証残高	補償実績	年 度

### (2)制度の目的

応するため、埼玉県土地開発公社定款第18条の規定に基づき公共用地、公用地等の取得、 造成その他の管理及び処分等の事業を推進する。県は、土地開発公社の公社事業の運営に 金額につき債務保証をするものである。 当たり経営の健全性を確保しながら、県土の秩序ある整備推進のために公社が借り入れる 上地開発公社は、福祉、教育、文化の向上及び生活基盤の整備等、重要な県の施策に対

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

発公社の債務について保証契約をすることができるとある の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、土地開 公有地拡大推進法の第 25 条によると、地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助

### (4)制度の仕組

①関係者

土地開発公社

(2)債務保証の内容

保 138-

**保証債務履行の責に任ずることを確約している。** 県は、土地開発公社が民間金融機関から借り入れる証書借入金総額の範囲内において、

おりである。 参考として、平成17年度から平成19年度までの債務保証残高と事業名は、以下のと

(単位:千円)

11,345,471		<u> </u>		
1,102,579		支払利息資金		
1,823,144		借換資金		
168,358	13	環境整備センター埋立事業		
1,275,000	9	テカノガリーンセンター		
305,801	16	般国道 140 号道路改築事業		
415,310	15	一般国道 254 号道路改築事業		
241,000	15	一般国道 125 号道路改築事業		
57,599	14	一般国道 125 号道路收築事業		
16,690	13	般国道 254 号道路改築事業		
6,674	13	一般国道 125 号道路改築事業		
58,344	17	西部地域振興ふれあい拠点整備事業 (代替地)		
1,182	17	西部地域振興ふれあい拠点整備事業		
58,776	16	西部地域振興ふれあい拠点整備事業	H17年	Ξ
71,841	14	西部地域振興ふれあい拠点整備事業		
891	17	都市計画道路 3·5·18 号川越所沢線事業		
366,850	17	一般国道 468 号(圏央道)		
388,980	17	一般国道 17 号改築 (上尾道路)		
428,944	16	般国道 468 号(圏央道)		
890,645	15	一般国道 17 号改築 (上尾道路)		
1,745,531	15	般国道 468 号(圏央道)		
232,517	14	一般闰道 16 号改築 (入間現道)		
141,897	14	一般国道 17 号改築 (上尾道路)		
1,091,376	14	一般国道 468 号(圏央道)		
337,087	13	埼玉 4 号改築(東埼玉道路)		
77,530	13	一般 同道 17 号改築 (上尾道路)		
40,925	12	一般国道 17 号改築 (上尾道路)		
債務保証残高	協定締結 年度	事業名	洪 )押	併

年度         事業名         協定縮結 年度         債務保証残高 年度           -般国道 468 号 (圏央道)         14         13,172           -般国道 468 号 (圏央道)         15         58,777           -般国道 468 号 (圏央道)         16         78,622           -般国道 17 号改築 (上尾道路)         17         369,921           -般国道 17 号改築 (上尾道路)         17         444,055           都市計両道路 3・5・18 号川越所沢線事業         17         293,712           -般国道 17 号改築 (上尾道路)         18         1,243,615           -般国道 17 号改築 (上尾道路)         18         800,865           江)川堤防強化対策事業         16         58,776           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         402           -般国道 140 号道路改築事業         17         146,243           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         402           -般国道 140 号道路改築事業         17         146,243           教外漸公園         8         18,466           秋ヶ瀬公園         8         18,466           秋ヶ瀬公園         8         17,71,47           現域整備センター児立事業         13         175,707           表达利息資金         13         175,707           3・4・65 環状中央通り線信路整備事業(代替地)         13         1719,969	6,989,200			
事業名         協定締結 年度         協院総結 年度         (商保証)           一般国道 468 号(園央道)         14         13           一般国道 468 号(園央道)         15         58           一般国道 468 号(園央道)         16         78           一般国道 468 号(園央道)         17         369           一般国道 17 号改築(上尾道路)         17         444           都市計画道路 3・5・18 号川越所沢線事業         17         293           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18         18           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18         1939           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18         339           一般国道 17 号改築(上尾道路)         14         71           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         (代替地)         17         146           大ヶ瀬公園         8         303           テクノグリーンセンター 環境整備センター埋立事業         9         1,279           歌境整備センター埋立事業         175         121           3・4・65 環状中央通り線街路整備事業(代替地)         13         175	719,969		支払利息資金	
事業名         協定締結 年度         優殊証務 年度         (	121,938		l	
事業名         協定締結 年度         優殊証務 年度         債務保証務 年度           一般国道 468 号(圏央道)         14         13           一般国道 468 号(圏央道)         15         58           一般国道 468 号(圏央道)         16         78           一般国道 468 号(圏央道)         17         369           一般国道 17 号改築(上尾道路)         17         444           都市計両道路 3・5・18 号川越所決線事業         17         444           都市計両道路 3・5・18 号川越所決線事業         18         800           江戸川堤防強化対策事業         18         18           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         16         58           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146           一般国道 140 号道路改築事業         16         177           長父ミューズパーク         8         18           秋ヶ瀬公園         8         303           テクノノグリーンセンター         9         1,279	175,707	13	環境整備センター理立事業	
事業名         協定締結 年度         協院総結 年度         保務保証           一般国道 468 号(圏央道)         14         13.           一般国道 17 号收築(上尾道路)         15         58.           一般国道 468 号(圏央道)         16         78.           ・般国道 468 号(圏央道)         17         369.           ・般国道 17 号改築(上尾道路)         17         444.           都市計画道路 3・5・18 号川越所沢線事業         17         293.           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18         800.           江戸川堤防強化対策事業         18         339.           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18         339.           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18         339.           一般国道 17 号改築(上尾道路)         16         58.           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         16         58.           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146.           再総国道 140 号道路改築事業         16         58.           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146.           大分瀬公園         8         18           秋ケ瀬公園         8         18           秋ケ瀬公園         8         18	1,279,330	9	テクノグリーンセンター	
事業名         協定締結 年度         体務保証           一般国道 468 号(圏央道)         14         13           一般国道 468 号(圏央道)         15         58           一般国道 468 号(圏央道)         15         58           一般国道 468 号(圏央道)         17         369           一般国道 17 号改築(上尾道路)         17         444           都市計画道路 3・5・18 号川越所沢線事業         17         293           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18         800           江)川堤防強化対策事業         14         71           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         16         58           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146           一般国道 140 号道路改築事業         17         146           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146           再額地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146           再額地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146           再額地域振興公れあい拠点整備事業         17         146           再額地域表現公れあい拠点整備事業         17         146           再額地域表現公れあい拠点整備事業         17         17	303,982	8	秋ヶ瀬公園	
事業名         協定締結 年度         債務保証別 年度           一般国道 468 号(圏央道)         14         13           一般国道 17 号收築(上尾道路)         15         58           一般国道 468 号(圏央道)         15         272           ・般国道 17 号改築(上尾道路)         17         369           一般国道 17 号改築(上尾道路)         17         444           都市計画道路 3・5・18 号川越所沢線事業         17         293           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18         1,243           一般国道 17 号必築(上尾道路)         18         339           江川堤防強化対策事業         14         71           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         16         58           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         16         58           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146           西部地域振興なれあい拠点整備事業         17         146           西部地域振興なれあい拠点整備事業         17         146           西部地域流興         17         146           西部地域流興         17         146	18,466	8	秩父ミューズパーク	
事業名         協定締結 年度         債務保証別 年度           一般国道 468 号(圏央道)         14         13.           一般国道 17 号收築(上尾道路)         15         58.           一般国道 468 号(圏央道)         15         272.           ・般国道 17 号收築(上尾道路)         17         369.           一般国道 17 号收築(上尾道路)         17         444.           都市計画道路 3・5・18 号川越所決線事業         17         293.           一般国道 17 号收築(上尾道路)         18         1,243.           一般国道 17 号收築(上尾道路)         18         339.           江) 川堤防強化対策事業         14         71.           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         16         58.           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         16         58.           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146.           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17         146.	177,147	16	一般国道 140 号道路改築事業	
事業名         協定締結 年度         債務係 年度           一般国道 468 号(圏央道)         14           一般国道 17 号改築(上尾道路)         15           一般国道 468 号(圏央道)         15           一般国道 468 号(圏央道)         17           一般国道 17 号改築(上尾道路)         17           一般国道 17 号改築(上尾道路)         17           一般国道 468 号(圏央道)         17           一般国道 468 号(圏央道)         17           一般国道 468 号(圏央道)         18           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18           一般国道 17 号改築(上尾道路)         18           可部地域振興ふれあい拠点整備事業         14           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         16           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         16           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         17	402	17		
事業名         協定締結 年度         債務保 年度           一般国道 468 号(圏央道)         14           一般国道 17 号收築(上尾道路)         15           一般国道 468 号(圏央道)         15           一般国道 17 号收築(上尾道路)         16           一般国道 17 号收築(上尾道路)         17           一般国道 468 号(圏央道)         17           一般国道 468 号(圏央道)         17           一般国道 468 号(圏央道)         17           市計両道路 3・5・18 号川越所決線事業         17           一般国道 17 号收築(上尾道路)         18           工厂川堤防強化対策事業         18           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         14           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         14           西部地域振興ふれあい拠点整備事業         16	146,243	17	西部地域振興ふれあい拠点整備事業	
事業名         協定締結 年度         債務保 (	58,776	16	西部地域振興ふれあい拠点整備事業	110
(大)     事業名     協定締結 (廣務/4)       一般国道 468 号 (園央道)     14       一般国道 468 号 (園央道)     15       一般国道 468 号 (園央道)     15       一般国道 468 号 (園央道)     16       小般国道 468 号 (園央道)     17       一般国道 468 号 (園央道)     17       一般国道 17 号改築 (上尾道路)     17       和市計画道路 3・5・18 号川越所沢線事業     17       一般国道 17 号改築 (上尾道路)     18       1、別川堤防強化対策事業     18       江)川堤防強化対策事業     18	71,841	14	西部地域振興ふれあい拠点整備事業	H18 年
使         事業名         協定締結 年度         債務保 年度           ・般国道 468 号 (圏央道)         14         14         15           一般国道 468 号 (圏央道)         15         15           ・般国道 468 号 (圏央道)         16         17           ・般国道 17 号改築 (上尾道路)         17         17           一般国道 468 号 (圏央道)         17         17           ・般国道 468 号 (圏央道)         17         18           ・般国道 468 号 (圏央道)         17         18           ・般国道 468 号 (圏央道)         18         1,	339,724	18	江) 训堤防強化対策事業	
検     事業名     協定締結 年度     債務 年度       ・般国道 468 号 (圏央道)     14     15       一般国道 468 号 (圏央道)     15       ・般国道 468 号 (圏央道)     15       ・般国道 17 号改築 (上尾道路)     16       ・般国道 17 号改築 (上尾道路)     17       一般国道 17 号改築 (上尾道路)     17       ・般国道 468 号 (圏央道)     17       都市計両道路 3・5・18 号川越所沢線事業     17       ・般国道 468 号 (圏央道)     18	800,865	18	一般因道 17 号改築 (上尾道路)	
(大)     事業名     協定締結 (大)     (大)       一般国道 468 号 (園央道)     14     15       一般国道 468 号 (園央道)     15     15       一般国道 468 号 (園央道)     16     16       -般国道 468 号 (園央道)     16     17       -般国道 17 号改築 (上尾道路)     17     17       一般国道 468 号 (園央道)     17     17       和市計画道路 3・5・18 号川越所沢線事業     17	1,243,615	18		
度     事業名     協定締結 年度     債務係 年度       一般国道 468 号(圏央道)     14       一般国道 17 号改築(上尾道路)     15       一般国道 468 号(圏央道)     15       ・般国道 468 号(圏央道)     16       ・般国道 17 号改築(上尾道路)     17       一般国道 17 号改築(上尾道路)     17	293,712	17	都市計画道路 3·5·18 号川越所沢線事業	
度     事業名     協定締結 年度     債務界       -般国道 468 号(圈头道)     14       -般国道 468 号(圈头道)     15       -般国道 468 号(圈头道)     15       -般国道 468 号(圈头道)     16       -般国道 17 号改築(上尾道路)     16       -般国道 17 号改築(上尾道路)     17	444,055	17		
支     事業名     協定締結 信務係       一般国道 468 号(圈头道)     14       一般国道 468 号(圈头道)     15       一般国道 468 号(圈头道)     15       ・般国道 468 号(圈头道)     15	369,921	17	般国道17号改築(上尾道路)	
度     事業名     協定締結 年度     債務份       一般国道 468 号(圏央道)     14       一般国道 17 号改築(上尾道路)     15       一般国道 468 号(圏央道)     15	78,622	16		
度     事業名     協定締結 年度     債務保       一般国道 468 号(圈央道)     14       -般国道 17 号收築(1:尾道路)     15	272,936	15	468 号	
支     事業名     協定締結 年度     債務保       一般国道 468 号(圏央道)     14	58,777	15	17 号收築	
度         事業名         協定締結           年度         年度	13,172	14	468号	
唐 東 ※ A	1奥扬1本記/戈南	年庚	光光	÷ ×
	+ 45 + 01 45 ±	協定締結	4 赤 单	

一保 139-

単位: 千円)

③補償の実行

補償の実行は現在のところ、行われていない。

④返納念の回収

補償の実行がないため、返納金の回収はない。

### (6) 保証先の状況

いと考えられる。 その所有権を後に国や県に譲渡することを業としている。債務を保証している事業は、国 発公社は、一般国道や環境整備事業などのために必要な用地を国や県に先行して取得をし 及び地方公共団体の事業であり、国及び地方公共団体においては国会又は議会の議決を得 て事業を委託しており、基本的には買戻しが不履行となることはなく、補償の可能性は低 保証先は、土地開発公社であり県の100%の出資により設立された公社である。土地開

### H19年 # 冲 利根川堤防強化対策事業 3・4・65 環状中央通り線街路整備事業 (代替地) 西部地域振興ふれあい拠点整備事業 西部地域振興ふれあい拠点整備事業 テクノグリーンセンター 江戸川堤防強化対策事業 都市計画道路 3・5・18 号川越所沢線事業 支払利息資金 西部地域振興ふれあい拠点整備事業 (代替地) 西部地域振興ふれあい拠点整備事業 環境整備センター埋立事業 江戸川堤防強化対策事業 一般国道 17 号改築(上尾道路) 一般国道 468 号(圏央道) -般国道 17 号改築 (上尾道路) -般国道 468 号(圏央道) 般国道 140 号道路改築事業 ·椴国道 468 号(闔央道) 般国道 17 号改築 (上尾道路) -般国道 468 号(圏央道) 事業名 10年 協定結結 年度 17 16 17 17 16 14 13 19 19 18 19 19 18 18 17 17 16 9 債務保証残高 8,083,944 1,290,800 297,698 686,137175,707 694,900588,872 298,709 952,970 448,288971,900 613,064 182,096 185,206 274,868 178,133 58,776 71,841 24,49186,9992,489

## (5) 業務執行の検討

①保証契約の締結

県から債務保証書を入手するという手続きになっている。 保証契約については、契約の締結として行われているわけではなく、各金融機関等が

②保証先に対する管理

とを確認している。 保証先に対する管理については、毎期事業報告書を入手することにより問題がないこ

一保 141-

### ω 河川公社借入金損失補償

## (1) 損失補償額の推移

県の損失補償限度額は、以下のとおりである。

[損失補償の対象となる債務の内容]

①当初借入額:511,000 千円

②使途:大場川マリーナ施設整備資金

芝川マリーナ整備資金

③契約日:平成5年3月15日~平成8年3月21日

④最終弁済期日: 平成 23 年 3 月 15 日~平成 26 年 3 月 20 日

〈直近3年間の損失補償の推移〉

補償残高

### H17年 年度 (単位:千円) 241,330

H18年

H19年

173,290207,310

### (2)経緯

かる。 (株) 埼玉りそな銀行と(株) 武蔵野銀行から借入し、県がその損失補償を行ったもので (財) 埼玉県河川公社が大場川マリーナ施設整備と芝川マリーナ整備のための資金を

一保 142-

### (3) 監査に当たり参照した根拠法令等 根拠法令なし。

- ·損失補償書
- 確認書

### **4**) ①補償契約の内容 業務執行の検討

て金融機関との間で確認書を取り交わしている。 補償契約については簡略な文書であったので、 平成 19 年度に損失補償の内容につい

後3ヵ月までの利息に相当する額である。 損失限度額は、金融機関が(財)埼玉県河川公社に対する貸付金の末回収元本と期限

②補償先に対する管理

っているとともに、監督者として、立入調査を行っている。 債務超過解消に向けて事業の状況把握、資金繰りの状況把握に努め、アドバイスを行

# (5) 補償先の状況について

を行っているのみである。 県からは委託費も補助金も支出されておらず、貸付金と金融機関からの借入金の補償

平成 19 年度における当期経常増減額は 12,711 千円、一般正味財産増減額は 8,694 千円 となっていたことが影響している。平成 15 年度から正味財産の変動がプラスとなり、 業収益を確保することができず、平成 14 年度まで各年度の正味財産の変動がマイナス 除後)の債務超過となっている。これは、マリーナ創業時における運営費に見合った事 となっている。 平成 19 年度の決算書によれば、正味財産は 20,762 千円(基本財産 35,000 千円を控

滞留状況を調査したところ、滞留しているものはなかった 正味財産増減計算書において貸倒損失が4,213千円計上されているので、未収入金の

百万円発生すると想定される。 平成 19 年度の決算書によれば、現金預金は 37,916 千円 平成 20 年度から 22 年度までは各年約 10 百万円、平成 23 年度及び 24 年度は各年約 5 おける借入金返済予定額は以下のようになっており、借入金返済のための資金不足額が キャッシュフロー的には27百万円程度の資金が増加する。これに対し平成20年以降に 償却額 164 千円、什器備品減価償却額 466 千円がほぼ同額発生すると仮定するならば、 スでの当期経常増減額が12,711千円、構築物減価償却額14,234千円、車両運搬具減価 であり、このままの業績では平成 23 年度又は 24 年度に借入金返済のために新たな資金 次に借入金返済の観点から検討する。簡便的ではあるが、平成 19 年度の決算書べー

一保 143-

一保 144-

# 調達が必要となるおそれがある。

(単位: 千田)

ĺ			
235,510	173,290	62,220	<u>÷</u>
10,644	0	10,644	H28年
10,644	0	10,644	H27年
10,644	0	10,644	H26 <sup>4</sup> F
27,298	16,654	10,644	H25 年
32,368	21,724	10,644	H24年
32,732	32,732	0	H23 年
37,140	34,140	3,000	H22年
37,020	34,020	3,000	H21年
37,020	34,020	3,000	H20 年
다 #	金融機関	埼玉県	年 度

### 第10 都市整備部

# 平成14年度積立分譲住宅等建設資金損失補償

## (1) 損失補償額の推移

埼玉県住宅供給公社との損失補償契約に係る損失補償限度額の推移は、以下のとおりで

(単位: 千円)

H19年	H18年	H17年	年 度
194,016	194,016	194,016	損失補償限度額

### (2) 制度の目的

るため、国から借り受けた宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金の元本 について損失を補償するものである。 埼玉県住宅供給公社(以下「住宅供給公社」という。)が住宅建設等の事業資金に充て

きなかった金額を限度とする。 補償の内容は、貸付元本について、最終弁済期到来後3ヵ月を経過してもなお、介済で

その費用の一部を無利子で貸し付ける制度である(NTT-A型)。 株式売却収入を、宅地の造成と併せて道路等の公共施設の整備を行う地方供給公社等に ここで、宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金制度は、国が、NTT

貸付金の利率 無利子

貸付金の償還期間

20年以内 (5年以内の据置期間を含む)

貸付金の償還方法 均等半年賦

のとおりである。 まちづくり事業用地取得に要する資金である。埼玉県住宅供給公社の借入金の内容は以下 資金の借入に対応するために設定された債務負担行為である。その対象とする事業内容は、 そして、平成 14 年度積立分譲住宅等建設資金損失補償は積立分譲住宅等建設のための

借入金額 194,016 千円

借入金交付年月日 平成 15 年 3 月 24 日

**平成 35 年 3 月** 

具体的な事業内容は、さいたま都市計画事業大宮深作土地区画整理事業である。

# さいたま都市計画事業大宮深作土地区画整理事業概要

\$\frac{1}{2}	事業施行期間至平成9年5月8日(事業計画の決	土 地 利 用 計 画	人 口 計 画 計画人口1ヘクタール当たり100人	本地区は、さいたま市住宅・宅地供給計定され、地区の南東側は、都市基盤整備2市再生機構)の「アーバンみらい東大宮」を供給公社の「ファミリータウン東大宮」かれている。本事業は、隣接するこれらの開発事業とる居住環境整備を行うとともに、良質な行促進することを目的とする。	施行区域の面積 約13.87ヘクタール	施 行 地 区 の 位 置 さいたま市の北東部に位置し、JR字 5キロメートルの距離にある。	施行者の名称。埼玉県住宅供給公社(土地区画整理法	土地区画整理事業の名称 さいたま都市計画事業大宮深作土地区画整理事業
	8目( 月31	主体とする低層住居系及び <u>集合住宅</u> を主体とす) )土地利用を図る。	ール当たり1	は、、さいたま市住宅・宅地供給計画の重点供給地域に指地区の南東側は、都市基盤整備公団(現独立行政法人都機構)の「アーバンみらい東大宮」及び西側は、埼玉県住社の「ファミリータウン東大宮」として住宅地整備が行る。 は、隣接するこれらの開発事業と一体性を図り、魅力あ環境整備を行うとともに、良質な住宅及び住宅地の供給を	W		社(土地区画整理法第3条の4)	事業大宮深作土地区画整理事業

注:表中波線部分については、土地区画整理事業とは別に、単独開発により戸建て住宅となる。

計画図

瀬内図

**新華 16 号 8** 

の別集工業部分. 13年選絡及びVX業務の一部がNTT-A登録入金

BYES

一保 146-

一保 145—

## [参考:住宅供給公社の概要]

地方住宅供給公社法の特別法人である

12年3月に公社全額出捐による(財)さいたま住宅検査センターを設立している。 埼玉県住宅サービス公社と平成12年4月に(財)埼玉県都市整備公社と統合した。 平成 9 年 10 月の埼玉県行政組織・定数等改革検討委員会報告を受け、平成 11 年 4 月に(財)

平成 17 年度新制度により人事制度が統一されている

金融機関への借入金返済の代行まで行う、 工事代金支払等から始まり、建物完成後の入居者勧誘、入居者からの賃貸料の受領、オーナーの 画している。言うなれば、賃貸物件建設時における建築アドバイス、設計チェック、工事管理、 ン総合管理・計画修繕等の受託収入等からなるが、その前の段階として、賃貸住宅建設事業に参 住宅等の家賃等収入、県営住宅管理事業等受託収入、特優賃住宅等の管理事務収入等、マンショ 管理事業収入、まちづくり事業収入、その他の事業収入からなる。管理事業収入は、公社賃貸 ·黄したサービス提供を行っている。

なお、家賃管理料は家賃の 5%とのことであり、オーナーの借入金保証に対する保証料はとっ

### 4. 事業リスクに関して

# (1) 王たる事業であった分譲事業からの撤退に関して

万円、平成 19 年度 467 百万円を確保しており、また、自己資本比率も 36%と優良な団体とな っている。 分譲事業から撤退したが、住宅関連事業への展開によって、事業利益は平成 18 年度 683 Fi

# (2) 公社所有物件の修繕計画・建替計画の資金繰りについて

が、もともとの残高が減少傾向にあり、資金繰りは当面問題ないと判断される 再生法申請)から新座四季タウンの取得に伴う借入金継承で残高は 119.1 億円に増加している 平成 18 年度 108.9 億円と減少している。平成 19 年度は、平成 20 年 3 月末の大木建設(民事 60 億円から 70 億円程度の資金残高があり、また、借入金の推移は平成 17 年度 138.5 億円、 直近 5 ヵ年の月末における現金・預金残高は、平成 20 年 3 月末の 4,421 百万円を底に概ね

棟がオーナーとの協議を踏まえて今後の修繕工事待ちである 必要となることである。検討課題となっている 10 棟のうち 4 棟は計画を進めているが、残り 6 42年から48年に建てられた住宅が221戸あり、大規模修繕(耐震化)あるいは建替の検討が 将来的な課題事項としては、オーナーとの共同所有を含めた公社賃貸物件 863 戸のうち昭和

## (3) 賃貸保証について

を保証する賃貸保証契約である。埼玉県住宅供給公社においてかかる契約はないか調査したと 契約残存期間は6年であるとの説明であった。 ころ、上尾市にあるウエストヒルズの 1 契約であり、月額約 50 万円の損失が発生しているが 特定優良賃貸住宅の管理において問題となるのは、空室が生じた場合にもオーナーに賃貸料

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別
- ·地方住宅供給公社法
- 地方住宅供給公社法施行令
- ・宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金要領(国上交通省総合政策局 長制定)第4条
- 宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金(NTT-A型)に係る債権 保全措置について(平成14年2月6日付国総宅第278号)

### (4)制度の仕組

### ①対象者

埼玉県住宅供給公社

### ②条件

合は、繰上償還日)到来後3ヵ月を経過して弁済できなかった金額を限度とする。 整備事業資金収益回収特別貸付金要領第 10 条により貸付金の繰上償還を請求された場 補償対象となる損失金額は、貸付金元本について最終弁済期(宅地開発関連公共施設

### ③業務のフロー

損失補償要請



武

### (5) 業務の状況

### ①補償契約の締結

いる (平成14年12月4日)。 県と住宅供給公社とは、埼玉県住宅供給公社借入金損失補償に関する契約を締結して

## ②補償先に対する管理

埼玉県住宅供給公社の決算書を取り寄せて、業務状況を監督している(地方住宅供給

### 一保 147-

公社法 40条)。12

### ③補償の実行

過去に補償の実績はないが、今後も住宅供給公社の業績の推移を注視すべきである。

### ④返納金の回収

補償の実績がないため、返納金の回収の事実もない。

(1)損失補償額の推移

埼玉県住宅供給公社借入金損失補償

N

の損失補償限度額の推移は、以下のとおりである。 年度に繰り越したのが、ここでの損失補償の対象となる。平成19年度を含む過去3年間 住宅供給公社との損失補償契約に係る損失補償限度額の推移は、以下のとおりである。 (2) で述べるように、平成14年度に当初予定した金額に達しなかった部分を平成15

(単位:千円)

H19年	H18年	H17年	年 度
14,684	252,184	264,684	損失補償限度額

### (2) 無威の田的

共施設整備事業資金収益回収特別貸付金の元本について損失を補償するものである。 補償の内容は、貸付元本について、最終弁済期到来後 3 月を経過してもなお、弁済でき 住宅供給公社が住宅建設等の事業資金に充てるため、国から借り受けた宅地開発関連公

なかった金額を限度とする

その費用の一部を無利子で貸し付ける制度である (NTT-A型) 株式売却収入を、宅地の造成と併せて道路等の公共施設の整備を行う地方供給公社等に ここで、宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金制度は、国が、NTT

12第7年 監督 (報告及び検査) 第40条 国土交通大臣又は設立団体の長は、必要があると認めるときは、地方公社に対して業務及び資産の状況に 関し報告を求め、又はその職員をして地方公社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要 な物件を検査させることができる,

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示 しなければならない

第1項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

貸付金の利率

・貸付金の償還期間 20年以内(5年以内の据置期間を含む)

貸付金の償還方法 **均**第半年期

めに、設定された債務負担行為である。 そして、埼玉県住宅供給公社借入金損失補償は、住宅供給公社債券の発行に対応するた

その対象とする事業内容は、次のとおりである。 ①まちづくり事業用地取得に要する資金

②用地の造成に要する資金

③住宅の建設に要する資金

④既発行公社債借り換えに要する資金等

住宅供給公社の借入金の内容は、以下の通りである。

借入金額 14,684 千田

借入金交付年月日 平成 15 年 7 月 30 目

償還期限 平成 35 年 3 月

った部分を繰り越したのが、今回の損失補償の対象となった。 楽に対する貸付金は、出来高払いであるが、平成 14 年度に当初予定した金額に達しなか 具体的な事業内容は、さいたま都市計画事業大宮深作土地区画整理事業である。この事

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金要領(国土交通省総合政策局 長制定)第4条
- ・宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金(NTT-A型)に係る債権 保全措置について (平成14年2月6日付け国総宅第278号)

### (4)制度の仕組

### ①対象者

埼玉県住宅供給公社

年度貸付金の平成 15 年度繰越分である 損失補償対象は、平成 14 年 12 月 4 日付けで締結した損失補償契約における平成 14

整備事業資金収益回収特別貸付金要領第 10 条により貸付金の繰上償還を請求された場 補償対象となる損失金額は、貸付金元本について最終弁済期(宅地開発関連公共施設

保 150-

きである。

過去に補償をした実績はないが、今後も埼玉県住宅供給公社の業績の推移を注視すべ

③補償の実行

合は、繰上償還日)到来後3ヵ月を経過して弁済できなかった金額を限度とする。

### ③業務のフロー

### 損失補償要請

### 埼玉県 損失補償 埼玉県住宅供給公社

### ①補償契約の締結

(5)

業務の状況

いる (平成15年7月22日)。 県と住宅供給公社とは、埼玉県住宅供給公社借入金損失補償に関する契約を締結して

## ②補償先に対する管理

公社法 40条) 埼玉県住宅供給公社の決算書を取り寄せて、業務状況を監督している(地方住宅供給

### ④返納金の同収

補償をした実績がないため、返納金の回収の事実もない。

### 第11 教育局

# 埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金損失補償

### (1) 損失補償額

該年度分のみ記載した。 ある。なお、平成 19 年度から、県が直接貸付を行う方式から県が貸与資格を認定し、金 融機関が奨学金を貸与、それに対して県が損失補償する制度に変更されたので、数値は当 埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金損失補償の平成 19 年度末の残高は、次のとおりて

### (単位: T·H)

H19年	年度
1	貸付金残高
1,319,990	金融機関による年度貸与額

### (2) 制度の目的

学が困難であると知事が認めたものに対しての奨学金の貸与に資することでその修学を は知事が別に定める専修学校の高等課程をいう。)に在学する者で、経済的理由により修 学校の後期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。)、高等専門学校又 支援するとともに、有為な人材の育成に資することを目的としている。 埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金損失補償制度は、高等学校等(高等学校(中等教育

# (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この貸付金制度の関係法令等は、以下のとおりである

- ・埼玉県高等学校等奨学金に関する条例(平成19年4月1日施行)
- ・埼玉県高等学校等奨学金に関する規則
- (平成19年3月1日、一部同年4月1日施行)

・埼玉県高等学校等授学金事業要綱(平成19年3月1日、一部20年4月1日施行)

· 埼玉県高等学校等奨学金取扱要領 (同上)

### (4)制度の仕組

度以前の制度との主な相違点は、県から借受人への直接貸付から、県の損失補償を付し、 金融機関に賃付のための金銭を預託して、間接的に賃し付ける制度に変わったことであ に、上記の関係法令等に従い、当該損失の一部を県が補償する制度である。 金融機関が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸与に作い、金融機関に損失が生じた場合 平成 18年

# ②融資の内容(平成19年度以降)

(ア) 貸与対象者

以下の要件に該当する者で、認定は県が行う。

- ・高等学校等に在学する者であること
- 親権を行う者又は未成年後見人が県内に住所を有すること。ただし、貸与希望者 が成年者であるときは、当該貸与希望者が県内に住所を有すること。
- ・品行方正であって、学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者である

# (イ) 奨学金の種類及び貸与の限度額

・国公立高等学校等に在学する者

私立高等学校等に在学する者

月額奨学金 25,000 ⊞

人学一時金 月額奨学金 100,000 円 40,000 円

入学一時金 250,000円

(ウ) 貸与できる期間

・高等学校等における正規の修業年限

修学年限に定めのない高等学校等に在学する者については

- 高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する者は4年
- 専修学校の高等課程に在学する者は3年

### (土) 返還

後から、最長 12 年以内に返還する 上記貸与期間が満了する日の属する月の翌月から起算して4年6ヵ月を経過した

### (才) 返還猶予

以下のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還が猶予される。

- (i)高等学校等、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき
- (ii) 災害又は傷病により奨学金の返還が困難であると認められるとき
- (iii) その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき

### (カ) 返還免除

受けることができる。 以下のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還の債務の一部又は全部の免除を

- (i) 在学中の活動実績が顕著な者として、次の要件のいずれにも該当すると認め
- ・経済的理由により著しく修学が困難であること
- 学習成績が顕著であること

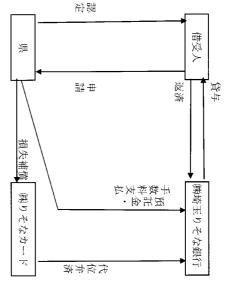
保 153-

## (ⅲ) その他やむを得ない事由

(ii) 死亡したとき

・活動実績が顕著であること

### ③業務のフロー



### <u>5</u> 業務の状況

平成 19 年度開始の事業である

### $\Theta$ 補償契約等の締結

行と連携している。

れている。 県とりそなカード(株)の間で、「埼玉県高等学校等奨学金損失補償契約書」が締結さ 県と(株)埼玉りそな銀行の間で、「埼玉県高等学校等奨学金事業実施に関する協定」、

当該事業を実施するに当たり、複数の金融機関と協議を行い、現任、㈱埼玉りそな銀

行うが、回収できないまま定められた期間が経過した場合、県は、りそなカード(株) 会社りそなカード(株)から代位弁済を受ける。その後、りそなカード㈱が同収業務を の被った損失の内、貸付元本に相当する額を補償することになる。 契約書によると、貸手である(株)埼玉りそな銀行は、奨学生から返済が滞ると関係

## ②補償先に対する管理

(株) 埼玉りそな銀行は、奨学金の貸付及び返済状況等を、毎月県に報告している。

一保 154-

### ③補償の実行

返済期限が未到来のため、補償の実行はない。

④返納金の回収

補償の実行がないことから、実績はない。

(6) 実施した手続 者 15 件について、県で行った審査資料を閲覧した。 ①平成 19 年度の金融機関による貸与リストから抽出した、継続貸与者を含む新規貸与

②県と金融機関との契約書の内容を確認した。 県が金融機関に支払う手数料等の金額、預託金について、特に記載するべき事項はな

って適圧に行われていた。

新規及び継続貸与申請者に関する審査は、手続を実施した範囲では、関係法令等に則

5

【意見65】将来に向け金融機関に損失補償した場合の事後対応策を講ずるべき 書面等により督促して回収に努める義務を負うが、18 ヵ月が経過しても弁済が行われ ない場合は、貸付元本の内未回収額を、県が損失補償することになる。 りそなカード(株)は、当該滞留債権(求償債権)について、適正に管理し、電話、

きである。また、県が損失補償をする際の求償債権の取扱についても、明確にしておく する、りそなカード(株)が行う回収方法等について、具体的な方法を確認しておくべ はないが、早晩求償債権の管理が必要になると考える。損失補償の対象となる債権に対 必要がある。 新制度においては金融機関による奨学貸付金の弁済期限が未到来なので補償の実行

一保 155-

発 行 日

毎 火曜日・金曜日 週

購読料金

年四万三 便 料 金 を 千 含 四 百

発 行 者

円

○四八―八二四―二一一一(代表) さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 県 —二一一一(代表) /BA 00/kenpouhome/fr\_top.htm

埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01

印刷所

さいたま市南区別所三―関東図書株式 ○ 四 八-一八六二—二九〇一

1 会 一 ○ 社

再生紙を使用しています。